資料１

川崎市

行財政改革第３期プログラム

素案

令和３（2021）年 11 月

御意見の募集について

1　募集期間

令和３（2021）年 11 月 27 日（土）から令和３（2021）年 12 月 27 日（月）まで

2　御意見の提出方法

次のいずれかの方法で御意見をお寄せください。なお、書式は自由ですが、巻末に「意見書」を添付してありますので、御利用ください。

（１）ＦＡＸ、郵送、持参による提出

■　ＦＡＸ：０４４－２００－０６２２

■　郵送先：〒２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１
川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室　宛

（持参先）：川崎市川崎区東田町５－４
川崎市役所第３庁舎１１階
総務企画局行政改革マネジメント推進室

（２）インターネットによる提出

市のホームページ（「意見を募集している政策等」のページ）から御意見の提出が可能です。アドレス及びＱＲコードは次のとおりです。

https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000134456.html

市民説明会の開催について

「総合計画第３期実施計画素案」及び「行財政改革第３期プログラム素案」について、内容の説明や質疑応答を行うため、市民説明会を開催します。事前に質疑応答のための質問を募集しますので、質問をお寄せください。（詳細は巻末を御覧ください。）

1　日時

令和３（2021）年 12 月 18 日（土）　14:00～16:30

2　場所

中原区役所５階会議室

「川崎市行財政改革第３期プログラム素案」について

我が国は、長く続く低成長と超高齢社会の到来等により、国や地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しています。本市においても、厳しい財政状況の中、保育ニーズの増加や高齢化の更なる進展に伴う扶助費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費用や更新費用の増加、将来見込まれる人口減少等に伴う市税収入の減少など、安定的な行財政運営への影響が一層厳しくなることが見込まれます。

しかしながら、こうした厳しい状況下においても、多発する大規模自然災害への対応や脱炭素社会の実現の推進に加え、行政手続のオンライン化や非対面・非接触型のサービス提供、テレワークをはじめとする勤務形態の変化など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする社会変容等に対し、迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

本市を取り巻くこうした状況を踏まえ、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営の下、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進し、新たな課題に対しても的確に対応していくため、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、行財政改革の取組による財源・人的資源等の必要な経営資源の着実な確保等を進め、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を行っていくとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供することで、市民満足度の一層の向上を図ることが重要となります。

こうしたことから、令和３（2021）年度末までの「行財政改革第２期プログラム」に引き続き、行財政改革の取組を一層推進するため、新たに令和４（2022）年度から令和７（2025）年度までの４年間を計画期間とする「行財政改革第３期プログラム」を策定することとしました。

計画策定に向けて、令和３（2021）年４月に「策定方針」、同８月に「基本的な考え方」を策定し、検討を進め、この度「川崎市行財政改革第３期プログラム素案」を取りまとめました。

今後、「川崎市総合計画　第３期実施計画」の策定に向けた取組と連携し、パブリックコメント手続や市民説明会、市議会における議論等でいただいた様々な御意見をしっかりと踏まえながら、計画策定に向けて更なる検討を進め、令和４（2022）年２月に「案」をとりまとめ、令和４（2022）年３月中に「行財政改革第３期プログラム」を策定します。

目 次

第１章　策定の趣旨 …… 1

１　これまでの取組・成果 …… 1

（１）行財政改革の進捗状況等 …… 1

（２）行財政改革の成果・貢献度の状況等 …… 2

（３）行財政改革の主な成果等の内容 …… 3

２　現状・課題認識 …… 7

（１）厳しい財政環境への対応 …… 7

（２）市民ニーズの多様化・増大化への対応 …… 9

（３）人口減少等を見据えた戦略的な資産マネジメント …… 18

（４）多様な主体との連携 …… 21

（５）職員を取り巻く環境の変化への対応 …… 25

（６）情報（データ）の収集、活用 …… 32

３　行財政改革の必要性 …… 34

（１）第３期プログラムの策定 …… 35

（２）事業見直し・業務改善の推進 …… 35

第２章　プログラムの概要 …… 36

１　基本理念 …… 36

（１）市民ニーズと地域課題の的確な把握 …… 36

（２）市民サービスの質的改革の推進 …… 36

（３）市役所内部の質的改革の推進 …… 36

（４）効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現 …… 36

２　計画の目的 …… 37

（１）計画の目的と位置付け …… 37

（２）確保すべき経営資源 …… 38

（３）行財政改革の取組指標 …… 39

（４）計画的な財政運営に向けた行財政改革の推進 …… 39

第３章　改革の取組 …… 40

１　社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築 …… 41

（１）将来を見据えた市民サービスの再構築 …… 42

（２）市民サービスのデジタル化の推進 …… 69

（３）市民サービスの向上に向けた民間活用の推進 …… 76

２　市役所の経営資源の最適化 …… 91

（１）働き方・仕事の進め方改革の推進 …… 92

（２）市役所内部のデジタル化の推進 …… 99

（３）組織の最適化 …… 104

（４）財源確保策の強化 …… 124

（５）戦略的な資産マネジメント …… 135

（６）特別会計の健全化 …… 152

（７）公営企業の経営改善 …… 156

（８）出資法人の経営改善及び連携・活用 …… 170

３　多様な主体との協働・連携の更なる推進 …… 172

（１）多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進 …… 173

（２）区役所機能の強化 …… 203

（３）地域防災力の向上に向けた連携 …… 213

（４）積極的な情報共有の推進 …… 223

４　庁内の人材育成と意識改革 …… 235

（１）組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等 …… 236

（２）行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成 …… 242

（３）職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上 …… 259

（４）職員の能力が十分に発揮できる環境づくり …… 265

第４章　推進体制と取組評価 …… 269

１　推進体制 …… 269

２　進行管理・取組評価 …… 270

（１）進行管理・取組評価の手法 …… 271

（２）成果指標の設定・活用 …… 271

（３）内部評価の実施 …… 272

（４）外部評価等の実施 …… 272

（５）評価スケジュール …… 272

第５章　今後の財政運営の基本的な考え方 …… 273

１　本市の財政状況 …… 273

２　基本的な考え方 …… 275

（１）効率的・効果的な事業執行の推進 …… 275

（２）税源涵養に向けた取組の推進 …… 275

（３）財源確保に向けた取組の推進 …… 275

（４）将来負担の抑制 …… 275

（５）「収支フレーム」に沿った財政運営 …… 276

（６）財政運営の「取組目標」 …… 276

（７）今後の予算計上（歳出）の考え方 …… 279

（８）行財政改革の取組 …… 280

（９）収支フレーム（素案）【一般財源ベース】 …… 281

参考資料 …… 284

１　市民アンケート …… 284

２　川崎市「働き方についてのアンケート調査」 …… 285

３　川崎市「働き方・仕事の進め方改革」と関連改革課題一覧 …… 289

４　当初設定する成果指標一覧 …… 291

第１章　策定の趣旨

１　これまでの取組・成果

本市では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸[1]のまち　かわさき」の実現に向けて、市民に必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けることで、市民満足度の向上を図ることができるよう、「行財政改革プログラム」（平成 28（2016）年度～平成 29（2017）年度。以下「第１期プログラム」という。）及び「行財政改革第２期プログラム」（平成 30（2018）年度～令和３（2021）年度。以下「第２期プログラム」という。）を策定し、プログラムに基づく行財政改革の取組を進めてきました。

また、これまでの取組により、ヒト・モノ・カネ・情報などの経営資源の着実な確保等を行うことで、川崎市総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げる政策・施策の推進に貢献してきました。

（１）行財政改革の進捗状況等

- 第１期プログラムに掲げた改革課題 176 件については、約 98.3%が「目標を上回った」「ほぼ目標どおり」となっており、第２期プログラムに掲げた改革課題 157 件についても、令和元（2019）年度までの中間評価時点で、約 94.3%が「ほぼ目標どおり」となっていることから、改革の取組については、概ね順調に進捗しました（図表－１、図表－２）。
- ただし、両プログラムともに、取組の遅延等により、少なからず、「目標を下回った」取組もあったことから、改革の取組を進めるだけではなく、改革課題ごとに、より厳格な進捗管理が必要となります。また、「状況変化等により目標未達」となった取組の中には、第２期プログラムの中間評価時点で、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響等を大きく受けたものもありました。

図表－１　第１期プログラムの目標達成度

「川崎市行財政改革プログラム　平成 28･29 年度の取組結果」から作成

図表－２　第２期プログラムの目標達成度

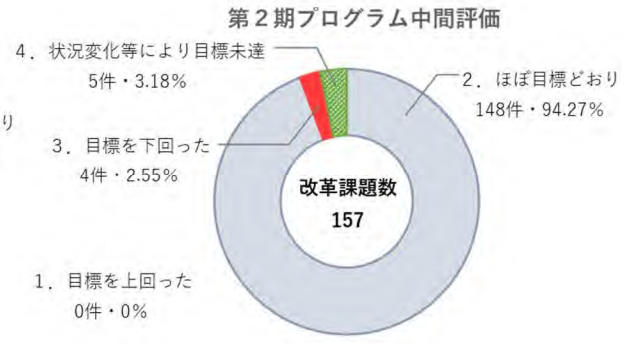

「川崎市行財政改革第２期プログラム　平成 30･令和元年度の取組結果」から作成

[1] 川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

（２）行財政改革の成果・貢献度の状況等

- 第１期プログラムの改革課題 176 件について、約 69.3％が事務事業等へ貢献できたこと、また、第２期プログラムの改革課題 157 件についても、令和元（2019）年度に実施した中間評価時点で、約 82.8％が事務事業等へ貢献できていることから、一定、行財政改革の取組の成果が出ており、総合計画に掲げる政策・施策の推進に寄与しているものと考えます（図表－３、図表－４）。
- また、第１期プログラムから第２期プログラムにかけて、効果が発現していない改革課題の割合を減らすことができていることから、「経営資源の確保」や「課題の解決」等に向け、より効果的な取組を実施できるようになってきています。
- しかしながら、第２期プログラムの中間評価時点で、課題があった改革課題が約 33.1％、効果が発現していない改革課題が約 17.2％あることから、第２期プログラムの計画期間内に解決に至らない課題や効果が発現していない改革課題等については、継続的に取組を進めていく必要があります。

図表－３　第１期プログラムの事務事業貢献度

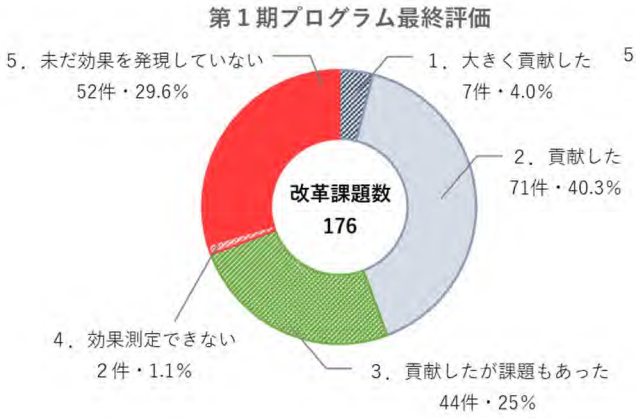

「川崎市行財政改革プログラム　平成 28･29 年度の取組結果」から作成

図表－４　第２期プログラムの事務事業貢献度

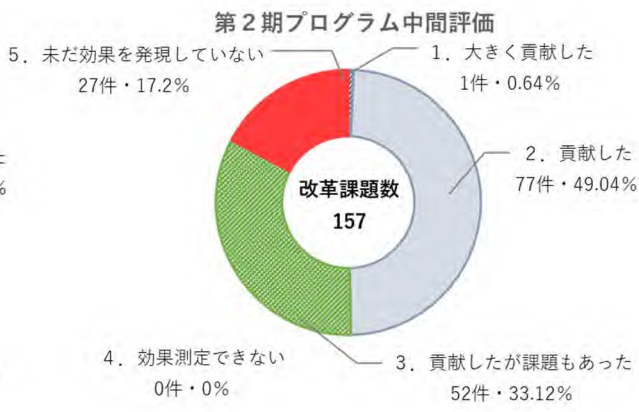

「川崎市行財政改革第２期プログラム　平成 30･令和元年度の取組結果」から作成

（３）行財政改革の主な成果等の内容

ア　財政効果

- 第１期プログラムや第２期プログラムの計画期間において、「組織の最適化」、「民間活用」、「財源確保」、「財産の有効活用」、「市民サービスの再構築」等の取組により、毎年度、全会計で 40 億円以上の財政効果を予算に反映し、より必要性の高い市民サービスや新たな課題への対応に活用してきました（図表－５）。
- また、第２期プログラムの計画期間においては、各職場や各職員の自発的な取組により、改革意識やコスト意識の醸成を図りながら、「財源」や「時間」を生み出すことを目的として、全庁を挙げた「事業見直し・業務改善」に積極的に取り組み、更なる財政効果の創出に努めてきました。
- こうした取組や成果を踏まえ、今後も総合計画に掲げる政策・施策や新たな課題に適切に対応できるよう、改革の取組を着実に進め、財政効果を毎年度の予算に適切に反映するとともに、組織全体でコスト意識や改革意識を持ち、社会経済状況の変化や市民ニーズの変化を的確に捉え、日常的な改善・改革の取組を着実に進めることで、更なる効果の創出につなげる必要があります。

図表－５　行財政改革による財政効果

対象プログラム		第１期プログラム		第２期プログラム		
財政効果の予算反映年度（取組の翌年度）		平成29（2017）年度予算	平成30（2018）年度予算	令和元（2019）年度予算	令和２（2020）年度予算	令和３（2021）年度予算
財政効果総額		約 41.1 億円	約 44.1 億円	約 46.5 億円	約 42.9 億円	約 43.4 億円
内訳	組織の最適化による財政効果	約 8.2 億円	約 10.9 億円	約 8.7 億円	約 13.5 億円	約 10.8 億円
	取組１「共に支える」の取組による財政効果	約 3.6 億円	約 1.9 億円	－	－	－
	取組２「再構築する」の取組による財政効果	約 29.3 億円	約 31.3 億円	約 37.0 億円	約 28.6 億円	約 32.0 億円
	取組３「育て、チャレンジする」の取組による財政効果	－	－	－	－	－
	事業見直し・業務改善の取組による財政効果	（平成30（2018）年度から取組開始）		約 0.8 億円	約 0.8 億円	約 0.6 億円

「川崎市予算案について」から作成

イ　市民満足度の向上に向けた質的改革の成果等

- 第１期プログラムや第２期プログラムにおいては、組織や職員の質の向上（市役所内部の質的改革）を図りながら、市民に必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けること（市民サービスの質的改革）で、市民満足度の一層の向上を目的の一つとして、行財政改革の取組を進めてきました。

- その結果、市民アンケート[2]による市民満足度（日々の生活に身近な行政サービスについての満足度）の調査においては、第１期プログラム開始前の平成 27（2015）年度以降の４年間で、「満足している（「ある程度満足している」を含む。）」と感じる市民の割合が 53.0%から 56.3%へと 3.3 ポイント増加し、市民満足度は緩やかな上昇傾向にあります（図表－６）。
- また、「満足していない（「あまり満足していない」を含む。）」と感じる市民の割合についても、平成 27（2015）年度以降の４年間で、17.3%から 14.2%へと 3.1 ポイント減少しており、緩やかな改善傾向にあります。
- こうしたことから、これまでの質的改革の取組については、一定の効果があったものと捉えていますが、市民満足度の上昇が緩やかであることから、今後は、これまで以上に、市民との積極的な情報共有を行いながら、地域課題や市民ニーズを的確に把握し、組織や職員の質の向上に資する取組を適切に行うことで、市民サービスの更なる質の向上を図ることはもとより、本市の事務ミスや不祥事等の発生防止に向けた内部統制の取組を確実に進め、市民満足度の一層の向上を目指していく必要があります。

図表－６　市民満足度（日々の生活に身近な行政サービスについての満足度）の推移

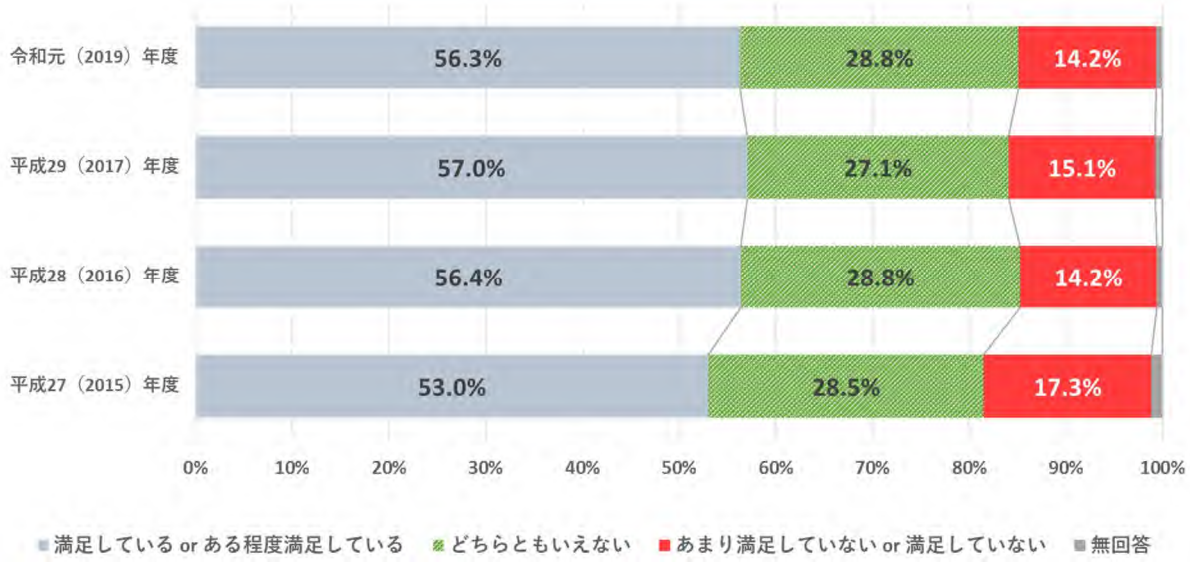

「川崎市総合計画に関する市民アンケート調査」から作成

[2] 「川崎市総合計画に関する市民アンケート調査」のことをいう（詳細は参考資料１参照）。平成 29（2017）年度までは毎年実施し、それ以降は２年に１回実施している。

ウ　経営資源の確保の主な成果等

- 第１期プログラムや第２期プログラムにおいては、総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進等に向け、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、行財政改革の取組を進め、ヒト・モノ・カネ・情報等の経営資源の確保に努めてきました（図表－７に具体例記載）。
- 今後も、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するとともに、近年多発する大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容、脱炭素社会の実現、社会や行政のデジタル化等に迅速かつ的確に対応していくためには、更なる経営資源の確保が重要となります。

図表－７　経営資源の確保の主な成果等

「ヒト」の経営資源の確保　具体例
１　動物愛護活動等へ参加したボランティア等 平成 27（2015）年度：88 人　→　**令和元（2019）年度：488 人**
２　夢見ヶ崎動物公園におけるサポーター制度の登録者・団体 平成 29（2017）年度：23 人・５団体　→　**令和元（2019）年度：69 人・16 団体**
３　幸区ご近所支え愛事業の実施地区・町内会ごとに設置する部会の会員 平成 28（2016）年度：８地区・152 人　→　**令和元（2019）年度：28 地区・687 人**
４　寺子屋運営の参加者数 平成 29（2017）年度：578 人　→　**令和元（2019）年度：1,003 人**
「モノ」の経営資源の確保　具体例
１　区役所利用者のサービス満足度 平成 27（2015）年度：97.1％　→　**令和元（2019）年度：99％**
２　中原区役所の混雑期における窓口の最長待ち時間 平成 29（2017）年度：２時間 15 分　→　**令和元（2019）年度：１時間 13 分**
３　川崎港コンテナターミナルにおけるコンテナ取扱量 平成 27（2015）年度：9.9 万 TEU　→　**令和元（2019）年度：15.3 万 TEU**
４　電子申請システムの利用件数 平成 27（2015）年度：12 万件　→　**令和元（2019）年度：26 万件**

「モノ」の経営資源の確保　具体例（続き）

5　市立３病院の入院患者満足度（平均値）

平成 27（2015）年度：87.5%　→　**令和元（2019）年度：89.8%**

6　わくわくプラザの登録率

平成 27（2015）年度：47.4%　→　**令和元（2019）年度：49.6%**

「カネ」の経営資源の確保　具体例

1　市税収入率（現年度分+滞納繰越分）

平成 27（2015）年度：98.1%　→　**令和元（2019）年度：99.2%**

2　すべての市債権（市税を除く。）の収入未済額

平成 27（2015）年度：約 150 億円　→　**令和元（2019）年度：約 109 億円**

3　保育料収入率（現年度分）

平成 27（2015）年度：97.8%　→　**令和元（2019）年度：98.9%**

4　財産の有効活用による歳入額

平成 27（2015）年度：約 6.1 億円　→　**令和元（2019）年度：約 8.6 億円**

5　競輪事業特別会計から一般会計への繰出金額

平成 27（2015）年度：約 1.3 億円　→　**令和元（2019）年度：約 3.1 億円**

6　補助・助成金の見直し

平成 29（2017）年度予算：**対前年度比　▲約 1.7 億円**

平成 30（2018）年度予算：**対前年度比　▲約 3.0 億円**

令和元（2019）年度予算：**対前年度比　▲約 1.3 億円**

令和 2（2020）年度予算：**対前年度比　▲約 0.8 億円**

「情報」の経営資源の確保　具体例

1　市が提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数

平成 29（2017）年度：約 3,000 件　→　**令和元（2019）年度：約 4,000 件**

2　かわさきアプリのダウンロード数

平成 29（2017）年度：約 11 万件　→　**令和元（2019）年度：約 24 万件**

3　LINE の川崎市公式アカウントの登録者数（件数）

令和元（2019）年度：約 9,000 件【新規】

２　現状･課題認識

（１）厳しい財政環境への対応

- 本市においては、令和 12（2030）年をピークに人口減少社会に転じるとともに、今後少子高齢化の更なる進展が想定されています。将来にわたり安定的な行財政運営を行っていく上では、扶助費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費用や更新費用の増加、将来の人口減少に伴う市税収入の減少などの影響が一層厳しくなることが見込まれます（図表－８）。
- 本市財政の現状については、令和２（2020）年度決算において、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳出が減少したことなどにより、収支不足は発生しなかったものの、減債基金からの借入残高は 527 億円に達しています。また、令和３（2021）年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落込みによる影響を受けることが見込まれます。さらに、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないこと等の影響により、厳しい財政環境が続くことが見込まれます（第５章参照）。
- 本市を取り巻くこうした環境を踏まえると、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築に向けて、事業の見直し等による歳出の削減、民間活用による財政的効果の発現、市税の増収や税外債権の確保に向けた継続的な取組の推進、財産の有効活用等により、財源の更なる確保を図っていく必要があります。
- 特別会計においては、こうした厳しい財政状況の下においても、将来負担の抑制を図る観点から、事業の見直しや再構築、取組の創意工夫等により、一般会計からの繰入金の削減や、収益事業においては一般会計への繰出金の増加に向けて取り組む必要があります。

図表－８　性質別歳出額の推移（決算ベース）

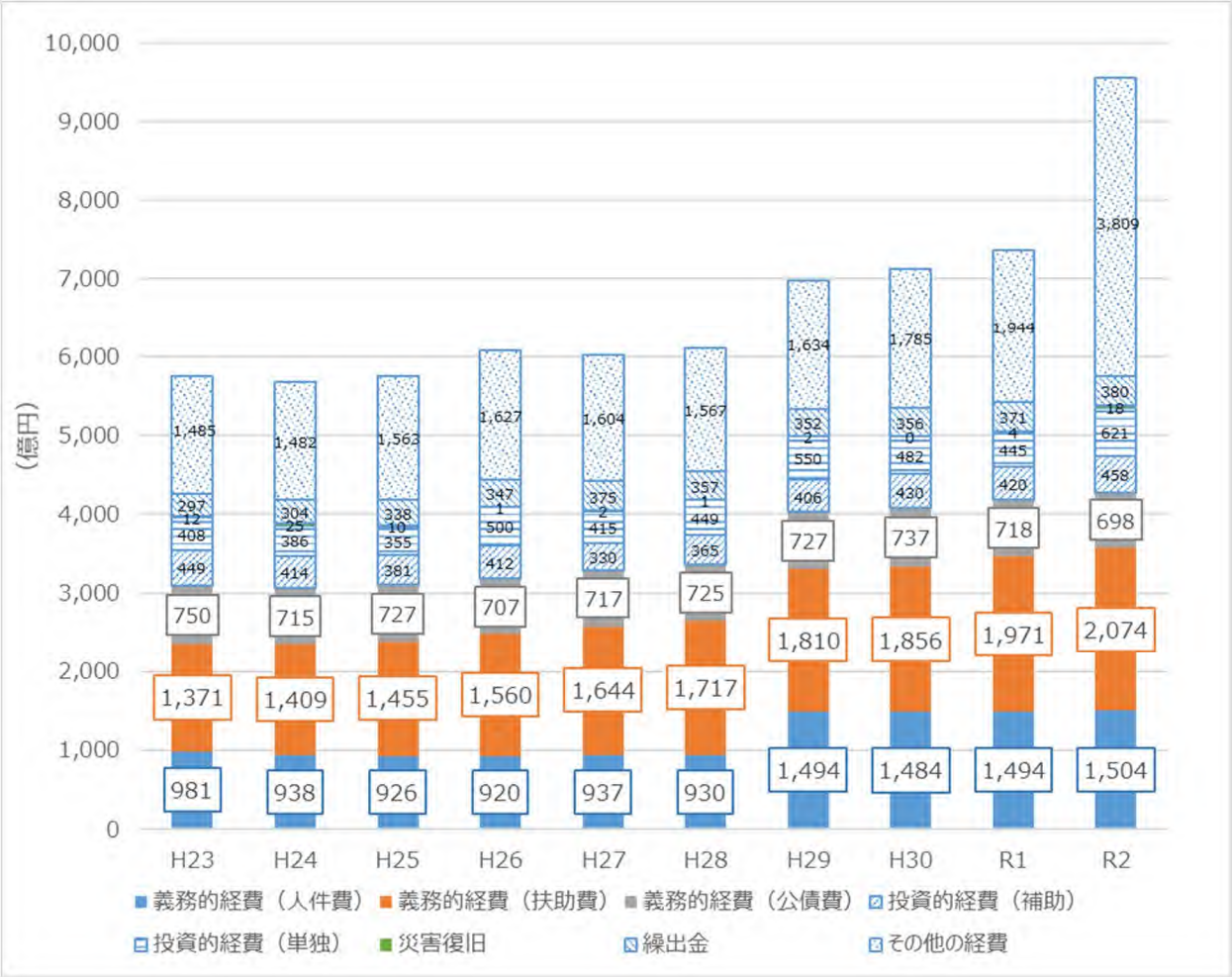

川崎市「一般会計・特別会計決算見込の概要について」から作成

（２）市民ニーズの多様化・増大化への対応

ア　人口減少社会への転換と人口構成の変化

- 本市では、魅力あるまちづくりを着実に進めてきたことや、首都圏の中央に位置するといった地理的要因などにより、若い世代を中心とした人口流入（社会増）が継続しており、そうした要因もあって、出生数が死亡数を上回る状況（自然増）も令和２（2020）年まで続いています。令和３（2021）年４月の本市将来人口推計では、令和２（2020）年 10 月の 153.9 万人から増加を続け、令和 12（2030）年頃の約 160.3 万人でピークを迎えた後、本市は人口減少社会に転換すると見込まれています。そのため、特に長期にわたり効用を発揮するインフラや公共建築物については、人口減少社会を見据えた「施設の最適化」が必要となります（図表－９、図表－10）。
- 年齢別の人口構成の推移については、高齢人口（65 歳以上）は増加を続け、令和 47（2065）年には、高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）が 31.5％に達し、市民の約３人に１人が 65 歳以上の高齢者になる一方で、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）については令和７（2025）年頃をピークに減少し、年少人口（15 歳未満）については令和２（2020）年頃を境に減少過程に移行していると想定され、少子高齢化が急速に進展していくことが見込まれます。
- これまでも、人口減少社会への転換や人口構成の変化を見据え、市民サービスの再構築や戦略的な資産マネジメントなどに取り組んできました。しかしながら、本市においても人口減少社会への転換が迫っており、少子高齢化の更なる進展や今後も厳しい財政環境が続くことが見込まれる中で、今後の中長期的な社会経済状況の変化や市内産業構造の転換を踏まえながら、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくことが必要であり、事業の見直しや事業手法の改善等により経営資源の確保を図ることが一層重要になっています。

図表－９　川崎市における人口動態の長期推移（自然動態・社会動態別）

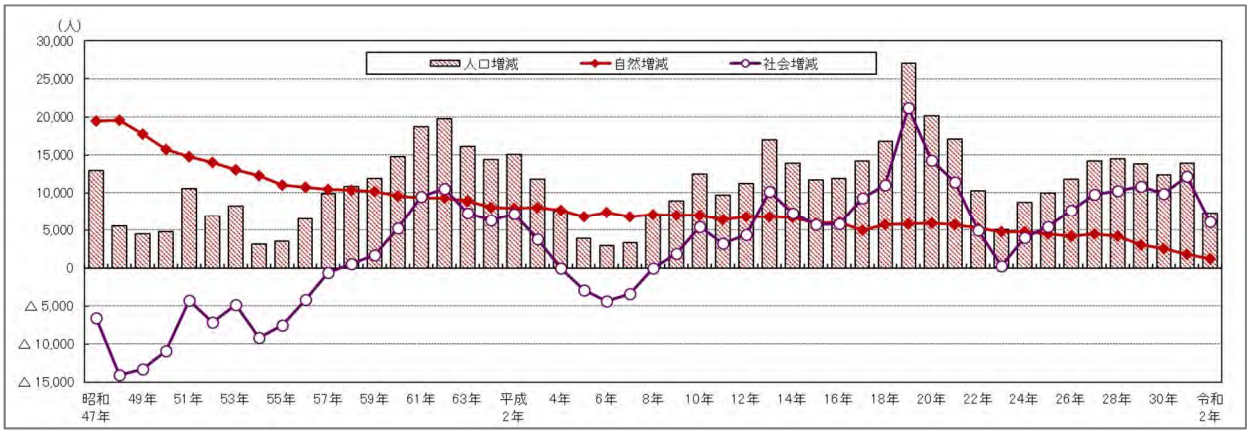

「川崎市の人口動態－令和２（2020）年－」（令和３（2021）年２月）から転載

図表－10　本市将来人口推計（令和３（2021）年４月）

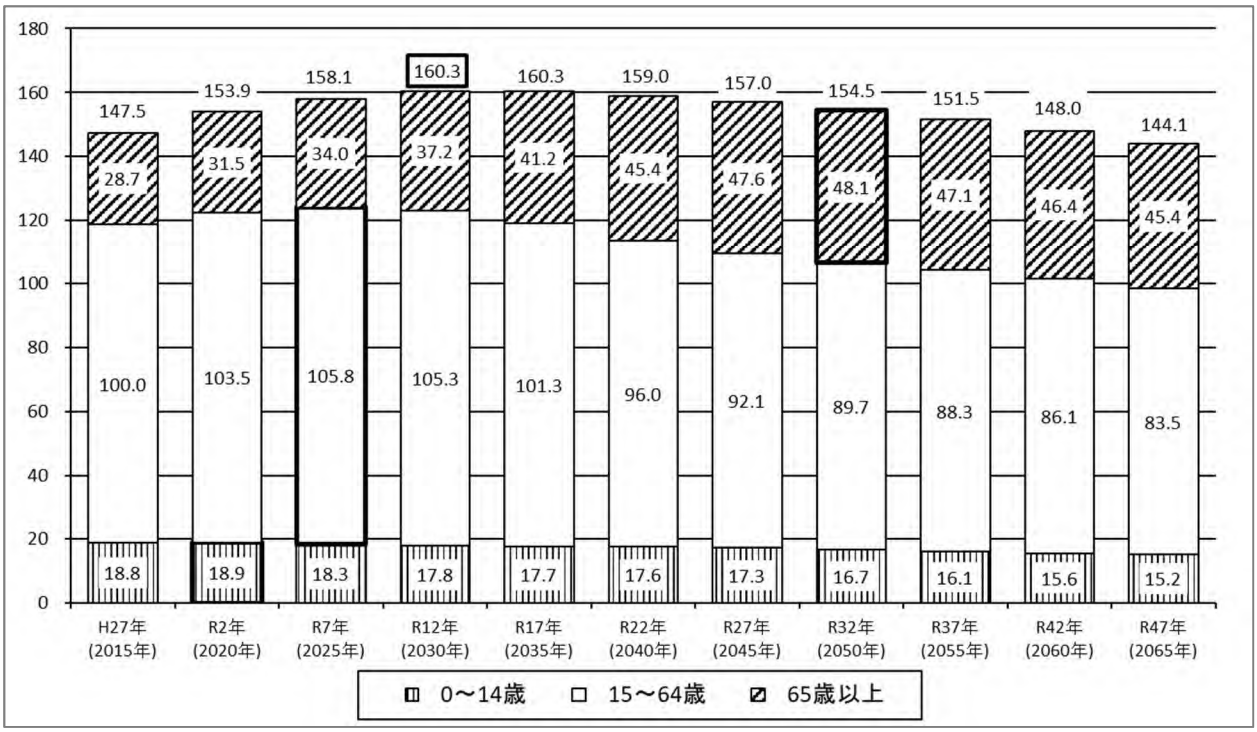

「川崎市総合計画第３期実施計画の策定に向けた将来人口推計」（令和３（2021）年４月）から転載

イ　新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容

- 新型コロナウイルス感染症を契機として、人々の外出が抑制された結果、公共交通機関の利用が減少するなど、外出を前提とした社会活動が変化するとともに、オンライン手続や、キャッシュレスなど非対面・非接触型のサービス、テレワーク[3]やオンライン会議など場所の制約を受けない働き方、ＳＮＳ[4]やオンライン相談などインターネットを介したコミュニケーションなどが拡大しています（図表－11～図表－15）。
- 国においては、新型コロナウイルス感染症への対応により明らかとなった行政のデジタル化の遅れや、社会経済活動全般のデジタル化などに対応するため、令和２（2020）年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、今般のデジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるとしています。また、こうした社会のデジタル化を強力に推進するため「デジタル庁」を設置するとともに、国と地方自治体の関係については、相互に連携し、マイナンバーカードの普及促進や自治体の行政手続のオンライン化など、デジタル技術の活用を積極的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。
- こうしたことから、本市の行政サービスにおいても、オンラインを活用した手続、相談等や、窓口のデジタル化、ＳＮＳやアプリなどによる情報発信の強化、デジタルデバイド[5]対策など、人々の行動変容に伴うデジタル化への対応が求められるとともに、外出を前提とした社会活動からの変化等による社会変容も視野に入れた市民サービスの見直しが必要になると想定されます。
- 本市では、これまで市民ニーズの変化を踏まえた市民サービスの再構築や、電子申請やオンライン会議の導入など社会のデジタル化に対応した取組を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容等を踏まえ、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応するため、中長期的な社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築を行い、経営資源の確保・活用を図っていく必要があります。

[3] ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のことをいう。
[4] ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の web サイトのことをいう。
[5] インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことをいう。

➢　また、本市の公営企業では、新型コロナウイルス感染症による外出抑制を契機とした行動変容等の影響が出ているほか、今後想定される市内の産業構造の転換による影響も見込まれることから、費用の削減や収益の確保など、一層、経営健全化に向けた取組を推進することが必要となります。

図表－11　ピーク時間帯における首都圏の主なターミナル駅の利用状況
（テレワーク・時差出勤呼び掛け後・令和３（2021）年 10 月 29 日時点）

国土交通省「各日の駅の利用状況（首都圏・関西圏：速報値）から作成

図表－12　川崎市バスの乗車人員の推移（新型コロナウイルス感染拡大前後）

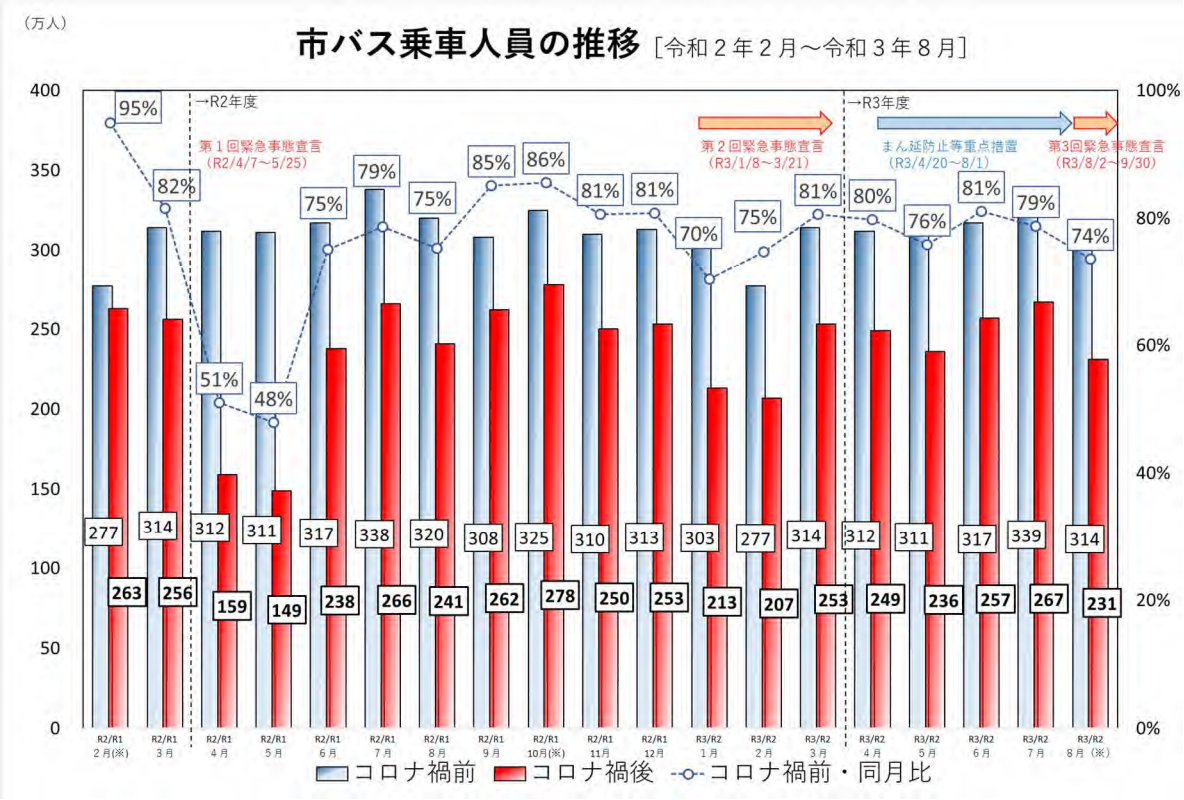

川崎市交通局作成

図表－13　雇用型テレワーカーの割合の推移

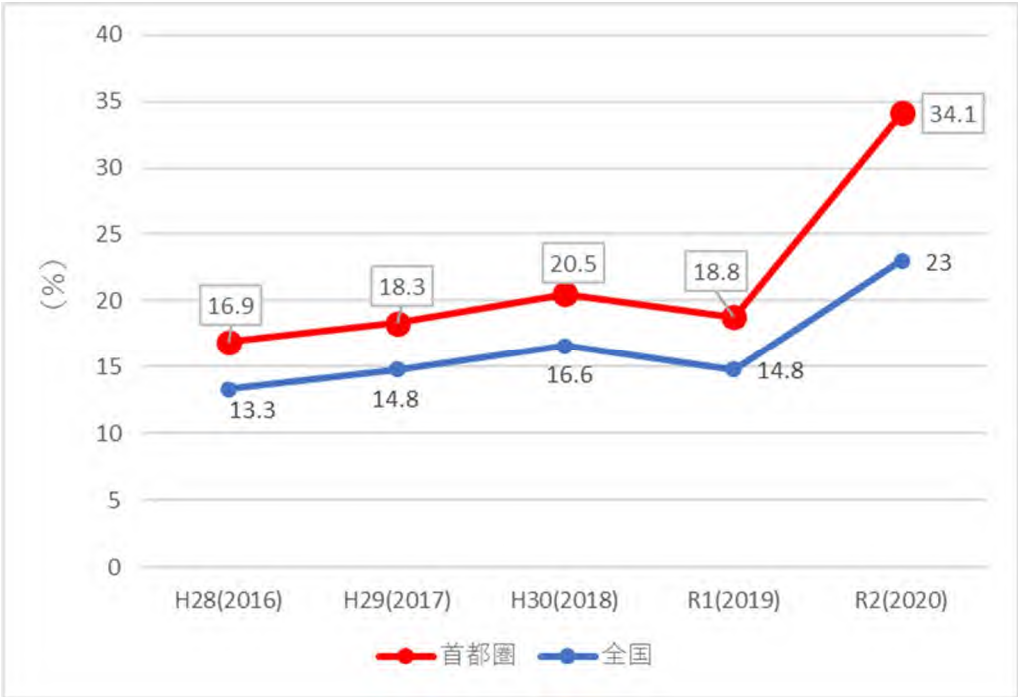

国土交通省「令和２年度　テレワーク人口実態調査－調査結果－」（令和３年３月）から作成

図表－14　地方公共団体が扱うオンライン利用促進対象手続の利用状況の推移

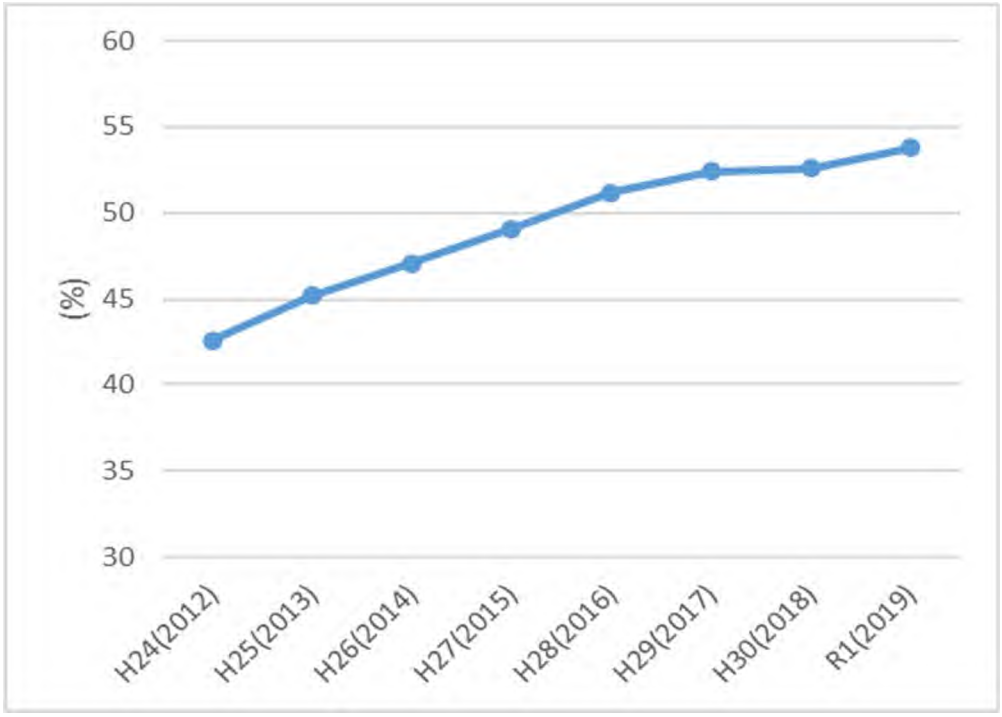

総務省「令和２年版情報通信白書」等から作成

図表－15　年齢階層別ＳＮＳの利用状況

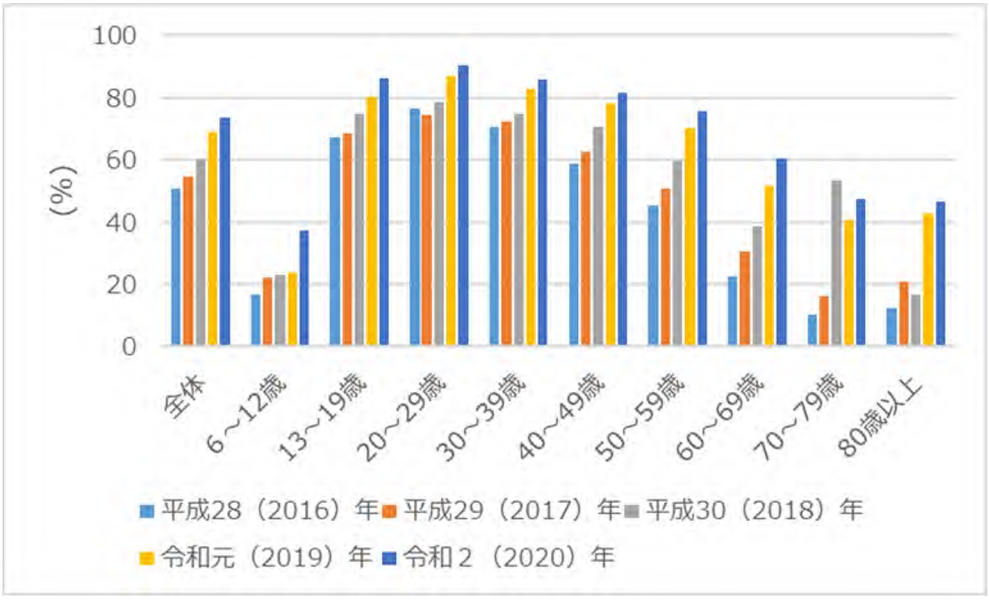

総務省「通信利用動向調査」から作成

ウ 民間活用の更なる推進

- 従来の「民間活用」は、効率的な職員配置･組織整備を行うこと等を目的として、「公共サービスの提供主体（プレーヤー）を民間部門に委ね、行政はその管理・監督者（マネージャー）の役割を担うこと」として定義し、民間企業等を施設運営やサービス提供主体の補完的な役割として位置付け、活用するにとどまっていました。
- しかしながら、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応し、市民満足度の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、補完的な民間活用にとどまることなく、民間企業をはじめとした多様な主体とあらゆる施策分野･事業分野で連携を進め、それを定着・恒常化させる仕組みが必要となりました。
- こうしたことから、民間企業等を重要なパートナーとして捉え、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用し、「効率的・効果的な市民サービスの提供」と「市民サービスの質の向上」との両立を図りながら、最適な市民サービスを共に創り上げることを目指して、令和２（2020）年３月に「川崎市民間活用（川崎版ＰＰＰ）推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定しました（図表－16）。
- 推進方針では、基本的な考え方のほか、施設整備や管理運営、一定規模の未利用公有財産の利活用に当たり、民間活用を優先的に検討し、庁内の意思決定を経る実効性のある手続にするとともに、検討段階から積極的に情報提供することとする「①優先的検討に関する基本的な方針」、市内事業者を積極的に活用することとする「②地域経済活性化に向けた基本的な方針」、すべての施策分野・事業分野で民間提案を活用するとともに、サウンディング型市場調査[6]や「川崎市 PPP プラットフォーム」[7]等を活用した対話を図ることとする「③民間提案及び対話を活用した民間活用の進め方に関する基本的な方針」、サービスの質・安全性の確保や必要な見直しに向けたモニタリング等を行うこととする「④確実な公共サービスの提供のためのモニタリング等に関する基本的な方針」を定め、第２期プログラム計画期間の後半から、具体的な取組を開始しました。

[6] 本市が進める事業について、市場ニーズや公募条件等の意向などを把握するための取組の一つ
[7] ＰＰＰ（公民が連携し公共サービスの提供を行うスキーム）の推進に向けて、ノウハウの習得と案件形成能力の向上を図り、地元事業者の事業関与につなげることを目的としたプラットフォーム

- その結果、「川崎市総合自治会館跡地等の活用」や「川崎駅西口大宮町地区　地区施設整備・活用」等が実現し、一定の歳入を確保しつつ、課題の解決や地域ニーズへの対応、賑わいの創出等につながっています（図表－17)。
- 今後も推進方針に基づき、あらゆる施策分野・事業分野において更なる民間活用を進め、「公共」を共に担い、共に創り上げていく必要があります。

図表－16　推進方針の位置付けと関係計画等との関係

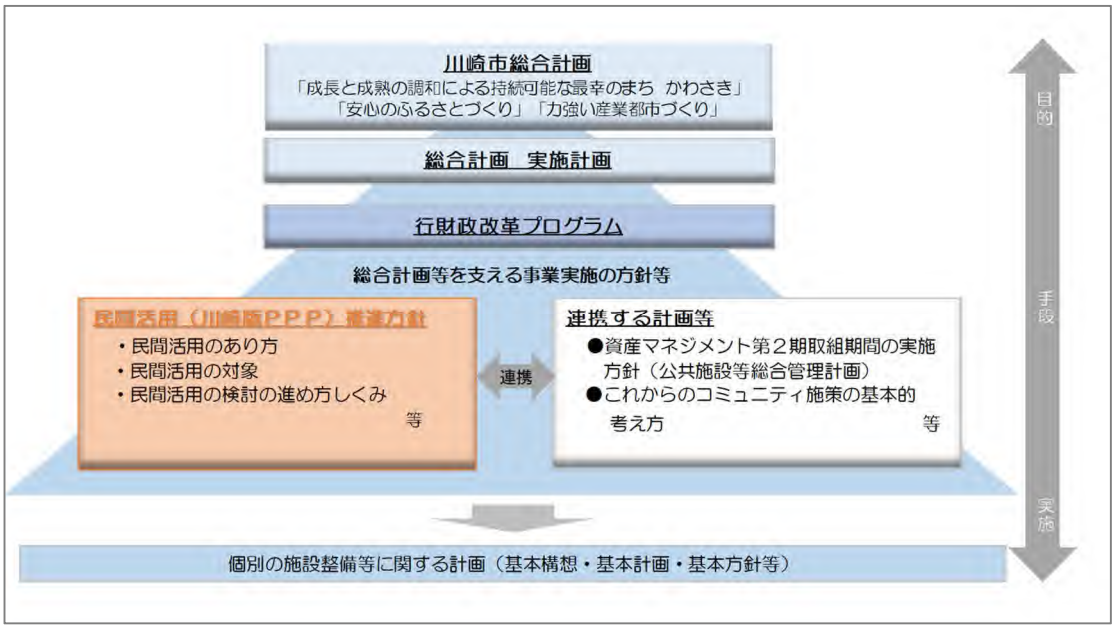

「川崎市民間活用（川崎版ＰＰＰ）推進方針」（令和２（2020）年３月）から転載

図表－17　民間による市有地の活用例（川崎市総合自治会館跡地等）

■外観イメージパース（二ヶ領用水からのぞむ）

■配置計画イメージ

※敷地に接する国道４０９号道路予定地及び二ヶ領用水について、一体的な活用を検討中。ただし、国道４０９号道路予定地については、道路整備までの期間に限ります。

東レ建設株式会社・川崎市　報道発表資料（R3.3.30）から転載

（３）人口減少等を見据えた戦略的な資産マネジメント

- 本市が保有する公共建築物（借受分及び企業会計分を除く。）の延床面積については、令和２（2020）年度末時点で約 377.7 万㎡にのぼり、学校施設と市営住宅が全体の７割弱を占め、この間の人口増加等に伴う小・中学校の新設等により、平成 22（2010）年度から令和２（2020）年度までの 10 年間で約 21.5 万㎡（約 6.0％）増加している状況です（図表－18）。
- また、築年数についても、令和２（2020）年度末時点で、築 30 年以上の公共建築物が全体の５割を占め、現状の施設の保有を前提とした場合、10 年後には、全体の７割を超えることが見込まれることから、老朽化に伴う施設機能の低下、維持管理や更新に要する費用の増加等が懸念されます（図表－19）。

図表－18　学校施設、市営住宅、庁舎等建築物の延床面積の割合

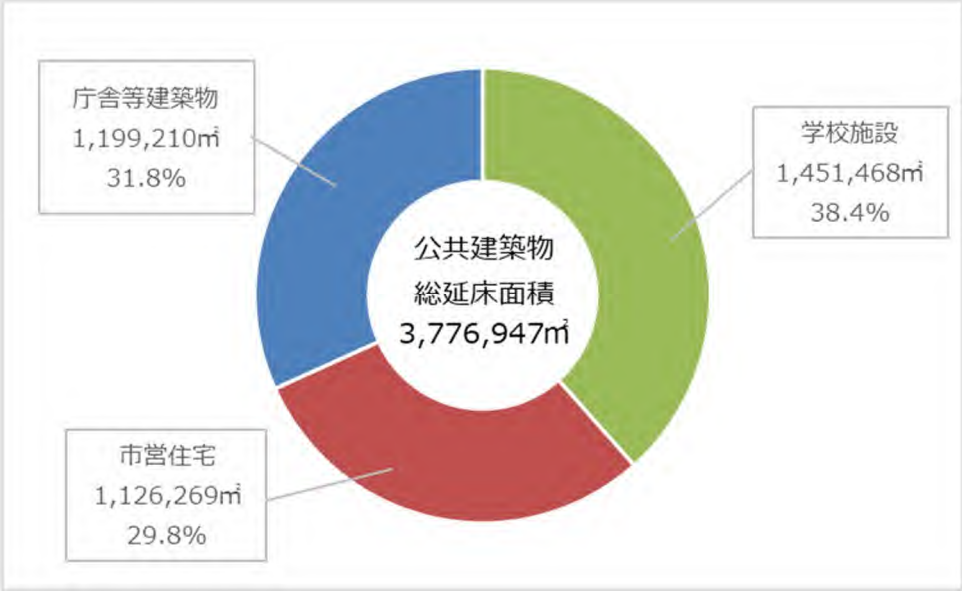

「資産マネジメント第３期実施方針　素案」から転載

図表－19　本市公共建築物の建築年別床面積

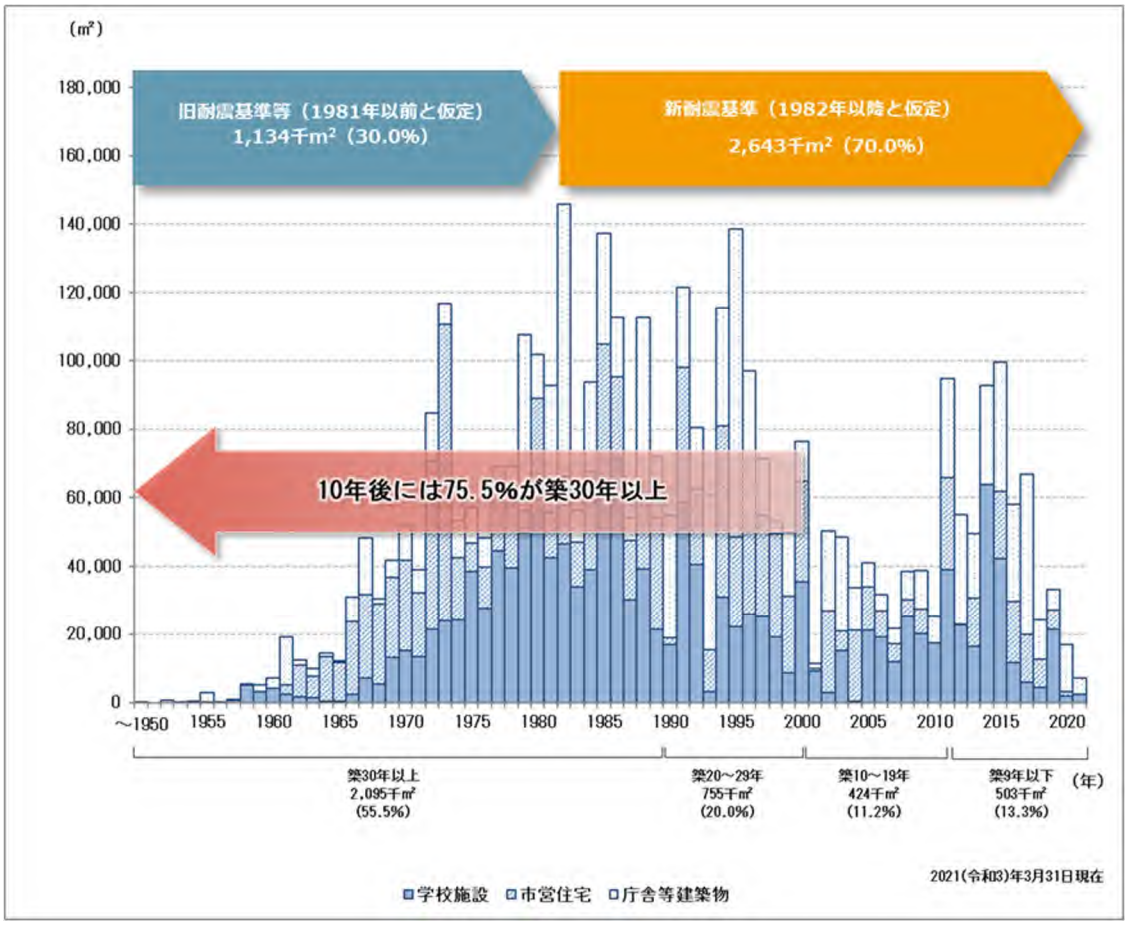

「資産マネジメント第３期実施方針　素案」から転載

- これまで、本市では、人口増加等に伴う市民ニーズの多様化・増大化に的確に対応するため、多くの公共建築物を整備してきましたが、公共建築物は容易に減らすことが困難な資産であることから、今後の人口減少等を見据え、維持管理するために必要となる市民１人当たりの将来負担が過度にならないようにすることが求められます。また、インフラ施設については、市民生活や都市基盤等に必要不可欠な施設であることから、計画的に維持管理する必要があります。
- こうしたことから、今後、利用状況やコスト等を分析し、施設の適切なあり方を検討するとともに、市民ニーズに的確に対応しながら、「機能重視」の考え方に基づく施設の多目的化・複合化等による施設の適正配置、民間活用等による効率的・効果的な更新など、「資産保有の最適化」に向けた取組を重点的に推進することで保有総量を適切に管理し、市民の将来負担を可能な限り軽減していく必要があります。

- また、多くの施設が老朽化してきている状況に鑑み、あらかじめ施設のあり方を検討した上で、「施設の長寿命化」が必要となる場合については、長寿命化対象部位や機能維持に必要な部位について、より効率的・効果的な手法により、適切な対策を講じていく必要があります。
- さらに、財源確保や経費節減、市民サービスの質の向上等に向け、民間活用の取組とも連携しながら、「財産の有効活用」を積極的に進めていく必要があります。

（４）多様な主体との連携

ア　地域課題の解決に向けた協働･連携

- 少子高齢化の進行、人口減少社会への転換、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容などを背景として、地域課題や社会的課題は複層的な要因を持つことから、今後ますます複雑化・多様化することが見込まれます。持続可能な地域社会の構築に向けて、多様な主体の協働・連携により、それぞれの特徴や役割を生かしながら課題を解決していくことが必要となっています（図表－20)。
- これまで地域を支えてきた町内会・自治会や地域で活動する市民活動団体など、コミュニティ運営の担い手が固定化・高齢化しています。さらに、一人暮らし世帯の増加や、生活利便性の向上等によって地域と関わることなく生活している人々が増えている状況にあります。これからのコミュニティについては、平成 31（2019）年３月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体が協働・連携して地域の課題を解決する「市民創発」[8]型のまちづくりを進めていく必要があります。
- また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、将来あるべき姿についての合意形成等により、地域の多様な主体が、それぞれの役割に応じて具体的に行動できるよう、協働・連携を進めていく必要があります。
- 本市では、令和元年東日本台風により大きな被害を受けるとともに、避難所運営でも課題が生じたことを踏まえ、日頃から避難所運営会議や自主防災組織など地域の様々な主体と連携し、的確な情報提供や訓練の実施等を行うことにより、地域防災力の向上を図ることが課題となっています（図表－21)。

[8] 様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出することをいう。

図表－20　市民にとっての地域の課題

川崎市「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成 31 年３月）から転載

図表－21　令和元年東日本台風における避難所運営の課題

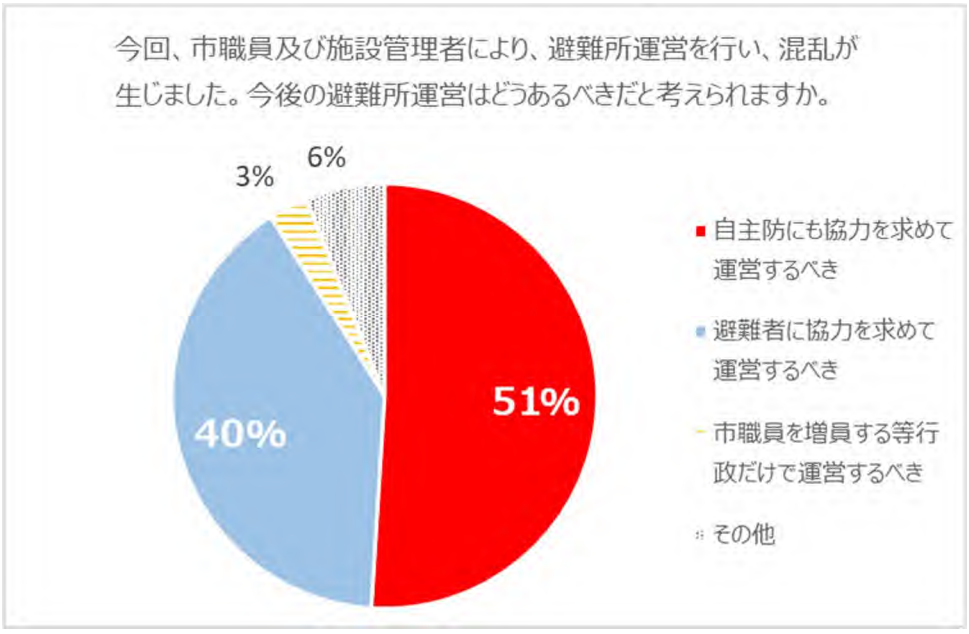

川崎市「令和元年東日本台風における災害対応検証報告書」（令和２（2020）年４月）における「自主防災組織のアンケート集計結果」から作成

イ　地域のつながりやコミュニティづくりを促す区役所機能

- 区役所は、地域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて市民の主体的な取組を促し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、市民同士が支え合いながら地域の課題解決に取り組んでいく、地域主体のまちづくりを進めていく役割を担っています（図表－22）。
- そのため、引き続き、参加と協働による地域課題の解決に取り組むほか、多様な主体をつなぐコーディネート機能の強化を図るとともに、市民と区役所との間に更なる信頼関係を構築するため、区役所における市民サービスの向上に取り組んでいくことが必要です。さらに、共に支え合う地域づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症を契機とした行動変容、デジタル化の急速な進展に伴うライフスタイルの変革、非対面・非接触型のサービス提供など、今後の社会変化に応じた区役所機能が求められます。
- また、令和３（2021）年５月に策定した「区における行政への参加の考え方」に基づき、地域コミュニティにおける支えあう関係づくりと市民創発型の課題解決を目指すため、区民会議に替えて、より多くの市民が関わり参加しやすい機会を拡充し、弾力的に運用できる柔軟なしくみとする「新しい参加の場」（市民と意見交換・議論する場）の取組を進め、市民自治による区における暮らしやすい地域社会の実現に向けた取組を更に推進していく必要があります。

図表－22　これからの区役所が果たすべき役割のイメージ

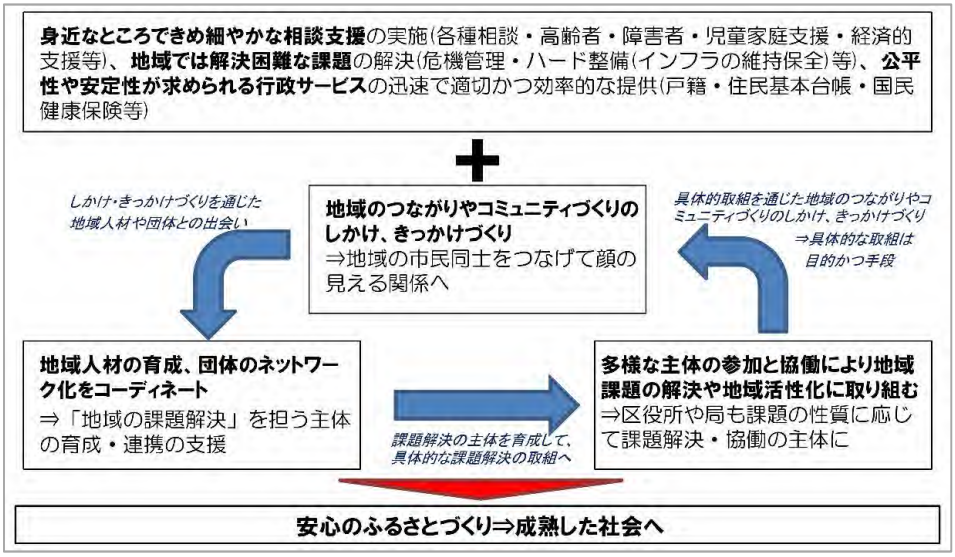

川崎市「区役所改革の基本方針」（平成 28（2016）年３月）から転載

ウ　出資法人の経営改善･活用

- 本市における出資法人改革は、従来、法人の「効率化・経営健全化」を主たる目的とし、平成 16（2004）年度に「出資法人の経営改善指針」を策定しながら、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、統廃合や市の財政的･人的関与の見直し等を実施してきました。
- そうした中で、厳しい財政環境においても、市民ニーズや地域課題に適切に対応するため、これまで以上に、多様な主体との連携が重要となり、総務省からも「効率化・経営健全化」と「活用」との両立を図ることが求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきました。
- こうしたことから、本市においても、平成 30（2018）年度に、従前の「出資法人の経営改善指針」を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改定し、社会経済環境や市民ニーズの変化等を踏まえながら、出資法人の役割や特性に応じた関わり方を検討するとともに、出資法人の「効率化・経営健全化」と専門性を踏まえた「連携・活用」との両立に取り組んできました。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響等により、厳しい経営環境に置かれている出資法人もあることから、これまで以上に、直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出の推移等を適切に把握・確認し、分析した上で、経常的･投資的･財務的な動きを踏まえた将来見通しに基づき、一層の法人の「効率化・経営健全化」を図っていく必要があります。
- また、法人の設立目的やミッション等に基づき、本市の政策・施策や事務事業等との関係も踏まえながら、本市の行政目的に沿った法人の役割を再確認した上で、更なる「連携・活用」の取組を推進していく必要があります。
- さらに、これまでも、毎年度、各出資法人による主体的な経営改善の取組や本市行政目的に沿った連携・活用の取組等について、進捗管理・評価を行ってきましたが、これまで以上に、各法人の取組ごとに設定する指標の合目的性や目標値の合理性・実現性等を高めながら、各法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」との両立を図っていく必要があります。

（５）職員を取り巻く環境の変化への対応

ア　働き方･仕事の進め方改革の推進

- 本市では、将来の人口減少社会への転換をはじめ公共サービスの担い手の減少、働き方改革関連法の施行を踏まえた長時間勤務の是正、新本庁舎の完成を見据えたペーパレス化等のオフィス改革の推進等の課題に対応するため、平成 29（2017）年度から「働き方・仕事の進め方改革」の取組を進めてきました。
- 同改革では、「職員の働く環境の整備と意識改革」と「多様な働き方の推進」を取組の方向性として、これまで当たり前と思っていた「働き方」と「仕事の進め方」を変えていくことで、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を可能とする職場づくりを進め、将来にわたりより良い市民サービスを安定的に提供していくことを目指しています。
- その結果、職員の長時間勤務者及び平均時間外勤務時間数の減少、外部の専門的知見を生かした業務プロセスの見直しによる区役所窓口待ち時間の減少、ＩＣＴを活用した業務改善、多様な働き方の推進など、一定の成果が現れてきています。その一方で、長時間勤務の是正は今後も引き続き取り組む必要があるほか、令和５（2023）年に完成予定の新本庁舎整備を契機としたデジタル技術の活用等によるワークスタイル変革、総務事務執行体制の見直し、職員個々の状況に応じた働く環境の整備、メンタルヘルス対策等の課題に引き続き取り組んでいく必要があります（図表－23）。
- 令和元（2019）年 12 月には「デジタル手続法」が施行され、令和２（2020）年 12 月には総務省がデジタル社会の実現に向けた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」を策定し、自治体の情報システムの標準化・共通化[9]、自治体のＡＩ（人工知能）・ＲＰＡ（ロボットによる業務自動化）の利用推進、テレワークの推進などの取組を重点取組事項に位置付けるなど、行政のデジタル化に向けた一層の取組が求められています。
- また、デジタル技術やデータの活用に合わせて、業務プロセスの見直しを徹底し、市役所内部の働き方・仕事の進め方の転換を図ることにより、経営資源の確保につなげる必要があります。

[9] 地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システムは、事務処理方法等に合わせて個別に機能のカスタマイズ等を行っており、制度改正時の改修等における負担の増加のほか、クラウドによる共同利用や国の施策等の迅速な全国普及が困難になること等から、総務省では地方公共団体の情報システムの標準化を重点的な取組として推進している。

図表－23　川崎市職員の時間外勤務状況の推移（月平均時間外勤務時間数）

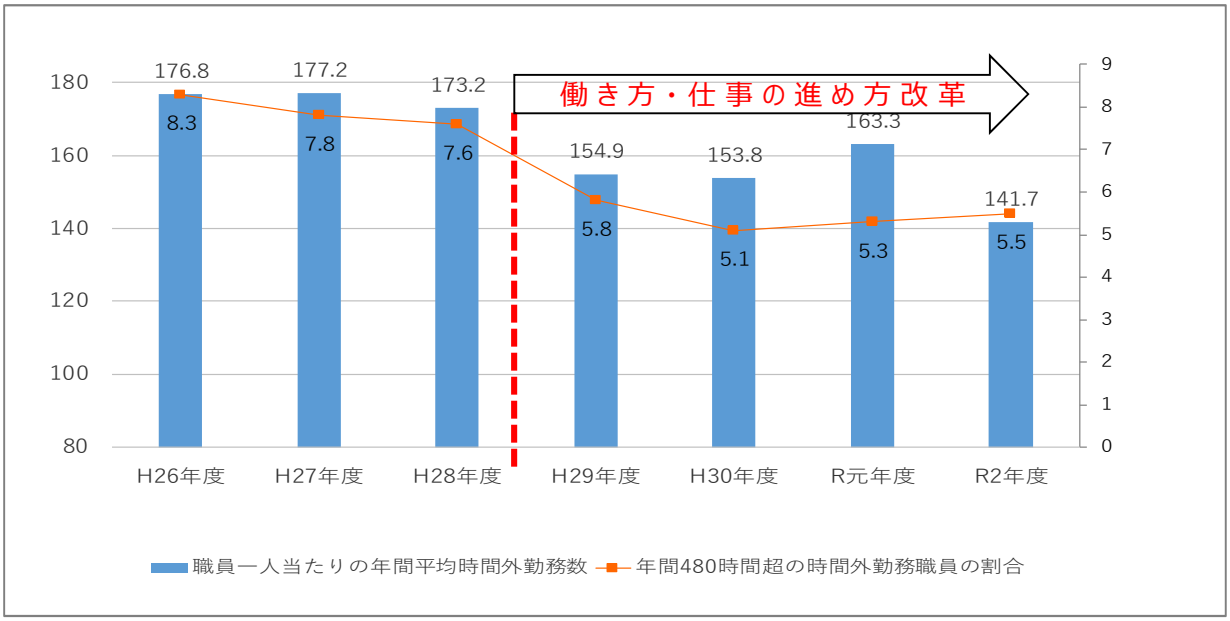

令和３年度第１回働き方・仕事の進め方改革推進本部会議資料「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラムの取組状況について」から転載

イ　環境変化に対応できる組織の必要性

- 第２期プログラムの計画期間においては、効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち　かわさき」の実現に向け、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するとともに、安心・安全な市民のくらしを支えるため、市役所組織の見直しに取り組んできました（図表－24）。
- しかしながら、今後も見込まれる厳しい財政環境の中、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくためには、多様な主体との更なる連携を図りながら、民間活力やデジタル技術などを最大限に活用し、より専門性の高い施策や事業への転換を図ることで、果たすべき行政の役割を十分に発揮できるよう、簡素で効率的・効果的な体制の整備・見直しを行いながら、限りある人材を適切に配置することで、市役所組織を最適化していく必要があります。
- また、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、既存の組織の枠組みを越えた対策が求められる事象等に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、各職場における時間外勤務の状況や繁忙期の協力体制の可否、職員の経験などに応じた業務配分等について調査・分析を行った上で、組織内あるいは組織間の業務の平準化や特定の個人に対する偏りの解消等を図りながら、平常時から機動的で柔軟な対応ができる組織を構築していく必要があります。

➢ 今後、こうした取組を通じ、組織力を最大限に発揮できるようにすることで、総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進や新たな課題へ対応していくとともに、より質の高い市民サービスを安定的に提供し、事務ミスや不祥事等を組織全体で防止する体制としていく必要があります。

図表－24　平成 30（2018）年度から令和２（2020）年度までの主な組織改正

平成 30（2018）年度の主な組織改正

●危機管理施策を統括するための危機管理監の設置

●危機管理体制強化のための危機管理室及び各区危機管理担当の体制強化

●保健・医療・福祉分野における災害対策を推進するための体制強化

●地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括ケア推進室の体制強化

●幼稚園の認定こども園への移行推進等に向けた幼児教育担当の体制強化

●川崎区における市民館機能の再編整備に向けた社会教育施設整備担当の設置

●民間活用の更なる推進に向けた民間活用担当の設置

●地方自治法改正に伴う内部統制の体制整備等に向けた内部監察担当の整備

令和元（2019）年度の主な組織改正

●地域包括ケアシステムの構築に向けた各区地域みまもり支援センターの体制強化

●市立看護短期大学の４年制大学化推進のための看護大学設置準備担当の設置

●災害救助法に基づく救助実施市の指定に向けた危機管理室の体制強化

●「地域の寺子屋」の設置推進等に向けた地域教育・寺子屋事業推進担当の体制強化

●生活環境事業所の再編（５事業所→４事業所）

●横浜市高速鉄道３号線延伸の事業化に向けた高速鉄道３号線延伸計画推進担当の設置

●総務事務の一部集約化に伴う総務事務センターの設置

令和２（2020）年度の主な組織改正

●高齢者や障害児･者への専門的かつ総合的なリハビリテーションの推進に向けた総合リハビリテーションセンター設置準備担当の設置

●教育を取り巻くあらゆる課題に的確に対応するための教育政策室の設置

●通学路の安全対策や学校の防災力向上等に向けた学校安全担当及び危機管理･学校防災担当の設置

●差別のない人権尊重のまちづくり条例施行に伴う施策推進等に向けた人権尊重まちづくり担当の設置

●川崎区役所及び支所の機能・体制の再編等に向けた川崎区役所機能再編担当の設置

●ＳＤＧｓ未来都市の取組推進に向けたＳＤＧｓ未来都市・事業調整担当の設置

●戦略的な資産マネジメントに向けた公共施設総合調整室の設置

ウ　更なる人材育成の必要性

- 本市では、市民ニーズに的確に対応し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち　かわさき」を実現するとともに、変化に柔軟に対応できるよう組織体質を強化し、質的改革を推進するため、平成 28（2016）年３月に「川崎市人材育成基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。
- 基本方針では、①人材ビジョン（市職員のあるべき姿）を明らかにし、②当該ビジョンを実現するため、「職場」における「チーム原則の確立」と「職員による行動指針の徹底」を「取るべき行動」と捉え、③求められる力・意識や職位ごとの役割、人材育成の基本的な考え方や方向性を示した上で、育成の取組を進めてきました（図表－25、図表－26）。
- しかしながら、今後も見込まれる厳しい財政環境の中、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に、変化に柔軟に対応できる組織が必要であること、また、組織力を最大限に発揮できるようにする必要があることから、各関係部門が連携しながら、現在の取組の実態や課題を的確に把握･検証した上で、職場を中心としたより効果的な人材育成の取組を推進していく必要があります。

図表－25　基本方針の全体像

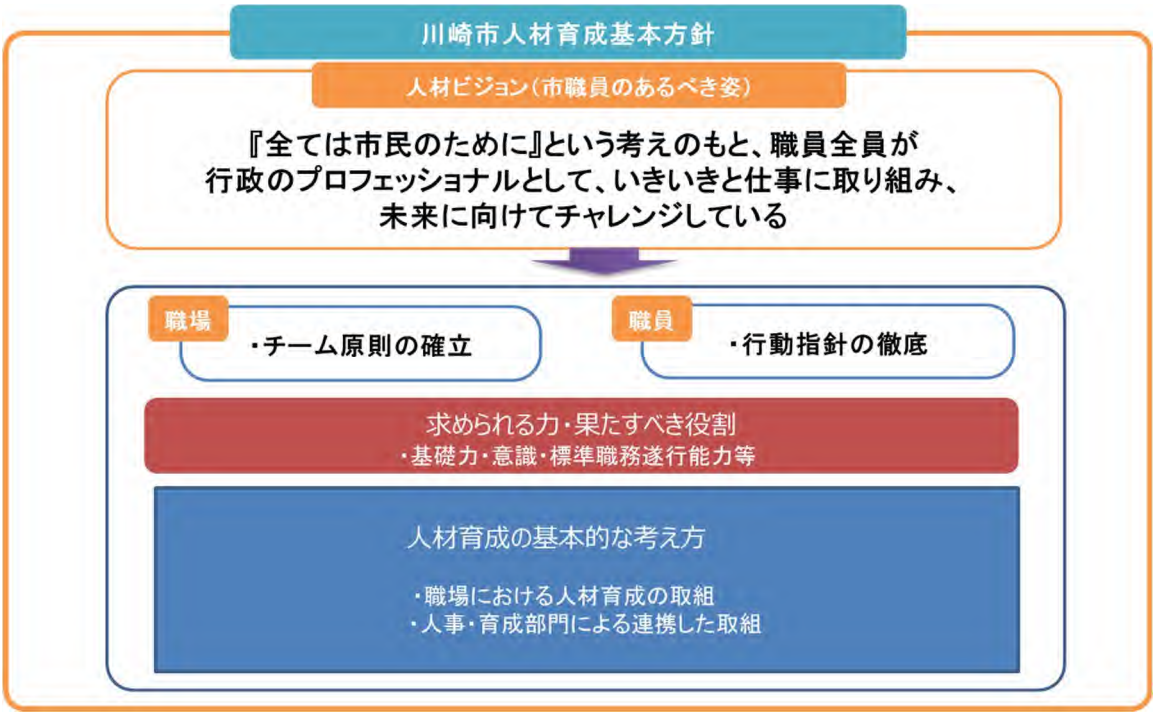

「川崎市人材育成基本方針」（平成 28（2016）年３月）から作成

図表－26　職場のチーム原則と職員の行動指針

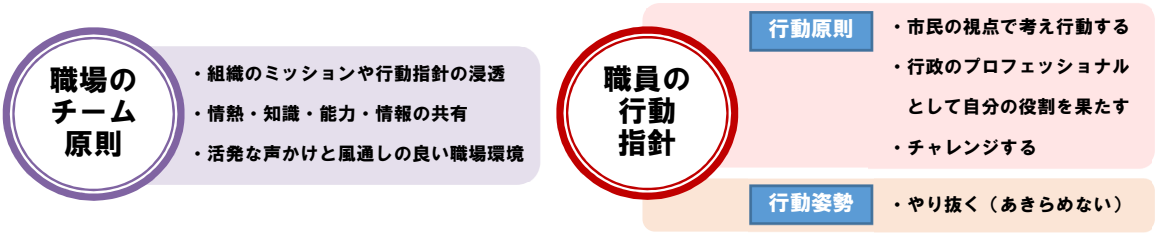

「川崎市人材育成基本方針」（平成 28（2016）年３月）から転載

- また、基本方針では、日常的に改善・改革を実践できる組織風土の醸成を図ることを１つの目的とし、市民の視点に立ち、コスト意識やスピード感を持って地域の課題解決ができる人材を育成できるよう、取り組んできました。
- しかしながら、職員向けのアンケート調査では、「事業・業務に係るコストを意識して仕事に取り組んでいる職員の割合」について、平成 29（2017）年度から令和３（2021）年度までの５年間で 62.1％から 74.7％へ 12.6 ポイント上昇しているものの、「職場で積極的に業務改善に取り組んでいると感じている職員の割合」については、平成 29（2017）年度の 71.2％を下回る状況が続いています（図表－27、図表－28）。

➢　こうしたことを踏まえ、日々の業務や事業執行における職員一人ひとりのコスト感覚や業務改善への意識、さらには、職場の改善・改革に対するマインドの一層の醸成に向け、職場単位で実施できる業務改善の取組を積極的に実践すること等により、改善効果を職場ごとに実感できるようにすることで、日々の業務改善に対する組織風土や職員の意識の更なる醸成を図っていく必要があります。

図表－27　コストを意識して仕事に取り組んでいる職員の割合

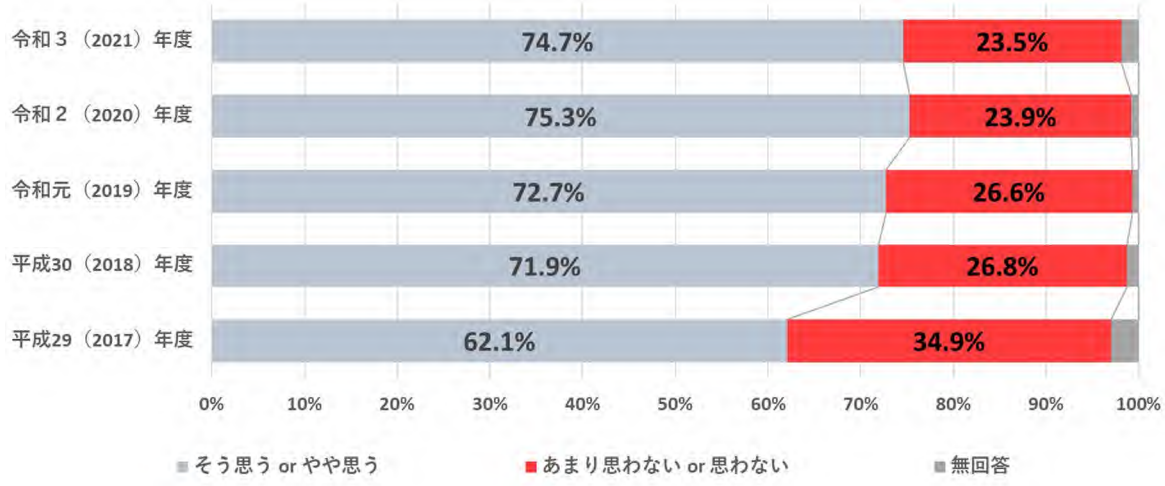

川崎市「働き方アンケート調査結果」から作成

図表－28　職場で積極的に業務改善に取り組んでいると感じている職員の割合

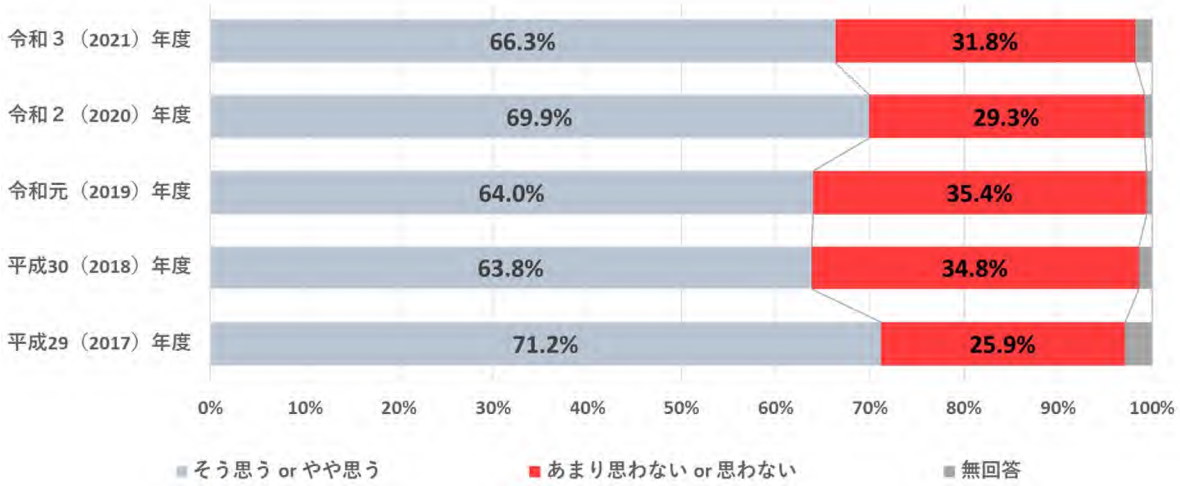

川崎市「働き方アンケート調査結果」から作成

- また、デジタル化への対応や多様な主体との協働・連携に必要なコーディネート力、区役所における市民サービスの質の向上等が求められている中で、今後も、より一層、職員一人ひとりが積極的に課題解決を図ろうとする意識の醸成と課題を的確に発見・把握し、解決に向けた取組を自ら発案できる能力を育成していく必要があります。
- さらに、近年、事務ミスや不祥事等が相次いで発生し、市民の信頼を損なう事態になっていることから、未然防止に向けた内部統制の取組を確実に進めるとともに、コンプライアンスに対する組織風土や職員の意識の更なる醸成に向け、スピード感を持ち、着実かつ継続的に取り組むことも喫緊の課題です。あわせて、互いが人権を尊重し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりに取り組む必要もあります。
- くわえて、地方公務員法の改正により、令和５（2023）年度から予定されている「定年の段階的な引き上げ」に伴い、高齢層職員が有する知識や経験を若い職員の育成等に活用することや技術の承継につなげていくことも重要です。
- こうした人材育成を取り巻く諸課題に的確に対応することで、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるようにするとともに、変化に柔軟に対応できるよう組織力を高めることで、更なる市役所全体の質の向上を図り、市民に信頼される質の高い行政サービスを安定的に提供できるようにしていくことが必要となります。

（６）情報（データ）の収集、活用

ア　社会のデジタル化に対応した行政運営の必要性

- 本市では、円滑な市政運営や市政参加のため、市政に関する様々な情報を、市政だよりやホームページ、ＳＮＳなどにより市民に発信しています。また、官民データ活用の推進に向けて本市が保有する情報を活用できるよう、各種統計や公共施設に関する情報など様々な分野の情報を「オープンデータ」として市ホームページに公開しており、令和２（2020）年度には、月平均で 5,810 件がダウンロードされ、その数は年々増加しています。令和３（2021）年３月には、新たにサービス提供を開始したＡＩチャットボットシステム[10]から、オープンデータ化した区役所窓口の混雑情報やイベント情報、その他生活に関する様々な情報を調べることができるようになるなど、市民の利便性向上につながっています（図表－29）。
- 新型コロナウイルス感染症を契機として社会のデジタル化は加速しており、今後もより多くの市民に市政情報が届くよう、コミュニケーション手段として利用されているＳＮＳや動画コンテンツなど、さまざまなメディアを活用して市民との情報共有を一層推進していく必要があります。また、データ利活用の役割が急速に増大している中で、国が定めるオープンデータ基本指針に基づき、市民や事業者など利用者のニーズが高いデータのオープン化を今後さらに進めていく必要があります。

イ　データを活用した業務の効率化

- 市役所内部の業務に関しては、平成 15（2003）年度から行政情報システムを導入し、文書の電子化に取り組んできた結果、平成 30（2018）年度の庁内文書の電子化率は 54.7％となり、平成 21（2009）年度と比べて 7.6 ポイント上昇するなど、文書の電子化は着実に進んでいますが、いまだに多くの紙資料を使用して業務を行っているのが現状です。
- 近年普及してきたＡＩやＲＰＡの活用は、情報が電子化されていることにより、作業の自動化が可能になることから、今後、庁内のペーパレス化や区役所窓口サービスのデジタル化を一層推進することにより情報の電子化を促進し、デジタル技術やデータを活用した業務プロセスの見直しに取り組んでいく必要があります。

[10] チャット（会話）形式で、ロボット（AI を活用）が質問に回答するシステムのことをいう。

図表－29　提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数

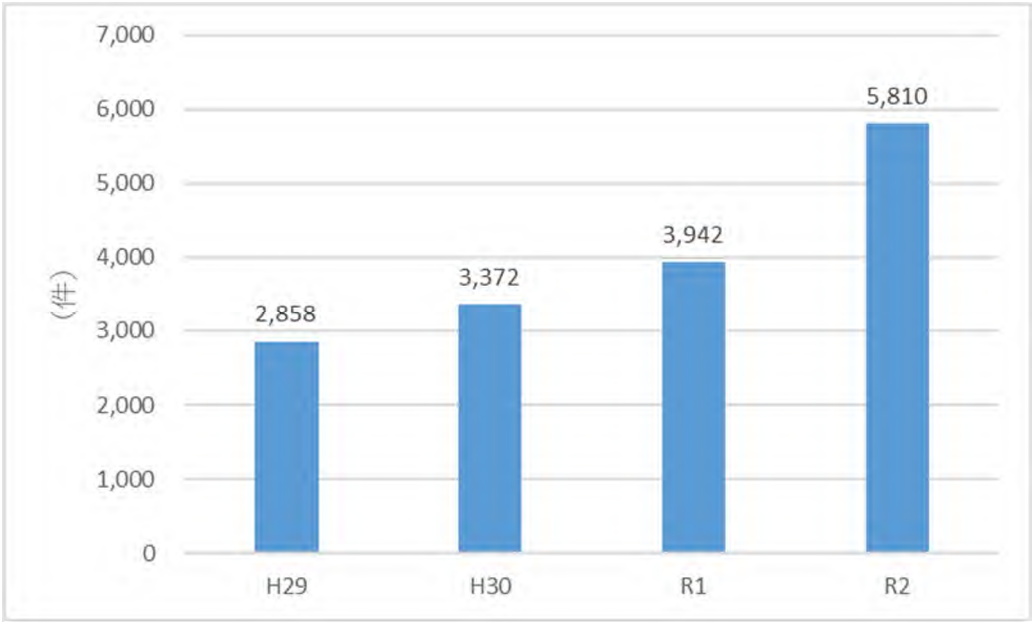

川崎市ホームページ利用実績から作成

３　行財政改革の必要性

これまでの行財政改革の取組を通じ、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち　かわさき」の実現に向け、財源・人的資源等の必要な経営資源を着実に確保するとともに、組織や職員の質の向上を図りながら、より質の高い市民サービスの提供を図ることで、総合計画に掲げる政策・施策の推進や新たな課題への対応に貢献してきました。

しかしながら、今後も総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進し、新たな課題にも的確に対応していくためには、第１期プログラムや第２期プログラムに基づく取組を進めても、なお課題が残る取組や効果の発現に至っていない取組に対し、的確に対応する必要があります。

また、前項で示した主な現状や課題認識の下、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を図るためには、早期に経営資源の確保につながる課題に取り組むだけでなく、早期の収支均衡や減債基金借入金の早期の返済につながる取組を着実に進めていくことが求められます。加えて、人口動態の変化や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容等を踏まえながら、中長期的な視点に立ち、将来負担の抑制を図っていく観点から、各事業や公共施設等のあり方の検討に取り組む必要があります。

さらに、この間、行財政改革の取組指標として「市民満足度」を掲げ、その向上に向け、組織や職員の質的改革を進めながら、市民サービスの質的改革に取り組んできましたが、市民満足度の上昇傾向が緩やかであること、また、事務ミスや不祥事が相次いで発生し、市民の信頼を損なう事態になっていることから、市民サービスの質の更なる向上を図るとともに、日常的な改善・改革やコンプライアンスに対する組織風土と職員の意識の更なる醸成に取り組むなど、組織や職員の質の向上にも一層取り組んでいくことが重要となります。

（１）第３期プログラムの策定

こうした状況を踏まえ、今後も経営資源の確保による持続可能な行財政基盤の構築と市民満足度の更なる向上等に向け、行財政改革の取組を着実に推進していく必要があることから、令和３（2021）年度で計画期間が終了する第２期プログラムに引き続き、令和４（2022）年度から令和７（2025）年度までの４年間を計画期間とする「行財政改革第３期プログラム」（以下「第３期プログラム」という。）を策定します。第３期プログラムの策定やプログラムに基づく取組の推進に当たっては、「川崎市総合計画第３期実施計画」や「各分野別計画」、「今後の財政運営の基本的考え方」、「資産マネジメント第３期実施方針」等との十分な連携・調整を図ります。

また、第２期プログラムにおける各改革課題については、令和２（2020）年度までの活動の達成状況や成果指標の目標達成度、事務事業等への貢献度や今後の取組の方向性等を踏まえ、令和３（2021）年度の取組状況（見込）を勘案しながら、必要な課題について、適切に第３期プログラムへ反映し、更なる経営資源の確保等に向けた取組を推進していきます。

なお、行財政改革の取組の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症による社会経済動向の変化や市民生活への影響等も踏まえながら、取組の内容や実施時期について考慮していきます。

（２）事業見直し･業務改善の推進

第２期プログラムの計画期間においては、プログラムに掲げる取組を実施するだけでなく、職場や職員の自発的な取組により、改革意識やコスト意識の一層の醸成と、「財源」や「時間」を生み出すことを目的として、全庁を挙げた「事業見直し・業務改善」に積極的に取り組み、好事例については庁内で広く「横展開」しながら、一定の効果を創出してきました。

しかしながら、本市を取り巻く厳しい状況を踏まえると、今後も不断の改善・改革の取組を進めることで、更なる経営資源の確保に努める必要があります。また、効果の大小を問わず、日頃から改善・改革の取組を実践し、組織や職員がその効果を実感することで、改革意識やコスト意識の更なる醸成が見込まれ、職員一人ひとりの発想が、将来的な大きな見直しや改善につながることも期待されます。

こうしたことから、第３期プログラムの計画期間においても、プログラムに掲げる取組と併せて、より一層、「事業見直し・業務改善」に取り組み、庁内における好事例の「横展開」を充実させることで、更なる行財政改革を推進していきます。

第２章　プログラムの概要

１　基本理念

本市を取り巻く現状や課題、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、効率的・効果的な行財政運営を行うことで、総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進していく必要があります。

そのためには、必要な経営資源を着実に確保することで、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築していくとともに、より質の高い市民サービスを安定的に提供していく必要があります。

こうしたことから、次の４つの基本理念に基づき、行財政改革の取組を推進します。

（１）市民ニーズと地域課題の的確な把握

市政に関する情報をより分かりやすく発信することで市民の皆様と共有しながら、市民ニーズと地域課題を的確に把握し、地域に根差した課題解決を図ります。

（２）市民サービスの質的改革の推進

限られた経営資源の中で、今後見込まれる市民ニーズの多様化・増大化や、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容に対応するため、市民サービスの再構築や多様な主体との協働・連携を進め、市民サービスの質的改革を推進します。

（３）市役所内部の質的改革の推進

限られた経営資源の中で、質の高い行財政運営を推進するため、職員と組織の質の向上に向けて、庁内の人材育成や意識改革に取り組むなど、市役所内部の質的改革を推進します。

（４）効率的･効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

市民サービスや市役所内部に係る事業に関して経営資源の着実な確保等を図るため、事務事業の見直し、業務の効率化や資産マネジメントの推進、情報（データ）の収集、活用など効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

２　計画の目的

（１）計画の目的と位置付け

総合計画に掲げる政策・施策の推進による「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち　かわさき」の実現に向け、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報・時間の確保等を行うことで、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供することで、市民満足度の向上を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、行財政改革の取組を推進します（図表－30）。

図表－30　行財政改革の位置付け

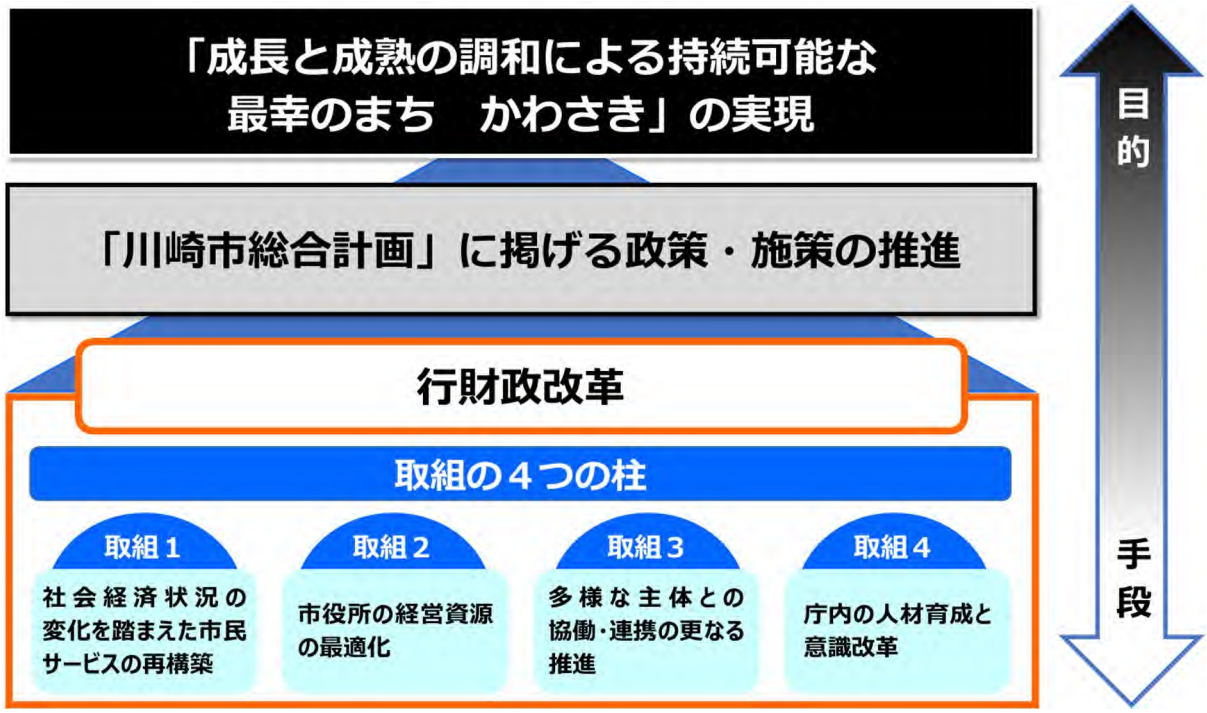

（２）確保すべき経営資源

本市では、持続可能な行財政基盤を構築し、将来負担の抑制を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、ヒト・モノ・カネ・情報・時間を必要な経営資源として位置付け、着実に確保することを目的の一つとして、行財政改革に取り組みます（図表－31）。

また、早期に経営資源の確保につながる課題に取り組むだけでなく、中長期的な視点に立ち、将来的な経営資源の確保等に向け、人口動態の変化や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容等を踏まえながら、各事業や公共施設等のあり方について、検討を進めます。

図表－31　確保すべき経営資源の種類

ヒト	・　組織の質の向上につながる職員 ・　協働・連携の担い手となる市民、企業、団体等の多様な主体　など
モノ	・　市民に提供する質の高いサービス ・　真に必要な市民サービスを提供できる施設、用地等の資産 ・　財源を生み出すことができる施設、用地等の資産　　など
カネ	・　経費縮減により生み出す財源 ・　歳入確保の取組により生み出す財源　など
情報	・　的確に把握する市民ニーズ ・　市の政策・施策に活用するために確保すべき情報 ・　市民や他自治体、民間企業等に提供すべき情報　など
時間	・　事業の見直しや業務効率化で生み出す時間

（３）行財政改革の取組指標

第３期プログラムにおいても、行財政改革の取組を一層推進し、質の高い市民サービスを提供することで、市民満足度の一層の向上を図ることを目的の一つとしています。

こうしたことから、第２期プログラムに引き続き、市民満足度に関連する指標として、「川崎市総合計画に関する市民アンケート」における「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」（第１章１（３）イ、参考資料１参照）を、行財政改革の取組指標に設定します（図表－32）。

図表－32　行財政改革の取組指標

	令和元（2019）年度	令和７（2025）年度
日々の生活に身近な行政サービスについての満足度	56.3%	57.0%以上

（４）計画的な財政運営に向けた行財政改革の推進

総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進や新たな課題に的確に対応していくため、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営を行うことができるよう、一層、行財政改革の取組を推進します（第５章「今後の財政運営の基本的な考え方」参照）。

また、早期の収支均衡や減債基金借入金の早期の返済につながる取組を進めることに加え、将来負担の抑制や財源確保に向けた検討を着実に進めます。

第３章　改革の取組

基本理念に基づき、市民ニーズと地域課題を的確に把握しながら、市民サービスの質的改革や市役所内部の質的改革を推進するとともに、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことで、「持続可能な最幸のまち」を実現できるよう、次の４つの「取組の柱」に基づき、各改革課題を設定し、具体的な改革の取組を推進していきます。

取組の柱と改革項目	ページ
取組１　社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築	**41**
（１）将来を見据えた市民サービスの再構築	42
（２）市民サービスのデジタル化の推進	69
（３）市民サービスの向上に向けた民間活用の推進	76
取組２　市役所の経営資源の最適化	**91**
（１）働き方・仕事の進め方改革の推進	92
（２）市役所内部のデジタル化の推進	99
（３）組織の最適化	104
（４）財源確保策の強化	124
（５）戦略的な資産マネジメント	135
（６）特別会計の健全化	152
（７）公営企業の経営改善	156
（８）出資法人の経営改善及び連携・活用	170
取組３　多様な主体との協働・連携の更なる推進	172
（１）多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進	173
（２）区役所機能の強化	203
（３）地域防災力の向上に向けた連携	213
（４）積極的な情報共有の推進	223
取組４　庁内の人材育成と意識改革	235
（１）組織力の向上に向けた計画的な人材育成等	236
（２）行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成	242
（３）職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上	259
（４）職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	265

１　社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築

令和 12（2030）年をピークに、本市も人口減少社会に転じ、少子高齢化が一層進展することになります。また、新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容の進展等により、市民ニーズの多様化・増大化が見込まれるとともに、今後も厳しい財政環境が続くことが想定されます。

こうした中においても、限られた財源や人的資源などの経営資源を最大限に活用し、市民ニーズに的確に対応するため、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、将来を見据えた市民サービスの再構築や市民サービスのデジタル化の推進、市民サービスの向上に向けた民間活用の推進に取り組み、一層、財源や人的資源、時間などの経営資源の確保等を図ります。

■　改革項目一覧

取組１　社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築	ページ
（１）将来を見据えた市民サービスの再構築	42
（２）市民サービスのデジタル化の推進	69
（３）市民サービスの向上に向けた民間活用の推進	76

１－（１）将来を見据えた市民サービスの再構築

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、財源や人的資源等の経営資源を確保するため、「使用料・手数料の見直し」や「補助・助成金の見直し」、「市単独事業の見直し」、「公的施設に対する運営費補助の見直し」などに取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、第２期プログラム計画期間内では解決に至らなかった課題や効果の発現に時間を要する課題もあることから、第３期プログラムにおいては、こうした課題への対応に引き続き取り組むとともに、中長期的な社会経済状況の変化や多様化・増大化が見込まれる市民ニーズ等を踏まえ、将来を見据えた市民サービスの再構築に向けた取組を進めていく必要があります。

■ 取組の方向性

- 国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など地方分権改革の取組を引き続き推進します。また、市民の関心と理解を深めながら、特別自治市制度の創設に向けた取組を進めます。
- 人口減少社会への転換や少子高齢化等の進展、社会変容など中長期的な社会経済状況の変化、多様化・増大化が見込まれる市民ニーズ、今後も続くことが想定される厳しい財政環境、現在のサービスの利用状況等を踏まえながら、限られた経営資源の中においても、質の高い市民サービスを提供するため、引き続き、使用料・手数料や補助・助成金の見直しを行うとともに、市民サービス等全般について、必要性や将来を見据えた持続可能性等の見直しの視点に基づき、事業の改善や見直しに向けた取組を進めます（図表－33）。
- 「具体的な取組内容」の中で「検討」としたものについては、今後、さまざまな御意見を踏まえ、具体的な見直し内容や、実施時期の検討を行うとともに、広く市民に周知を図りながら、取組を進めます。

図表－33　市民サービス等の見直しの視点

必要性	・サービス等の目的が社会のニーズ等に照らして妥当か。 ・日常生活を営む上で欠くことのできないサービス等か。 ・効果が特定の市民等に限定されないサービス等か。 ・市が実施すべきか。
市場性	・委託契約等の行政の直接的な関与無しで、民間により同種のサービスが実施されているか、又は、実施可能か。 ・特に、民間が成熟している東京都・横浜市に隣接する立地の優位性を活かせないか。
効率性	・コスト等に見合った効果が得られているか。 ・より少ないコスト等で、より大きな効果が得られないか。
有効性	・サービス等の実施により、期待される効果が得られているか。
公平性	・サービス等の実施による受益と負担は適当か。
協働可能性	・サービス等の提供に当たり、市民やＮＰＯとの協働の可能性はないか。
類似性	・サービス等が重複していないか。 ・市民にとってわかりやすいか。
持続可能性	・持続可能な制度となっているか。 ・世代間における受益と負担は適当か。

所管	総務企画局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	1	課題名	地方分権改革の更なる推進

現　状	・平成29（2017）年３月に策定した「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、国や県からの権限移譲の推進や国等への要請活動などの取組を行っています。この間、国の提案募集方式を活用し、権限移譲の推進や義務付け・枠付けの見直しを図るとともに、指定都市都道府県調整会議を開催し、県と協議を行い、権限移譲に向けた取組を開始したところです。 ・しかしながら、未だに指定都市に権限がないため、窓口が分かれ、事務処理に時間がかかる等非効率な事務が存在しています。今後も、国、県からの権限移譲を推進しながら、特別自治市制度の創設に向けて、更に取組を推進していく必要があります。
取組の方向性	・平成29（2017）年３月に策定した「新たな地方分権改革の推進に関する方針」を改訂し、その内容に基づいた地方分権改革の取組を推進することで、団体自治の充実に向けた取組を進めるとともに、地域の課題への対応、市民サービスの向上を図ります。 ・特別自治市制度の創設に向け、指定都市市長会と連携した取組を進めていくとともに、特別自治市制度に関する調査・研究を行います。また、市民に対し制度への理解促進や機運醸成の取組として、広報活動を実施していきます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに向けて、「提案募集方式」を活用し、国等への提案を実施
・九都県市首脳会議、指定都市市長会等を通じた、国等への要請活動を実施
・地方分権一括法等による制度改正への対応に向けた検討・調整を実施
・事務処理特例制度による権限移譲に向けた検討及び県との協議を実施
・特別自治市制度の創設に向け、制度に関する調査・研究を行うとともに、理解促進や機運醸成を図るための広報活動を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・所管局と連携しながら国や県と調整を行い、権限移譲を推進することで、市民サービスの更なる向上や事務の効率化を図る。 ・特別自治市の実現に向けては、法制化や移行手続き等様々なプロセスが存在し一定の期間を要するため、地方分権改革に係る動向を見据えながら、その時点において必要な調整を行う。

所管	財政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	2	課題名	全庁的な使用料・手数料の見直し

現　状	・使用料・手数料について、「コストの見える化」を図るとともに、そのコストに対して公費（税金）を充てる範囲と受益者（利用者）が負担する範囲を明確にし、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するため、平成26（2014）年度に、原価計算の対象や受益者負担と公費負担の割合の考え方などを取りまとめ、「使用料・手数料の設定基準」を策定しました。 ・この基準に基づき、平成29（2017）年度までに、24施設８手数料の改定を行いました。今後も、サービスの公共・民間部門の役割分担、民間での提供状況、本市施策との整合性などを踏まえ、引き続き、使用料・手数料の見直しを行う必要があります。 ・令和元（2019）年度に、さらなる受益と負担の適正化を図るため、「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」の策定及び「使用料・手数料の設定基準」の改定を行いました。
取組の方向性	・「使用料・手数料の設定基準」に基づき、個々のサービスの性質に応じた受益者負担と公費負担のあり方を見定めながら、サービス提供に要するコストと、その利用状況、さらには、消費税の適正な転嫁等を勘案し、引き続き、使用料・手数料の見直しを行います。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・「一般会計における使用料・手数料に係る消費税率引上げへの対応」及び「使用料・手数料の設定基準」に基づく、全庁的な使用料・手数料の見直しに向けた取組の推進
・社会経済状況を見据えながら、適切な時期に使用料・手数料の見直しを行うための課題整理及び各年度決算に基づく原価計算作業の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・「使用料・手数料の設定基準」に基づき、個々のサービスの性質に応じた受益者負担と公費負担のあり方を見定めながら、サービス提供に要するコストとその利用状況、さらには消費税の適正な転嫁等を勘案し、使用料・手数料の見直しを実施

所管	財政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	3	課題名	全庁的な補助・助成金の見直し
現　状	・平成17（2005）年度に策定した「補助・助成金見直し方針」に基づき、補助目的や補助対象を明確にし、執行状況等を精査した上で、客観的な視点から必要性や効果等について検証を行い、補助・助成金の必要な見直しを進めていますが、今後も社会状況の変化等を踏まえて引き続き見直しを進めていく必要があります。		
取組の方向性	・時代の変遷とともに移り変わる市民ニーズに的確に対応するため、次に掲げる事項について、継続的な見直しを実施します。 1　市の政策目標に合致しているのか （1）「川崎市総合計画」での位置付け （2）市民ニーズの変化 2　政策目標実現のための手段として補助事業が適正な執行方法か （1）費用対効果及び市の直接執行との比較 （2）公益性・公平性の確保		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・社会経済環境の変化や「補助・助成金見直し方針」に基づく、毎年度の予算編成の中での見直しに向けた取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・毎年度の予算編成の中で引き続き見直しを実施することで、「補助・助成金見直し方針」に基づく適切な補助・助成金の計上

所管	市民文化局								
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築						
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築						
課題No.	4	課題名	マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討						
現　状	・マイナンバーカードに関する国の方針を踏まえたうえで、マイナンバーカードセンターを中心とした、区役所区民課、支所区民センター等におけるマイナンバーカードの交付体制について検討する必要があります。 ・マイナンバー制度における戸籍情報システム稼働後の証明書発行件数の推移や、今後の国の取組、コンビニ交付の利用状況等を踏まえた、証明書発行体制のあり方について検討する必要があります。 ・マイナンバーカードの交付率向上に伴う、カードの再交付や電子証明書の更新等の付帯業務の増加への対応を検討する必要があります。								
取組の方向性	・マイナンバーカードの交付率向上に伴う付帯業務について、安定した市民サービスの提供を行える環境を整備しながら、カード交付体制の整備及び取得促進に向けた取組を進めていきます。 ・有人窓口における証明書発行件数の推移やコンビニ交付の利用状況等を検証した上で、効率的な証明書発行体制の構築に向けて、必要な取組の検討を進めていきます。								
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー				
具体的な取組内容									
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度									
・マイナンバーカード未所有者及び未受取者に対する取得促進の取組 ・コンビニ交付利用促進に向けた取組 ・戸籍関係証明書の交付件数の推移の把握 ・マイナンバーカードの交付状況、コンビニ交付の利用状況及び、有人窓口や郵送請求事務センターにおける取扱件数に基づいた証明書発行体制のあり方の検討 ・戸籍情報システム稼働に向けた対応									
確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―
成果指標①	マイナンバーカードの交付率			現状値	30.89% （令和２（2020）年度）		目標値	85% （令和７（2025）年度）	
成果指標②	コンビニ交付の交付率			現状値	5.32% （令和２（2020）年度）		目標値	15% （令和７（2025）年度）	
到達目標	今後の証明書発行体制に関する方向性を決定する。								

所管	経済労働局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	5	課題名	都市農業の課題を踏まえた農業支援のあり方の検討及び効率的・効果的な支援の推進

現　状

・川崎市農業振興計画に基づき、４つの基本戦略により、担い手・後継者の育成や多様な連携による農産物の高付加価値化、多面的な機能を有する農地の保全・活用などに対する支援を行っています。
・現状の農業支援を継続するだけでは、効率的・効果的な都市農業の振興を図ることは難しく、都市農業の特性を活かした新規就農者の確保や生産性の向上などが求められています。
・農業技術支援センターについては、施設の老朽化が著しく、今後必要とされる機能や施設のあり方を検討する必要があります。
・市民農園（市開設・管理型）の管理運営については、市直営の市民農園から管理運営形態を見直し、利用する市民が主体的に管理する地域交流農園等へ移行を進めています。
・都市農業や農地の多面的機能に対する市民の理解促進や、地産地消の推進を図るため、メールマガジン等の各種情報発信や、「花と緑の市民フェア」等の各種イベントを開催していますが、更なる効率的・効果的な情報発信が必要です。

取組の方向性

・生産性の向上、農産物の高付加価値化等による農業経営の高度化・安定化に向け、市による農業支援のあり方について検討するとともに、今後、農業技術支援センターに必要とされる機能や施設のあり方について併せて検討します。
・これまで進めてきた市直営の市民農園を地域交流農園へ移行していくことにより、市民と農家の交流の推進及び業務の見直しを図ります。
・情報発信におけるデジタル技術の活用や、イベント開催手法の見直しを検討します。

活動指標①	市民農園から地域交流農園へ移行した農園数	現状値	**２農園** （令和2（2020）年度）	目標値	**5農園** （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・国や県、ＪＡセレサ川崎等と連携しながら、農業経営の高度化・安定化に向けた効率的・効果的な農業支援のあり方の検討
・今後の農業支援のあり方を踏まえた農業技術支援センターの機能の整理及び今後の施設のあり方の検討
・デジタル技術の活用や多様な主体と連携したイベントの実施など、効率的・効果的な情報発信に向けた見直し
・市直営の市民農園の地域交流農園への移行

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	○	時間	○

成果指標①	市民農園管理等に係る関係職員の業務時間数	現状値	**1,580時間** （令和2（2020）年度）	目標値	**1,280時間** （令和7（2025）年度）

到達目標

・農業者のニーズに沿った営農意欲を引き出す農業支援及び農業技術支援センターのあり方に関する方向性の決定
・都市農業等への理解や地産池消など都市農業に係る市民の関心度向上
・市直営の市民農園3園を市民交流農園に移行することによる業務時間300時間の削減

所管	環境局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	6	課題名	堤根余熱利用市民施設等における機能整理について

現　状	・堤根余熱利用市民施設について、健康の増進を目的として年間約16万人の方に利用されていますが、築40年近くが経過し、設備等の老朽化が進むとともに、隣接する堤根処理センターの建替工事により、令和５（2023）年度から余熱の供給が停止となる予定です。また、新型コロナウイルス感染症の影響から入場制限を行ったうえで運営をしています。今後の施設のあり方を検討するに当たり、同施設が果たすべき機能の整理・検討が必要となっています。 ・橘リサイクルコミュニティセンターについて、築30年近くが経過し、施設の老朽化が進むとともに利用者数の長期低迷が続いています。また、センターが果たすべき機能についても、他の公共施設や民間の取組により機能代替が可能となっています。
取組の方向性	・堤根余熱利用市民施設について、隣接する処理センターの建替えに合わせて令和４（2022）年度末から休館しますが、堤根余熱利用市民施設の建替えに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施設機能のあり方や施設の最適配置について検討するとともに、民間活用を含めたより効率的・効果的な施設更新を行います。 ・橘リサイクルコミュニティセンターについては、社会状況の変化等を踏まえ、施設機能を廃止し、効率的・効果的な廃棄物行政を推進します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・堤根処理センター建替に伴う堤根余熱利用市民施設の休止、整備に向けた検討等
・橘リサイクルコミュニティーセンターの機能廃止（令和４年度（2022）末予定）

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・堤根余熱利用市民施設について、市民の健康増進を目的に、社会的要請と状況変化を踏まえながら、果たすべき機能の方向性を決定し、以後の民間活用を基本とした施設整備を推進 ・橘リサイクルコミュニティセンターについて、社会状況の変化等を踏まえた施設機能廃止と、既存機能の代替や拡充の取組の推進

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	7	課題名	高齢者外出支援乗車事業の見直しに向けた検討

現　状	・現在、コイン式及びフリーパス式はいずれも紙の券を使用していることにより、正確な利用実態が把握できておらず、また、フリーパス式については本市が設定している平均乗車回数と、バス事業者が実施している独自調査による乗車回数に大きな乖離があるのが現状です。 ・また、令和元（2019）年度の対象者は約22万人、事業費は20億円弱となっていますが、将来推計では、令和22（2040）年度には対象者が約33万人に達し、事業費についても、現在の算定方式で算定した場合、約30億円となる見込みであり、持続可能な制度としていくためには、見直しを含めた検討を進めていく必要があります。 ・一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える動きがある中で、高齢者の自主的な社会活動への参加に加え、より外出をしたくなるような取組が必要となっています。 ・こうした課題について、本事業に係るあり方検討会議で議論を行い、令和３（2021）年３月に今後の方向性について報告書として取りまとめました。
取組の方向性	・現在の事業実施手法では、正確な利用実態の把握が困難であることや、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の外出頻度の低下が懸念されている中で、本事業をきっかけとした新たな社会参加のための手法を検討する必要もあることから、本事業にＩＣＴを導入します。 ・ＩＣＴの導入により把握した正確な利用実態を踏まえた事業費推移シミュレーションに基づき、利用者、行政、バス事業者の負担割合のあり方や、フリーパス式の上限回数設定、利用者負担の増額など、持続可能な制度構築に向けて検討します。 ・バスの優待以外にも、導入するＩＣＴを活用した新たな社会参加施策について検討します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・ＩＣＴの導入（システム開発、コールセンター設置等）
・正確な利用実態に基づく事業費推移シミュレーションの実施
・バス事業者との負担割合設定
・事業費推移シミュレーションの結果により、フリーパス式の利用上限回数や、利用者負担の増額について検討
・コイン式、フリーパス式といったバスの優待以外の新たな社会参加施策（ポイント・割引制度など）の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・導入するＩＣＴにより把握した正確な利用実態に基づく事業費シミュレーションを行い、持続可能な制度への見直し実施及び新たな社会参加施策の実施に向けた方向性決定（方向性の早期決定に至った場合については、実施開始）

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	8	課題名	高齢者に対する市単独事業のあり方の検討

現　状	・利用状況・社会状況・持続可能性の観点から、高齢者に対する市単独事業全体のあり方について検討し、令和２（2020）年度から、市民ニーズや民間サービスの状況等を踏まえ、生活支援型食事サービス事業、要介護者生活支援ヘルパー派遣事業、福祉電話相談事業、徘徊高齢者発見システム事業の新規受付を停止するとともに、紙おむつ給付事業における若年性認知症者への対象拡充、ＩＣＴを活用した認知症等行方不明高齢者・家族等への支援強化などを開始しました。 ・福祉住宅については、事業開始の平成２（1990）年度と比較して、現在では民間等の高齢者住宅や施設の整備が進み、個人のニーズや価値観の多様化など事業を取り巻く環境が約30年の間に大きく変化しています。
取組の方向性	・在宅生活の継続支援及び家族の介護負担軽減に向け、事業の最適化を図り、高齢者福祉サービスが全体的により効率的・効果的なものとなるよう取組を進めます。 ・福祉住宅については、民間動向や他制度の状況、築30年前後まで老朽化が進んでいること等を踏まえ、事業のあり方について検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市単独事業については、事業の執行状況等を精査しながら、適切な事業運営に努め、外部へ委託している６事業（生活支援型食事サービス事業、要介護者生活支援ヘルパー派遣事業、ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業、高齢者外出支援サービス事業、高齢者等緊急通報システム事業、高齢者外出支援乗車事業）や新規受付を停止した４事業（生活支援型食事サービス事業、要介護者生活支援ヘルパー派遣事業、福祉電話相談事業、徘徊高齢者発見システム事業）の今後のあり方について、検討を実施
・紙おむつ給付事業については、市の財政負担の抑制と更なる対象拡大との両立を図るため、介護保険事業特別会計への移行も含め、検討を実施
・高齢者等が、人生の最期まで自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、終活の支援について検討を実施
・福祉住宅については、地域包括ケアシステム推進ビジョン及びかわさきいきいき長寿プランにおける高齢者の住まい方及びシルバーハウジングや市営住宅の今後の方向性との整合性を取りつつ、相談支援や利用料金などを現状を踏まえて検討するとともに、中長期的な事業のあり方について、検討を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	○	カネ	○	情報	ー	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・高齢者市単独事業の最適化 ・福祉住宅の今後のあり方の検討及び方向性の策定

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	9	課題名	成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討

現　状	・本市では、気管支ぜん息患者の健康の回復及び福祉の増進を図ることを目的に、市独自のアレルギー対策として、平成19（2007）年１月から「成人ぜん息患者医療費助成条例」を施行し、20歳以上の気管支ぜん息患者に医療費の一部を助成していますが、条例の施行から10年以上経過する中で、市単独事業である本制度の受給者数及び助成額の増加や、他のアレルギー疾患との公平性等が課題となっています。 ・また、平成27（2015）年12月にアレルギー疾患対策の総合的な推進を図るために施行された「アレルギー疾患対策基本法」及び同法に基づき平成29（2017）年３月に策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」においては、予防や標準化治療が重要であり、これらの普及・啓発の推進が地方公共団体の役割として掲げられています。 ・さらに、平成30（2018）年３月には「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」が策定され、県域のアレルギー疾患対策のめざすべき方向と、取り組むべき施策が示されたところです。 ・こうした状況を踏まえ、アレルギー対策として実施している本制度をどのようにシフトしていくべきか、医療費助成制度としての持続可能性も含めたあり方の検討が必要です。
取組の方向性	・成人ぜん息患者医療費助成制度の受給者数・助成額の増加や、医療制度・公費負担制度全体の枠組みにおける他のアレルギー疾患を含めた他の疾患との整合性・公平性・適正性等を踏まえ、成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討及び検討結果を踏まえた取組を推進するとともに、「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」との整合を図りながら、総合的なアレルギー対策を推進する必要性から、より安定的かつ持続可能な制度への再構築に向けた取組を推進します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・気管支ぜん息以外のアレルギー疾患との公平性や国が実施している後期高齢者医療制度など医療保険制度や指定難病制度など医療費助成制度との整合性に着目しながら、当制度の受給者数及び助成額、関係団体等との意見など検討結果を踏まえた取組を推進
・昨今の社会状況等を鑑み、総合的なアレルギー対策を推進していく必要性も高まっていることから、本市のアレルギー疾患対策の方向性について、より安定的かつ持続可能な制度への再構築に向けた取組を推進し、国や県のアレルギー疾患対策関連の動向を注視するとともに、アレルギー疾患対策の取組を実施
・成人ぜん息患者医療費助成認定審査会及び外部関係機関との意見調整の実施並びに外部有識者会議設置について検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討及び検討結果を踏まえた取組の推進 ・新たなアレルギー疾患対策の推進

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	10	課題名	休日急患診療所における運営手法の見直し・移設等の検討
現　状	・市内の初期救急医療を担う７区の休日急患診療所については、築40年以上が経過する施設もあり、老朽化が進んでいる状況です。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、患者数はコロナ前と比較すると大幅に減少しており、今後、運営手法のあり方についても検討が必要になってきます。		
取組の方向性	・休日急患診療所の運営に支障がでないよう、施設の適切な保全対応を行いつつ、新型コロナウイルス感染症終息後の市民の受療行動や当該診療所における診療実績を踏まえながら、状況に応じて、設置箇所数や診療体制の見直しなど適正な運営手法について、検討を行っていきます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・資産マネジメント第３期実施方針を踏まえ、施設の集約、複合化等を含めた施設のあり方について、事業主体である川崎市医師会と調整を行いつつ、検討を実施
・宮前休日急患診療所については、引き続き、区役所等移転時における移設の検討を実施
・新型コロナウイルス感染症終息後の市民の受療行動や当該診療所における診療実績に応じて、設置箇所数や診療体制の見直しについて川崎市医師会と調整

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・老朽化に伴う施設のあり方及び新型コロナウイルス感染症終息後の患者数の減少を踏まえ、今後の診療所の設置箇所数や診療体制に係る方向性決定

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	11	課題名	歯科保健センター等診療事業のあり方の検討

現　状	・歯科保健センター及び歯科医師会館診療所においては、重度障害者等に対する歯科診療や年末年始等における急患歯科診療を実施しています。 ・障害者の増加、高齢化の進展、歯科診療への市民ニーズなどを踏まえ、令和２（2020）年度には、障害・高齢者等歯科診療事業について、診療枠の増設と、診療所の集約化(４か所→３か所)による人材の安定確保を図ることとしました（ただし、令和３（2021）年度については、経過措置として４か所体制を継続し、令和４（2022）年度から３か所で実施することとしています。)。 ・誰もが身近な地域でいつでも適切な歯科診療を受診できる歯科医療提供体制の構築に向け、歯科保健センターと一般歯科診療所、病院との機能分担や連携方法の検討など、あり方の整理が必要です。 ・施設の老朽化が進んでいるため、機能を果たすためのスペース確保の手法を検討する必要があります。
取組の方向性	・障害者・高齢者等歯科診療事業について、一般歯科診療所や病院との機能分担などのあり方を整理し、連携体制の構築や、一般歯科診療所における診療対応力の向上に取り組みます。 ・年末年始等急患歯科診療事業について、当該期間における一般歯科診療所の開所状況を踏まえて、公的事業としてのあり方を整理します。 ・上記のあり方の整理結果及び施設の老朽化が進んでいる状況を踏まえ、事業主体である（公社）川崎市歯科医師会と連携し、歯科保健センター等の運営手法や実施場所に関する検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・障害者・高齢者等歯科診療事業に係る、歯科保健センターと一般歯科診療所、病院との機能分担や連携方法の検討
・障害者等ができる限り身近な地域で受診できるよう、一般歯科診療所における診療対応力の更なる向上に向けた研修等の取組
・年末年始等急患歯科診療事業の公的事業としてのあり方の整理
・資産マネジメント第３期実施方針を踏まえ、運営手法や実施場所について事業主体である歯科医師会と連携し検討
・上記の検討結果に基づき、事業実施方針を策定

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・障害者等歯科診療事業等と他機関との機能分担や連携方法など、事業全体のあり方を整理した結果を踏まえ、歯科保健センターの運営手法等に関する事業実施方針の策定

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	12	課題名	生涯現役対策事業の見直し及び効率的・効果的な実施

現　状	・シニアパワーアップ推進事業については、傾聴講座、自己啓発講演会、パソコン・スマホ講座を実施していますが、いずれも定員がすぐに埋まる人気コンテンツとなっています。 ・介護予防いきいき大作戦については、事業開始から10年が経過したことを受け、事業内容の見直し（戦略会議・いきいきリーダーの新規養成講座の廃止、他イベントとの統合）を行いました。 ・敬老祝品贈呈事業については、令和３（2021）年度の見込みは約6,700人、事業費は約8,600万円となっており、高齢者数の増加及び平均寿命の延びの影響により対象者数及び事業費も増加傾向であることが課題となっています。
取組の方向性	・シニアパワーアップ推進事業については、高齢者が地域と関わりを持ち、自分のいきがいや趣味を見つけながら、仲間作りができるように支援することを目的に実施しているため、引き続き、地域に目を向けて活動するシニアの養成やシニア世代のＩＴスキルに慣れ親しむための取組等を推進していきます。また、今後の高齢者数の増加や社会状況等を踏まえながら、より効率的・効果的な手法について検討します。 ・介護予防いきいき大作戦については、廃止した戦略会議及びいきいきリーダー養成講座以外のコンテンツは引き続き「いきがい・健康づくり等普及啓発事業」として実施します。 ・敬老祝品贈呈事業については、対象者数増加に伴う事業費増や平均寿命の延び、社会状況の変化等を踏まえ、事業の見直しやあり方について検討します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・実施する講座の内容や規模について、ＮＰＯ法人と随時検討し、社会状況等に合せたコンテンツ提供に向けた取組を推進
・介護いきいきフェアとの統合を図った普及啓発イベントについては、引き続き効率的・効果的なイベント実施を図るとともに、いきいきリーダー養成講座の廃止に伴い、これまで養成してきたいきいきリーダーの活用方法や、新たな健康づくり・介護予防のためのコンテンツの検討を実施
・敬老祝品贈呈事業は、社会状況の変化等に合せた事業内容に見直しを、他の高齢者施策の見直し状況を踏まえながら、実施
・せんとう健康長寿応援プログラムについて、実施場所の拡大や参加者数の増加に向けた取組について、関係団体等と連携して検討を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・敬老祝品贈呈事業については、平均寿命の延びや国の事業等を考慮しつつ、他の高齢者施策の見直し状況も踏まえながら、時代に即した内容へ見直しを実施 ・敬老祝品贈呈事業以外の事業については、安定的な参加者数を確保しつつ、高齢者外出支援乗車事業等との連携を図りながら、より効率的・効果的に事業実施

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	13	課題名	重度障害者医療費助成制度の見直しに向けた検討
現　状	・重度障害者医療費助成制度は、重度の障害がある人が必要な医療を安心して受けられるための制度ですが、高齢化に伴う対象者の増加や、神奈川県の補助制度の見直し等による財政負担の増大が課題となっているため、政令指定都市とその他の県内市町村に対する補助率の格差是正や、国による医療費助成制度の設立等の要望とともに、他都市の動向や、制度の見直しによる影響額の把握など制度のあり方の検討を行ってきましたが、現時点で結論に達していないことから、引き続き検討を行っていく必要があります。		
取組の方向性	・社会状況を踏まえた重度障害者医療費助成制度の見直し内容の検討を行います。 ・重度障害者医療費助成制度の見直し時期の検討を行います。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・重度障害者医療費助成制度のあり方検討会を庁内に設置し、制度に関するデータを分析した結果の多角的な検証や制度の見直し内容、制度の見直し時期について、検討を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・持続可能で安定的な重度障害者医療費助成制度の見直しの方向性決定				

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	14	課題名	障害者施設運営費補助のあり方の検討

現　状	・平成18（2006）年に障害者自立支援法が施行されたことで、障害者施設を運営する事業者の収入が減ることになったため、本市では独自にさまざまな加算を行ってきていますが、法施行後の国の報酬改善を踏まえ、平成27（2015）年４月に市独自の加算の一部見直しを実施しました。 ・また、令和３（2021）年10月には、重度化、行動障害者の受入に対応した報酬単価の見直しや、地域移行の促進に対応した加算の新設等、市独自の加算の一部見直しを実施しました。 ・今後、令和３年（2021）年10月に実施した見直しの影響について、障害福祉サービス事業所の運営実態や事業所からの意見等に基づき、適切に把握するとともに、国の報酬改定も踏まえながら、引き続き持続可能な障害者施設運営費補助制度のあり方（障害者支援施設等運営費及び障害者支援施設等運営費補助金）について検討を行っていく必要があります。
取組の方向性	・障害者の高齢化や重度化への対応や持続可能で安定的な制度の構築の観点から、障害者施設運営費補助制度のあり方（障害者支援施設等運営費及び障害者支援施設等運営費補助金）について、引き続き検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・令和３（2021）年10月に実施した見直し後の事業所の運営状況について、令和５（2023）年度に実態調査を行い、適切な実態把握を実施
・また、令和６（2024）年度に国の報酬改定が予定されていることから、その動向も注視しつつ、改めて、令和７（2025）年度に事業所の実態調査及び障害福祉計画の作成に係るニーズ調査を行い、事業所との意見交換の内容も踏まえた上で、サービスの必要性や事業所の運営状況を把握し、検討を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・第２期の見直しの影響について、障害福祉サービス事業所の運営状況を把握するとともに、今後のサービスの必要性についても把握し、検討を実施

所管	こども未来局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	15	課題名	こども文化センターの役割の再整理を踏まえた効率的・効果的な運営及び施設の最適化に向けた検討

現　状

【前提】
・核家族の増加や地域との関係の希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、困難な課題を抱える子どもや若者も少なくない中で、子どもの居場所について、対象とする世代や子どもの特性等に応じた整理を進めています。
【ソフト面】
・こども文化センターについては、子どもの居場所の一つとして、多くの人との関わりの中で、様々な体験や多様な価値観に触れる機会を提供する役割があるものの、個々のセンターで提供されているサービスの質や利用実態に差が生じています。また、社会状況も大きく変化している中で、地域ニーズや個々のセンターの特性等を踏まえ、役割を再整理した上で、より効率的・効果的に市民サービスの質の向上を図る必要があります。
【ハード面】
・多くの施設について、築年数が経過し老朽化が進んでいること、また、必ずしも単一の施設であることが求められる施設特性ではないことから、令和３（2021）年度末に策定する資産マネジメント第３期実施方針に基づき、施設の多目的化や複合化等の資産保有の最適化に向けて検討する必要があります。

取組の方向性

【ソフト面】
・地域における子どもの居場所の１つとして、こども文化センターに求められる役割について、地域特性や利用者の属性、ニーズ等に基づき再整理する中で、提供するサービス内容や実施手法について、必要に応じた改善・見直しを実施します。
【ハード面】
・築年数が経過し老朽化した施設や更新時期を迎える施設等について、役割面の再整理の状況も踏まえながら、多目的化や複合化等による「資産保有の最適化」について、検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度　～　令和７（2025）年度

【ソフト面】
・個々のセンターを取り巻く状況や設置されている地域の特性、利用者の属性、ニーズ等の把握・分析
・センターを利用しない子を含めた子どもや地域の意見の聴取
・把握・分析したセンターの状況に基づき、子どもの居場所や地域の拠点としてのセンターの役割を再整理し、聴取した子どもや地域の意見を踏まえながら、区役所等と連携し、求められるニーズに、より的確に応じた効率的・効果的な運営など、必要な改善・見直しに向けた取組の推進
・求められる役割を果たすために必要となるセンター職員の資質向上に向けた研修カリキュラムの見直しや指導等取組の推進
【ハード面】
・施設の多目的化・複合化等による資産保有の最適化に向けた取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	○	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	こども文化センターの利用者数（延数）	現状値	717,694人 （令和２（2020）年度）	目標値	1,830,000人以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・子どもの居場所の１つとして、こども文化センターが果たすべき役割の再整理及び当該内容に基づく、より効率的・効果的な運営の開始

所管	こども未来局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	16	課題名	公立保育所が担うべき機能・役割に基づく効率的・効果的な運営
現　状	・令和３（2021）年４月に公立保育所の民営化が完了し、現在、保育と子育ての一体的な事業推進拠点である「保育・子育て総合支援センター」の各区１か所設置に向け、川崎区に始まり、順次整備を進めており、通所施設としての利便性等を考慮した設置場所の選定や全区整備に向けた取組を進めています。 ・また、現在、公立保育所について、これまでの取組内容や効果の検証を進め、担うべき機能・役割を整理しています。 ・今後、就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえながら、公立保育所の最適化に向け、引き続き検討を進める必要があります。		
取組の方向性	・川崎区及び中原区に設置した保育・子育て総合支援センターにおける取組内容や効果の検証結果（令和３（2021）年度までに実施）を踏まえ、残る保育・子育て総合支援センターの整備に向けた取組を進めていきます。 ・また、公立保育所が担うべき機能・役割を整理した上で、求められる保育ニーズを踏まえながら、より効率的・効果的な保育サービスの提供と定員数・定員構成の設定等を行っていきます。		
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度　～　令和７（2025）年度

●保育・子育て総合支援センターの着実な整備の推進
・宮前区/多摩区保育・子育て総合支援センターの整備・運営開始
・高津区/麻生区/幸区保育・子育て総合支援センターの整備に向けた取組の推進
●公立保育所の機能・役割の整理及び効率的・効果的な運営
・計画的な維持管理
・整理した機能や役割に基づく適切な保育サービスの提供、より効率的・効果的な定員数・定員構成の設定等の実施
・就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえた区ごとの配置の方向性等の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・公立保育所が担うべき機能・役割に基づく保育サービスの提供及び適切な定員数・定員構成等による効率的・効果的な公立保育所運営の実現				

所管	こども未来局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	17	課題名	効率的・効果的な待機児童対策の推進
現　状	・今後、就学前児童数が減少傾向で推移し、保育需要の伸びが鈍化していくことが見込まれる中、新たな保育所整備だけでなく、地域特性やニーズに応じ、多様な手法を用いることで保育受入枠を確保するなど、これまで以上に、効率的・効果的な待機児童対策を推進し、待機児童ゼロを維持していく必要があります。		
取組の方向性	・地域別・歳児別の保育ニーズを的確に捉え、既存の認可保育所の定員調整や一時保育事業の見直し、幼稚園の一時預かりの枠組みを活用するなど、より効率的・効果的な待機児童対策を推進します。 ・就学前児童数が減少傾向で推移し、保育需要の伸びが鈍化することが見込まれることを踏まえ、新たな整備の必要性が高い場合についても、需要を踏まえた定員数・定員構成とします。 ・引き続き、川崎認定保育園等の認可外保育施設の認可保育所への移行を推進していきます。		
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度　～　令和７（2025）年度

・需要に見合った整備目標量の設定と歳児別の受入
・既存民間保育所の歳児別の定員や一時保育事業の見直し
・認可外保育施設の認可化の促進
・幼稚園の一時預かりなど、多様な手法を活用した保育受入枠の確保

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	保育所等利用待機児童数 （翌年度４月１日時点）	現状値	0人 （令和３（2021）年4月）	目標値	0人 （令和８（2026）年4月）
到達目標	・より効率的・効果的な待機児童対策による待機児童数ゼロの維持				

所管	まちづくり局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	18	課題名	都市計画道路網の見直し

現　状	・昭和20～30年代に都市計画決定した数多くの都市計画道路について、社会経済情勢が大きく転換する中で、未着手路線を中心に、そのあり方について検討を進め、平成20（2008）年６月に「都市計画道路網の見直し方針」を策定するとともに、同方針に基づき選定した、見直し候補路線７路線（11区間）の内、大田神奈川線を除く路線について、平成25（2013）年度までに都市計画変更等の対応を完了しました。 ・都市計画道路については、整備効果が高いものの、完了までに多くの時間を要することや、都市構造や社会情勢等の変化により、求められる機能や役割も変化することから、必要性を再検証した上で、平成29（2017）年度に「都市計画道路網の見直し方針」を改定し、必要な取組を進めてきました。 ・今後も改定した方針に基づき、「都市計画道路網の見直し」に向けた取組を着実に進めていく必要があります。 ・また、路線バスの走行環境改善に向け、モデル路線として抽出した３路線３区間におけるバスベイ設置や改善に至っていない２交差点の改良についても、必要な取組を進める必要があります。
取組の方向性	・平成29（2017）年度に改定した「都市計画道路網の見直し方針」において、未整備区間の45路線86区間を対象に必要性の検証を行った上で、選定した見直し候補路線３路線３区間について、見直しに向けた取組を進めます。 ・また、路線バスの走行環境改善に向け、完成済の区間において、モデル路線として抽出した３路線３区間におけるバスベイ設置や改善に至っていない２交差点の改良に向けた取組を推進します。

活動指標①	都市計画道路の変更手続を実施した路線数	現状値	0路線 （令和２（2020）年度）	目標値	2路線 （令和７（2025）年度）
活動指標②	検討・調整・整備を実施したバス停数	現状値	0箇所 （令和２（2020）年度）	目標値	2箇所 （令和７（2025）年度）
活動指標③	検討・調整・整備を実施した交差点数	現状値	0交差点 （令和２（2020）年度）	目標値	2交差点 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・見直し候補路線として位置付けた３路線３区間の都市計画道路について、都市計画変更に向けた取組の推進
・路線バス等の走行環境改善のモデル路線として抽出した３路線３区間におけるバスベイ設置や改善に至っていない２交差点の改良に向けた検討・調整・整備を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	都市計画変更により建築制限が撤廃される建築物の棟数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	55棟 （令和７（2025）年度）

到達目標	・見直し候補路線３路線３区間のうち２路線２区間の都市計画変更による55棟の建築制限の撤廃 ・モデル路線として抽出した３路線３区間におけるバスベイ設置による路線バスの走行環境改善 ・モデル路線として抽出した３路線３区間における改善に至っていない２交差点の改良による路線バスの走行環境改善

所管	まちづくり局（交通局）		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	19	課題名	バスネットワークの形成に向けた効率的・効果的な路線や運行方法等の検討

現　状	・新型コロナウイルス感染症の影響等により、バス事業者においては、利用者の動向等にあわせて、減便等の対応を行っています。 ・これに対し、本市では、路線の維持・確保について要望するとともに、あらゆる機会を捉えてバス事業者と協議・調整を行っていますが、各バス事業者とも、これまでにない減収等の事態に直面しており、バス路線全体における利用者の回復が見込めるまで、運行回数などの検討は難しい状況です。 ・こうしたことから、バス事業者や関係局とともに、まずは、路線バスネットワークの維持に向け、効率的・効果的な路線や運行方法等について検討し、必要な取組を進めていく必要があります。 ・また、併せて、バス事業を取り巻く運転者不足や、新型コロナウイルス感染症を契機として、通勤・通学等に係る交通手段に対する市民ニーズの変化や今後迎える人口減少等を見据え、効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に等についても、段階的に検討を開始していく必要があります。
取組の方向性	・路線バスネットワークの維持に向け、バス事業者や関係局とともに、既存の長大路線や重複路線の効率化に向けた検討を進め、必要に応じて、見直しを実施していきます。また、長大路線や重複路線の見直し等を実施した場合に創出した輸送資源については、「既存路線における便数の確保」や「基盤整備や開発事業等を踏まえ新規路線」等に活用していきます。 ・現行の行政路線（多くの需要が見込めない地域において交通手段を確保するための路線）や公共施設接続路線（公共施設へのアクセスを確保するための路線）についても、関係局とともに、当該路線の設置経過や必要性等も踏まえながら、公営企業も含めた行政が負担すべき路線のあり方やその費用、また、民間活用の可能性も含めて検討を進め、必要に応じて、見直しを実施していきます。 ・バス事業者が把握している利用動向やＯＤ調査の結果、また、既存路線の効率性などの現状等も踏まえながら、今後の市民ニーズの変化や人口減少等を見据え、効率的・効果的な路線バスネットワークの形成等についても、検討を開始していきます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・長大路線・重複路線の効率化に向けた検討・取組実施
・長大路線・重複路線の効率化を実施した場合に創出できる輸送資源の活用に向けた検討・取組実施（便数確保や新規路線への活用等）
・行政路線・公共施設接続路線における公営企業も含めた行政が負担すべき路線のあり方やその費用、民間活用の可能性等についての検討・取組実施
・効率的・効果的な路線バスネットワークの形成についての段階的検討の開始

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・効率的・効果的な路線や運行による路線バスネットワークの維持

所管	まちづくり局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	20	課題名	効率的・効果的な登戸区画整理事業の実施及び清算に向けた検討

現　状	・登戸土地区画整理事業について、令和７（2025）年度の建築物等の移転及び基盤整備の完了をめざし、集団移転手法の活用により事業を推進しています。引き続き、複数の集団移転を並行して実施することに伴い集中する補償業務への対応とあわせ、権利関係が複雑な補償交渉の業務など、事業スケジュールにあわせた、円滑な事業推進に向けた調整が必要となっています。 ・また、令和８（2026）年度から、清算金の徴収及び交付を予定していることから、円滑かつ確実な徴収及び交付に向けた検討を進めています。 ・こうした中、事業の長期化に伴い、仮換地指定後から長期経過している権利者や権利変動も多く発生していることから、清算金に対する権利者の理解を醸成していく必要があります。
取組の方向性	・平成25（2013）年度から取り組んでいる補償業務における民間部門の活用については一定の成果を上げており、今後も事業スケジュールに沿った着実な進捗を図るため、引き続き民間部門を活用するなど、効率的・効果的に事業を推進していきます。 ・また、これからピークを迎える道路整備等の工事や、換地処分に的確に対応するとともに、換地処分後の清算金の徴収・交付について、より効率的・効果的な手法についての検討や清算の対象となる方への清算金に対する理解の醸成に向けた取組を推進します。

活動指標①	建築物等移転棟数率	現状値	80% （令和２（2020）年度）	目標値	100% （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・補償業務については、集団移転の進捗に伴い集中することや、権利関係が複雑な補償交渉への的確な対応を図るため、民間部門を含めた執行体制により、着実に事業を推進
・工事業務については、事業の加速化に伴う道路整備等の工事量の増加への対応とともに、駅前広場や街区公園等の整備に向けた鉄道事業者、交通管理者、地元町会等の事業調整業務量増加への対応を含め、着実に事業を推進するために効率的・効果的な手法について検討
・換地処分、清算業務等については、他都市の実績等を参考にしながら、民間部門の活用の可能性を含め、効率的・効果的な手法について検討
・清算金に対する権利者等の理解の醸成に向け、ホームページへの掲載、お知らせの配布、説明会の開催等、段階的周知の取組実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	宅地使用開始面積率	現状値	74% （令和２（2020）年度）	目標値	100% （令和７（2025）年度）

到達目標	・補償業務及び基盤整備完了 ・建築物等移転棟数率及び宅地使用開始面積率の100%達成（令和７（2025）年度末まで） ・清算金の徴収・交付に向けた権利者等の理解の醸成及び徴収及び交付手法の決定

所管	建設緑政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	21	課題名	放置自転車対策の実施手法の見直し

現　状	・昭和62（1987）年に川崎市自転車等放置防止に関する条例を制定し、撤去活動などの放置自転車対策を推進することにより、放置自転車は減少しており、撤去台数は、平成27（2015）年度の34,558台から令和元（2019）年度には20,700台と、約６割まで減少し、一定の効果が現れております。 ・今後も減少していくことが想定されますが、夕方の短時間の利用者等による自転車等が、いまだに多く放置されていることから、放置自転車の削減に向けては、一層の効率的な撤去業務とともに、より効果的な放置対策を進めていく必要があります。 ・撤去自転車は減少傾向にあり、保管所の利用状況も５割程度となっているため、効率的・効果的な保管所運営を図っていく必要があります。
取組の方向性	・現在北部地区で進めている放置自転車対策（整理誘導・撤去・運搬・保管）の一括委託化により、放置が多い時間帯やエリアにおける対策など効率的・効果的な業務遂行が見込まれることから、さらなる放置自転車の削減を図るため、全市展開に向けた取組を推進します。 ・夕方の短時間の利用者等に対しては、放置の状況を踏まえながら、より重点的な放置自転車対策を推進します。 ・市内９か所の保管所について、利用状況を踏まえた再編整備を進め、一層の効率的な運営を図ります。

活動指標①	一括委託化の対象区数	現状値	３区 （令和２（2020）年度）	目標値	７区 （令和７（2025）年度）
活動指標②	保管所箇所数	現状値	９か所 （令和２（2020）年度）	目標値	７か所 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・令和２（2020）年度から北部３区で進めている、撤去、運搬、保管所運営、啓発業務の一括委託化業務について、市内全域での実施
・夕方の短時間の利用者等への放置対策の充実
・川崎市内９か所の自転車等保管所の再編整備の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	一括委託化等による放置自転車の台数	現状値	2,011台 （令和２（2020）年度）	目標値	1,600台以下 （令和７（2025）年度）
成果指標②	保管所再編による運営経費	現状値	112,240千円 （令和２（2020）年度）	目標値	100,000千円以下 （令和７（2025）年度）

到達目標	・一括委託化による放置自転車の約2割削減（1,600台以下）の達成 ・保管所の再編整備等により12,240千円以上の運営費の削減

所管	建設緑政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	22	課題名	市内駐輪場施設の見直し

現　状	・放置自転車対策として、駐輪場整備を進め、市内に147箇所（令和元（2019）年度）を設置しています。 ・市内全体での駐輪場利用率は、令和元（2019）年度の平日16時台では約84％ですが、一部、駐輪需要の高い駅（利用率100％超）があり、需要に応じた設置が必要となっています。 ・再開発事業などで、閉鎖する駐輪場があり、事業進捗を踏まえ、代替駐輪場を確保する必要があります。 ・一方で、利用率が50％を下回っている駅が11駅（うち２駅については民間施設のみ）あり、駐輪需要を踏まえた効率的・効果的な運営を図るため、統廃合を含めた施設配置等のあり方の検討が必要です。
取組の方向性	・実態調査による利用状況及び将来の駐輪需要等を踏まえた駐輪場の整備や再開発事業などの進捗状況を踏まえ、民間事業者等と連携し、代替駐輪場の整備を進めます。 ・駐輪場の効率的・効果的な運営に向けて、各駅周辺駐輪場の利用状況等を把握するための駐輪カルテを作成し、これに基づく再編整備方針を策定した上で、より適切な配置となるよう再編整備を進めます。

活動指標①	再編整備方針に基づく再編実施駅	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	３駅 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・実態調査、駐輪カルテを作成し、再編に向けた検討を踏まえ、各駅周辺駐輪施設の再編整備方針を策定し、再編実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	駐輪場の利用率（平均）	現状値	59％ （令和２（2020）年度）	目標値	70％～90％ （令和７（2025）年度）
到達目標	・再編整備による適切な駐輪場施設の統廃合等により、各駅周辺の駐輪場の利用率改善				

所管	建設緑政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	23	課題名	市営霊園における持続的で公平な墓所の供給
現　状	・市営霊園においては、墓所の無縁化の進行が懸念されており、承継への不安も大きくなっていることから、令和元（2019）年度に合葬型墓所の供用を開始し、一般墓所等から合葬型墓所への改葬を推進したことにより、想定よりも多くの返還墓所が出たことに伴い、循環利用による供給数が増加しました。 ・墓所の循環利用の促進に伴い、緑ヶ丘霊園で増加した返還墓所の再募集を実施したところ、応募倍率の大幅な改善が見られましたが、依然として墓所需要が高く、計画的に墓所供給を行う必要があります。		
取組の方向性	・緑ヶ丘霊園において、現状の４㎡よりも小さい区画であれば整備可能な用地を有効活用し、小区画の一般墓所（１㎡）を整備することで、新規墓所供給を充実させるとともに、一般墓所等から合葬型墓所への改葬による返還墓所を循環利用するために、既存の墓所利用者に向けて継続的に合葬型墓所の情報提供を行うことで、墓所供給を充実させます。		
活動指標①	―	現状値	―	目標値	―
具体的な取組内容					
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度					
・緑ヶ丘霊園における小区画の一般墓所（１㎡）の区画整備					

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―
成果指標①	―			現状値	―		目標値	―	
到達目標	・小区画の一般墓所（１㎡）の整備を進め、応募倍率の改善及び今後の墓所整備の原資となる使用料歳入の増								

所管	消防局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	24	課題名	救急隊の現場到着時間の維持・短縮及び救急車の適正利用

現　状

・救急隊については、国の「消防力の整備指針」において、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められており、救急出場件数、人口増加、地理的条件、消防庁舎の活用状況、市域全体のバランス等を総合的に勘案した適正配置の検討を行っています。
・救急車の適正利用に向けた軽症者への啓発については、平成18（2006）年度から、さまざまな取組を実施しています（マスコミ・チラシ・公共機関等を活用した広報、コールセンター事業、不適切頻回利用者個別指導、老人福祉施設等との情報連絡会の実施など）。
・こうした取組について、効果を検証しつつ継続・拡大することで、平成30（2018）年と令和２（2020）年の比較において総救急件数及び、救急車の軽症者利用割合並びに軽症者利用件数ともに減少しています。
・総救急件数は減少しているものの、短時間における局地的な救急需要集中により、遠方から救急車が出場し現場到着に時間を要する状況が発生しています。また、新型コロナウイルス感染症の対策として、出場時に感染防止衣の着装等に必要な時間が加わり、救急要請の覚知から救急隊の現場到着までの時間が延伸しています。
【総救急件数】68,439件(H30)→75,513件(R1)→66,951件(R2)
【軽症者利用割合】55％(H30)→53％(R1)→49％(R2)
【軽症者利用件数】35,121件(H30) →34,581件(R1)→27,659件(R2)
【救急隊の現場到着時間】8.4分(H30)→8.6分(R1)→9.0分(R2)

取組の方向性

・新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の救急件数の推移を見定める必要がある状況となっていますが、高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等の社会状況の変化による救急件数の動向を推測し、継続した救急隊の適正配置の考察に加え、川崎市域における各地域においても、現場到着時間の維持・短縮に向けた救急隊運用の新たな取組を推進します。
・これまでの救急車の適正利用等の救急需要対策を一層推進するとともに、国等の動向を注視しながら、引き続き効果的手法について検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・北部地域増隊（王禅寺・宿河原）の効果検証を踏まえた効率的・効果的な救急隊の配置等に向けた調査・検討
・救急隊の現場到着時間の維持・短縮に向けた取組の推進
・救急車の適正利用に向けた取組の推進
・「救急受診ガイド」について、救急フェア等の各種イベントでのリーフレット配布や、Jリーグ開催時の等々力陸上競技場オーロラビジョン等を活用した広報の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	救急隊の現場到着時間	現状値	9.0分（令和２（2020）年度）	目標値	8.0分（令和７（2025）年度）
到達目標	・救命効果の向上を図るため救急隊の現場到着時間８分の達成（令和７（2025）年度）				

所管	教育委員会事務局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（1）	項目名	将来を見据えた市民サービスの再構築
課題No.	25	課題名	宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に伴う効率的・効果的な管理運営手法の検討
現　状	・「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」（平成31（2019）年３月）に基づき、宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組として、「新しい宮前市民館・図書館基本計画」を令和２（2020）年８月に策定したところであり、当該計画に基づき、移転・整備後の効率的・効果的な管理運営手法について検討を進める必要があります。		
取組の方向性	・供用開始に向けて、基本計画に基づき、「今後の市民館・図書館のあり方」などの関連施策と連携を図りながら一体的な検討を進め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度
・供用開始に向けた取組の推進 ・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営手法の検討

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・新たな管理運営体制の構築に向けた取組の推進				

１－（２）市民サービスのデジタル化の推進

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、ＩＣＴを活用した市民サービスの向上を図るため、電子申請システムの利用促進や「かわさきアプリ」の利用者拡大等に取り組んだ結果、いずれの利用件数も大幅に増加するなど、市民の利用が拡大しています。

一方で、新型コロナウイルス感染症を契機として社会のデジタル化が進展し、行政サービスのデジタル化も求められている中で、行政手続のオンライン化など市民サービスの一層の質の向上等に向けて、デジタル技術とデータの活用を加速する必要があります。

■ 取組の方向性

- 対面が必要な手続などを除き、原則として令和４（2022）年度までに行政手続をオンラインで申請できるようにするとともに、窓口のキャッシュレス決済を推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。また、年齢等を問わず等しく市民が手続のオンライン化等の恩恵を受けられるよう、デジタルデバイド対策を推進します。
- 市民や企業のニーズが高い情報のオープンデータ化を推進し、市民サービスの向上を図るとともに、「かわさきアプリ」やＳＮＳを活用し、必要な情報を効果的に発信します。
- 市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、対面や電話により実施している相談業務のオンライン化に向けて取組を進めます。

所管	総務企画局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（2）	項目名	市民サービスのデジタル化の推進
課題No.	1	課題名	市民生活の利便性向上に向けたＩＣＴの活用

現　状	・本市では、オープンデータの普及拡大に向けた取組をはじめ、モバイル端末の普及実態にあわせ、かわさきアプリの提供やインターネット利用環境を更に充実させるための公衆無線ＬＡＮ環境の整備や新たな市民サービス提供の検討を進めています。 ・マイナンバー制度の円滑な運用を図るとともに、国によるマイナンバーの利用範囲及び特定個人情報の提供範囲の拡大並びにマイナンバーカードの利活用に関する取組等に的確に対応していく必要があります。 ・令和３（2021）年３月にオンライン会議用パソコンを264台調達し、会議のオンライン化を推進しました。また、機密性の高い情報の取り扱いに関する運用ルールを定め、相談業務のオンライン化に向けて準備を行っています。
取組の方向性	・オープンデータの有効活用による市民サービスの向上等を図るため、国が推奨しているデータセット（公共施設等の一覧）など、市民や企業のニーズが高い情報のオープンデータ化を推進します。 ・かわさきアプリや市ＬＩＮＥ公式アカウント、ＡＩチャットボットシステム等を活用し、必要な情報を効果的に発信していきます。 ・民間のアクセスポイント等を活用しながら、公衆無線ＬＡＮ環境の整備を行います。 ・ＩＣＴを巡る社会全体の動向等を踏まえながら、マイナンバーの独自利用やマイナンバーカードの利活用を推進します。 ・対面する必要がない相談業務については、オンライン化を行います。

活動指標①	提供しているオープンデータのデータセット数	現状値	256件 （令和２（2020）年度）	目標値	500件 （令和７（2025）年度）
活動指標②	他の自治体等とのマイナンバーによる情報連携数	現状値	231,031件 （令和２（2020）年度）	目標値	50万件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市民や企業のニーズが高い情報のオープンデータ化の推進
・かわさきアプリや市ＬＩＮＥ公式アカウント、ＡＩチャットボットシステム等を活用した地域情報の発信
・民間事業者と連携した「かわさきWi-Fi」の利用範囲の拡張に向けた取組の推進
・法令に基づくマイナンバーの独自利用に係る検討及び実施
・健康保険証利用などのマイナンバーカードの活用や、マイナポータル等の利活用の拡充に係る検討及び実施
・オンライン会議等のツールやパソコンを活用、外部との会議のオンライン化及び相談業務のオンライン化の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	○

成果指標①	提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数	現状値	5,810件 （令和２（2020）年度）	目標値	7,000件 （令和７（2025）年度）
成果指標②	市ＬＩＮＥ公式アカウントの友だち登録者数	現状値	22,448件 （令和２（2020）年度）	目標値	70,000件 （令和７（2025）年度）

到達目標	・公共データを二次利用可能な形で原則公開し、活用可能とすることによる、市民生活における利便性の向上、市民生活に資する民間サービスやビジネスの創出等への寄与 ・かわさきアプリやＬＩＮＥ公式アカウント等の活用により、市民が求める情報を必要なタイミングで提供できること

所管	総務企画局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（2）	項目名	市民サービスのデジタル化の推進
課題No.	2	課題名	行政手続のオンライン化・窓口等のキャッシュレス化の推進

現　状	・現在、水道の開閉栓申込みなどの各種手続について、本市の電子申請システムから申込みすることができます。 ・オンライン手続への移行を円滑に進めるため、令和３（2021）年４月から、簡易版電子申請サービスを導入し、各種届出やアンケート調査などの簡易な手続を、職員が申請フォームを作成できる環境を構築しています。 ・令和３（2021）年度から戸籍・住民票等や税証明の証明発行にかかる手数料収納に対して、クレジットカードなどのキャッシュレス決済を導入しています。
取組の方向性	・行政手続について、対面が必要な手続などオンラインによる申請が困難な手続を除き、令和４（2022）年度末までに原則全ての手続をオンラインで申請できるようにします。 ・円滑な手続のオンライン化実現のため、簡易版電子申請サービスを活用するとともに、オンライン決済やスマートフォン等に対応した高機能な次期電子申請システムを導入します。 ・非接触による感染症対策や支払の選択肢の拡大による市民の利便性の向上等を目的とし、窓口等でのキャッシュレス決済を推進します。 ・年齢等を問わず等しく市民が手続のオンライン化等の恩恵を受けられるよう、デジタルデバイド対策を推進します。

活動指標①	電子申請可能な手続(※)のオンライン化率 （※法令等により電子申請に課題がある手続を除く約2,400手続）	現状値	11% （令和３（2021）年度）	目標値	100% （令和４（2022）年度）
活動指標②	キャッシュレス決済施設・窓口数	現状値	0施設・窓口 （令和２（2020）年度）	目標値	60施設・窓口 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・簡易版電子申請サービスの活用
・オンライン決済やスマートフォンを活用した公的個人認証等に対応する「高機能な電子申請システム」の構築・運用
・対面による審査や、資料の原本提出が必要等課題のある手続のオンライン化の検討
・市民ニーズの高い施設や窓口等へのキャッシュレス決済導入に向けた取組の推進
・誰もが使いやすいシステムの構築や窓口での支援、国の事業やＮＰＯ法人、ＩＣＴ関連事業者等と連携したデジタル活用講座の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	電子申請システムの利用件数	現状値	392,768件 （令和２（2020）年度）	目標値	600,000件 （令和７（2025）年度）
成果指標②	キャッシュレス決済比率	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	40% （令和７（2025）年度）

到達目標	・オンラインでの行政手続を希望する市民が、いつでも、どこからでも原則オンラインで手続ができる環境の整備 ・窓口等でのキャッシュレス決済の推進による、非接触による感染症対策や支払の選択肢の拡大による市民の利便性の向上 ・行政手続のオンライン化及びキャッシュレス決済の推進による、窓口事務の効率化

所管	財政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（2）	項目名	市民サービスのデジタル化の推進
課題No.	3	課題名	電子調達システム等を活用した契約業務の効率化
現　状	・昨今の社会状況における非接触型の事務の必要性を踏まえ、本市の一部の入札等において実施している、暗号化技術や電子認証技術を用いて契約手続を電子化し、事業者がインターネットを通じて手続を行う電子入札や、ホームページ上における入札案件や落札結果等の公表等について、更なる手続の簡略化や適用範囲の拡大のほか、電子契約の導入による入札契約業務の効率化が求められています。		
取組の方向性	・電子調達システムの機器更新に伴うシステムの見直しや、電子契約に係る法令の改正を踏まえ、電子契約の導入のほか、電子入札システムの適用範囲の拡大等、入札・契約事務の効率化や利便性の向上に取り組みます。		

活動指標①	電子契約の導入割合	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	100% （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・法令改正や関連システムの機器更新の状況等を踏まえた、契約課契約における電子契約の導入に向けた取組の推進
・契約課契約における電子契約の導入状況等を踏まえた、事務手続の見直しを含めた検討及び各局契約への順次導入に向けた取組の推進
・機器更新を含めたシステムの見直しや、国等の入札・契約制度改正を踏まえ、電子入札システムを利用した入札等の適用範囲の拡大や手続の簡略化の検討
・入札契約業務全般について、システムを用いた効率化だけでなく、入札手続における書類の簡略化や様式の見直し等を含め、引き続き業務の効率化や利便性の向上に向けた取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・契約の相手方が電子契約を希望しない場合等を除き、工事請負、軽易工事、業務委託、物品購入、リース等の全ての契約書（請書で行うものを含む。）において電子契約を導入

所管	市民文化局								
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築						
項目No.	（2）	項目名	市民サービスのデジタル化の推進						
課題No.	4	課題名	ＩＣＴを活用した各種相談業務の効率的・効果的な実施の検討						
現　状	これまで各区役所相談ブースにおいて対面で実施していた区相談事業について、感染症拡大防止のため職員等による市民生活相談及びろうあ者相談・難聴者相談以外の相談業務を電話相談として実施しています。								
取組の方向性	・相談業務に従事する受託者が対応可能な相談業務からオンライン相談を導入することにより、対面相談・電話相談・オンライン相談等相談ツールを選択できるシステムの構築に取り組みます。 ・コールセンター（令和２（2020）年６月稼働）で予約受付を行っている弁護士相談、サンキューコールで予約受付を行っている認定司法書士相談及び各区役所で臨時的に予約受付している司法書士相談・行政書士相談・宅地建物相談・行政相談について、予約受付体制の一元化（予約情報の一元化）を図ります。								
活動指標①	ー		現状値	ー		目標値	ー		
具体的な取組内容									
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度									
・オンライン相談の試行実施及び運用状況の検証 ・検証結果に基づく改善									
確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―
成果指標①	ー		現状値	ー		目標値	ー		
到達目標	相談者それぞれのニーズや環境、相談内容に応じた相談手法の確立								

所管	経済労働局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（2）	項目名	市民サービスのデジタル化の推進
課題No.	5	課題名	消費生活相談におけるデジタル技術を活用した効率的・効果的な実施手法の検討

現　状	・現在、消費者行政センターには、年間１万件（約９割超が電話、約１割未満が対面等による相談）を超える消費生活相談が寄せられています。 ・消費生活相談においては、専門的な知識・経験が必要なことから、全国的に担い手が不足し、各都市で相談員の確保が課題となっています。本市においても、相談員の安定的な確保は消費者行政センター運営上、重要な課題です。 ・現在、消費者庁では、消費生活相談業務におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の検討を進めており、相談員が使用する基盤システム等を含めて抜本的な見直しを予定しています。多様化・複雑化する消費生活相談にデジタル技術の活用が有効であると考えられています。 ・一方、デジタル技術を活用した相談が難しい方への対応や、事業者との交渉等が発生することから、電話・対面等による相談と組み合わせた、効率的・効果的な消費生活相談体制を構築する必要があります。
取組の方向性	・年間１万件を超える消費生活相談に対して、消費者庁が進めるＤＸの検討を踏まえながら、デジタル技術を活用した相談手法の検討を進めます。 ・デジタル技術を活用した相談手法と電話・対面等による相談の最適な役割分担を検討し、効率的・効果的な実施手法の構築について検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・消費者庁におけるＤＸの検討状況や、自治体・民間企業等における事例を踏まえたデジタル技術を活用した相談手法の検討
・現在、寄せられている相談内容や相談者の特性分析、最適な相談手法の検討
・デジタル技術を活用した相談を実施する場合の個人情報の管理方法の検討
・消費者庁の基盤システム等の抜本的な見直しに合わせた、本市ＯＡ環境の整備

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	消費者庁におけるＤＸの動きに連動し、多種・多様化する消費生活相談に適切に対応できる、効率的・効果的な消費生活相談業務体制の構築

所管	教育委員会事務局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（2）	項目名	市民サービスのデジタル化の推進
課題No.	6	課題名	ＩＣＴ環境・先端技術の活用及び最適化に向けた取組の推進

現　状	・令和２（2020）年度に、ＧＩＧＡスクール構想により市立小・中・特別支援学校の児童生徒及び教員に１人１台端末と全校に校内高速・大容量ネットワークを整備しました。 ・導入したツールの活用には人材育成が必須であり、また、学習履歴などの教育データの利活用方法の検討が必要となります。 ・端末等の情報機器の維持・管理及び更新について、計画的な対応が必要であるとともに、ＩＣＴ環境の最適化に向けた検討を進めていく必要があります。
取組の方向性	・外部人材等も活用しながら学校と連携し、研修の実施や研究推進を支援するなどして人材育成を進めていきます。 ・ＧＩＧＡスクール構想により整備された１人１台端末を基に、各学校種で必要となるその他の情報機器の選定を確実に行うことで、各リース契約（全７件）の更新時に正しく反映するとともに、不用品を取り除き必要な情報機器だけのスマートな契約を実施し、現行契約の経費を削減していく。 ・端末更新の手法について検討し、費用負担については国に継続して要望する一方で、他自治体における高等学校ＢＹＯＤ（個人端末の持ち込み）等の動向も注視しながら取組を進めていきます。

活動指標①	小・中学校コンピュータ教室リース契約の見直し件数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	６件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・Google for Education パートナー自治体プログラムへの参画を含め、企業、大学等と連携し、外部人材を活用しながら、実践的なトレーニング、研修・研究及び先進事例の情報共有等の人材育成・支援に向けた取組の推進
・小学校コンピュータ教室の既存端末を高等学校へ転用し活用を図る。小学校については、段階的なコンピュータ教室の廃止により現行リース料を削減。コンピュータ教室を35人学級への対応として普通教室等に転用

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ＧＩＧＡ端末整備による小・中学校コンピュータ教室事業費	現状値	719,486千円 （令和２（2020）年度）	目標値	538,000千円以下 （令和７（2025）年度）

到達目標	・効率的・効率的な端末配置や既存端末の活用等による、より質の高い教育の実現及び経費の削減（４年間で181,486千円以上） ・人材育成・支援によるデジタル教材等を活用した質の高い教育の実施

１－（３）市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、推進方針を策定し、民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けて取組を進めてきました。また、「公立保育所（公設民営の保育所を含む。）の民営化」に取り組み、市の歳出を抑制しながら、保育受入定員の増や長時間延長保育の実施を実現するなど、民間活用の取組を進めることで、財政効果の創出と市民サービスの質の向上との両立を実現してきました。

しかしながら、未だ民間活用の検討段階であり課題の解決にまで至らない取組や、効果の発現に時間を要する取組があるとともに、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、課題解決や市民ニーズに対応できる領域が未だ数多くあることが見込まれます。こうしたことから、第３期プログラムにおいては、一層、「効率的・効果的な市民サービス」と「市民サービスの質の向上」との両立を図るため、推進方針に基づき、更なる民間活用の取組を推進していく必要があります。

■ 取組の方向性

- 優先的検討プロセスに基づく検討や、積極的なテーマ設置によるテーマ型民間提案制度の活用、「川崎市 PPP プラットフォーム」等を活用した民間事業者との対話に向けた環境づくりや、民間事業者及び本市職員の意識醸成など、民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組を推進します。
- 指定管理者制度やＰＰＰ・ＰＦＩ事業など民間事業者等が提供するサービス水準等の向上に必要なモニタリングの適正実施に向け、職員の意識や管理能力の向上につながる取組を実施するとともに、財政負担の抑制や、更なる市民サービスの向上につながるよう、必要に応じて見直しを実施します。
- 公園・緑地、公共建築物等の整備や管理運営について、民間活用の検討や導入に取り組み、民間のアイデアやノウハウを活用した財政効果の創出や市民サービスの質の向上を図ります。

所管	総務企画局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	1	課題名	民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組

現　状	・本市では、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的として、これまでの民間活用の考え方を再整理し、令和２（2020）年３月に「民間活用（川崎版ＰＰＰ）推進方針」を策定するとともに、この方針に基づき、取組を進めています。 ・一方で、民間活力の活用のためには、民間事業者がアイデアを提案しやすい環境及び対話を行いやすい環境を整えることや、本市職員も含めた官民連携に向けた意識醸成を図っていく必要があります。 ・指定管理者制度やＰＰＰ・ＰＦＩ事業などにより民間事業者等が提供するサービス水準等の向上に向け、適正にモニタリングを実施する必要があります。 ・資産マネジメントの取組の推進による施設の多目的化・複合化等、従来と異なる施設運営形態への対応が求められています。
取組の方向性	・民間活用（川崎版ＰＰＰ）推進方針に基づき、国の定める「優先的検討プロセス」による検討や本市で新たに導入した「民間提案制度」の活用など、民間活力の活用に向けた取組を推進していきます。 ・ＰＰＰプラットフォームなどの場を活用し、民間事業者との対話に向けた環境づくりや民間事業者及び本市職員の意識醸成に向けた取組を実施します。 ・指定管理者の評価やモニタリングを適正に行うとともに、運営の改善に適切につなげていくことにより、施設利用者へのサービス向上を図ります。 ・指定管理施設について、施設の多目的化・複合化等に対応した運用手法を確立します。

活動指標①	テーマ型民間提案のテーマ設置数（延数）	現状値	2テーマ（令和２（2020）年度）	目標値	10テーマ（令和７（2025）年度）
活動指標②	ＰＰＰプラットフォーム意見交換会及びサウンディング調査実施回数	現状値	10回（令和２（2020）年度）	目標値	15回（令和７（2025）年度）
活動指標③	川崎市民間活用メールニュース発行回数	現状値	15回（令和２（2020）年度）	目標値	20回（令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・優先的検討プロセスに基づく、民間活力の導入に向けた事業検討
・テーマ型民間提案制度活用に向けた、積極的なテーマ設置
・事業の進捗に応じたＰＰＰプラットフォームを活用した意見交換会やサウンディング調査などの実施
・民間事業者や本市職員の意識醸成に向けた、ＰＰＰプラットフォーム勉強会や庁内職員研修の実施
・民間活力の活用に向けた本市取組の情報発信
・運営状況の評価やモニタリングの適正実施に向けたマニュアルの改訂や職員研修の実施
・労働会館、教育文化会館複合施設の管理運営体制の検討
・大師・田島支所と老人いこいの家、こども文化センター複合施設の管理運営体制の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	○	時間	―

成果指標①	テーマ型民間提案の案件形成数（延数）	現状値	2件（令和２（2020）年度）	目標値	25件（令和７（2025）年度）
成果指標②	川崎市民間活用メールニュース登録ユーザー数	現状値	595ユーザー（令和２（2020）年度）	目標値	850ユーザー（令和７（2025）年度）
成果指標③	全指定管理施設の年度評価における総合評価の平均点	現状値	66.8点（令和２（2020）年度）	目標値	70.0点（令和７（2025）年度）

到達目標	・「民間活用（川崎版ＰＰＰ）推進方針」に基づき、本市のあらゆる事業への民間活力の活用と、民間事業者からの民間提案などを通じた、「効率的・効果的な市民サービスの提供」と「そのサービスの質の向上の実現」

所管	市民文化局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	2	課題名	防犯灯の効率的・効果的な維持管理手法の検討

現　状	・市内の防犯灯については、平成28（2016）年度までは町内会・自治会等が維持管理を行い、市は防犯灯の設置や電気料等に対して補助を行ってきましたが、環境負荷や維持管理等に関わる負担の軽減を図ることなどを目的として、町内会・自治会等が維持管理する防犯灯を市に移管し、一括して防犯灯のＬＥＤ化を行う「防犯灯ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業」を平成29（2017）年度から導入しました。 ・防犯灯ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業の契約期間は平成29（2017）年度から令和８（2026）年度までとなっており、令和９（2027）年度以降の防犯灯の管理手法を検討する必要があります。
取組の方向性	・防犯灯ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業終了後の令和９（2027）年度以降の防犯灯の管理等について、先行する他都市の動向等を踏まえながら、より効果的・効率的な維持管理等に向けた仕組みづくりを検討します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・事業導入前の町内会等による管理と防犯灯ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業導入後の管理を比較し、効果検証を行います。
・防犯灯ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業を先行して導入した他都市の状況について調査及び研究を行います。
・関連する民間事業者にヒアリング等を実施し、民間が有するノウハウを活用した、防犯灯の維持管理等に係る最適な手法を検討します。

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・防犯灯ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業の中で出た課題を抽出し、関係事業者等からヒアリングを実施した上で、民間のノウハウを活用したより効率的・効果的な防犯灯の令和９（2027）年度以降の管理手法を決定

所管	市民文化局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	3	課題名	新たな博物館、美術館の効率的・効果的な整備に向けた検討
現　状	・川崎市市民ミュージアムについては、令和元年東日本台風により施設や収蔵品等が被災し、令和元（2019）年10月12日以降休館中であるため、被災収蔵品の修復等作業に比重を置いて活動するとともに、復旧・復興に向けて、有識者等の意見を踏まえながら、博物館・美術館機能、施設整備のあり方等について検討を進めています。		
取組の方向性	・新たな博物館、美術館の設置に向けて、民間活用での整備による財政的効果の創出や、市民サービスの向上に向けた基本構想及び基本計画の検討を進めます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新たな博物館、美術館の開設地の選定を進め、基本構想及び基本計画を策定するとともに、基本構想策定後、民間活力の導入可能性の検討を進めます。

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・新たな博物館、美術館の基本構想、基本計画を取りまとめる。 ・財政的効果の創出や市民サービスの向上に向け、民間活用の方向性を決定する。				

所管	健康福祉局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	4	課題名	公設福祉施設における効率的・効果的な民間活用

現　状	・平成30（2018）年３月に策定した、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第１次実施計画」において、公設の福祉施設については、民間により、質の高いサービスが十分提供されるようになってきたことから、廃止又は公募（譲渡・貸付け・建替え）による民設化を進めることとしました。 ・本計画に基づき、令和３（2021）年４月から民間移行を予定していた特別養護老人ホーム８施設のうち３施設（こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら）については、施設の老朽化に対する支援策等が具体的に示されていなかったことなどから、応募が得られず、譲渡先が決まらなかったため、「こだなか」は一時休止、「陽だまりの園」「しゅくがわら」は指定期間を３年間延長することとしました。計画通り民設移行ができなかった原因等を検証の上、具体的支援策や公募条件の見直しを検討し、引き続き、民設化に向けた手続を進めます。
取組の方向性	・計画に基づき、施設の老朽化への対応を図りながら、施設運営法人による長期的な視点に立った施設運営や、利用者ニーズに応じたサービス内容の変更等を可能とし、より効率的・効果的かつ安定的なサービスを提供できるよう、譲渡等による民設化を進めるとともに、現行利用者が継続してサービスを利用できるよう対策を講じた上で、事業廃止による民間移行を進めます。 ・一方、地域支援など公設である必要性の高い施設や、給付費のみでは運営が困難である施設など、民間によるサービス提供が進まない施設については、引き続き指定管理者制度により運営を行っていきます。

活動指標①	公設福祉施設の民設化件数（延数）	現状値	1施設 （令和２（2020）年度）	目標値	14施設 （令和７（2025）年度）
活動指標②	公設福祉施設の廃止件数（延数）	現状値	5施設 （令和２（2020）年度）	目標値	7施設 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

■特別養護老人ホーム（こだなか、陽だまりの園、しゅくがわら）
・令和３（2021）年度実施予定の譲渡民設化に係る移管先運営法人の募集・選定の結果を踏まえ、令和４（2022）年度中の開設に向けた移管先運営法人との調整や補助金の支給手続等を実施（こだなか）
・指定管理の年度評価・総括評価を実施し公表するとともに、建物の不動産鑑定や移管先運営法人の募集・選定など、令和６（2024）年４月からの譲渡民設化に向けた取組を実施（陽だまりの園、しゅくがわら）
■福祉ホーム（三田福祉ホーム）
・指定管理の総括評価、年度評価を実施し公表するとともに、現行利用者を適切な施設へ引き継いだ上で、事業廃止に向けた取組を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・福祉施設再編整備計画に基づき、公設施設の民設化及び廃止を行う。 令和２（2020）年度末時点（延数）　民設化施設：１施設　廃止施設：５施設（現状値） 令和３（2021）年度末時点（延数）　民設化施設：11施設　廃止施設：６施設（見込値） 令和７（2025）年度末時点（延数）　民設化施設：14施設　廃止施設：７施設（目標値） 今後４年間における民設化・廃止数　民設化施設：３施設　廃止施設：１施設（目標値）

所管	まちづくり局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	5	課題名	市営住宅の効率的・効果的な維持管理・更新に向けた民間活用等の検討

現　状	・本市では、17,639戸（令和３（2021）年３月31日現在、特定公共賃貸住宅を含む。）の市営住宅等ストックを抱えており、そのうち昭和50（1975）年以前に建設され、管理開始後45年超経過しているストックが全体の約39％を占めるなど、老朽化が進行しています。 ・こうした中で、市営住宅全体の維持管理については、平成17（2005）年８月の「川崎市住宅政策審議会」中間答申「新たな市営住宅管理制度のあり方について」を踏まえ、平成18（2006）年４月より、川崎市住宅供給公社が公営住宅法に基づく管理代行を行っています。これにより一定のサービス向上・コスト削減等が図られていますが、他の自治体における管理代行や指定管理者制度による民間活用の状況などを踏まえ、維持管理業務の更なる効率化に向けた検討を行う必要があります。 ・市営住宅の建替事業については、将来的な人口や世帯数の減少、単身世帯の増加等を見据え、市営住宅の総床面積の縮減や団地の集約・再編など市営住宅ストックの最適化の検討、市の負担軽減を図る観点等から、市が建設工事の発注を直接行う直接建設方式以外の整備手法の導入の検討が必要となっています。
取組の方向性	・維持管理業務について、管理代行のモニタリングや評価を適正に行うとともに、他都市の動向等を踏まえながら、民間活力の導入の可否も含め、効率的・効果的な管理方式を検討します。 ・建替事業について、将来的な人口や世帯数の減少等の社会経済環境の変化を見据えた団地の集約・再編計画に合わせ、民間活力の導入に向けた取組を推進します。 ・また、世帯規模の変化に対応する中で、総床面積の縮減について検討します。

活動指標①	―	現状値	―	目標値	―

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

①維持管理業務
・民間事業者の動向調査等を行い、指定管理者制度等、民間事業者による管理の導入可能性について検討実施
・管理代行のモニタリング・評価
・管理方式変更時の効果と課題の再精査
・民間事業者の動向調査、他都市比較、費用等検証
②建替事業
・集約・再編の対象団地の検討・選定
・「市営住宅等ストック総合活用計画」を令和４（2021）年度に改定し、市営住宅の総床面積の抑制（将来的な縮減に向けた検討を含む。）や集約再編の方針及び集約再編事業における民間活力の導入に向けた取組を位置付け
・計画に基づいた取組を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	―	現状値	―	目標値	―

到達目標	・【維持管理業務】令和９（2027）年度以降の管理方式の決定 ・【建替事業】市営住宅の総床面積の抑制や集約再編の方針及び集約再編事業における民間活力導入に向けた取組の検討を行う旨の内容を加え、「市営住宅等ストック総合活用計画」を改定し、市営住宅ストックの最適化及びより効率的・効果的な整備手法導入に向けた検討を開始

所管	建設緑政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	6	課題名	夢見ヶ崎動物公園の効率的・効果的な管理運営

現　状	・夢見ヶ崎動物公園は、市内唯一の動物園として約60種、300点の動物を飼育展示しています。また、動物の他にも、近隣では貴重な自然林や７基の古墳を有し、自然や歴史に触れることのできる場として多くの来園者に親しまれ、それらを通じた地域住民のコミュニティ形成の場ともなっています。 ・一方で、専門的技術を持った飼育業務職員の高齢化もあり、早期により効率的・効果的な管理運営手法の検討を進める必要があります。 ・また、休憩所や授乳室の不足、施設の老朽化による動物展示の魅力低下に加え、植栽等の日常的な維持管理はサポーターの方々やボランティアとの協働・連携により実施していますが、担い手の不足やボランティアの高齢化などが課題となっています。
取組の方向性	・持続可能なマネジメントの仕組みの構築に向けて、飼育業務については原則として民間活力を段階的に導入することで、管理運営手法の見直しを実施します。 ・動物園としての魅力と質の向上を図り、市民により親しまれ・愛される公園とするため、多様な主体との協働・連携強化の取組を推進します。

活動指標①	―	現状値	―	目標値	―

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・飼育業務の分析及び他都市の取組状況調査と、これに基づく指定管理者制度導入を含む飼育業務手法の検討及び見直し
・動物園としての魅力を高めるため、動物園サポーター制度を周知し充実させることや、多様な主体との連携によるふれあいプログラム等のソフト施策の実施、魅力的な情報発信やにぎわいの創出
・イベント開催などによるサポーター寄附金等の拡充による収入増加に向けた取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	サポーター制度に基づき受け入れる寄附の件数（４か年平均）	現状値	25件 （令和２（2020）年度）	目標値	27件以上 （令和７（2025）年度）
成果指標②	サポーター登録者数（４か年平均）	現状値	28人 （令和２（2020）年度）	目標値	30人以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・民間活力の導入による、効率的・効果的な動物公園運営を実施するとともに、サポーター制度の充実を図り、令和７（2025）年までに27件以上の寄付を受け、30人以上のサポーターによる支援の受納

所管	建設緑政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	7	課題名	富士見公園の更なる効率的・効果的な管理運営等
現　状	・富士見公園は富士見通りによって南北に分かれており、南側区域（川崎富士見球技場・かわＱホール・富士見球場・こども広場・運動広場・コミュニティガーデン・駐車場）については、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な管理運営を進めています。 ・現在富士見公園は施設の老朽化に伴う更新・再整備が求められており、特に北側区域（テニスコート・クラブハウス・相撲場・駐車場）については、老朽化の進行が進んでいます。また、現在は委託により管理運営が行われ、南側区域と異なる管理運営手法であることから、効率的かつ効果的な管理運営等を実現することが求められています。		
取組の方向性	・富士見公園の再編整備を踏まえ、公園全体の指定管理者制度導入を図ることで、効率的・効果的な管理運営を進めます。 ・民間事業者のノウハウやアイディア等による自由な発想を活用することで、魅力的な収益施設を設置するなど、市民サービスの向上を図ります。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・公園の整備については、民間活力を活用した整備手法（PFI事業等）による整備を進め、事業期間中は事業者を指定管理者として指定することで、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し効率的かつ効果的に事業を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・民間活力を活用した整備手法（PFI事業等）の導入や効率的・効果的な運営による歳入の増

所管	建設緑政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	8	課題名	等々力緑地の更なる効率的・効果的な管理運営等
現　状	・平成23（2011）年３月に策定した「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、陸上競技場メインスタンドや正面広場、等々力球場の整備を進めてきました。 ・等々力緑地内の陸上競技場や広場、とどろきアリーナなどの各施設については、各所管部署において管理運営を行っていますが、今後は、スポーツ・レクリエーションの拠点としての更なる魅力向上に向けて、民間活力を活かした、より効率的・効果的な施設整備及び管理運営を行っていく必要があります。		
取組の方向性	・平成30（2018）年度に、ＰＦＩ法に基づき、民間事業者から、陸上競技場の全面改築、緑地の一体的な管理等、ＰＦＩ事業等の実施に関する提案を受けるなど、民間活力の活用の可能性が高まったことから、その実現可能性等を検証するため、令和２（2020）年に「等々力緑地再編整備計画推進委員会」を設置し、引き続き民間活用の導入範囲や手法等について検討を進めます。 ・令和３（2021）年度中に改定する「等々力緑地再編整備実施計画」に民間活力の活用についての方針を位置付け、効率的・効果的な施設運営等の実現に向けた取組を進めます。		

活動指標①	―	現状値	―	目標値	―

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・民間活力（ＰＦＩ、指定管理等）を活用した再編整備の推進及び緑地全体の一体的な管理運営の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	緑地内施設の管理運営に要する一般財源負担額	現状値	710,000千円 （令和２（2020）年度）	目標値	675,000千円 （令和７（2025）年度）

到達目標	・民間活力を導入し、事業者のノウハウや柔軟な発想を取り入れながら、緑地全体の整備や管理運営を一体的に行うことで、令和２（2020）年度と比べ、５％（35,000千円）の管理運営コストの削減

所管	建設緑政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	9	課題名	多摩川の利活用による効率的・効果的な管理運営及び賑わいの創出と地域活性化に向けた検討

現　状	・丸子橋河川敷等、多摩川緑地内では無秩序なバーベキューなどによるゴミなどの不法投棄等の課題があり、通常以上に、維持管理や警備に要する労力及び費用が必要な状況です。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容等も踏まえながら、多摩川のポテンシャルを最大限に活用し、更なる価値の向上を図るため、地区ごとの特性に応じた民間活力の導入や、多様な主体との連携による水辺の賑わい創出に向けた取組を推進する必要があります。
取組の方向性	・バーベキュー利用によるゴミの不法投棄など課題のある地域について、民間活力の導入など効率的・効果的な手法により、維持管理費、警備費等の負担の軽減を図り、課題解決を進めるとともに、民間事業者等の自由なアイデアによる新たな利活用を行うことで、市民サービスの向上を図ります。 ・多摩川緑地は広域であることから、多様な主体との連携を進め、持続可能な水辺の賑わい創出に向けたより魅力的な多摩川緑地となるよう取組を進めます。

活動指標①	多摩川緑地での民間活力導入件数	現状値	2件 （令和２（2020）年度）	目標値	4件 （令和７（2025）年度）
活動指標②	多様な主体との連携により多摩川緑地で実施したイベント数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	4件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・民間活力の導入に向けた社会実験やサウンディング調査等の実施
・民間事業者等の公募、契約等
・民間事業者等による運用開始
・まちづくり活動団体、大学、企業など多様な主体との連携（協定等の締結）による取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	民間活力の導入に伴う多摩川緑地における財政効果	現状値	0円 （令和２（2020）年度）	目標値	3,000千円 （令和７（2025）年度）

到達目標	・民間活力の導入により、令和２（2020）年度と比べて3,000千円の財政効果を確保し、多摩川緑地でのバーベキュー利用者などによるゴミの不法投棄等の課題解決が図られているとともに、新たな利活用による市民サービスが向上するなど、効率的・効果的な管理運営の実現 ・水辺の賑わいの創出等を目的とした多様な主体と連携した様々なイベント等を積極的に実施することによる多摩川緑地の更なる魅力の向上

所管	建設緑政局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	10	課題名	公園における効果的な公民連携の推進

現　状	・新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会変容等を踏まえ、公園緑地を含む緑とオープンスペースについて、日常生活に溶け込んだ様々な活動の場としての利活用が求められています。 ・こうした状況を踏まえ、民間事業者を含む多様な主体との連携・協働による公園緑地の効率的・効果的かつ柔軟で多様な利活用を推進する必要があります。 ・平成29（2017）年の都市公園法改正に伴い創設されたＰ－ＰＦＩ制度の活用等による、都市公園への民間活力の導入により、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上が図られています。
取組の方向性	・パークマネジメント推進方針に基づき、Ｐ－ＰＦＩを導入するなど民間事業者を含む多様な主体との連携・協働により、公園の維持管理水準の向上を図るとともに、公園サービスの向上や公園利用者の利便性の向上を図ります。 ・より地域のニーズに沿った公園緑地の柔軟な利活用の促進につなげていきます。

活動指標①	公園緑地の質の向上に向けた民間活力の導入件数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	5件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・Ｐ－ＰＦＩ等の民間活力導入による、行政負担の軽減並びに公園のサービス及び維持管理水準の向上につながる事業の実施
・地域ニーズに沿った公園緑地の柔軟な利活用の促進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	民間活力導入に伴う公園使用料	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	2,000千円以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・Ｐ－ＰＦＩ等の民間活力の導入により、公園のサービス及び維持管理水準を向上しつつ、令和２（2020）年度と比べて年額総計で2,000千円以上の公園使用料を確保するなど、効率的・効果的な管理運営の実現

所管	港湾局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	11	課題名	川崎港の魅力向上と民間活力の導入

現　状	・今後見込まれる少子高齢化社会において、川崎港の継続的な発展には、港湾就労者の確保や公共投資への理解が不可欠であるため、川崎港の魅力向上に向けた取組が必要となっています。 ・また、現状では川崎港を訪れる方の大半の来港頻度が年数回程度と、リピーターが少ないケースが見受けられるため、民間ビジネスが成立し、民間事業者が参入しやすい環境づくりが必要です。 ・魅力向上に向けたモデル事業の実施により、緑地の有効活用や維持管理水準の向上、認知度の向上等につながる一方、採算性や効果的な情報発信、事業のしやすい環境整備等の課題も抽出できたことから、今後も民間独自の創意工夫やノウハウ等を活用した魅力向上の取組を継続的に行うとともに、多様な主体による効率的・効果的な維持管理に向けた検討も行っていく必要があります。
取組の方向性	・「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」をとりまとめ、取組方針や施策に基づいた基盤整備や民間参入を促すような環境整備等を行い、多様な主体による川崎港の魅力発信を行います。 ・緑地等の既存ストックの効果的な有効活用方法及び維持管理の担い手を発掘し、多様な主体による緑地等の維持管理を行います。 ・こうした民間活力導入により、「港ならではの魅力」を発掘し、愛着を持って何度でも訪れてもらえるような魅力のある川崎港を目指すとともに、さらなる民間連携の土壌を創り出し、経営資源の確保を図ります。

活動指標①	川崎港の魅力創出に関して民間事業者が参入しやすい基盤整備・環境整備の件数（延数）	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	3件 （令和７（2025）年度）
活動指標②	川崎港における魅力創出に関する事業実施件数（延数）	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	3件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方のとりまとめ
・基本的な考え方に基づく施策の推進
・緑地の改修による魅力創出に向けた基盤の整備
・川崎港の立地や環境を使った社会学習、舟運事業などによる「港ならでは」の魅力の発掘・磨き上げ・発信
・民間事業者、ボランティア等の多様な主体が川崎港の魅力の向上、維持管理に参加できる仕組みづくり

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	川崎港の新たな魅力創出事業参入事業者数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	3件 （令和７（2025）年度）
成果指標②	川崎港の市内認知度	現状値	71.4% （令和２（2020）年度）	目標値	73% （令和７（2025）年度）

到達目標	・「川崎港の魅力向上に向けた基本的な考え方」に基づいた民間事業者が参入しやすい基盤整備や環境整備が進んでおり、モデル事業の検証を重ねた上で、民間活力の導入による本格的な事業展開により「港ならではの魅力」を創出 ・港ならではの魅力を創出するとともに、その魅力を発信することができており、川崎港の認知度が向上

所管	港湾局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	12	課題名	川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し

現　状	・コンテナターミナルの管理運営における民間活用の更なる推進を図るため、平成26（2014）年度に指定管理者制度を導入し、平成28（2016）年度から横浜川崎国際港湾(株)と川崎臨港倉庫埠頭(株)の共同事業体が指定管理者となり、平成30（2018）年４月に利用料金制の導入や指定管理業務の範囲の拡大等を行うとともに、市の出資法人であり、指定管理者を構成する川崎臨港倉庫埠頭(株)のポートセールスに係る人材育成を行う等の取組を進めた結果、令和２（2020）年度のコンテナ取扱貨物量は、約16万ＴＥＵと過去最大となりました。 ・今後は、令和７（2025）年度コンテナ取扱貨物量20万ＴＥＵの目標に向け、コンテナ関連施設（バンプール・シャーシプール）の整備を進め、コンテナターミナルと一体的な管理による効率的・効果的な管理運営体制を構築する必要があります。
取組の方向性	・令和５（2023）年度に供用開始予定のコンテナ関連施設（バンプール・シャーシプール）については、コンテナターミナルと一体的な運用を図ることが求められることから、指定管理対象施設の範囲を拡大し、引き続き、川崎臨港倉庫埠頭(株)の人材育成を行うとともに、民間活力を活かした一体的な管理運営の実現に向けた取組を進めます。 ・国際戦略港湾施策の動向を踏まえつつ、令和７（2025）年度コンテナ取扱貨物量20万ＴＥＵの達成に向けて、官民の適切な役割分担によるポートセールスの推進と連携の強化を図ります。

活動指標①	年間のポートセールスの件数	現状値	８回 （令和２（2020）年度）	目標値	30回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・コンテナターミナルの管理運営状況のモニタリング及び指定管理者への指導の適切な実施
・指定管理者によるコンテナターミナル及びコンテナ関連施設の一体的な管理運営に向けた取組の推進
・令和８（2026）年度以降のコンテナターミナル運営手法の検討
・共同事業体（横浜川崎国際港湾(株)、川崎臨港倉庫埠頭(株)）の持つノウハウやネットワークを活用した、共同事業体と本市との連携による令和７（2025）年度コンテナ取扱貨物量20万ＴＥＵの達成に向けた積極的なポートセールスの実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	年間のコンテナ取扱貨物の増加量	現状値	8,194ＴＥＵ （令和２（2020）年度）	目標値	10,000ＴＥＵ （令和７（2025）年度）

到達目標	・令和７（2025）年度、コンテナ貨物取扱量20万ＴＥＵの達成

所管	臨海部国際戦略本部		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	13	課題名	池上新町南緑道及び皐橋水江町線沿道における効果的な公民連携の推進

現　状	・塩浜３丁目周辺地区については、「塩浜３丁目周辺地区土地利用計画」（平成29（2017）年５月策定）に基づき、臨海部の産業の成長を支える交通機能の強化や安全・安心、快適で魅力を感じる地区を目指し、道路交通円滑化や沿道環境改善、緑化推進や人々の交流による臨海部のイメージアップなど潤いのある地区形成に取り組んでいます。 ・本地区においては、時間調整等のための大型車の路上駐停車が多いことや公園や道路沿道にごみ等が不法投棄されていること、公園の施設が老朽化し、あまり利用されていないことが課題となっています。
取組の方向性	・塩浜３丁目周辺地区における池上新町南緑道及び皐橋水江町線沿道について、緑道環境の向上及び大型車の路上駐停車の削減を図るため、Park-ＰＦＩ制度の活用等、民間活力の導入による効率的・効果的な施設整備や管理運営体制の構築に向けた取組を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・池上新町南緑道及び皐橋水江町線沿道に便益施設を設置し、その施設の収益を活用して公園施設及び駐車場の整備・維持管理を民間事業者にて実施する公民連携の推進
・便益施設や公園施設、駐車場を令和４（2021）年度から令和５（2022）年度に整備
・民間による便益施設の運営・公園施設及び駐車場の維持管理を令和５（2023）年度以降に開始

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	民間活力（Ｐ－ＰＦＩ）導入に伴う公園使用料による財源確保	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	300千円 （令和７（2025）年度）

到達目標	・池上新町南緑道内に飲食・売店機能を有する施設や憩い・休息できる園路・ベンチ等が整備され、緑道の清掃や樹木剪定等の維持管理が適切にされることによる利便性や快適性の向上 ・イベントや地域貢献事業等が実施されることによる周辺地域の魅力の向上 ・皐橋水江町線沿道に交通レスト機能を有する駐車場が整備されることによる道路環境の向上 ・公園使用料の確保（令和７（2025）年度：300千円）

所管	教育委員会事務局		
取組No.	1	取組名	社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築
項目No.	（3）	項目名	市民サービスの向上に向けた民間活用の推進
課題No.	14	課題名	学校施設の包括的管理手法の検討
現　状	・市立学校175施設にかかる修繕、維持管理・点検等については、契約件数が非常に多くあり、迅速かつ適切な対応が求められることなどから事務の効率化等が課題となっています。 ・「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備工事に取り組んでいるものの、多数の学校施設において老朽化が進んでおり、安全・安心な学校施設を維持するためには、これまで以上に技術的な知見に基づいた対応が必要となっています。		
取組の方向性	・これまで市職員が発注等を行ってきた学校施設の修繕、維持管理、点検等の業務について、安全・安心な学校施設の維持管理や事務の効率化等の観点から、民間活力を活用し包括的に管理する手法を検討します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・他都市等における先進取組事例の研究
・民間活用を図る場合の業務範囲、実施体制、契約期間等の検討
・民間事業者へのサウンディング調査等の実施
・手法の検討
・包括的管理のモデル実施の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・包括的管理のモデル実施の検討				

２　市役所の経営資源の最適化

変化する社会経済状況や多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスを提供していくためには、事業の見直しや事業手法の改善等により、提供に必要な経営資源を市役所内部で生み出し再配分するなど、経営資源の最適化を図ることが必要です。

そのため、働き方・仕事の進め方改革や市役所内部のデジタル化、組織の最適化、財源確保策の強化、戦略的な資産マネジメント、特別会計の健全化、公営企業の経営改善、出資法人の経営改善及び連携・活用に取り組み、経営資源の確保等を図ります。

■　改革項目一覧

取組２　市役所の経営資源の最適化	ページ
（１）働き方･仕事の進め方改革の推進	92
（２）市役所内部のデジタル化の推進	99
（３）組織の最適化	104
（４）財源確保策の強化	124
（５）戦略的な資産マネジメント	135
（６）特別会計の健全化	152
（７）公営企業の経営改善	156
（８）出資法人の経営改善及び連携･活用	170

２－（１）働き方･仕事の進め方改革の推進

■ これまでの主な取組と課題

本市では、平成 29（2017）年度から「働き方・仕事の進め方改革」の取組を進める中で、第２期プログラムでは、総務事務センターの設置による庶務事務の集約化や、外部の専門的知見を活用した業務プロセスの見直しに取り組み、事務処理時間の削減や区役所窓口の待ち時間短縮につながりました。

一方で、長時間勤務の是正や多様な働き方の推進など、一定の成果があったものの継続した取組が必要な課題や、デジタル化の進展など環境の変化に合わせて取組の加速が必要な課題もあることから、第３期プログラムでは、「職員の働く環境の整備と意識改革」及び「多様な働き方の推進」に関連する改革課題に取り組みながら、引き続き総合的に働き方・仕事の進め方改革を推進していく必要があります。

■ 取組の方向性

- 長時間勤務の是正に向けて、業務プロセス改革の取組と連動した長時間勤務職場への支援を行うとともに、職員の意識改革や管理職のマネジメント向上等の取組を推進します。
- 定型的・反復的業務を集約するため令和元（2019）年度に設置した総務事務センターにおいて、業務の更なる効率化の実施や業務範囲の拡大に向けた検討を行うとともに、令和５（2023）年度供用開始の新本庁舎において、共通物品等に係る事務を集約し、障害のある方など多様な働き方の実現に向けて、ワークステーション機能を整備します。
- ２（１）に掲げる改革課題に加え、「２（２）市役所内部のデジタル化の推進」や、「４　庁内の人材育成・意識改革」の中で、「職員の働く環境の整備と意識改革」及び「多様な働き方の推進」に関連する改革課題に取り組むことにより、総合的に「働き方・仕事の進め方改革」を推進します（図表－34、参考資料３「川崎市「働き方・仕事の進め方改革」と関連改革課題一覧」参照）。

図表－34　川崎市働き方・仕事の進め方改革のビジョン及び方向性

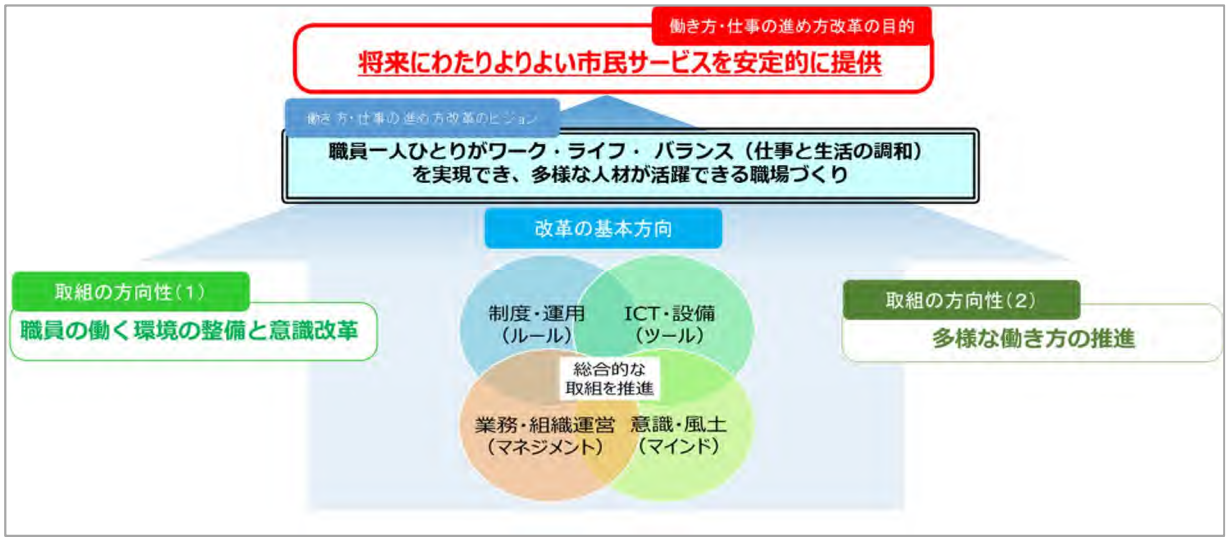

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（1）	項目名	働き方・仕事の進め方改革の推進
課題No.	1	課題名	長時間勤務の是正に向けた取組

現　状	・平成29（2017）年度に策定した「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に基づき、定時退庁や時間外勤務の事前手続きの徹底等の取組や、外部の専門的知見を活用した長時間勤務職場への業務改善等の支援を行ってまいりました。 ・平成28（2016）年度以前と比較すると、長時間勤務となっている職員数及び職員１人当たりの平均時間外勤務時間数は大幅に減少するなど、その成果は見られる一方で、新型コロナウイルス感染症対策に関連して業務が増大している部署をはじめとして、長時間勤務となっている職員が引き続き存在しています。 ・令和元（2019）年度から、人事委員会規則において時間外勤務の上限時間等が定められ、上限時間等を超える時間外勤務については、翌年度においてその要因の整理・分析及び検証を義務付けられたことから、各局区において組織的に対応を行っています。
取組の方向性	・引き続き、業務プロセス改革等の取組と連動し、長時間勤務職場への支援を行うとともに、定時退庁や時間外勤務の事前手続きの徹底等の意識改革やマネジメント向上の取組を推進します。 ・令和２（2020）年度から実施している人事委員会規則に基づく時間外勤務の要因の整理・分析及び検証を継続して行い、分析結果を踏まえた改善の取組を推進します。

活動指標①	36協定等の勤務時間制度などマネジメントに関する研修実施回数	現状値	10回 （令和２（2020）年度）	目標値	14回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・長時間勤務が課題となっている職場等について、外部の専門的知見を活用した業務分析、業務プロセス改革等の実施
・定時退庁や午後８時以降の時間外勤務の原則禁止等の意識改革の取組の継続実施
・時間外勤務の事前手続きの徹底についての周知
・管理職のマネジメント向上を目的とした36協定などの勤務時間制度や業務の平準化に関する管理職向けの研修実施
・人事委員会規則に基づく「時間外勤務の要因の整理・分析及び検証」の実施による職場ごとの改善の取組の推進及び改善策の横展開を図るため、改善状況を含めた分析結果を全庁で共有

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	年間480時間を超える時間外勤務職員数	現状値	484人 （令和２（2020）年度）	目標値	0人 （令和７（2025）年度）

到達目標	・市民サービスの向上と安定的な提供のため、長時間勤務職員数の縮減や職員のワーク・ライフ・バランスを実現

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（1）	項目名	働き方・仕事の進め方改革の推進
課題No.	2	課題名	総務事務執行体制の見直し

現　状	・各局総務部門が実施していた旅費認定事務について、令和元（2019）年度から集約化し、令和２（2020）年度は消防局、令和３（2021）年度は教育委員会に対象範囲を拡大しています。 ・各所属が実施していた会計年度任用職員・附属機関委員等の報酬支払い事務、社会保険・労働保険関係事務等や、人事部門の定型・反復的業務について、令和２（2020）年度から業務を集約化し、効率化及び安定的な運用を推進しています。 ・総務事務センター内で勤務する障害者の業務範囲拡大を進め、職場環境整備を実施しています。 ・総務事務の将来的な民間活用に向けて、集約化する総務事務の安定化と効率化が必要となります。
取組の方向性	・集約化する総務事務の対象範囲の拡大について、庁内での調整及び検討を継続的に実施します。 ・集約化した総務事務の総務事務センター内における業務効率化の手法として、令和２（2020）年度から児童手当認定事務執行の一部、令和３（2021）年度から被服認定事務執行の一部へにＲＰＡを活用しており、対象範囲を拡大していきます。 ・令和５（2023）年度の新本庁舎へのワークステーション機能の設置に向けて、障害者雇用の促進と安定運用のための検討を実施します。 ・集約化した総務事務の民間活用についても、継続的に検討していきます。

活動指標①	ＲＰＡを活用した業務処理の拡大	現状値	**２種類** **（令和２（2020）年度）**	目標値	**４種類** **（令和７（2025）年度）**
活動指標②	総務事務執行体制における障害者の雇用促進及び業務範囲拡大	現状値	**２名** **（令和２（2020）年度）**	目標値	**30名** **（令和７（2025）年度）**

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・集約化する業務の対象範囲の拡大に向け、庁内で調整し、集約業務の選定や方法について検討を実施
・総務事務センターで勤務する障害者の業務範囲拡大を実施するとともに、安定的な就労継続を支援
・新本庁舎にワークステーション機能を設置し、共通物品事務等の総務事務を集約するとともに、障害者雇用の促進に向けた取組実施
・集約化した総務事務の安定化に取り組むとともに、民間活用が可能かつ有効な対象業務の選定・検討に、継続的な取組実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	業務集約による財政効果（累計）	現状値	**115,000千円** **（令和元（2019）～令和２（2020）年度）**	目標値	**200,000千円以上** **（令和４（2022）～令和７（2025）年度）**

到達目標	・集約した総務事務について、ＲＰＡの活用等による安定的な運用及び効率化 ・集約業務の範囲拡大による市全体の事務効率化 ・新庁舎ワークステーション機能の範囲拡大による障害者の業務範囲拡大及び共通物品事務集約等の事務効率化

所管	川崎区役所		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（1）	項目名	働き方・仕事の進め方改革の推進
課題No.	3	課題名	川崎区役所機能再編に伴うワークスタイル変革や業務効率化の検討

現　状	・平成30（2018）年３月に「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定し、支所を含めた川崎区全体の機能・体制などの検討を進めてきました。 ・令和２（2020）年３月に策定した「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」、令和３（2021）年５月に策定した「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づき、令和５（2023）年度中の機能再編、令和９（2027）年度を予定している「こども文化センター」や「老人いこいの家」等を複合化した新支所複合施設の供用開始を目指して、取組を進めていく必要があります。
取組の方向性	・機能再編により、複数の専門職による多職種連携体制を強化するとともに、３管区に分散している業務の非効率性を解消し、行政サービスの質や量を今まで以上に確保します。 ・機能再編後、川崎区役所庁舎として主に利用する「パレール三井ビル」のレイアウトやフロア構成の検討にあたっては、来庁者の利便性に加え、職員間のコミュニケーションの円滑化や組織変更等も見据えた空間の可変性等を考慮します。 ・機能再編後も支所での直接対面による相談機会を確保していくことから、新支所複合施設内に面接・相談スペースを確保するとともに職員が業務を行う上での効率性の観点から、サテライトオフィス環境を整備します。

活動指標①	区主体の会議における完全ペーパレス会議の開催	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	40回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化（機能再編）
・来庁者の利便性確保、職員間コミュニケーションや組織間業務連携の促進、作業時間の短縮、非効率スペース解消等に向けた機能再編後の川崎区役所レイアウト・フロア構成における、ユニバーサルレイアウトや規格を統一した新規什器の導入、オープンミーティングスペースやマグネットエリアの設置、下層階へのオフィススペースの集中、上層階への会議室スペースの集中等の検討
・紙文書削減・ペーパーレス促進ガイドラインなどを参考にした紙文書の総量削減及び紙文書を「使用しない、発生させない」業務プロセス構築の取組の推進
・「（仮称）大師支所・田島支所複合施設整備基本計画」の策定及びそれに基づく取組の推進
・支所仮庁舎及び新支所複合施設に設置する最適な面接・相談スペースやサテライトオフィス環境の検討・整備
・多世代が集い、交流が生まれるような新支所複合施設の効率的・効果的な整備・管理運営に向けた、複合化する各施設間の機能融合や一体的な管理運営等の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	ペーパレス会議等による会議資料印刷枚数の減（令和２（2020）年度比較）	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	1万枚 （令和７（2025）年度）

到達目標	川崎区全体の機能・体制を再編・強化し、保健福祉分野における専門的・機動的なサービス提供体制の構築や効率的な行政運営により市民サービスの向上が図られている。

所管	宮前区役所		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（1）	項目名	働き方・仕事の進め方改革の推進
課題No.	4	課題名	宮前区役所の移転を契機としたワークスタイル変革や業務効率化の検討

現　状	・平成31（2019）年３月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定し、この方針に基づく取組を「宮前区のミライづくりプロジェクト」と名付け、宮前区全体のまちづくりを検討してきました。 ・今後も「宮前区のミライづくりプロジェクト」の進捗状況を区役所内で情報共有し、関係部署と連携しながら、令和11（2029）年～令和13（2031）年の新宮前区役所の供用開始に向けて取組を進めていく必要があります。
取組の方向性	・令和７（2025）年度以降の新市民館・図書館の移転と令和10（2028）年度以降の区役所移転に向け、新本庁舎の動向を踏まえながら、関係部署と連携し、ＩＣＴの活用やワークスタイルの変革を現庁舎で推進していきます。

活動指標①	ＩＣＴ・業務改善など職員の意識改革を促す研修やワーキングの実施	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	３回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・会議におけるプロジェクター・タブレット使用の推進
・会議室使用に係る紙申請の廃止
・庁内共有端末による会議資料等の共有化
・ワーキングによる事務の効率化の検討
・新たなＩＣＴの活用
・研修による職員の意識改革
・ビジネスチャットの推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	区主体の会議におけるＰＣ・モニター等を使用した会議の開催による会議準備時間の減（令和２（2020）年度比較）	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	14時間 （令和７（2025）年度）

到達目標	・令和７（2025）年度以降の新市民館・図書館の移転と令和10（2028）年度以降の区役所移転に向け、新本庁舎の動向を踏まえながら、関係部署と連携しＩＣＴの活用やテレワーク等のワークスタイルの変革を現庁舎で推進している。

所管	教育委員会事務局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（1）	項目名	働き方・仕事の進め方改革の推進
課題No.	5	課題名	学校教職員の働き方改革に向けた取組

現　状	・平成31（2019）年２月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき、教職員の負担軽減につながる取組を推進しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う感染対策の実施やＧＩＧＡスクール構想の推進など新たな課題も生じています。 ・これまで実施してきた様々な取組により、教員が授業や学級経営、児童・生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる時間が増え、定性的な効果は上がってきていますが、長時間勤務の教職員の割合はわずかな減少にとどまっていますので、引き続き学校運営支援体制の整備を図るとともに、教職員が働き方・仕事の進め方改革に対する当事者意識を持ち、自ら改善活動を実践することで、長時間勤務の是正につなげていく必要があります。
取組の方向性	・教職員の負担軽減のため、学校の業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保を引き続き実施するとともに、教職員自らが、ワーク・ライフ・バランスを意識し、改善活動を実践できるような働き方・仕事の進め方に関する意識改革を推進していくこととし、それらの方向性について令和３（2021）年度中に改定する方針の中で定めていきます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針の改定（令和３（2021）年度予定）を踏まえた取組の実施・進捗管理
・教職員勤務実態調査の実施（令和４（2022）年度実施予定）
・部活動指導員の配置拡充・教職員事務支援員又は障害者就業員の継続配置等による教職員の負担軽減に向けた取組の推進
・休日の部活動の地域移行に向けた検討
・ＩＣＴを活用した働き方・仕事の進め方改革の取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	○	カネ	ー	情報	ー	時間	○

成果指標①	中学校の時間外在校等時間が１か月当たり80時間を超える教職員の割合	現状値	**20.5%** **（令和２（2020）年度）**	目標値	**16.5%** **（令和７（2025）年度）**

到達目標	・教職員の高いモチベーションを維持したまま、中学校の時間外在校等時間が１か月当たり80時間を超える教職員の割合を16.5%に低下させるなど、長時間勤務を是正

２－（２）市役所内部のデジタル化の推進

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、ＩＣＴの活用による行政運営の効率化を進めるため、テレビ会議やペーパレス会議の拡大、モバイルワーク[11]の導入等を実施し、移動に係る旅費や時間、会議開催に係る印刷関係費用や準備時間等の削減につながりました。

今後も、行政のデジタル化に向けた一層の取組が求められている中で、デジタル技術の活用等による業務プロセスの見直しを徹底して行い、業務の更なる効率化を図るなど経営資源の確保につなげていく必要があります。

■ 取組の方向性

- 全庁の業務量調査により可視化された業務プロセス、業務の性質、業務量等を踏まえ、また行政手続のオンライン化や基幹業務システムの標準化・共通化等を契機として、デジタル技術やデータの活用による業務プロセスの抜本的な見直しを行うなど、業務プロセス改革の取組を推進します。
- 多様で効率的な働き方の実現に向けたペーパレス化等の更なる推進、庁内会議のオンライン化、テレワークの推進などデジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組むとともに、令和５（2023）年度に供用開始する新本庁舎において生産的で働きやすい職場環境に向けたオフィス改革を実施するなど、更なるワークスタイル変革に取り組みます。

[11] 意思決定や業務の迅速化を図るため、テレワーク用パソコンを活用し、外出先での資料作成や決裁行為等を行うこと。

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（2）	項目名	市役所内部のデジタル化の推進
課題No.	1	課題名	業務プロセス改革の推進

現　状	・本市ではこれまで文書管理、財務、旅費、職員情報等の全庁に共通する事務について、行政情報システムの導入とあわせた業務プロセス改革を実施しており、各業務の所管部署においても、制度の変更やシステムの導入等とあわせた業務プロセスの見直しに取り組んできました。 ・平成29（2017）年度からは働き方・仕事の進め方改革の取組として、一部の職場を対象に、外部の専門的知見による業務分析を活用しながら業務改革・改善を実施し、業務プロセスの見直しを実施しています。 ・行政手続のオンライン化等の「デジタル化」の推進にあわせて、業務の効率化を図り、更なる市民サービスの向上を実現させるため、業務プロセスそのものの見直しを図る「業務プロセス改革」を推進し、職員の業務をより専門性の高い業務へ転換させることを目的に、全庁を対象とした業務量調査を実施しました。
取組の方向性	・全庁業務量調査により可視化された、業務プロセス、業務の性質、業務量等を踏まえて、デジタル技術の活用や定型的・反復的な業務の集約化、業務手順の見直しなど、各業務所管部署を支援し、外部の専門的知見も活用しながら、業務プロセス改革を推進します。 ・行政手続のオンライン化等に合わせ、業務プロセスの見直しを実施することで、業務効率化を図ります。 ・行政情報システムの更改に向けた業務プロセスの見直しを推進します。

活動指標①	現状値	目標値
業務プロセス改革に向けて支援した業務所管部署の対象手続の件数（延数）	19件 （平成30（2018）年度～令和２（2020）年度）	100件 （令和４（2022）年度～令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・全庁業務量調査の結果において改善効果が高いと見込まれる手続について、外部の専門的知見を活用した業務分析等による、ＡＩ・ＲＰＡ等のデジタル技術の活用や定型的・反復的業務の集約化等の業務プロセス改革の推進
・国が進めるマイナポータルからの行政手続のオンライン化や、本市における新たな電子申請システムの構築、地方自治体の基幹業務システムの標準化・共通化に合わせた業務プロセス改革の実施
・行政情報システムについては、現行システムの更改を予定している令和９（2027）年度に向けて、更なる効率化を目指した業務プロセス改革を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	現状値	目標値
業務所管部署を支援して業務プロセス改革を実施した手続における削減時間割合（延数）	ー （平成30（2018）年度～令和２（2020）年度）	20% （令和４（2022）年度～令和７（2025）年度）

到達目標	・業務プロセス改革の推進及びデジタル技術の活用により時間を創出し、職員の業務をより専門性の高い業務へ転換することにより、より良い市民サービスの安定的に提供できること

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（2）	項目名	市役所内部のデジタル化の推進
課題No.	2	課題名	デジタルの活用によるワークスタイル変革の推進

現　状	・生産的で働きやすい職場環境の実現のため、新本庁舎整備を契機として、デジタル環境の整備等に合わせたワークスタイル変革の検討を進めてきました。そうした中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況も踏まえ、多様な働き方への対応と業務継続性向上の観点から、よりスピード感を持って、取組を進めています。 ・令和３（2021）年５月に策定した「紙文書削減・ペーパレス促進ガイドライン」に基づき、ペーパレスでの会議・打合せや文書の電子化の推進、全庁的な環境整備と合わせたオンライン会議の推進等に取り組んでいます。 ・サテライトオフィスや在宅勤務の試行等の取組結果を踏まえ、テレワーク用パソコン1,000台を導入し、令和３（2021）年６月からテレワーク（在宅勤務、モバイルワーク及びサテライトオフィス）を本格実施するとともに、テレワークの実施を踏まえた、より円滑なコミュニケーションに向けて、ビジネスチャットの導入やグループウエアの活用に取り組んでいます。 ・新本庁舎整備等に合わせ、生産的で働きやすい職場環境に向けたオフィス改革を検討しています。
取組の方向性	・デジタル化に対応した多様で効率的な働き方の実現に向けて、ペーパレス化を一層推進します。 ・オンライン会議等のツールやパソコンを活用した庁内外の会議のオンライン化を推進します。 ・テレワーク用パソコンの活用状況を検証しながら、テレワークを一層推進します。 ・新たなワークスタイルに対応したコミュニケーションツールについては、新規導入も含めて検討します。 ・本庁部署においては、ユニバーサルレイアウトやグループデスク導入など新本庁舎への移転に合わせてオフィス改革を実施するとともに、その他の庁舎においても、大規模改修等に合わせてオフィス改革の実施を検討します。

活動指標①	紙文書が多い部署等へのコーチング活動	現状値	31回 （令和２（2020）年度）	目標値	80回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新本庁舎整備等に合わせた、無線LANの導入、パソコンの軽量化、会議室等へのモニタの設置等の環境整備のほか、紙文書が多い部署へのコーチング活動や、庁内における好事例の横展開などの意識改革に向けた取組による、ペーパレスでの業務執行の推進
・電子契約の導入等による契約事務の電子化や、行政情報システムのリプレース等の機会を捉えた文書管理システムのデータ容量の拡充等の推進
・紙文書の集中的スキャンなど、既存の紙文書の削減に向けた取組の実施
・オンライン会議の運用状況やテレワーク用パソコンの活用状況の把握、及び利用促進に向けた活用事例の周知・啓発
・令和５（2023）年度の新本庁舎整備に合わせた内線電話としても利用できる携帯電話の導入に向けた検討や、更新時期に合わせたビジネスチャットの導入数量等の検討、グループウエアの最適化に向けた検討
・新本庁舎におけるユニバーサルデスク、マグネットスペースの導入等の環境整備やプリンター、FAX等の複合機への機能統合による生産的で働きやすい職場づくりの実施、その他の庁舎における大規模改修等に合わせた環境整備等の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	紙の使用量（学校等を除く。）	現状値	106,324千枚 （令和２（2020）年度）	目標値	53,000千枚以下 （令和７（2025）年度）
成果指標②	テレワーク用パソコンの稼働率	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	40.0% （令和７（2025）年度）
到達目標	・ペーパレス化を基本とした時間や場所に捉われない効率的な業務遂行と多様な人材が活躍できる職場の実現				

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（2）	項目名	市役所内部のデジタル化の推進
課題No.	3	課題名	デジタル化時代の変化を見据えた公文書館のあり方の検討

現　状	・文書量の増加に伴い、会議室及び閲覧スペースを書庫に転用しており、本来行うべき研修や閲覧場所に影響が出ていることから、文書の保管に民間倉庫を活用せざるを得ない状況からコストの増加につながっています。 ・公文書館、市民ミュージアム等の各施設で歴史資料等を分散管理しているため、整理・統合手法の検討が必要となっています。 ・築37年が経過し、電気工作物や外壁等の寿命到来による更新が必要となっており、今後のあり方を含めた検討が必要となっています。
取組の方向性	・デジタル化によりペーパレス化の徹底を図り、全市的な取組みに即した施設規模の検討を進めます。 ・関係部署と保管・収蔵の整理を行うとともに、デジタル社会に応じた閲覧手法の検討を進めます。 ・令和３（2021）年８月の「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子」策定により、公文書館館は「隣接する公有地の活用を検討するエリア」となり、一体的利用に向けた区域として追加できないか検討することと位置付けられたため、これに基づく協議を関係部署と進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・デジタル化及びペーパレス化の進捗状況による引継文書量への影響を見極めての、関係部署との狭隘化及び老朽化解消に向けた検討並びに必要な施設規模・公文書館のあり方の協議
・市民ミュージアム等の各施設で保管している歴史資料等について、関係部署との調整・協議による、保管・収蔵の整理と情報の共有化の推進
・デジタル化による歴史資料の新たな閲覧手法の検討及び方向性のとりまとめ
・「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子」に基づく今後検討される課題事項等についての関係部署との必要な協議

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	○	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・狭隘化の解消とデジタル化時代に対応した新たな公文書館のあり方の構築と対応

所管	財政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（2）	項目名	市役所内部のデジタル化の推進
課題No.	4	課題名	市税システム更改に伴う税務事務の効率化

現　状	・現行の市税システムは、毎年度の税制改正への対応を重ねた結果、肥大化、複雑化し、税制改正への対応が負担となっているほか、維持管理コストの高止まりも課題となっています。 ・また、短期間に大量の処理が必要となる課税事務等における時間外勤務の縮減も課題となっています。 ・こうした課題を解決し、市民サービスの安定的な提供、事務の効率化、さらに、一層の市税収入確保策を実現するため、安定的かつ効率的なシステム運用に向け、令和元（2019）年度から市税システムの更改を進めています。
取組の方向性	・市販のパッケージシステムを活用した新システムの導入に伴う業務手順の再構築及びオープン化による税制改正対応への負担軽減とハードウエア賃借料等の年間運用経費削減のため、引き続き、令和５（2023）年１月の稼働開始に向けた市税システムの更改を進めます。 ・また、パッケージシステムを活用した新システムと併せて導入したＲＰＡ等の活用、ＡＩ導入の検討を行い、定型的・反復的業務の集約化・効率化等に取り組むとともに、電子申請システム等を利用した申請手続のオンライン化に取り組みます。 ・さらに、市税事務所の専門性をより効率的、効果的かつ機動的に発揮できるよう、業務手法を見直します。

活動指標①	業務手法の見直し数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	３業務 （令和7（2025）年度）
活動指標②	ＲＰＡを導入するシナリオ数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	５シナリオ （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新システムにおける事務の確立、新システムのテスト、データ引継ぎ等のシステム導入作業実施と、令和５（2023）年１月の新システム稼働
・安定したシステム運用ができる手法の構築及びシステムの運用日程を調整することによる業務の平準化
・新システム稼働を踏まえた見直し等による、さらなる効率的な業務手法の構築
・ＲＰＡの導入効果が見込める業務の選定及びＲＰＡを導入するシナリオの作成
・市税システム関連ＡＩ製品の情報収集及び費用対効果の観点からの導入是非の検討
・次期電子申請システムの活用による、市税証明の申請手続オンライン化

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	システム運用経費（単年度）	現状値	10.4億円 （令和２（2020）年度）	目標値	7.3億円 （令和7（2025）年度）
成果指標②	税務事務における総時間外勤務時間数	現状値	53,820時間 （令和２（2020）年度）	目標値	51,129時間 （令和7（2025）年度）

到達目標	・パッケージシステムを活用した新システムを導入することによる年間運用経費の削減 ・また、新システム稼働を踏まえた見直し等による効率的な業務手法の構築、デジタル技術の導入等を行うことによる市民サービスの向上及び事務の効率化

２－（３）組織の最適化

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、市民ニーズの的確な対応に向けた組織の最適化を進めるため、生活環境事業所の再編や学校用務業務執行体制の見直し、学校給食調理業務の委託化などの組織整備や職員配置に取り組みました。一方で、市民館等をはじめとする施設の管理運営体制の見直しについては、課題解決に至らず効果の発現に時間を要する取組もあることから、こうした課題については、第３期プログラムでも引き続き改革の取組を進めていく必要があります。

また、変化する社会経済状況や、多様化・増大化する市民ニーズを踏まえた執行体制の整備・見直しを行う必要があります。

■ 取組の方向性

- 社会経済状況の変化や、多様化・増大化する市民ニーズを踏まえ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、新たに発生する行政課題に迅速に対応するため、簡素で効率的・効果的かつ機動的な執行体制の構築に向けた取組を推進します。
- 第２期プログラムにおける執行体制の見直しのうち、第３期プログラムでも継続が必要な課題について取組を進めます。

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	1	課題名	庁用自動車の配置及び運転業務執行体制の見直し

現　状	・円滑で適切な業務運営、危機事象発生時への対応、業務上必要とする車種の特性などから、専任の運転手を配置して運行する車両以外については、退職動向と車両更新状況等を勘案し、減車やこれに伴う執行体制の見直しを進めるとともに、行政事務遂行上の機動力確保のため、職員自らが運転する軽自動車の追加導入及び公用車が配車されない場合のタクシーチケットの利用を進めてきました。 ・今後の「働き方・仕事の進め方改革の推進」や「デジタル化の推進」に伴う業務執行手法の変更は、庁用自動車の必要性や職員の配置にも大きな影響を与えることが見込まれます。 ・一方で、温暖化の影響等による自然災害の大規模化、増大化が見込まれる中、危機事象発生時の即応性や特別職等の移動手段については、安定的に確保する必要があります。 ・このことから、引き続き減車を進めながら、円滑で適切な業務運営や危機事象発生時の対応を図れる執行体制の見直しに、継続して取り組む必要があります。
取組の方向性	・退職動向と車両更新状況等を勘案して、引き続き、減車や職員配置の見直しを進めるとともに、軽自動車の配置やタクシーチケットの利用等による機動力確保にも取り組み、円滑で適切な業務運営や危機事象発生時の対応を図れる執行体制を確保していきます。

活動指標①	専用車、共用車の台数	現状値	24台 （令和２（2020）年度）	目標値	18台 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・職員の退職動向や車両更新の状況等を勘案した減車の推進
・軽自動車の配置やタクシーチケット利用等による機動力の確保
・危機事象への対応力の確保等を踏まえた庁用自動車の配置等の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・円滑で適切な業務運営や危機事象発生時の対応を図るための効率的・効果的な車両台数、運転業務執行手法及び執行体制方針の確定

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	2	課題名	守衛業務の見直し

現　状	・守衛業務については、第２庁舎及び第３庁舎は職員が行い（夜間・閉庁日は委託）、第４庁舎は委託により行っていますが、更なる民間活用に向け、守衛職が担っている要人警護、議場警備の特殊性、専門性など、民間部門を活用する際の諸課題について、検討を行ってきました。 ・新本庁舎の供用開始に合わせて機械警備の導入を予定していることから、要人警護、議場警備の執行体制についても検討する必要があります。
取組の方向性	・新本庁舎整備後は警備対象総面積が増加するため、機械警備を導入することにより効率的な警備を可能とします。 ・新本庁舎への機械警備の導入の効果も踏まえ、人的警備のあり方について、職員の退職動向や要人警護・議会警備の特殊性、専門性などを考慮して、見直しの検討を行います。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新本庁舎における警備業務の開始（一部機械警備の導入）
・要人警護・議会警備の執行体制の見直しの検討
・４棟（新本庁舎、第３庁舎、第４庁舎及び御幸ビル)の総合的な警備のあり方の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・新本庁舎において一部機械警備を導入することによるコスト削減の実現 ・令和５（2023）年度及び令和６（2024）年度における新本庁舎の警備体制を検証した上での、守衛の適正人員の算定及び配置の調整

所管	環境局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	3	課題名	安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築

現　状	・ごみの減量化に伴い、平成27（2015）年４月に１つの処理センターを休止・建設中とし、３つの処理センターを稼働する「３処理センター体制」に移行しました。こうした中、一部の処理センターにおける夜間運転操作業務の委託化や資源化処理施設における運営・処理業務の委託化を進めてきました。さらに、令和２（2020）年度からは浮島処理センターにおいて、施設の維持・補修業務等の整備業務を集約化することにより、処理体制の充実・強化を進めました。 ・今後も、適正かつ安定的な処理の実施を前提に、民間部門の活用や業務の集約化等により、効率的・効果的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があります。 ・令和５（2023）年度からの橘処理センターの稼働予定に伴い、資源物及びごみ（焼却灰を含む。）の鉄道輸送計画及び加瀬クリーンセンターにおける中継輸送計画を見直す必要があります。
取組の方向性	・３処理センター体制の検証を継続し、他都市の状況について調査等を行うとともに、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」、「プラスチック資源循環への対応方針」等の廃棄物関連の施策や、脱炭素社会の実現に向けた取組、超高齢社会等によるごみ質やごみ量の変化への対応を踏まえ、長期的な視野に立って、資源化処理施設等の整備も含めた本市の効率的・効果的な廃棄物処理体制について検討を進めます。 ・非常時における対応等を含め、安定的な市民サービスの提供を確保した上で、より効率的・効果的な処理体制の構築に向け、人材育成及び技術継承を行うとともに、廃棄物処理施設の整備や、更なる委託化も含めた運営体制の検討を進めます。 ・橘処理センター稼働後を踏まえた資源物及びごみ（焼却灰を含む。）の輸送の効率化について検討し、安定的かつ効率的な輸送体制を構築します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・資源化処理施設等の整備に向けた検討の推進（南部リサイクルセンターの施設整備に向けた検討等）
・橘処理センターの稼働を見据えた３処理センター（浮島・橘・王禅寺）における運営体制の検討及び効果検証の実施
・安定的かつ継続的な廃棄物処理体制の確保のための、人材育成、技術継承及び計画的な人材確保の推進
・資源物及びごみ（焼却灰を含む。）の鉄道輸送計画及び加瀬クリーンセンターにおける中継輸送計画の検討及び見直し

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・脱炭素社会の実現に向けた取組や超高齢社会への対応などの社会的要請と状況変化、令和５（2023）年度からの橘処理センターの稼働を踏まえた持続可能で安定的かつ効率的・効果的な廃棄物処理体制の構築 ・人材育成と人材確保の取組の推進による安定的かつ継続的な廃棄物処理体制の確保 ・輸送の効率化等を検討し、中継輸送計画の見直しを行い、効率的・効果的な中継輸送を実施

所管	環境局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	4	課題名	循環型社会に対応した効率的・効果的な廃棄物収集体制の構築

現　状	・廃棄物収集事業は、家庭系ごみの分別収集の拡大、普通ごみ収集の回数の変更等、３Ｒを基調とした循環型社会の構築に向けた取組を推進するとともに、事業系ごみ収集運搬業務の許可制導入、家庭系の資源物等収集運搬業務の委託化など執行体制の見直しを進めてきました。 ・さらなる効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、資源物等収集運搬業務のモニタリングを行うとともに、受託事業者へ業務遂行上の課題等についてヒアリングを実施するなど、業務の安全性、安定性などの課題への対応の検討を進め、令和３（2021）年４月には、幸区・中原区、高津区・宮前区の大規模集合住宅等の一部地域における普通ごみ等収集運搬業務の委託化を初めて実施しました。 ・今後については、超高齢社会への対応や非常災害時への対応等の視点や廃棄物処理事業における公共と民間の役割を整理しながら、安定的かつ継続的に事業を実施する必要があります。 ・また、本市における技能・業務職員の高齢化や全国的な運転手不足の状況等を踏まえ、人材確保と人材育成に向けた検討を行う必要があります。
取組の方向性	・普通ごみ等収集運搬業務は、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、特に重要なライフラインとして最も適正かつ迅速に処理することが必要であることから、今後の委託化については、令和３（2021）年４月から開始した委託化の検証等を踏まえ検討を進めます。 ・令和５（2023）年度からの橘処理センターの稼働に伴う業務状況の変化や職員の退職動向などの様々な要因変化を踏まえたごみ収集業務の運営体制の検討及び見直しを進めます。 ・超高齢社会への対応など社会的要請と状況変化を踏まえた効率的・効果的なごみ収集業務の執行体制の検討を進めます。 ・安定的かつ継続的な廃棄物収集体制の確保のため、技能・業務職員の人材育成と計画的な人材確保の検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・普通ごみ等収集運搬業務委託の状況等を踏まえた川崎区、多摩・麻生区の一部委託化の検討及び実施
・橘処理センターの稼働を踏まえた効率的・効果的な運営体制の検討
・超高齢社会を見据えた効率的・効果的なふれあい収集の今後の方向性の検討
・安定的かつ継続的な執行体制の確保のため、職員の退職動向などを踏まえた上での、技能・業務職員の人材育成と人材確保の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・普通ごみの一部委託化や作業状況の変化、超高齢社会への対応などを踏まえた効率的・効果的な廃棄物収集体制の構築 ・技能・業務職員の人材育成と人材確保の取組の推進による安定的な廃棄物収集体制の構築

所管	環境局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	5	課題名	環境局業務における庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討

現　状	・環境局における庁用自動車については、市内各所で実施している大気分析用サンプリング機材等の運搬に必要な手段として活用しつつ、業務内容に応じて電気自動車の活用も進めるとともに、会計年度任用職員といった非常勤職員の配置も行ってきました。 ・今後、業務の改善や見直し等を行うことで、庁用自動車の必要数や職員の配置にも影響することが考えられます。 ・同時に、突発的な環境汚染事故等の危機事象発生時の即応性についても、安定的に対応可能な体制確保が必要です。
取組の方向性	・今後、突発的な環境汚染事故等の危機事象発生時の対応については、即応性の確保に向け、必要な車両・職員の配置数と体制を整理・検討します。 ・庁用自動車の使用頻度や業務内容等を踏まえ、車両及び職員の配置の必要性等を整理し、環境局で実施する調査・測定等業務を円滑かつ効果的に実施するための方策（業務スケジュールの更なる調整や業務改善等）、再任用短時間勤務職員や会計年度任用職員の配置等を検討していきます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・危機事象発生時の対応や、庁用自動車の需要動向、職員の退職動向を踏まえた、車両及び職員の必要配置数と体制の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・平常時や危機事象発生等を踏まえた環境局業務における庁用自動車に係る効率的・効果的な車両台数、運転業務執行手法及び執行体制方針の確定

所管	健康福祉局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	6	課題名	動物愛護センター用務業務執行体制の検討
現　状	・動物愛護センターでは、「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する犬及び猫を中心とした動物の引取りから飼養管理・譲渡、動物愛護思想の普及啓発等の動物愛護管理事業を、獣医師をはじめとした本市職員を中心に、民間事業者やボランティア、獣医師会等の多様な主体と連携して実施しています。 ・用務業務は、センター内の管理業務を中心としながら、犬の捕獲、獣医師等が行う上記業務の補助等を行っていますが、多様な主体との連携が進む中で、動物の命をつなぐための施設の維持に必要な用務業務のあり方についても検討していく必要があります。		
取組の方向性	・平成31（2019）年２月の現在地への新築・移転後は、業務支援ボランティア等の協力に加え、獣医師が行ってきた業務の一部委託化など、民間事業者等が担う業務が広がる中で、用務業務についても、委託化や再任用短時間職員、会計年度任用職員といった非常勤職員の活用などの可能性があることから、執行体制を検討していきます。		
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
具体的な取組内容					
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度					
・新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容を踏まえて、ボランティア等の多様な主体と連携しながら動物愛護管理事業の効率的な推進 ・用務員の退職動向にあわせて、用務業務の執行体制の検討					
確保を想定する経営資源					

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―
成果指標①	ー			現状値	ー			目標値	ー
到達目標	・用務員の退職・再任用動向やボランティアの支援状況、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容を踏まえつつ、用務業務を整理し、効率的・効果的、かつ、より実践的な執行手法・執行体制方針の確定								

所管	健康福祉局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	7	課題名	中部地域支援室業務における庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討
現　状	・庁用自動車については、「人の移動」や「物の運搬」に必要な手段として活用するとともに、原則、常勤職員で自動車運転業務を担ってきました。 ・「人の移動」や「物の運搬」は、常勤職員と再任用短時間職員等の非常勤職員とで業務内容が大きく異なるわけではありませんが、「働き方・仕事の進め方改革の推進」や「デジタル化の推進」に伴う業務執行の変更は、庁用自動車の必要性や職員の配置にも大きな影響を与えることが見込まれます。 ・一方、中部地域支援室の周辺地域は、公共交通機関に限りがあるため、アウトリーチ（訪問等）支援のための移動手段や、緊急時の即応性については確保する必要があります。 ・また、施設の特性上、自動車運転業務には様々な障害に対する知識や経験等が求められるところです。		
取組の方向性	・緊急時の即応性や自動車運転業務に求められる資質など、中部地域支援室における運転業務の現状を検証します。 ・その上で、庁用自動車の使用頻度や業務内容、また、「働き方・仕事の進め方改革の推進」等に伴う需要の動向を踏まえ、庁用自動車及び常勤職員配置の必要性を整理し、タクシー券や軽自動車の活用、及び非常勤職員の活用を検討していきます。		
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
具体的な取組内容					
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度					
・職員の退職動向を踏まえ、庁用自動車の必要性と常勤職員配置の見直しの検討					

確保を想定する経営資源									
ヒト	ー	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー
成果指標①	ー			現状値	ー		目標値	ー	
到達目標	・緊急時の即応性や中部地域支援室の自動車運転業務に求められる資質など、現状把握や庁用自動車及び常勤職員配置の必要性の整理を行い、効率的・効果的な車両台数及び運転業務執行手法、執行体制方針の確定								

所管	こども未来局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	8	課題名	児童相談所の体制強化及び児童家庭相談支援体制の構築

現　状	・【全体】虐待リスクの早期発見・重篤化防止につなげ、要保護ケースの増加を抑制するとともに、一時保護・施設措置に至ってしまう事案を減少させる必要があります。 ・【介入】また、児童虐待の相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中で、児童虐待に迅速・適切に対応するため、警察・医療・司法等の複数の関係機関と連携した、より効果的な支援を行う必要があります。 ・【予防】さらに、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的支援を行うとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、支援ニーズを的確に把握するとともに、地域ネットワークの強化を図る必要があります。 ・【市の体制】各種相談業務等を通じ、予防スキルを向上させるとともに、迅速かつ的確な分析と判断に基づき、要保護ケースに対し、指導措置・施設措置等の適切な介入支援を実施できるようにする必要があります。
取組の方向性	・「子育て世代包括支援センター機能」と「子ども家庭総合支援拠点機能」を一体的に担う地域みまもり支援センター（区役所）において、予防に係る専門的支援機能を構築します。 ・地域みまもり支援センター（区役所）による児童家庭支援（予防）と児童相談所による児童虐待対策（介入）との機能分化等を進めることで、相談体制の効率化や役割分担の徹底による児童相談の質の向上を推進するとともに、警察・医療・司法等の関係機関と連携を図り、専門的知識を活かした支援を推進します。 ・児童相談に関わる専門職の効果的な人材育成と有効な人材活用を推進します。 ・要支援家庭の早期発見・早期対応・未然防止に向けた、児童家庭支援体制の構築を検討します。

活動指標①	児童相談所初期対応チームの導入区数	現状値	1区 （令和２（2020）年度）	目標値	7区 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度　～　令和７（2025）年度

・児童相談所との機能分化、児童相談に関わる専門職の適正配置による相談体制の効率化と役割分担の徹底による質の向上、及び児童家庭支援に係る専門的支援体制の構築
・令和４（2022）年度から、予防のための専門的支援機能の構築に向けた検討や児童相談に関わる専門職の適正配置（適性を見極めたジョブローテーション等）に向けた検討を開始
・令和５（2023）年度以降は、検討結果に基づく取組を推進するとともに、児童相談所における業務分担の見直し及び働き方改革を推進
・児童相談所における初期対応チームの充実強化

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	○

成果指標①	―	現状値	―	目標値	―

到達目標	・児童家庭支援（予防）と児童虐待対策（介入）の両輪による、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる相談・支援体制の確立

所管	こども未来局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	9	課題名	公立保育所における調理業務及び用務業務の執行体制の検討
現　状	・公立保育所における調理業務について、川崎区及び中原区に設置した保育・子育て総合支援センターについては、令和３（2023）年度から調理と栄養管理の一体的な業務実施による知識や技術、経験等の蓄積に努めています。また、ブランチ型の公立保育所については、民間活用が可能な保育所から、段階的な委託化を進めてきました。 ・公立保育所における用務業務については、安全・安心な保育環境を整えるため、これまで、職員等により業務を実施してきましたが、職員の退職動向等も踏まえながら、より効率的・効果的な業務手法のあり方について、検討を進めていく必要があります。		
取組の方向性	・公立保育所における調理業務について、今後、整備を進める保育・子育て総合支援センターについても、調理と栄養管理の一体的な業務実施に向けた取組を推進します。また、ブランチ型の公立保育所については、公立保育所の最適化に向けた継続的な検討状況や退職動向等を踏まえた上で、委託化を推進していきます。 ・用務業務については、他都市の事例や職員の退職動向等を踏まえながら、安全・安心な保育所環境の提供を確保した上で、より効率的・効果的な手法について、検討・精査していきます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度　～　令和７（2025）年度

・今後、整備を行う保育・子育て総合支援センターにおける調理と栄養管理の一体的な業務実施に向けた手法の検討
・ブランチ型の公立保育所については、公立保育所の最適化に向けた継続的な検討状況や職員の退職動向等を踏まえた上で、委託化を推進
・用務業務のより効率的・効果的な実施に向けた現状の整理・手法の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・保育・子育て総合支援センターにおける調理と栄養管理の一体的な業務実施による、より質の高い市民サービスと更なる知識や技術、経験等の蓄積 ・既に設置している保育・子育て総合支援センターにおける、調理と栄養管理の一体的な業務実施の検証結果を踏まえた、今後の執行体制方針の確定 ・公立保育所の最適化に向けた継続的な検討状況や職員の退職動向等を踏まえた、必要なブランチ型の公立保育所における調理業務の委託化 ・用務業務のより効率的・効果的な実施に向けた今後の執行体制方針の確定

所管	まちづくり局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	10	課題名	市営住宅施策における庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討

現　状	・市営住宅の管理や整備（建替、長寿命化改善等）における日常的な現場確認・対応のため、また、危機事象発生時や設備故障等の緊急事案が発生した場合等に、職員が遅滞なく現場に向かうことができるよう、全庁的な自動車運転業務とは別に、まちづくり局内で個別に必要な業務として、市営住宅施策に係る自動車運転業務を設けています。 ・しかしながら、共用車のうち業務用車（軽自動車）の台数が充実してきている中で、必ずしも専属の職員が運転しなくても現場に行くことができること、また、運転代行や別の交通手段の活用も考えられる中で、当該業務自体の必要性や今後のあり方について、市営住宅施策の観点から整理する必要があります。
取組の方向性	・現在の業務内容を精査するとともに、業務用車（軽自動車）をはじめとする共用車の活用や運転代行、別の交通手段の活用等、代替可能性を検討した上で、市営住宅施策の観点から、今後の当該業務のあり方について検討・精査し、方向性を決定します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・業務内容の精査
・業務用車（軽自動車）をはじめとする共用車の活用や別の交通手段、運転代行等による代替可能性の検討
・市営住宅施策の観点からの当該業務の必要性の精査
・上記の点を踏まえた、市営住宅施策に係る自動車運転業務の今後のあり方について、検討・精査し、方向性を決定

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・市営住宅施策に係る自動車運転業務における効率的・効果的な車両台数及び運転業務執行手法、執行体制方針の確定

所管	建設緑政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	11	課題名	建設緑政事業における運転業務執行体制の検討
現　状	・建設緑政局は、道路・河川・公園などのインフラ事業を所管しており、市民生活の基盤となっているため、日常的に現場確認を行うなど適正な管理を実施しています。 ・また、災害時においては、道路管理や水防における危険防止措置や応急対応を行うため、所有している車両は緊急自動車として指定されており、早急な現場確認、早期対応を実施しています。		
取組の方向性	・建設緑政事業の維持管理業務における運営体制を検討するとともに、災害などの緊急時における効率的・効果的な応急対応の検討を行います。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・建設緑政事業の維持管理業務における運営体制の検討
・災害などの緊急時における効果的・効率的な初動対応等の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・建設緑政事業の維持管理業務における運営体制の検討や災害などの緊急時における効率的・効果的な運転業務執行手法、執行体制方針の確定				

所管	建設緑政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	12	課題名	多摩川緑地管理業務における業務執行体制の検討
現　状	・平常時は、多摩川緑地として国から占用している広場や運動施設の維持管理を行うとともに、出水時は、治水の観点から多摩川緑地に設置しているトイレなどの工作物の撤去作業を実施しています。 ・また、災害時、緊急河川敷道路など早急な復旧が必要な箇所については、土砂の撤去などを実施しています。 ・災害時に必要な体制を検証し、維持するとともに、効果的な管理運営体制の検討が必要となっています。		
取組の方向性	・災害時に必要な体制を検証するととも効率的・効果的な管理運営体制の検討を行います。		
活動指標①	ー	現状値	ー
目標値	ー		

具体的な取組内容
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度
・災害時に必要な体制の検証 ・効率的・効果的な管理運営体制の検討

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―
成果指標①	ー			現状値	ー		目標値	ー	
到達目標	・災害時に必要な体制の検証や効率的・効果的な管理運営手法、管理運営体制方針の確定								

所管	港湾局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	13	課題名	港湾区域及び港湾施設の維持・管理業務執行体制の検討

現　状	・公共交通機関が不便であり業務の効率化等の観点から、港湾施設の維持管理等に従事する職員の現場送迎や東京、横浜を往来する職員の送迎を行うため、港湾業務に係る自動車運転業務を設けています。 ・また、港湾法に基づき、港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持するため、巡視船の運航や船舶の機械関係の点検、甲板員として大型船舶の運航補助等を担う業務を設け、漂流物等船舶航行障害物の除去・回収業務、流出油処理業務、制限区域の船舶への接する船舶等の巡視等を巡視船３隻で行っています。 ・さらに、荷捌き地等の利用状況の確認と監督指導、船舶離着岸時の立会業務等、臨港地区内の巡視業務及び施設の破損、事故発生等における軽易な維持補修、応急的な規制措置等を行う現場監督業務を設けています。 ・近年多発している地震や台風などの自然災害が大規模化、増大化する中、災害応急活動を円滑かつ確実に実施する執行体制の確保が必要となっています。
取組の方向性	・各職種の設置目的と業務内容の変化、公用車や船舶の状況等を踏まえた効率的・効果的な執行体制のあり方の検討を進めます。 ・今後増大することが見込まれる災害等における応急体制活動を円滑かつ安定的に実施できる執行体制の確保に向けた検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・災害時の緊急時対応の範囲や活動内容を整理
・他港における業務執行状況の調査、研究
・公用車の保有状況や使用頻度等をもとに、現状の使用方法を踏まえた今後の在り方を検討
・所有船舶の更新等に関する考え方の整理
・民間活用等の可能性についての検討
・職員の退職動向を踏まえ、安定的な配置に対する考え方の整理（再任用制度等の活用を含む）
・港湾区域及び港湾施設に係る当該技能業務に係る効率的・効果的な執行体制の整理

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・港湾区域及び港湾施設の維持・管理業務に係る効率的・効果的な執行手法、執行体制方針の確定

所管	各区役所		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	14～20	課題名	区役所庁用自動車の配置と運転業務執行体制の検討
現　状	・庁用自動車については、「人の移動」や「物の運搬」に必要な手段として活用するとともに、原則、常勤の自動車運転手を配置してきました。 ・また、これまで庁用自動車の使用頻度や業務内容に応じ、タクシー券や軽自動車の活用を進めるとともに、再任用短時間職員や会計年度任用職員といった非常勤職員の配置も行ってきました。 ・「人の移動」や「物の運搬」は、常勤職員と再任用短時間職員等の非常勤職員とで業務内容が大きく異なるわけではありませんが、「働き方・仕事の進め方改革の推進」や「デジタル化の推進」に伴う業務執行の変更は、庁用自動車の必要性や職員の配置にも大きな影響を与えることが見込まれます。 ・一方、温暖化の影響等による自然災害の大規模化、増大化が見込まれる中、災害時対応での即応性や、区長等の移動手段等については、安定的に確保する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症への対応等の一時的な業務急増に対する臨機な応援体制を構築する必要があります。		
取組の方向性	・庁用自動車の使用頻度や業務内容、また、「働き方・仕事の進め方改革の推進」等に伴う需要の動向を踏まえ、庁用自動車及び常勤職員配置の必要性を検討し、タクシー券や軽自動車の活用、及び非常勤職員の活用を検討していきます。 ・今後、増大することが見込まれる災害等への対応については、即応性及び区長等の移動手段の確保や、一時的な業務急増に対する臨機な応援体制の構築に向け、車両数と常勤職員の必要な範囲を整理します。		
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度
・災害等への対応について、即応性及び区長等の移動手段の確保、一時的な業務急増に対する臨機な応援体制を構築するため、職員の退職動向を踏まえ、庁用自動車及び常勤職員の配置数を検討

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・災害等への対応に係る即応性や区長等の移動手段等について、効率的・効果的な車両台数及び運転業務執行手法、執行体制方針の確定				

【所管区役所別課題No.】

区役所名	課題No.	区役所名	課題No.	区役所名	課題No.
川崎区役所	14	高津区役所	17	麻生区役所	20
幸区役所	15	宮前区役所	18		
中原区役所	16	多摩区役所	19		

所管	各区役所		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	21～27	課題名	道路・河川・公園等の効率的・効果的な管理体制の検討
現　状	・道路公園センターは道路・河川・公園などインフラ事業を所管しており、市民生活の基盤となるため、常時適正な管理を求められ、日常点検など現場確認等が必要となっています。 ・また、災害時などは早急な現場確認、早期対応などが求められており緊急自動車による出動も行っており、災害時、緊急交通路など早急な復旧が必要な箇所については、道路等の復旧作業などを実施しています。		
取組の方向性	・インフラの維持管理業務における運営体制の検討を進めるとともに、災害などの緊急時における効果的・効率的な初動対応等の検討を行います。 ・また、各区の地理的要因や作業量などに応じた業務執行体制についても併せて検討を行います。		
活動指標①	ー	現状値	ー
目標値	ー		

具体的な取組内容
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度
・インフラの維持管理業務における運営体制の検討 ・災害などの緊急時における効果的・効率的な初動対応等の検討 ・各区の地理的要因や作業量などに応じた業務執行体制の検討

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―
成果指標①	ー			現状値	ー		目標値	ー	
到達目標	・インフラの維持管理業務における執行体制の検討や災害などの緊急時における効率的・効果的な体制の検討が図られている。								

【所管区役所別課題No.】

区役所名	課題No.	区役所名	課題No.	区役所名	課題No.
川崎区役所	21	高津区役所	24	麻生区役所	27
幸区役所	22	宮前区役所	25		
中原区役所	23	多摩区役所	26		

所管	教育委員会事務局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	28	課題名	学校用務業務執行体制の見直し

現　状	・学校用務員の配置に当たっては、平成16（2004）年度から一部非常勤化を実施し、各校正規職員２名配置から各校正規職員１名・再任用短時間勤務職員等１名配置に順次移行しています。 ・学校用務業務について、定年退職者のうち意欲と能力のある人材の再任用職員としての配置も行いながら、学校用務員の退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等を配置しています。
取組の方向性	・学校用務業務について、引き続き、退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等の配置を進めます。 ・学校用務業務について、効率的な業務執行体制の整備に向けて検討を行い、実施に向けた課題整理及び取組を進めます。

活動指標①	職員定数	現状値	217人 （令和２（2020）年度）	目標値	177人 （令和７（2025）年度）
活動指標②	退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等の配置数	現状値	111人 （令和２（2020）年度）	目標値	149人 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等の配置
・学校用務業務について、効率的な業務執行体制の整備に向けたあり方の検討
・効率的な業務執行体制の実施に向けた課題整理及び取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等の配置による財政効果（令和２（2020）年度との比較）	現状値	― （令和２（2020）年度）	目標値	134,000千円以上 （令和４（2022）年度～令和７（2025）年度）
到達目標	・退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等の配置 ・今後の用務業務のあり方を踏まえた効率的な業務執行体制に基づく配置				

所管	教育委員会事務局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	29	課題名	学校給食調理業務の委託化

現　状	・平成16（2004）年度からの段階的な民間事業者の活用により、令和３（2021）年度において、小学校61校、中学校３校（ＰＦＩ方式により運営しているはるひ野小・中学校を除く。）、特別支援学校４校（分校を含む。）で学校給食調理業務の委託化を実施しています。 ・委託化の推進と合わせて、定年退職者のうち意欲と能力のある人材の再任用職員としての配置も行いながら、学校給食調理員の退職動向等に合わせた学校給食調理業務の委託化を実施しています。
取組の方向性	・学校給食調理業務について、より効率的な運営を図るため、現行の安全衛生の管理水準や給食の質を確保するとともに、引き続き、学校給食調理員の退職動向等にあわせた学校給食調理業務の委託化を実施します。 ・これまでに委託化した学校における、安全衛生の管理水準や給食の質を確認するとともに、今後も安定的・継続的な給食提供が実施できる執行体制の検討を進めます。

活動指標①	学校給食調理業務を委託化した学校数	現状値	66校 （令和２（2020）年度）	目標値	71校 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・委託化の推進
・今後の委託化の推進にあたり、安全衛生の管理水準や給食の質を確保し、学校給食を安定的・継続的に実施するための執行体制の課題整理、調査・検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	職員定数削減効果額（令和２（2020）年度との比較）	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	14,000千円以上 （令和４（2022）年度～令和７（2025）年度）

到達目標	・学校給食調理員の退職動向等に合わせた円滑な委託化の推進 ・委託校が増加した後も、現行の安全衛生の管理水準や給食の質を確保できるよう、効率的・効果的な執行手法、執行体制方針の確定

所管	教育委員会事務局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	30	課題名	市民館等の効率的・効果的な管理運営手法の検討
現　状	・市民館のホール運営管理・窓口業務を民間事業者に委託するなど、一部民間活力を導入しています。 ・令和３（2021）年３月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による、対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やサービスの質の向上のための民間活用など効率的・効果的な管理運営手法を検討していく必要があります。		
取組の方向性	・今後の管理・運営に当たっては、それぞれの施設施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応や事業・サービスの推進など、効率的・効果的な管理運営手法を検討していきます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市民館等の効率的・効果的な管理運営体制の構築に向けた検討及び取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・新たな管理運営体制の構築に向けた取組の推進				

所管	教育委員会事務局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（3）	項目名	組織の最適化
課題No.	31	課題名	図書館等の効率的・効果的な管理運営手法の検討
現　状	・貸出・返却カウンター業務や配架業務等を民間事業者に委託するなど、一部民間活力を導入しています。 ・令和３（2021）年３月に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、利用者や関係団体、地域等との協働・連携による対話を基本とした柔軟な利用ルールの検討やサービスの質の向上のための民間活用などの効率的・効果的な管理運営手法を検討していく必要があります。		
取組の方向性	・今後の管理・運営に当たっては、それぞれの施設施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応や事業・サービスの推進など、効率的・効果的な管理運営手法を検討していきます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・図書館等の効率的・効果的な管理運営体制の構築に向けた検討及び取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・新たな管理運営体制の構築に向けた取組の推進				

２－（４）財源確保策の強化

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、債権確保策を強化するため、市税や各種保険料、保育料、市営住宅使用料などの収入確保に向けた取組を推進し、市税収入率は平成 30（2018）年度から令和２（2020）年度にかけて、本市の過去最高の水準になるなど、いずれも成果を上げ、財源の確保につながっています。

今後、新型コロナウイルス感染症による景気の落込みの影響も見込まれる中で、債権確保に向けた取組を引き続き進めるとともに、更なる財源の確保に向けて取組を推進する必要があります。

■ 取組の方向性

- 市税については、引き続き各年度の具体的な滞納整理方針により収入率の目標を定め、具体的な施策を実施して、より一層の市税収入確保に取り組みます。
- 国民健康保険料等の税外債権については、債権管理の適正化を推進するとともに、初期未納対策の強化や長期滞納者に対する滞納処分等の実施など滞納債権の収納対策を推進します。
- 先行きが不透明な市場環境の中、中長期的な視点で、引き続き資金調達の多様化、投資家層の拡大などを図り、より一層安定的かつ効果的な資金調達と資金運用に取り組んでいきます。
- ふるさと納税制度を通じて、本市のシティプロモーション活動や市内経済の活性化につなげるとともに、ふるさと納税による市外への財源流出の抑制に向け、市税に対する理解を促進する取組等を推進します。

所管	財政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	1	課題名	市税収入率の更なる向上

現　状	・市税収入確保対策本部のもと、市税収入の確保に積極的に取り組んだ結果、令和元（2019）年度の市税収入率は99.2％と過去最高値を継続しました。令和２（2020）年度については納税の猶予の影響により翌年度繰越額が増加しましたが、市税収入率は過去最高と並ぶ99.2％を引き続き確保しました。また、納税の猶予の状況が各都市で異なるという背景もありましたが、政令市第１位の収入率となりました。 ・依然として厳しい財政状況の中、歳入の根幹である市税収入を確保するため「市税滞納整理方針」で目標とする収入率を定め、その達成に向け、初動強化の取組をはじめとした徴収事務を効率的・効果的かつ積極的に進め、更なる市税収入率の向上を目指して取り組んでいます。
取組の方向性	・歳入の根幹である市税収入を確保するため、市税収入率の更なる向上により、市税収入率の政令市第１位を維持しつつ、令和７（2025）年度までに政令市過去最高の収入率（参考：平成29（2017）年度　名古屋市99.5％）の達成を目指して取組を実施します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

各年度、「市税収入確保対策本部会議」を開催し、市税滞納整理方針により収入率の目標を定め、前年度の状況等に応じて次の具体的な施策を実施することによる、より一層の市税収入確保に向けた取組の推進
・民間委託した「納税お知らせセンター」からの電話による納期限経過のお知らせ
・電話や文書による催告
・差押え等の滞納処分及び差押財産の公売　など

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	市税収入率	現状値	99.2% （令和２（2020）年度）	目標値	99.5% （令和7（2025）年度）
到達目標	・政令市過去最高の収入率（参考：平成29（2017）年度　名古屋市99.5％）				

所管	財政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	2	課題名	市税以外の債権における収入未済額の縮減

現　状	・全ての市の債権（市税を除く。）について、平成29（2017）年度末に136億円であった収入未済額を令和２（2020）年度末までに111億円へ縮減する取組目標を設定し、「川崎市債権対策基本方針」に沿った取組を推進した結果、収入未済額は約104億円となり、32億円程度縮減することができました。 ・これまでの取組により収入未済額の縮減が進みましたが、更なる縮減を図るため、取組を強化する必要があります。 ・学校給食費の公会計化（令和３（2021）年度）に対応した債権対策を推進していく必要があります。
取組の方向性	・市民負担の公平性の確保と円滑な財政運営に資するために、「川崎市債権管理条例」に基づいた適正な債権管理と滞納整理を推進するとともに、「川崎市債権対策本部会議」をはじめとする債権対策の推進体制による滞納債権対策の充実・強化を図ります。 ・「川崎市債権対策基本方針」に基づき債権管理の適正化を推進するとともに、初期未納対策の強化や長期滞納者に対する滞納処分等の実施などの滞納債権の収納対策を推進します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・債権管理の適正化の推進及び滞納債権の収納対策の推進に向けた検証及び検討を行う「川崎市債権対策本部会議」等の開催
・強化債権に学校給食費を追加
・準強化債権の指定による機動的な対応
・債権の特性に合わせた滞納対策（債権管理・滞納整理に係る実務支援及び研修の実施）
・各債権所管課で実施する滞納発生の未然防止（口座振替拡充等）、強制執行等裁判手続の活用による徴収強化、徴収停止による回収見込みのない債権の整理、徴収不能債権の放棄（適正な債権管理）等の取組への積極的な支援、指導、その他総合調整

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	ー	カネ	○	情報	ー	時間	ー

成果指標①	全ての市の債権（市税を除く。）の収入未済額（総額）	現状値	約104億円 （令和２（2020）年度）	目標値	83億円以下 （令和7（2025）年度）
到達目標	・全ての市の債権（市税を除く。）における収入未済額（総額）について、83億円以下を達成				

所管	財政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	3	課題名	戦略的な資金調達と資金運用の推進

現　状	・現在の地方債市場は、安定的に資金調達が実現できる環境となっていますが、中長期的にみれば、先行きは不透明であり、資金調達の多様化、投資家層の拡大など、継続して安定的な資金調達の取組が求められます。 ・資金運用については、年々利回りが低下していることに伴い、資金運用により得られる収益が減少傾向にあります。
取組の方向性	・先行き不透明な市場環境の中、中長期的な視点で引続き、資金調達の多様化、投資家層の拡大などを図り、より一層安定的かつ効果的な資金調達に取り組んでいきます。 ・資金運用においては、市場金利の低位安定に加え、一般会計の収支不足により、減債基金から一般会計への繰替運用額が増加したため、基金運用における債券取得額が減少するなど、基金運用利回りは低下傾向にあります。こうした中でも、より効率的な運用に向けて、売り現先取引を前提とした債券の取得等に取り組んでいきます。 ※売り現先取引：保有債券を買い戻し特約付きで金融機関に売却することで短期的な資金調達を行う方法

活動指標①	新たな資金調達手法による発行	現状値	158億円 （令和２（2020）年度）	目標値	600億円 （令和7（2025）年度）
活動指標②	売り現先取引を前提とした債券の取得など	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	500億円 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・資金調達の多様化、投資家層の拡大を継続するために、外貨建て国内債やグリーンボンドなど新たな資金調達手法を取り入れることによる、より一層の安定的な資金調達
・売り現先取引を前提とした債券の取得など新たな運用手法を取り入れることなどによる、より効果的な資金運用
・長期的なキャッシュフローの悪化の現状等を踏まえ、事業所管課による資金計画入力の徹底などの庁内周知

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	新たな運用手法による運用益（累計）	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	６億円 （令和7（2025）年度）
到達目標	・現在より効果的な資金運用を行うことで、４年間の運用益累計額６億円を達成				

所管	財政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	4	課題名	ふるさと納税制度の取組の推進

現　状	・返礼品を目的とした寄附の増加により、ふるさと納税による市税の減収額は年々拡大し、令和３年（2021）度当初課税時点では82億円に上り、財政運営に深刻な影響を与えています。 ・令和元（2019）年度より、民間ポータルサイトを活用したふるさと納税業務を行い、返礼品を通じて、本市魅力の幅広い認知の促進や、本市への愛着・誇り（シビックプライド）の醸成を図るシティプロモーション活動と市内経済活性化の取組を進めました。 ・今後も、各局区が持つネットワークを活用しながら、各種団体と連携し返礼品の開発・充実に取り組むとともに、寄附者の共感を得るための取組を進める必要があります。
取組の方向性	・「川崎市ふるさと納税推進本部会議」の下、各局区が持つ様々なネットワークを活用し、市内の様々な団体や企業と連携するとともに、委託事業者も活用して返礼品の発掘・開発を進め、シティプロモーション活動と市内経済活性化につなげ、財源確保を図ります。 ・ふるさと納税による市税の減収を抑制するため、主に次の２つの方向性で取り組みます。 （１）国に対して、ふるさと納税制度の見直しを要請していきます。 （２）市民に対して、市税の意義や使途を分かりやすく伝えていきます。

活動指標①	ふるさと納税受付サイトビュー数	現状値	178,450回 （令和２（2020）年度）	目標値	287,000回 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市民に対して、税務広報ポスターや市税のしおり、財政読本等を活用し、税の使い道等を分かりやすく伝えるなど広報等の取組の推進
・寄附金の使い道の見える化など寄附者の共感を得る取組の推進やクラウドファンディングなど新たな寄附制度の構築
・国に対して、ふるさと納税による市税の減収に対する財政措置のほか、特例控除額に定額の上限を設けること、ワンストップ特例制度による所得税控除相当額の補填措置等を要請
・ふるさと納税による返礼品を通じた、本市の特色や特産品のＰＲ及び市内経済の活性化と税収増につなげる取組の推進
・民間活力を活用したふるさと納税業務の効率化

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	○	時間	―

成果指標①	ふるさと納税による寄附受付件数	現状値	5,461件 （令和２（2020）年度）	目標値	29,000件 （令和7（2025）年度）

到達目標	・寄附者の応援したい思いに応えていくため、新たな寄附制度を導入するとともに、ふるさと納税による返礼品を通じたシティプロモーション活動や市内経済活性化と税収増に向けた取組の推進による寄附受付件数の増

所管	財政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	5	課題名	税財源の着実な確保及び施策推進のための税制度活用に向けた取組の推進
現　状	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による景気の落ち込みや、ふるさと納税による市税の減収などにより本市財政が厳しい状況にある中で、各種行政課題への対応や本市施策の推進を着実に行う必要があることから、「川崎市税制に関する研究会」を設置し、税制度の活用について研究を行っており、更なる財源確保や政策課題の解決の推進を図るため、税制度の活用に向けた取組を着実に進める必要がある。		
取組の方向性	・税財源の着実な確保や、本市における社会的課題の解決、本市独自の施策推進のため、各事業局と調整を行いながら、税源涵養の観点も踏まえた上で、税制度活用に向けた調査・検討を進めます。		

活動指標①	税財源の着実な確保や本市施策の推進に寄与する税制度の活用	現状値	0件 （令和２（2020）年度）	目標値	3件 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・脱炭素戦略や産業政策などに対する税制度の活用策について、関係局や外部有識者からの意見聴取及び整理を行うことにより実施に向けた取組を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・税制度に関する基本的な知識や税源涵養の視点等を事業局に対して積極的に示すことなどを通じた税財源の着実な確保や施策の推進に向けた税制度の活用

所管	健康福祉局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	6	課題名	一層の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収入確保

現　状	・国民健康保険料の収納対策のノウハウを横展開し、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の３保険料（以下「３保険料」という。）の収納対策を一体的に行うことで、着実に収入率が向上し、令和２（2020）年度決算の合計収入率は、全政令指定都市の中で、国民健康保険料が第５位、後期高齢者医療保険料が第３位、介護保険料が第４位となっています。 ・各制度を安定的に運営するためには、各保険料収入の確保が重要であり、更なる収納対策の推進が必要となります。 ・また、収納対策を推進するために、人材育成や事務の効率化を図る必要があります。
取組の方向性	・今後、被保険者の高齢化が進み各保険制度における給付費が増加することが見込まれ、一人当たりの保険料負担額についても、増大していくことが想定されることから、収入率向上のため、更なる取組強化を図っていきます。 ・３保険料の収入確保に向けた取組強化に向け、より効率的・効果的な手法について、検討を進めます。

活動指標①	電話催告件数（３保険料合計）	現状値	71,564件 （令和２（2020）年度）	目標値	64,000件以上 （令和７（2025）年度）
活動指標②	滞納処分件数（３保険料合計）	現状値	5,830件 （令和２（2020）年度）	目標値	5,200件以上 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・民間委託業者を活用した初期未納対策の実施
・滞納処分を中心とした収納対策の実施
・業務の高度化・困難化に対応した人材の育成
・より効率的・効果的な収納対策の推進に向けた検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①－１	国民健康保険料収入率（現年度分）	現状値	94.76% （令和２（2020）年度）	目標値	95.20% （令和７（2025）年度）
成果指標①－２	国民健康保険料収入率（滞納繰越分）	現状値	43.25% （令和２（2020）年度）	目標値	43.29% （令和７（2025）年度）
成果指標①－３	国民健康保険料収入率（現年度分＋滞納繰越分）	現状値	89.63% （令和２（2020）年度）	目標値	91.14% （令和７（2025）年度）
成果指標①－４	国民健康保険料収入未済額	現状値	3,077,558千円 （令和２（2020）年度）	目標値	2,491,034千円 （令和7（2025）年度）
成果指標②－１	後期高齢者医療保険料収入率（現年度分）	現状値	99.62% （令和２（2020）年度）	目標値	99.66% （令和7（2025）年度）
成果指標②－２	後期高齢者医療保険料収入率（滞納繰越分）	現状値	60.61% （令和２（2020）年度）	目標値	60.65% （令和7（2025）年度）
成果指標②－３	後期高齢者医療保険料収入率（現年度分＋滞納繰越分）	現状値	99.35% （令和２（2020）年度）	目標値	99.48% （令和7（2025）年度）
成果指標②－４	後期高齢者医療保険料収入未済額	現状値	83,775千円 （令和２（2020）年度）	目標値	81,478千円 （令和7（2025）年度）
成果指標③－１	介護保険料収入率（現年度分）	現状値	99.46% （令和２（2020）年度）	目標値	99.50% （令和7（2025）年度）
成果指標③－２	介護保険料収入率（滞納繰越分）	現状値	34.94% （令和２（2020）年度）	目標値	35.45% （令和7（2025）年度）
成果指標③－３	介護保険料収入率（現年度分＋滞納繰越分）	現状値	98.54% （令和２（2020）年度）	目標値	98.91% （令和7（2025）年度）
成果指標③－４	介護保険料収入未済額	現状値	259,397千円 （令和２（2020）年度）	目標値	252,132千円 （令和7（2025）年度）

到達目標	・３保険料すべての収入率（現年度分＋滞納繰越分）及び収入未済額の目標を達成するとともに、収入率（現年度分＋滞納繰越分）について、全政令指定都市中、３位以上を目指します。

所管	健康福祉局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	7	課題名	国民健康保険給付費返還金の収入確保

現　状	・川崎市債権管理条例等に基づき、債権確保を進める中で、令和２（2020）年度から健康福祉局収納管理課内に債権管理担当を設置するとともに、各区に医療費適正化事務推進再任用短時間勤務職員を１名ずつ配置し、各区役所保険年金課収納係において収納対策を行うようにし、さらには、国民健康保険料等と同様の債権管理が可能なシステムを構築するなど、収納強化に向け、体制整備や手法の見直し等を行ってきました。 ・こうした取組を通じ、収納対策を強化した結果、令和２（2020）年度決算の合計収入率が、全政令指定都市中、第４位となりましたが、引き続き、収入率の維持・向上を図っていく必要があります。 ・また、国民健康保険給付費返還金については、非強制徴収公債権であり、自力執行権がないことから、新たな債権の発生抑制と裁判所による法的措置を見据えた債権回収に取組む必要があります。
取組の方向性	・国民健康保険事業を安定的に運営するため、適切に債権を管理するとともに、国民健康保険料等の収納対策と連携し、引き続き収納対策を強化します。 ・マイナンバーカードと一体になった保険証を活用したオンライン資格確認により、最新の保険証の資格状況の把握ができ、かつ、本来資格のない保険者へ請求された診療報酬について、正しい保険者への請求に振替することにより、新規債権の発生を抑制します。 ・保険者間調整の推進を図り、早期未納対策に取り組みます。

活動指標①	電話催告件数	現状値	4,821件 （令和２（2020）年度）	目標値	4,000件以上 （令和７（2025）年度）
活動指標②	文書催告件数	現状値	3,829件 （令和２（2020）年度）	目標値	3,000件以上 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新たな債権を発生させないためのオンライン資格確認によるレセプト振替や資格喪失後の被保険証の返却勧奨の取組の推進
・適正な債権管理の実行
・保険者間調整の取組強化
・催告の強化及び法的措置を見据えた取組の実施
・他債権と連携した収納対策の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	収入率（現年度分）	現状値	74.61% （令和２（2020）年度）	目標値	75.10% （令和７（2025）年度）
成果指標②	収入率（滞納繰越分）	現状値	48.37% （令和２（2020）年度）	目標値	48.41% （令和７（2025）年度）
成果指標③	収入率（現年度分＋滞納繰越分）	現状値	60.78% （令和２（2020）年度）	目標値	66.97% （令和７（2025）年度）
成果指標④	収入未済額	現状値	99,926千円 （令和２（2020）年度）	目標値	61,227千円 （令和7（2025）年度）

到達目標	・収入率（現年度分＋滞納繰越分）や収入未済額の目標を達成するとともに、収入率（現年度分＋滞納繰越分）について、全政令指定都市中、３位以上を目指します。

所管	こども未来局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	8	課題名	一層の保育料収入確保に向けた取組強化

現　状	・保育料の収入率については、オンライン手続や電話催告、納付面談等の収納対策に取り組んだことにより、平成30（2018）年度の98.87%（現年度分：99.59%、滞納繰越分：34.95%）から、令和２（2020）年度については、98.92%（現年度分：99.77%、滞納繰越分：39.04%）まで改善しています。 ・しかしながら、未だ滞納繰越分の収入率向上や収入未済額の縮減の余地があることから、更なる収入確保や収入率の改善等に向けた取組が必要です。
取組の方向性	・納付しやすい環境を提供するため、オンラインによる口座振替手続の周知徹底、初期滞納者への電話催告の確実な実施、滞納長期化防止に向けた早期の財産調査の確実な実施等により、更なる収入確保や収入率の改善等に取り組みます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度　～　令和７（2025）年度

・ＷＥＢ口振の開始等、口座振替のオンライン手続の周知徹底等
・未納者（３か月滞納）に対する①電話催告、②財産調査の確実な実施、③差押え財産がある者に対する差押え等の確実な実施

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	ー	カネ	○	情報	ー	時間	ー

成果指標①	収入率（現年度分）	現状値	99.77%（令和２（2020）年度）	目標値	99.82%（令和７（2025）年度）
成果指標②	収入率（滞納繰越分）	現状値	39.04%（令和２（2020）年度）	目標値	45.50%（令和７（2025）年度）
成果指標③	収入率（現年度分＋滞納繰越分）	現状値	98.92%（令和２（2020）年度）	目標値	99.64%（令和７（2025）年度）
成果指標④	収入未済額	現状値	42,534千円（令和２（2020）年度）	目標値	22,439千円（令和７（2025）年度）

到達目標	・現年度分・滞納繰越分の収入率の改善や収入未済額の縮減により、令和７（2025）年度末の目標値を達成することで、高い保育料収入率を確保

所管	まちづくり局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	9	課題名	市営住宅使用料の収入確保

現　状	・市営住宅使用料の収入率は、平成29（2017）年度の89.84%（現年度分98.85%、滞納繰越分9.46%）から令和２（2020）年度の91.78%（現年度分99.46%、滞納繰越分8.87%）まで改善しています。また、収入未済額は約５億1,500万円から約３億9,400万円まで縮減しています。 ・長期滞納者に対しては、法的措置を見据えた折衝・指導を行い、必要に応じて建物明渡請求訴訟の提起や即決和解等を実施しており、平成29（2017）年度から令和２（2020）年度までに建物明渡請求訴訟59件（うち３件が和解）、即決和解６件を行いました。なお、近年は難度の高い事例が増加しているため、弁護士への相談等を行いながら訴訟追行しています。
取組の方向性	・長期滞納者に対しては、法的措置を含めた対応を継続的かつ着実に行うとともに、初期未納者に対しては、滞納債権の管理を適切に行い初動対応を強化することで、現年度分の収入率向上を図ります。 ・また、民間活用等の手法により、退去滞納者に対する更なる対策の推進を図り、滞納繰越分の収入率の改善、収入未済額の縮減に取り組みます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・長期滞納者や支払計画不履行者に対する法的措置の適時実施
・初期未納者に対する継続的な督促の実施、期限内納付の徹底
・弁護士等の民間活用による退去者の滞納使用料の収納推進
・延滞金徴収の徹底
・滞納債権の管理の徹底と不納欠損処分の適正実施
・市営住宅使用料の収入率向上に寄与する効率的・効果的な管理・指導体制の検討
・退去滞納者に対する催告の徹底及び悪質な退去滞納者に対する法的措置の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	収入率（現年度分）	現状値	99.46%（令和２（2020）年度）	目標値	99.56%（令和７（2025）年度）
成果指標②	収入率（滞納繰越分）	現状値	8.87%（令和２（2020）年度）	目標値	13.07%（令和７（2025）年度）
成果指標③	収入率（現年度分＋滞納繰越分）	現状値	91.78%（令和２（2020）年度）	目標値	96.60%（令和７（2025）年度）
成果指標④	収入未済額	現状値	393,867千円（令和２（2020）年度）	目標値	170,048千円（令和７（2025）年度）

到達目標	・現年度分・滞納繰越分とも収入率を改善するとともに収入未済額を縮減することで、令和７（2025）年度末の目標値を達成することにより、更なる市営住宅使用料の適正管理及び不適正使用の是正を実現

所管	教育委員会事務局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（4）	項目名	財源確保策の強化
課題No.	10	課題名	学校給食の公会計化後の効率的・効果的な取組の推進
現　状	・令和３（2021）年度からの学校給食費の公会計化に伴い、徴収状況を踏まえた取組の検討が必要となります。 ・毎日およそ11万食にもおよぶ給食食材の安定的・効率的な調達について、検討を進める必要があります。		
取組の方向性	・公会計化後の徴収状況を踏まえた納付勧奨の取組を検討し、適正な債権管理と滞納整理を推進します。 ・安定的・効率的な給食食材調達業務の実施方法について、調査・検討を進めます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・初期未納者に対する文書催告の実施
・滞納長期化を防止するための電話や面談の実施
・弁護士等の民間活用による収納推進
・安定的・効率的な給食食材調達業務を実施していくための課題整理、調査・検討及び取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	学校給食費の収納率	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	99.7% （令和７（2025）年度）
到達目標	・公会計化後の給食費の徴収方法を保護者や学校等に定着させ、安定的な運用を図るとともに、適正な債権管理と収入未済額の削減に取り組むことにより、収納率99.7%を達成				

２－（５）戦略的な資産マネジメント

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理による財政負担の縮減・平準化を図るため、「施設の長寿命化」に重点的に取り組むとともに、将来の財政状況等を見据え公共建築物総量を管理する「資産保有の最適化」や財源確保等に向けた「財産の有効活用」等を推進してきました。「財産の有効活用」の取組では、令和２（2020）年度決算において、約８億円の財政効果を創出するなど、一定の成果があったものと考えています。

今後は、将来の人口減少等を見据え、「資産保有の最適化」に重点的に取り組むことで、市民の将来負担を可能な限り軽減するとともに、これまでの間、取組を進めてきた公共施設の再編整備に関して効果発現を図るなど、戦略的な資産マネジメントを実施していく必要があります。

■ 取組の方向性

- 令和４（2022）年３月に策定予定の「資産マネジメント第３期実施方針」に基づき、将来的な人口減少社会への転換や今後も続くと見込まれる厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に勘案し、中長期的な視点に基づきながら、「資産保有の最適化」への重点的な取組を行うほか、「施設の長寿命化」や「財産の有効活用」に取り組みます。
- 「資産保有の最適化」については、老朽化した市民利用施設等について、市民ニーズ等に的確に対応しながら、「機能重視」の考え方に沿って地域ごと・機能ごとの観点などから積極的に検討し、施設の多目的化・複合化等、必要な取組を進めます。
- 「施設の長寿命化」については、これまでの考え方では長寿命化の対象としていた施設についても「資産保有の最適化」を検討した上で、長寿命化対象部位のほか、建物の機能維持につながるような対象部位について、効率的・効果的な手法により適切な対策を検討します。
- 「財産の有効活用」については、民間活用を積極的に進めることで、財源確保や経費節減、市民サービスの向上等を図ります。

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	1	課題名	資産保有の最適化
現　状	・「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針）」（平成26(2014)年３月）に基づき、将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理を目標とし、資産保有の最適化の取組を推進しています。 ・利用者数、稼働率等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設単体の観点や、行政ニーズの分布や利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点から、施設の整備・活用手法の検討を行い、公設保育所の民設民営手法等の導入の推進等の取組を行いました。 ・人口増加に伴い多様化・増大化する市民ニーズへの的確な対応を図るため、公共建築物総量は増加を続けている状況ですが、今後見込まれる人口減少の転換期へ着実に対応する必要があります。		
取組の方向性	・令和３（2021）年度末に策定予定の「資産マネジメント第３期実施方針」に基づき、第３期取組期間（令和４（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間）においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置付け、推進します。 ・施設が持つ機能に着目し、その機能の整備を図る「機能重視」の考え方に基づく施設配置等を推進するとともに、多様な使用機会が提供される施設を目指します。 ・第３期取組期間中は人口増加により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応する必要があり、新本庁舎や新川崎地区新設小学校（以下「新本庁舎等」という。）の新設など一定の公共建築物の床面積増加は必要となるものの、その後に人口減少への転換が見込まれていることから、新本庁舎等の新設による公共建築物床面積の増加を見込んだ床面積を基準とし、常に適正な規模を意識し、単に人口増によって床面積を増加させるのではなく、第３期取組期間（10年間）において、公共建築物全体の床面積を基準から増やさないことを目指します。		
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・庁内における資産保有の最適化の考え方の浸透や、ワークショップ等を通じた資産保有の最適化等について市民が理解を深める取組など、「機能重視」の考え方へ転換を図るための取組を実施
・本市ホール機能を有する施設について、施設の設置・利用の状況等を基に、最適配置等について検討を実施
・白書の分析により施設分類別の課題を抽出するとともに、本市の地域毎の課題を把握した上で地域ごとの公共施設最適化計画を策定し、施設分類ごと、地域ごとの資産保有の最適化の取組を開始

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・ワークショップの実施等を通じ、庁内における資産保有の最適化の考え方の浸透や、資産保有の最適化等について市民理解が高まることによる、「機能重視」の考え方の庁内外への浸透 ・ホールのあり方に基づき、各ホールの適正配置の取組が推進されている状態 ・施設分類ごと、地域ごとの資産保有の最適化の取組が推進され、令和４（2022）年度からの10年間で資産マネジメント第３期取組期間中における公共建築物保有床面積（企業会計分を除く。）を基準から増やさないことを目指せる状態

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	2	課題名	施設の長寿命化
現　状	・「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年３月）に基づき、第２期取組期間（平成26（2014）年度から令和３（2021）年度まで）を重点的取組期間とし、全ての施設について長寿命化に配慮した取組を実施することを目標とし、施設の長寿命化を推進しています。 ・学校施設、市営住宅等について、個別施設計画に基づき、長寿命化を推進しています。 ・庁舎等建築物（学校施設、市営住宅等を除く公共建築物）について、一層の効率的、効果的な長寿命化を推進するため、長寿命化対象施設・長寿命化対象部位を設定し、これらに関して、平成29（2017）年度から工事優先度判定業務を、平成30（2018）年度から長寿命化予算の執行をまちづくり局で一元的に実施し、組織改正に伴い、令和３（2021）年度から総務企画局で一元的に実施しました。 ・長寿命化対象部位以外の部位や陳腐化した部位について、市民サービスの低下や突発的な機能停止等が課題となっています。		
取組の方向性	・令和３（2021）年度末に策定予定の「資産マネジメント第３期実施方針」に基づき、第３期取組期間（令和４（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間）においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置付けることから、公共建築物については、資産保有の最適化を踏まえつつ、施設の長寿命化に取り組みます。 ・庁舎等建築物について、より一層の効率的な施設の長寿命化に取り組みます。 ・学校施設、市営住宅について、個別施設計画に基づき、施設の長寿命化に取り組みます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・庁舎等建築物の長寿命化対象施設・長寿命化対象部位の劣化情報の把握、工事優先度判定及び長寿命化予算を一元的に管理して取組を実施します。長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位については、長寿命化対象部位とあわせて大規模改修を行うなど、効率的・効果的な整備を検討
・学校施設は個別施設計画に基づく取組を実施します。市営住宅は個別施設計画の改定を行い、個別施設計画に基づく取組を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・長寿命化工事等を実施することで、漏水による構造躯体の劣化や室内の仕上げ材及び設備機器の損傷の発生を防止できること、また、通信・情報や空調の設備の機能を維持できることにより、より安心・安全に施設を利用することができるようになるとともに、廃棄物の削減等による環境負荷の低減に寄与 ・施設の長寿命化による事業費平準化の具体的な効果創出には長期を要するが、公共建築物の維持管理・修繕、改修、更新等の合計コスト（令和元（2019）年度実績値は約380億円。川崎市公共施設白書（令和元（2019）年度版）に記載の普通会計の公共建築物が対象。）について、長寿命化に配慮した取組を進めることで、事業費の平準化が図られているとともに、各年度で増加があっても、その幅が小さくなること

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	3	課題名	効率的な庁舎の維持管理・営繕に関する検討

現　状	・庁舎の維持管理に係る設備運転管理、庁舎警備、庁舎清掃、案内・受付の各業務の委託状況は、契約年数、対象施設とも異なるものとなっています。そのため、発注や支出関係業務も複数処理が必要となっています。 ・庁舎営繕については、令和５（2023）年度の新本庁舎への事務室移転に伴い、第３庁舎の大規模改修工事を予定していることから、当該年度に行うべき工事と他年度でも対応可能な工事を選別し、改修費用の平準化を図ることが必要となっています。
取組の方向性	①庁舎の維持管理 ・現状では、庁舎を維持管理するための各委託業務については、業務ごとに契約年数や対象施設が異なっているため、これら業務をより効率的に執行するための手法を検討します。 ②庁舎営繕 ・令和５（2023）年度の施工が必須な項目、同年度に施工することが有効な項目、他年度でも対応可能な項目を選別し、適切な改修スケジュールを検討した上、各種工事と令和５（2023）年度における第３庁舎の大規模改修工事を実施します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

①庁舎の維持管理
・他都市や事業者からのヒアリングによる課題整理
・契約関係例規に沿った適切な手法の検討
・上記を踏まえた効率的な業務委託のあり方の検討
②庁舎営繕
・関係部署との協議・調整
・新本庁舎整備に係る事務室移転による空室期間を利用した効率的な施工スケジュールの検討
・第３庁舎の大規模改修工事の設計・工事の実施
・庁舎の省エネ化（照明設備のＬＥＤ化）の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・効率的な施設維持管理業務の委託の実施 ・第３庁舎の大規模改修工事の完了に伴う劣化部位の減少に加えて、施設の省エネ化（照明設備のＬＥＤ化）の達成

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	4	課題名	新本庁舎整備に伴う第４庁舎の活用
現　状	・「本庁舎等建替基本計画」では、新本庁舎整備後は、本庁機能を新本庁舎、第３庁舎及び川崎御幸ビルに集約するとし、第４庁舎は本庁機能として利用しない見込みとしています。 ・第４庁舎は長寿命化対象施設ですが、新本庁舎完成後の方向性が未定なため、新本庁舎整備後における活用の方向性が未確定となっています。		
取組の方向性	・令和３（2021）年度中に実施する第４庁舎全体に関する庁内利活用希望調査に基づき、令和４（2022）年度以降、庁内利用又は民間活用による、最適な活用方法について検討します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度
・第４庁舎の利活用に関する庁内調整 ・庁内利用の有無に応じた、設計・改修等の検討・実施又は民間活用の検討

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・庁内利用有りと決定した場合、用途に応じた改修及び長寿命化の実施 ・庁内利用無しと決定した場合、民間活用の推進				

所管	財政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	5	課題名	財産の有効活用
現　状	・市税収入等の大幅な減収が見込まれ、これまでにない厳しい財政環境が続くものと想定されることから、より一層の財源確保が重要との認識のもと、「資産マネジメント第３期実施方針」に基づく財産の有効活用の取組を拡大し、歳入の確保と経費の節減、市民サービスの向上など多様な効果を創出する必要があります。		
取組の方向性	・財政効果のみならず、本市のさまざまな施策推進や課題解決に寄与することを踏まえ、多様な効果の創出に向け、財産活用の手法や対象の拡大を図ります。		

活動指標①	有効活用実施件数	現状値	647件 （令和２（2020）年度）	目標値	647件以上 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進
・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業の推進
・ネーミングライツなどの広告事業の推進
・駐車場や自動販売機での災害対策の取組導入

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	有効活用決算額	現状値	8.0億円 （令和２（2020）年度）	目標値	8.0億円以上 （令和７（2025）年度）
到達目標	・施設の余裕部分など活用可能な対象への取組拡大による有効活用決算額における現状値以上の歳入額達成				

所管	市民文化局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	6	課題名	男女共同参画センターの老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討

現　状	・昭和49（1974）年３月に旧高津市民館として建設され、その後平成11（1999）年に大改修を行い、同年９月に男女共同参画センターとして開設されました。平成18（2006）年度から指定管理制度を導入し、現在は第７期目で令和３（2021）年４月から５か年の指定期間です。 ・男女共同参画センターは男女平等施策の推進拠点として位置付けられた本市唯一の施設であり、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としています。また、青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することも目的としてホールが敷設されています。 ・築48年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり、平成30（2018）年度には長寿命化の対象施設となり、これまでに空調設備、外壁、舞台設備等の工事を行っています。また、軽易工事や指定管理者による修繕等、施設の維持管理に経費を要しています。 ・男女共同参画センターとしての機能は必要ですが、オンライン技術の普及等に伴い、その機能を果たすための手法の検討やホール機能を有した施設の最適配置の庁内の検討状況を考慮しつつ他施設との統合による複合施設化を含め、施設のあり方について検討する時期にきています。
取組の方向性	・男女共同参画センターのあり方について、同種課題を有する他施設との複合化を含めて、そのあり方を検討していきます。 ・オンライン技術の普及等に伴い、同技術を用いて男女共同参画センター機能を向上させるための手法を検討していきます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・各施設の稼働率や利用人数、利用目的等の利用実態を把握し、センターの貸館としての現状を分析していきます。
・他施設とも課題を共有し、関係局とも連携の上、施設の修繕計画、複合施設化等、施設のあり方を検討していきます。
・施設のあり方について検討を行うとともに、複合施設化等、現状と異なる仕様になった場合の男女共同参画センターとしての機能の維持または強化について、オンライン技術の普及を始めとする社会情勢の変化を鑑みながら、相談、研修、交流活動支援などの各事業における具体的方策について検討していきます。

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・施設のあり方の方向性を決定 ・方向性に基づく男女センター機能の維持強化に向けた課題の抽出

所管	市民文化局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	7	課題名	川崎市民プラザの老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討
現　状	・川崎市民プラザは、川崎市の指定都市移行を記念して、全ての市民が楽しく過ごせるように造られた「文化・健康の推進」と「福祉・余暇の充実」の総合施設として、昭和54（1979）年の開設以来33年間にわたり、財団法人川崎市指定都市記念事業公社が所有してきましたが、公社解散に伴い市が寄贈を受け、平成24（2012）年度から「健康の増進」、「文化の振興」及び「市民相互の交流の機会の提供」を目的とした公の施設として、指定管理者制度を導入し、令和３（2021）年度で10年目となります。 ・施設利用者数については、年間約40万人（令和元（2019）年度）と多くの方が利用していますが、貸館施設利用率等については、総利用率として約35％となっています。 ・なお、施設については、築40年以上経過しているため、長寿命化工事等により、保全の取組を進めています。		
取組の方向性	・川崎市民プラザについて、築40年以上が経過しているため、老朽化が進んでいることや耐震診断の２次診断を令和３（2021）年度から令和４（2022）年度まで実施すること、また、ホール機能を有する施設の適正配置の検討状況など、老朽化等を踏まえた今後の方向性について検討していきます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・川崎市民プラザの稼働率や利用人数、利用目的等の利用実態を把握し、現状の分析を行います。
・また、耐震診断の２次診断結果やホール機能を有する施設の適正配置の検討結果を踏まえ、今後の方向性について検討を行います。

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・川崎市民プラザの老朽化等を踏まえた今後の方向性の決定				

所管	経済労働局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	8	課題名	効率的・効果的な計量検査業務に向けた見直しの検討

現　状	・近年の本市の産業構造や民間事業者の経済活動の変化等に伴い、かつての製造業における計測機器等を中心とした検査から、スーパーや薬局などにおける消費者向け商品の量目検査など、多様な分野に検査対象が広がっています。 ・そのような変化にあわせて、スーパーで販売されている商品等に関する一般消費者からの相談も徐々に増加しており、計量業務と消費生活相談業務との連携が不可欠となっています。また、検査対象の拡大にあわせて、消費者行政センターの啓発業務との連携も強化が求められています。 ・計量検査所が実施している計量法に基づく立入検査等の事務の効率化に向けて、必要な諸条件をあらためて検証する必要があります。 ・現在、本市は特定計量器の検査業務を（公社）神奈川県計量協会に委託していますが、そのような状況も踏まえ、施設のあり方についても検討を進める必要があります。
取組の方向性	・計量検査業務と消費生活相談業務の連携強化に向けた効率的・効果的な体制の検討を進めます。 ・計量検査について効率的・効果的な業務手法を検討するとともに、施設のあり方についても検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市民ニーズや本市の産業構造の変化を踏まえた効率的・効果的な計量検査業務の見直し
・川崎市計量協会、（公社）神奈川県計量協会との役割・業務分担等の整理
・計量法に基づく立入検査等の事務の効率化に向けた、検査機器や人員体制など必要な諸条件の検証
・計量検査所の施設に求められる機能の検討と見直し

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・本市の産業構造や市民ニーズの変化に的確に対応した効率的・効果的な計量検査業務等の推進 ・現在の計量検査業務に適した施設における業務の実施

所管	経済労働局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	9	課題名	労働会館及び教育文化会館の再編整備に伴う新たな管理運営体制の構築

現　状	・令和３（2021）年１月に労働会館及び教育文化会館の再編整備に向けた基本計画を策定しました。 ・同計画は、本市の資産マネジメントの考え方を踏まえ、施設の複合化・長寿命化を図るもので、既存施設の複合化の取組としては、本市で初めて実施するものとなります。 ・今後、再編整備後の効率的・効果的な管理運営及び市民サービスの向上に向けた検討が必要です。
取組の方向性	・労働会館及び教育文化会館の再編整備に伴い、新たな合築施設の管理運営手法について検討し、実施します。 ・新たな合築施設整備後の利用調整方法などについて関係団体等と調整を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・再編整備後の施設の利用ルールや運営体制等の検討
・教育文化会館と合わせた管理運営手法及び計画の策定
・オープンスペースの有効活用などによる労働資料室利用者向上に向けた取組の検討
・教育文化会館を統合した新たな施設の供用開始

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	労働資料室利用者数	現状値	1,592人 （令和2（2020）年度）	目標値	3,750人 （令和7（2025）年度）

到達目標	・教育文化会館との合築施設における新たな市民サービスの提供及び効率的・効果的な管理運営の実施

所管	経済労働局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	10	課題名	生活文化会館の老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討
現　状	・技能振興の拠点として旧高津区役所を改築し、平成８（1996）年から生活文化会館の管理運営を行ってきましたが、既に築50年を超えており、老朽化が進んでいます。 ・社会経済環境の変化の中で、今後の技能職者への支援のあり方も考慮しながら、生活文化会館の老朽化等を踏まえた今後の方向性について検討する必要があります。		
取組の方向性	・主要ターミナルに極めて近いという生活文化会館の好立地を活かし、技能職者支援機能に加え、雇用関係、地域コミュニティの活動拠点など他の行政機能における活用も含めた今後の方向性の検討を進めます。 ・生活文化会館のあり方の検討とあわせて技能職者への支援のあり方を再検討するとともに関係団体を含めた支援体制の再構築を検討します。		
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・他の行政機能における活用も含めた生活文化会館の今後の方向性の検討
・現在の施設利用者、関係機関、近隣公共施設等のニーズ、資産マネジメントの視点などを踏まえた整備内容及び手法の検討
・技能職団体の自主的な活動を促すため、技能職団体等と今後の支援のあり方及び支援体制の検討・調整

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	生活文化会館及び技能職者への支援に関する今後の方向性の決定				

所管	健康福祉局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	11	課題名	いこいの家・いきいきセンター等の効率的・効果的な利活用・管理運営・更新の検討

現　状	・いこいの家やいきいきセンターについては、日中は高齢者のための目的施設として、指定管理者による講座や自主団体の活動場所の提供などを行っています。また、現在の指定管理期間からは、高齢者以外の地域住民との交流事業を指定管理業務として実施しています。利用者自体の高年齢化も進んでいることから、今後も、高齢者の新規利用者確保に向けた取組を推進するとともに、地域に根差し、地域住民に広く利用いただけるような場としていく必要があります。 ・また、いこいの家については、開館時間外に市民活動等で施設を使用できる夜間・休日等施設開放事業を実施し、施設の有効活用を図っており、引き続き取組を進める必要があるほか、施設の開・施錠を外部委託していることから、より効率的・効果的な手法を検討する必要があります。 ・さらに、いこいの家については、全48館のうち、23館がこども文化センターとの合築となっていますが、それぞれ個別に指定管理者を指定しており、単発的な事業連携や諸室の利用程度に留まっていることから、より効率的・効果的な管理運営手法を検討していく必要があります。また、入浴事業を廃止した施設について、浴室等の設備改修ができていない状況となっており、活用できていない施設があります。 ・いこいの家・老人福祉センター活性化計画（以下「ＩＲＡＰ」という。）に基づき、従来の中学校区単位の施設整備方針から、機能面に着目した展開を図っており、第１弾として生涯学習プラザでシニア向け無料開放デーを実施しています。
取組の方向性	・新規利用者獲得や高齢者のデジタルデバイド対策として、いこいの家及びいきいきセンターでの新たなコンテンツやWi-Fi等の必要設備の整備など、時代に合わせた取組を効率的・効果的に進めます。 ・引き続き、多世代交流を含む地域交流事業を推進します。 ・夜間・休日等施設開放事業については、効率的な運用方法などを検討し、利用頻度の向上を目指します。 ・大師・田島支所再編に伴う複合化など、合築施設の運営方法等のより効率的・効果的な手法を検討します。 ・地域ニーズに応じてＩＲＡＰに基づくいこいの家機能の展開を進めます。 ・入浴事業を廃止している施設について、各施設の実情を踏まえた部屋の有効活用を図ります。

活動指標①	キーボックスの設置施設数	現状値	2館 （令和２（2020）年度）	目標値	42館 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新規利用者の獲得に向け、Wi-Fi設置等の時代状況に合せた設備の整備などを検討。また、多世代交流を含む地域交流事業を推進
・夜間・休日等施設開放事業について、諸規定の整理や積極的な広報等により利用促進を図る。また、施設の開・施錠について、キーボックスの試行導入の結果を踏まえた本格導入の検討
・大師・田島支所再編や中原いきいきセンター移転における効率的・効果的な運営方法等の検討。また、それを踏まえた既存の合築施設の運営手法に係る関係局・機関との協議
・入浴事業廃止施設から優先的に年間５館程度、有効活用ための取組を実施。また、実施施設について、設備の故障等の際はＩＲＡＰに基づき運営委員会等の意見を踏まえ、事業の廃止を引き続き検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	いこいの家夜間・休日等施設開放事業の利用率	現状値	7.0% （令和２（2020）年度）	目標値	11.3% （令和７（2025）年度）
成果指標②	いきいきセンターの利用者数	現状値	111,242人 （令和２（2020）年度）	目標値	292,000人 （令和７（2025）年度）
到達目標	・主たる利用者である高齢者に加え、高齢者以外の地域住民も含め、安定した利用者数を確保すること等により、地域に根差し、地域住民に広く利用される場を目指します。				

所管	こども未来局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	12	課題名	旧幼稚園園舎を活用した単独型地域子育て支援センターのより効率的・効果的な事業実施及び資産の有効活用等

現　状	・旧幼稚園園舎を活用して設置してきた単独型の地域子育て支援センター(市内５箇所）について、地域における子育て支援体制の強化に向け、各区に段階的に設置を進めている保育・子育て総合支援センターへの機能移転等に向けた取組を進めていますが、移転等が完了した後の施設の有効活用や処分等が課題となっています。
取組の方向性	・旧幼稚園園舎を活用して設置してきた単独型の地域子育て支援センターについて、より効率的・効果的な事業実施に向け、保育・子育て総合支援センターへの機能移転等を進めます。 ・また、保育・子育て総合支援センターへの機能移転等を行う施設について、有効活用や処分等に向けた検討を進め、決定した方向性に基づく取組を段階的に推進します。

活動指標①	旧幼稚園園舎を活用した単独型地域子育て支援センターの効率的・効果的な事業実施及び資産の有効活用等を行った件数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	２件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度　～　令和７（2025）年度

・旧幼稚園園舎を活用した単独型地域子育て支援センターについて、より効率的・効果的な事業実施に向けた保育・子育て総合支援センターへの機能移転等に向けた取組を実施
・保育・子育て総合支援センターへの機能移転等の状況を踏まえながら、施設の有効活用や処分等に向けた検討を進め、決定した方向性に基づく取組を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・保育・子育て総合支援センターへの段階的な機能移転等による、より効率的・効果的な事業実施の実現 ・機能移転等を行う施設の有効活用又は処分等に向けた方向性の決定・段階的な実施

所管	まちづくり局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	13	課題名	都市拠点における公共空間の総合的な有効活用

現　状	・国や地方公共団体等が保有する公共空間（道路、広場、公園・緑地、河川敷、港湾、公開空地、公共施設などの不特定多数の人が利用できる屋外及び屋内の空間）は、行政のルールに縛られて十分に活かしきれていない場合があることから、地域コミュニティと連携した民間主体等が、地域の活性化やまちの魅力向上など、新たな価値を創造する場として公共空間を活用する仕組みづくりが求められています。 ・近年では、公共空間の有効活用の観点から、一部の施設においてネーミングライツの導入等を行っていますが、本市の都市拠点においては、公共空間の持つポテンシャルを活かした更なる有効活用の必要性が高まっています。 ・また、新型コロナ危機を契機として生じた社会変容等に伴い、ニューノーマルに対応したまちづくりが求められる中、緑やオープンスペースの活用、ウォーカブルな空間などのニーズや重要性が改めて認識されるようになり、公共空間についても多様な利用形態による活用が求められています。
取組の方向性	・広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）は、本市の中でも非常に利用者の多い駅であり、駅周辺の更なる魅力向上とともに、公共空間における環境美化の維持・向上を図るため、公共空間の有効活用による新たな財源確保や、公共空間の効率的な維持管理方法などの検討を行い、にぎわいのある持続可能なまちづくりを推進します。 ・また、地域生活拠点等（登戸・向ヶ丘遊園駅、鹿島田駅など）においても、身近な地域の中での安全でにぎわいのある空間等を確保するため、地域の公共空間を最大限活用したまちづくりを推進します。

活動指標①	拠点駅周辺等における公共空間を有効活用した広告事業の件数	現状値	3件 （令和2（2020）年度）	目標値	3件以上 （令和7（2025）年度）
活動指標②	各都市拠点の公共空間を活用したイベント等の開催箇所数	現状値	1箇所 （令和2（2020）年度）	目標値	3箇所 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

①川崎駅周辺地区
・公共空間を有効活用した広告事業の拡大実施の検討・調整
・公共空間を活用したイベント等の推進、促進
②川崎駅周辺地区以外の地区
・公共空間の活用イメージの具体化（活用ニーズの把握）
・公共空間の運営主体（担い手）の発掘
・実証、課題の洗い出し　など

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	拠点駅周辺等における公共空間を有効活用した広告事業による歳入額	現状値	22,600千円 （令和2（2020）年度）	目標値	22,600千円以上 （令和7（2025）年度）

到達目標	・広告事業の実施による歳入の安定的な確保（年間22,600千円以上） ・川崎駅周辺地区における更なる魅力向上や賑わいの創出、環境美化・マナーアップの推進等によるエリア価値向上のスパイラルアップ等 ・川崎駅周辺地区以外の地区における魅力向上や賑わいの創出等

所管	建設緑政局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	14	課題名	道路予定区域等の有効活用

現　状	・道路予定区域等は、まちづくりや賑わい創出等の観点からの有効活用が認められています。 ・平成27（2015）年には、道路の適正な管理のための財源確保につながる占用入札制度が道路法で定められました。 ・このため、本市では道路予定区域又は道路区域外の道路整備を目的に取得した用地について、事業予定等を踏まえ、道路法の入札型占用制度を活用した財産の有効活用の取組を平成28（2016）年から推進しています。
取組の方向性	・公共空間を活用した魅力とにぎわいのある都市拠点の形成や、緑豊かで魅力的なまちづくりの推進に向け、法制度やその運用についての動向を把握しながら道路予定区域等の効果的な利活用を進めます。

活動指標①	道路予定区域等の占用希望者公募回数（累計）	現状値	1回 （令和２（2020）年度）	目標値	4回 （令和4（2022）年度～令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・道路法等の各種制度を活用
・道路予定区域等の事業着手までの期間の占用希望者を募集
・既存施設の有効活用による市民サービスの向上

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	入札型占用制度を活用した占用料	現状値	29,421千円 （令和２（2020）年度）	目標値	60,000千円 （令和4（2022）年度～令和７（2025）年度）

到達目標	・地域の状況にあわせた道路予定区域等の適切な有効活用と予定事業の着実な推進 ・本取組により令和７（2025）年度までの４年間で総計60,000千円(概算)の占用料収入など、効果的な利活用の実施

所管	教育委員会事務局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	15	課題名	学校施設の保有最適化・有効活用の検討・推進

現　状	・水泳が苦手な者も含めた児童生徒の泳力向上に向けた水泳授業の質の向上が継続した課題であるとともに、近年は、暑さや台風、ゲリラ豪雨等により、授業時間が確保できないことも課題となっています。 ・プールを維持するための清掃や、水泳授業における児童生徒の安全性の確保など、プールの運営は教職員にとって大きな負担となっています。 ・学校プールの耐用年数は30年とされていますが、これを超過したプールは94施設あり、老朽化が進んでいることから、多大な更新経費による財政負担の増大が懸念されます。 ・学校施設の有効活用をすすめており、特別教室については、その利用促進に向け、地域の多様な主体との連携・協働しながら「Kawasaki教室シェアリング」に取り組んでいます。
取組の方向性	・学校プール施設の新設・更新等の必要性がある場合には、自校での整備は行わず、近隣の市民プール、民間プール等を活用することを原則とすることで、本市の財政負担の縮減とともに教職員の負担軽減を図ります。なお、民間プールを活用する場合において、あわせて事業者に指導を委託する場合には、専門家の指導により、児童生徒の一層の泳力の向上が期待できます。 ・身近な地域における生涯学習や地域活動の場としての、学校施設の有効活用の推進を図ります。

活動指標①	プールの保有最適化について検討した件数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	3件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・民間プール事業者の意向調査等を踏まえた学校プールの効率的・効果的な運用の推進
・市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）の活用の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・学校プールの効率的・効果的な運用の推進による水泳授業の質の向上、教職員の負担軽減、着実な授業時間の確保及びプール施設の更新・維持管理に係るコストの軽減 ・学校施設の活用に向けた取組の充実

所管	教育委員会事務局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（5）	項目名	戦略的な資産マネジメント
課題No.	16	課題名	川崎区における市民館機能の再編整備に伴う効率的・効果的な管理運営手法の検討
現　状	・平成29（2017）年度に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を策定し、川崎区における市民館機能を労働会館へ移転整備することとしました。平成30（2018）年度に「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を、令和２（2020）年度には「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定しました。		
取組の方向性	・令和６（2024）年度中の供用開始を目指して、基本計画に基づき、「富士見周辺地区整備推進計画」や「今後の市民館・図書館のあり方」などの関連施策と連携しながら、ソフトとハードの一体的な検討を進め、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として大規模改修を実施
・管理運営計画に基づく効率的・効果的な管理運営手法の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・労働会館との合築施設における新たな市民サービスの提供及び効率的・効果的な管理運営の実施

２－（６）特別会計の健全化

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、競輪事業や港湾整備事業の健全化や財政負担の軽減に向けて取り組み、一般会計への繰出金の確保や財政負担の軽減を図りました。

両事業については今後も引き続き健全化に向けた取組を推進するとともに、卸売市場事業については、一般会計からの繰入金の削減等による更なる健全化と、施設の老朽化に対応した機能更新の検討への対応などが課題となっています。

■ 取組の方向性

- 特定の歳入をもって特定の歳出に充てるという特別会計の原則のもと、事業の必要性や妥当性を検証しながら、必要な市民サービスを効率的・効果的に提供するとともに、一般会計からの繰入金を極力抑えるよう、必要な施設の更新など中長期的な事業の見通しを踏まえ、民間活用等の可能性も検討しながら、費用の削減と収益の増加を図るための検討や見直しに取り組みます。
- 収益事業である競輪事業特別会計については、一般会計への繰出金の確保に向け、一層の収益拡大や費用削減などによる経営の健全化に引き続き取り組みます。

所管	経済労働局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（6）	項目名	特別会計の健全化
課題No.	1	課題名	競輪事業特別会計の健全化に向けた取組の推進

現　状	・平成29（2017）年度から導入した包括業務委託の効果を検証し、更なる収益向上、地域貢献を目指して、令和4（2022）年度から5年間の次期包括業務委託について、公募により受託事業者を選定しました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、インターネットによる車券売上の割合が更に増加していることから、新規ファン獲得に向け、インターネットを利用した情報発信等を強化していく必要があります。 ・令和4（2022）年度実施予定の東サイドスタンド除去工事に合わせて、老朽化の著しいバンクの全面改修を実施する必要があります。
取組の方向性	・競輪事業の更なる収益向上に向けて包括業務委託の受託事業者との連携を密に行い、年度毎に業務内容や役割分担等を見直しながら、より効率的・効果的な運営体制を構築していきます。 ・インターネット利用者などの新たなファンの獲得を目指した各種の取組を実施することにより、車券売上の向上を図り、事業の収益性を高めます。 ・多くの収益が見込める特別競輪の開催を目指して、継続的に誘致活動を展開します。 ・より魅力ある競輪場を目指し、効率的・効果的な施設更新を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・次期包括業務委託による資金管理業務の改善等、競輪事業のより効率的な運営の実施
・デジタル化を踏まえたインターネット利用者向けのＳＮＳや動画コンテンツによる情報発信
・多くの収益が見込める特別競輪の開催に向けた誘致活動の展開
・効率的・効果的な施設の更新

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	一般会計繰出金	現状値	140,000千円 （令和2（2020）年度）	目標値	140,000千円以上 （令和7（2025）年度）
到達目標	・効率的・効果的な運営による収益の確保及び市財政への貢献、持続的な事業実施を図るための施設整備の推進				

所管	経済労働局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（6）	項目名	特別会計の健全化
課題No.	2	課題名	卸売市場事業特別会計の健全化等に向けた取組の推進

現　状	・改正卸売市場法の趣旨を反映した卸売市場経営プラン改訂版（令和元（2019）年６月改訂）に基づき、効率的な管理運営体制の確立など、市場会計健全化に向けた取組を進めています。 ・北部市場では、持続可能な市場経営に向けて、経営の健全化を進めるとともに、老朽化した施設の機能更新（再整備）を行う必要があることから、令和２（2020）年度のサウンディング調査等を踏まえ、機能更新に向けて、市場機能や規模、民活手法など各種課題について検討を進め、場内事業者・地域住民等と合意形成を図る必要があります。 ・南部市場では、平成26（2014）年度から指定管理者制度を導入し、令和３（2021）年度から第２期がスタートしていますが、更なる市場の効率的な運営等に向けて取組を進めていく必要があります。 ・本市の主要出資法人で、北部市場における冷蔵・冷凍保管機能等を担っている川崎冷蔵株式会社については、令和元（2019）年度には債務超過を解消、令和６（2024）年度には金融機関からの長期借入金の返済終了を予定しており、一定の経営改善が進んでいますが、独立した法人として安定的な経営が行われるよう、引き続き経営の改善を図っていく必要があります。
取組の方向性	・老朽化した施設の修繕費用など経費の増加が見込まれる中、卸売市場法に関する国の動向を注視しつつ、経営の健全化を図るため、市場関係者と連携しながら、南北両市場における取扱高の拡大や効率的かつ持続可能な管理運営体制の見直しを進めるとともに、川崎冷蔵株式会社に対する市場使用料の減免について、関係者との協議・調整を進め、借入金の返済終了時に向けて見直しを行います。 ・北部市場の機能更新に向けて、ＰＰＰによる民間活用や川崎冷蔵株式会社のあり方を含めて検討を進め、整備費の縮減や整備後の効率的な管理運営手法を明らかにします。 ・南部市場における指定管理者制度の導入効果を検証し、現在の指定管理期間終了後の運営方針を検討します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・南北両市場において取扱量等の増加に向けた事業者へのPRの実施及びシステム等を活用した市場業務の簡素化・削減に向けた取組の実施
・北部市場における機能更新の実施を踏まえた効率的な市場施設の老朽化対策の実施
・「（仮称）卸売市場機能更新に係る基本計画」に基づく機能更新に向けた取組の推進
・第２期指定管理者による南部市場の安定的かつ効率的な市場運営と第２期の終期（令和６（2024）年度）を見据えた今後の南部市場の運営方針の検討（令和７（2025）年度まで）
・川崎冷蔵株式会社に対する自立的な経営の確保に向けた市場使用料の減免の見直し

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	ー	カネ	○	情報	ー	時間	ー

成果指標①	北部・南部市場の年間卸売取扱量（青果・水産）	現状値	137,332t（令和2（2020）年）	目標値	151,433 t以上（令和7（2025）年）
成果指標②	北部市場の市場使用料の決算額	現状値	797,990千円（令和2（2020）年度）	目標値	803,000千円以上（令和7（2025）年度）

到達目標	・市場に求められる役割や機能を整理し、将来の需要変動に対応できる機能更新の推進 ・南部市場の運営方針の策定 ・川崎冷蔵株式会社の自立的な経営の実現（市場使用料減免24,629千円（税含む・令和2（2020）年度実績）の見直し）

所管	港湾局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（6）	項目名	特別会計の健全化
課題No.	3	課題名	港湾整備事業特別会計における東扇島堀込部土地造成事業の財政負担の軽減及び収入の確保
現　状	・川崎港において増加するコンテナ貨物や完成自動車の用地を確保するため、平成26（2014）年11月改訂の「川崎港港湾計画」において、建設発生土等を活用した東扇島堀込部の埋立てによる土地利用計画を位置付けています。 ・埋立事業の実施にかかる資金の調達については、建設発生土の受入に必要となる護岸築造工事、埋立管理等の費用を覚書によりＪＲ東海が負担することとし、市の財政負担の軽減を図ることができました。 ・今後の土地利用に向けた基盤整備事業についても、市の財政負担の軽減を図る必要があります。また、当初の目的を踏まえ財源を生み出せるような土地利用を検討する必要があります。		
取組の方向性	・締結された覚書に基づいて、埋立事業を着実に推進します。 ・基盤整備事業については、整備手法の検討などにより、市の財政負担の軽減を検討していきます。 ・土地利用については、早期に新たな財源を生み出せる利活用となるように検討を進めていきます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・埋立事業について、引き続き、建設発生土の受入に必要な護岸築造工事、埋立管理の実施
・基盤整備事業について、コスト縮減や早期の土地利用に向け、発注方法や施工方法の検討
・社会的要請や土地需要のニーズを踏まえた、早期に土地利用が開始される利用計画の策定

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・市の財政負担の軽減に向けた基盤整備事業に関する効率的・効果的な施工計画の策定 ・新たな財源を生み出せるような土地利用計画の策定

２－（７）公営企業の経営改善

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、下水道事業において執行体制の再構築に取り組み、一部の水処理センター・ポンプ場運転点検業務の一体的な委託化とアセットマネジメントに係る取組の強化を図りました。

一方で、新型コロナウイルス感染症や産業構造の変化の影響を受ける事業については、これまでの収入水準の確保が困難になる恐れがあり、更なる経営改善に取り組む必要があります。

■ 取組の方向性

- 経営環境の変化に的確に対応し、更なる経営改善や市民サービスの向上を図るため、事業の状況や特性に応じ、事業規模や執行体制の見直し、債権対策や資産の有効活用による収益の確保、事業手法の改善等による業務の効率化等に取り組み、一層の経営改善に取り組みます。

所管	上下水道局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	1	課題名	デジタル化の推進とＩＣＴの活用による上下水道サービスの向上と業務の効率化

現　状	・行政手続のオンライン化については、これまで電子申請システム（ネット窓口かわさき）にて水道使用開始及び休止に関する手続を可能としており、令和２（2020）年度には48,000件を超える申請を受け付けています。 ・これまで電子申請が可能な手続を増やすには、機能不足や費用面での課題がありましたが、令和３（2021）年度に簡易な電子申請サービスを本格導入し、今後さらに各申請ツールの機能拡充を検討しています。 ・ＩＣＴの活用については、令和元（2019）年度からＲＰＡの活用による市民サービスの向上と業務効率化について検討を進めており、これまで支出事務や工事設計などの業務に導入しています。
取組の方向性	・市の方針に基づき、上下水道局においてもサービスの利便性や質の向上、業務の効率化、感染症や災害時等に強い業務体制の構築を図るため、対面による審査・指導・相談や証拠資料の原本提出が必要な手続などオンラインによる申請が困難な手続を除き、令和４（2022）年度末までに「行政手続のオンライン化」を図ります。 ・市民サービスの向上と業務の効率化に向けて、業務プロセスの見直しを図るとともに、単純かつ大量の定型処理業務等について、ＲＰＡ等のデジタル技術を積極的に活用して自動化・省力化を図ります。

活動指標①	電子申請可能な手続※のオンライン化率 ※法令等により電子申請に課題がある手続を除く	現状値	約22% （令和２（2020）年度）	目標値	100% （令和７（2025）年度）
活動指標②	ＲＰＡ適用業務数	現状値	4件 （令和２（2020）年度）	目標値	16件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・給水装置・排水設備工事関連業務、水道使用に関する業務、公共下水道接続に関する業務などにおける簡易な電子申請サービスによる行政手続のオンライン化
・法人認証や大容量データのやり取りが必要な行政手続の次期電子申請システムによる行政手続のオンライン化
・上下水道事業における会計事務や、設計業務などのうち、定型的な作業をＲＰＡ化することによる作業時間の削減

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	ＲＰＡの活用による業務削減時間の累計	現状値	599時間 （令和２（2020）年度）	目標値	7,500時間 （令和７（2025）年度）

到達目標	・次期電子申請システムや簡易な電子申請サービスの活用による可能な手続すべてのオンライン化 ・ＲＰＡの活用による市民サービス向上と累計7,500時間の業務時間の削減

所管	上下水道局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	2	課題名	上下水道事業における財務事務の効率化

現　状	・現在の財務会計システムは、平成16（2004）年度から17年が経過しており、取り込まれていない財務事務があるとともに、維持管理費用が高額となっているため、令和４（2022）年12月末のリース期間満了に合わせて次期システム構築の取組を進めています。 ・次期システム構築を契機として、財務事務の効率化に向けた検討を行っています。
取組の方向性	・財務会計システム機器のリース満了時期に合わせて、次期財務会計システムの構築の取組を進め、業務の効率化を図ります。 ・財務事務に関わる各課の業務分析を行い、業務の効率化に向けた検討を引き続き進めるとともに、次期システム稼働後の執行体制を併せて検討します。

活動指標①	上下水道事業における財務事務の改善項目（全53項目）	現状値	10項目 （令和２（2020）年度）	目標値	53項目 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・令和５（2023）年１月に次期財務会計システムが稼働し、現在、手作業で行っている事務の一部をシステム化することで、効率化を図る。
・次期システム構築を契機として、財務事務における上工水と下水の事業間の処理手法の統一、財務事務の効率化とそれに伴う執行体制の見直しを行う。

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	定量効果の一部である財務伝票作成の自動化による作業時間の削減	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	3,250時間 （令和７（2025）年度）

到達目標	・次期財務会計システム稼働後の財務事務全体の業務量の軽減 ・効率的・効果的な業務執行体制

所管	上下水道局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	3	課題名	上下水道事業における資産の有効活用

現　状	・地方公営企業として、低利用又は未利用な状態にある土地などの資産については、収益性、環境、まちづくりなどの視点から、有効活用を図っており、これまでに長沢浄水場用地や平間配水所・公舎用地、自動販売機設置スペースや駐車場用地の有償貸付けなどを積極的に行っています。 ・生田浄水場用地は、民間事業者への貸付けを行い、令和４（2022）年度中の供用開始に向けて、スポーツ広場等の整備を行っています。 ・末吉配水池上部や入江崎水処理センター新西系施設は、民間事業者等への意向調査などを行い、有効活用の方針を整理しています。
取組の方向性	・所管する用地等で更なる有効活用が図れる可能性がある資産について、民間事業者等への期限付き貸付けなど、継続的な事業収益の確保などに向けた取組を引き続き推進します。

活動指標①	資産の有効活用の件数（継続）	現状値	508件 （令和２（2020）年度）	目標値	508件 （令和７（2025）年度）
活動指標②	資産の有効活用の件数（新規）	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	3件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・民間事業者等への貸付け、自動販売機設置スペースや駐車場用地の貸付けなどの継続実施
・生田浄水場用地におけるスポーツ広場等の整備・供用開始による収益の確保
・末吉配水池上部や入江崎水処理センター新西系施設において、民間企業の利用可能性調査や脱炭素社会の実現に向けた利用検討など有効活用に向けた取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	資産の有効活用の収益額	現状値	8.6億円 （令和２（2020）年度）	目標値	9.1億円以上 （令和７（2025）年度）
到達目標	・民間事業者等への貸付けなど資産の有効活用の実施による9.1億円以上の収益の確保及び地域のまちづくりや環境への貢献				

所管	上下水道局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	4	課題名	工業用水道の需要動向を踏まえた料金制度等の見直しに向けた検討

現　状	・工業用水道事業は、利用者への安定的な給水を確保するため、契約水量に基づく責任消費水量制を採用していますが、近年は産業構造の変化や回収水の再利用などにより、契約水量と使用水量との乖離が生じており、その解消が課題となっています。 ・工業用水道の施設・管路の多くが老朽化しているため、将来の需要動向を踏まえた適正な施設規模で更新を行う必要があり、工業用水道利用者への需要動向等の調査を実施しました。
取組の方向性	・持続可能な工業用水道事業に向けて、将来の施設更新計画による段階的な更新を進めるために、工業用水道利用者への調査結果を踏まえ、利用者の水需要に合わせた契約水量の見直しと料金制度のあり方、経営効率化について検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・契約水量の見直しと料金制度のあり方の検討
・将来の水需要の把握による施設規模の適正化に向けた検討
・契約水量・料金制度の見直し案の策定と見直し、経営効率化に向けた手続の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・工業用水道利用者への調査結果を踏まえ、将来の水需要に合わせた更新計画の策定と契約水量などの見直しの検討

所管	上下水道局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	5	課題名	下水道事務所等における配置車両の適正化と業務執行体制の検討
現　状	・各下水道事務所では、自動車運転手１人・下水作業員２～３人で作業班を構成して現場に出向き、管きょ・マンホールの補修・清掃等の作業を行っているほか、台風等の大雨時には、浸水実績箇所のパトロールや不具合対応を行っています。 ・庶務課と下水道管理課には、公用乗用車と自動車運転手をそれぞれ配置しており、下水道管理課の自動車運転手は、内水氾濫等のおそれがある場合における排水ポンプ車の運転を行うほか、当該車両の維持管理や訓練の業務を行います。 ・水道水質課と下水道水質課には、水質試験車等の自動車運転手を配置しています。		
取組の方向性	・排水ポンプ車の運転など大雨時における危機管理業務、通常業務における迅速性や対応力など市民サービスや現場作業の効率性の視点から、配置車両の適正化と効率的・効果的な業務執行体制の検討を行います。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度
・業務内容や危機管理対応を踏まえた配置車両の適正化 ・自動車運転手及び下水作業員の役割や必要人員の精査等、効率的・効果的な業務執行体制の検討

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・配置車両の適正化及び効率的・効果的な執行手法、執行体制方針の確定				

所管	上下水道局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	6	課題名	入江崎余熱利用プールのあり方の検討
現　状	・入江崎余熱利用プールは、開業から25年が経過し、施設等の老朽化が進んでいるため、休業を伴う修繕工事等を毎年度行っています。 ・プール事業の収支状況は、開業以来マイナスが続いており、近年は収入が減少傾向にあります。		
取組の方向性	・今後の施設修繕等に必要な費用と、収入等の見通しを精査し、入江崎総合スラッジセンターの建設に伴う地域融和施設であることを踏まえ、プール事業のあり方を整理します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・施設修繕等に伴う長期休業によるプール事業運営への影響の精査
・今後の大規模修繕等を見据えた収支等の精査
・地域融和施設としてのプール事業のあり方の整理

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・プール事業の今後のあり方の決定				

所管	交通局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	7	課題名	持続可能な経営基盤の構築

現　状	・新型コロナウイルス感染症により、テレワークの普及や授業のオンライン化など生活様式が変化したことで、感染拡大前の乗車人員への回復は難しいことが想定されることから、運行計画の見直しや運行に直接影響のない事業の見直しなどの経営改善の取組を進めていくことで持続可能な経営基盤を構築することが必要です。 ・営業所窓口ではバス定期券や高齢者フリーパスの販売を行っていますが、通勤定期券の販売枚数の減少やスマートフォンでの定期券の購入が可能となるなど、窓口の利用者の利用動向を踏まえ営業時間の見直し等の検討が必要です。
取組の方向性	・持続可能な経営基盤の構築に向け、利用実態を踏まえたダイヤ改正等の運行計画を見直します。 ・バス運行に直接影響のない事業を見直します。 ・利用実態等に合わせた営業所窓口の見直しに向けた取組を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・利用実態等を踏まえた段階的なダイヤ改正等の運行計画の見直し
・バス運行に直接影響のない事業の見直し
・利用実態を踏まえた営業所窓口の営業時間や営業日等の見直し

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・経常収支比率の改善 ・バス運行に直接影響のない事業の見直し ・利用実態を踏まえた営業所窓口の営業時間や営業日等の見直し

所管	交通局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	8	課題名	市バス事業における労働生産性の向上
現　状	・業務執行の効率化を図るため、営業所の業務見直し、計画的な休暇取得等による時間外勤務の縮減・平準化の取組、効率的な勤務計画の作成が必要です。 ・特定の時期や時間帯において業務の偏りが生じ時間外勤務が多くなることから、働き方・仕事の進め方改革を踏まえた職員の負担軽減や適正な労働環境の整備が必要です。		
取組の方向性	・営業所の業務改善の取組を進めます。 ・本局、営業所職員の時間外勤務を縮減します。 ・計画的な休暇取得等による運転手の時間外勤務の縮減や平準化を進めます。 ・働き方・仕事の進め方改革の目的である「ワーク・ライフ・バランスの実現」に向け、働く環境の整備や意識改革の取組を推進します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・営業所業務の改善に向けた組織体制の検討
・定時退庁等の長時間勤務是正の取組や職員の意識改革、管理職のマネジメント力向上等の推進
・本局と営業所職員による営業所の時間外勤務の縮減・平準化に向けた取組の推進
・本局と営業所の業務の見直しや定型的業務の処理方法の見直しなどの業務改善の推進
・適切な乗務予備者の配置や効率的な乗務計画の作成

確保を想定する経営資源

ヒト	ー	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	○

成果指標①	職員１人・１か月当たりの平均時間外勤務時間数	現状値	26時間 （令和２（2020）年度）	目標値	24時間 （令和７（2025）年度）

到達目標	・業務の見直しや改善による労働生産性の向上 ・職員１人・１か月当たりの平均時間外勤務時間数の削減や平準化

所管	交通局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	9	課題名	市バスの安定的な事業運営に向けた人材の確保と育成

現　状	・運転手については、全国的に大型自動車第二種免許保有者の減少や高齢化の状況の中、交通局においては大量退職が見込まれているため、運行を維持していく上で運転手の確保が必要です。 ・整備員については、全国的に自動車整備専門学校等の入学者数の減少や整備士資格保有者の高齢化の状況の中、交通局においては運行を維持していく上で一定数の整備員の確保が必要です。 ・持続可能な経営基盤の構築をするため、厳しい経営状況においても採用や人材育成の推進により、安全・安心な輸送サービスを確保することが必要です。
取組の方向性	・事業規模の適正化を進めながらも安定的な運行を支えるため、ダイヤ改正等による所要人員の変動や退職動向等を踏まえて運転手や整備員の採用に取り組みます。 ・採用選考にあたっては、正規運転手、大型自動車第二種免許を保有していない若年層（養成枠）、会計年度任用など選考方法の組み合わせのほか、整備員については効果的な実施時期の検討を踏まえて人材確保の取組を推進します。 ・高齢者雇用などの活用に向けた、多様な働き方を推進します。 ・職員の意識改革の取組や職種ごとの研修計画に基づいたＯＪＴ等による人材育成の取組を推進します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・運転手（養成枠を含む）や整備員の採用の実施
・就職サイトなどの媒体や市バス車内外への広告掲出による採用選考広報の実施
・会計年度任用の運転手の弾力的な募集及び希望日時・配属希望営業所での採用選考の実施
・高齢期雇用を勘案した再任用職員の確保
・女性向け広報媒体を活用した運転手募集の実施
・多様なライフスタイルに対応するための短時間勤務職員の活用
・運転手のモチベーション向上のための職員表彰やよりよい安全・サービスを提供するための運転実技講習
・適切な運行管理の遂行に向けて実務経験年数等に応じた研修の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・安定的な市バスの運行に必要な運転手及び整備員の確保 ・交通局職員に期待される能力の育成

所管	病院局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	10	課題名	次期「川崎市立病院中期経営計画」に基づく経営健全化の推進
現　状	・高齢化の進展や人口減少、雇用基盤や家族形態の変化など、我が国の社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化する中においても、市立病院には市民に信頼される安全・安心な医療の安定的かつ継続的な提供が求められており、更なる経営改革や経営健全化を図るため、新公立病院改革ガイドライン（平成27（2015）年３月。総務省）を踏まえて経営健全化の取組を推進しています。		
取組の方向性	・次期「川崎市立病院中期経営計画」に基づき、引き続き経営改善や地域医療の確保に向けた安定的な医療サービスの提供を推進するとともに、取組状況等について、外部有識者の意見をいただきながらＰＤＣＡサイクルによる進捗管理を行います。 ・具体的な取組としては、現状の経営形態を維持するとともに、川崎病院及び井田病院については、複雑化・専門化する診療報酬請求事務や診療報酬改定への的確な対応など、経営改善に向けた経営管理体制の強化等を図ります。 ・また、人口増や高齢化に伴い増加又は変化する医療ニーズに対応するために必要な人員の確保、育成を行うとともに、働き方改革・仕事の進め方改革を推進し、必要な医療サービスを安定的かつ継続的に提供できる体制確保を推進していきます。		
活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・令和４（2022）年３月に次期「川崎市立病院中期経営計画」（計画期間：令和４（2022）年度～令和７（2025）年度）を策定するとともに、取組状況等について、毎年度、外部の有識者や医療関係団体の代表者などから構成される川崎市立病院運営委員会において点検・評価を行い、次年度以降の病院運営に活用
・効率的・効果的な病院経営・運営を推進するため、川崎病院及び井田病院においては地方公営企業法の全部適用、多摩病院においては指定管理者制度による経営形態を維持するとともに、経営管理体制の強化に向け、医療事務職の適正配置を含めた病院内への新たな経営管理組織の設置を検討
・また、医療サービスの安定的な提供等に向け、医師、看護師、医療技術職（薬剤師、リハビリ療法士、臨床工学技士等）の確保・育成に取り組むとともに、業務実態に見合った変則勤務制度の導入やタスクシフティングによる医師・看護師の業務負担軽減、ＩＣＴを活用した事務負担の軽減等の取組を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	―	時間	○

成果指標①	川崎病院の入院患者満足度	現状値	88.4%（令和２（2020）年度）	目標値	89.3%（令和７（2025）年度）
成果指標②	井田病院の入院患者満足度	現状値	89.6%（令和２（2020）年度）	目標値	91.3%（令和７（2025）年度）
成果指標③	多摩病院の入院患者満足度	現状値	90.0%（令和２（2020）年度）	目標値	89.3%（令和７（2025）年度）
成果指標④	川崎病院の外来患者満足度	現状値	69.3%（令和２（2020）年度）	目標値	81.7%（令和７（2025）年度）
成果指標⑤	井田病院の外来患者満足度	現状値	85.2%（令和２（2020）年度）	目標値	82.6%（令和７（2025）年度）
成果指標⑥	多摩病院の外来患者満足度	現状値	85.6%（令和２（2020）年度）	目標値	81.7%（令和７（2025）年度）
到達目標	・次期「川崎市立病院中期経営計画」に基づき市民に信頼される安全・安心な医療が安定的かつ継続的に提供され、更なる経営改革や経営健全化が図られている状態				

所管	病院局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	11	課題名	入院・外来自己負担金に関する債権対策の推進
現　状	・川崎病院及び井田病院において患者が窓口で負担する医療費「入院・外来自己負担金」については、本市における私債権の中でも相対的に収入未済額の大きい債権です。 ・一方で、医師には応召義務があり、単に未払医療費があることだけを理由に診療を断ることができず、債務者にとって支払わないことによる不都合が直接的に発生しないため、一度未払いとなるとその回収が困難になる傾向があります。 ・適正な債権管理と病院事業収益を確実に収入するため、「病院局債権対策推進委員会」を定期的に開催の上、滞納債権の縮減に向けて取り組む必要があります。		
取組の方向性	・公費負担医療制度等の患者負担の軽減に資する制度やクレジットカードによる支払いの利用促進を図ります。 ・また、病院職員による督促・催告を着実に実施するほか、弁護士への債権回収業務委託を積極的に活用するとともに、支払督促等の法的措置を実施するなど、効率的・効果的な手法による滞納債権対策の取組を推進します。		
活動指標①	ー	現状値	ー
目標値	ー		

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・公費負担医療制度や高額療養費等の患者負担の軽減に資する制度の対象になる患者に対し、当該制度を利用できるよう、適切な時期に説明を行うことで、利用促進を図るとともに、クレジットカードによる支払の利用促進を図るなど、未収を発生させないための取組を推進
・弁護士への債権回収業務委託を積極的に活用するとともに、支払督促等の法的措置を実施するなど、効率的・効果的な手法による滞納債権対策の取組を推進
・病院職員に対し、適切な債権管理を行うための研修を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	収入率（現年度分）	現状値	80.90%（令和２（2020）年度）	目標値	92.06%（令和７（2025）年度）
成果指標②	収入率（滞納繰越分）	現状値	71.20%（令和２（2020）年度）	目標値	72.00%（令和７（2025）年度）
成果指標③	収入率（現年度分＋滞納繰越分）	現状値	79.81%（令和２（2020）年度）	目標値	90.19%（令和７（2025）年度）
成果指標④	収入未済額	現状値	568,694千円（令和２（2020）年度）	目標値	302,867千円（令和７（2025）年度）

到達目標	・新たな未収発生の回避や確実な回収に努めるとともに、悪質な滞納を未然に防ぎ、収入率の改善及び収入未済額の縮減をすることで、令和７（2025）年度末の目標を達成し、安定的な地域医療の提供に必要な診療収益を確保 ・適切な債権管理を行うための人材の育成

所管	病院局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	12	課題名	川崎病院エネルギーサービス導入によるエネルギーの効率的な利用及び災害時における病院機能の強化
現　状	・建築後20年以上が経過し、施設の狭隘化及び老朽化が課題となっていたことから、「川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画」を策定し、当該計画に基づき、病院のエネルギー関連設備の更新に取り組んでいます。 ・平成31（2019）年度にエネルギー事業者の選定を行い、令和２（2020）年度からエネルギー棟の建築工事に着手しております。 ・現在、地下に設置されているエネルギー関連設備については、河川の氾濫等による浸水により、エネルギー供給が停止するリスクがあります。 ・既存設備の老朽化によるメンテナンス等の費用が増加しています。		
取組の方向性	・エネルギー棟・給水ポンプ棟を新築し、老朽化が進むエネルギー設備について、更新・移設を行います。 ・民間のノウハウを活用したエネルギーサービス事業を導入することにより、エネルギー設備機器構成の最適化による設備更新とエネルギーの効率的な活用を行っていきます。 ・また、設備保守費用の圧縮や運転の最適化による光熱水費等の負担軽減を図ります。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・民間活用によるエネルギー棟・給水ポンプ棟の設計、整備をすることで、老朽化設備を更新し、整備費用の縮減やメンテナンス費等の費用を軽減
・また、エネルギー関連設備を想定浸水深以上の高さに移設し、川崎病院の浸水対策を強化
・更に施設の整備後にはエネルギー事業者による、エネルギー棟・給水ポンプ棟の適切な運用管理を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・民間を活用した効率的・効果的なエネルギーサービス事業を導入し、エネルギーの効率的な利用を実現 ・エネルギー関連設備を想定浸水深以上の高さに移設し、川崎病院の浸水対策を強化

所管	病院局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（7）	項目名	公営企業の経営改善
課題No.	13	課題名	市立病院におけるデジタル化の推進
現　状	・ＩＣＴの積極的な活用による効率的な医療提供体制の構築に向けて、電子お薬手帳やデジタルサイネージ、患者用スマートフォンアプリ、かわさきWi-Fiの導入、マイナンバーカードによるオンライン資格確認などの取組を進めてきました。		
取組の方向性	・患者サービスの向上や医事業務の効率化に向けてＩＣＴを活用した取組を推進するとともに、国や民間の最新の動向を踏まえて、新たな技術やシステムの導入を検討するなど、医療のデジタル化に対応していきます。		

活動指標①	川崎病院におけるWi-Fi整備病棟数（全15病棟）	現状値	ー（令和２（2020）年度）	目標値	15病棟（令和７（2025）年度）
活動指標②	井田病院におけるWi-Fi整備病棟数（全11病棟）	現状値	３病棟（令和２（2020）年度）	目標値	11病棟（令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・川崎病院及び井田病院の外来エリア、多摩病院におけるWi-Fi整備に続き、院内のWi-Fi環境の整備を進め、面会制限への対応や入院中の利便性向上を推進
・また国が進めるマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の機能拡張（薬剤情報、特定健診結果の参照、電子処方箋等）へ対応し、医事業務の効率化を推進
・オンライン診療導入の検討などにより、ＩＣＴを活用した効率的な医療・サービス提供体制の構築を進めるとともに、患者サービスの向上を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・ＩＣＴを活用した取組を推進し、質の高い医療の提供やサービス提供体制を構築

２－（８）出資法人の経営改善及び連携･活用

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、各法人において、「経営改善及び連携･活用に関する方針」に基づく取組を推進することで、令和元（2019）年度までは一定以上の成果があったと認められますが、令和２（2020）年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営改善及び連携・活用ともに成果が限定的となったこと、また、業務・組織面においても、組織の効率化や民間の経営ノウハウの活用等が課題となっています。

■ 取組の方向性

- 社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組みます。
- また、各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的･効果的な事業運営の実現を図ります。

所管	総務企画局		
取組No.	2	取組名	市役所の経営資源の最適化
項目No.	（8）	項目名	出資法人の経営改善及び連携・活用
課題No.	1	課題名	主要出資法人等の経営改善及び連携・活用の推進

現　状	・主要出資法人等の経営改善及び連携・活用については、平成30（2018）年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、その運用を通じて、事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促してきたところです。 ・しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、出資法人の経営改善及び連携・活用にも影響が生じているため、その影響度合い等も踏まえて、法人自ら業務・組織面も含めて改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密に連携を図っていくことが求められています。
取組の方向性	・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境や市民ニーズの変化等を踏まえながら、引き続き、出資法人の効率化・経営健全化に向けた取組を進めていくとともに、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで行政機能を補完・代替・支援していけるよう連携・活用を図ります。 ・出資法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図ります。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・毎年度、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組の計画（Plan）の実施結果（Do）を法人及び本市が評価（Check）するとともに、改善（Action）等に向けた今後の取組の方向性を示すことにより、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図ります。
・その取組等の推進にあたっては、所管課及び法人からヒアリングを行うとともに、外部の専門家からの評価も受け、その要因分析や改善策の検討に努めます。

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・出資法人が担う事業の有効性及び効率性の向上と更なる経営健全化

３　多様な主体との協働･連携の更なる推進

今後ますます複雑化する地域の課題や社会的課題を解決するためには、町内会・自治会や市民活動団体をはじめ、企業や大学、団体、行政など多様な主体が協働・連携し、それぞれの特徴や役割を生かして取り組むことが必要です。また、協働のパートナーとの信頼関係を構築していくため、区役所サービスの向上や市政情報の共有を引き続き推進していく必要があります。

そのため、多様な主体との協働･連携によるまちづくりの推進、区役所機能の強化、地域防災力の向上に向けた連携、積極的な情報共有に取り組み、経営資源の確保等を図ります。

■　改革項目一覧

取組３　多様な主体との協働･連携の更なる推進	ページ
（１）多様な主体との協働･連携によるまちづくりの推進	173
（２）区役所機能の強化	203
（３）地域防災力の向上に向けた連携	213
（４）積極的な情報共有の推進	223

３－（１）多様な主体との協働･連携によるまちづくりの推進

■　これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、スポーツ、文化、国際交流、緑、教育などの分野で多様な主体と協働・連携したまちづくりや、ボランティアなど新たな担い手の発掘に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化や地域包括ケアシステムの推進に向けて町内会・自治会や市民活動団体等との協働・連携に取り組みました。

今後も、多様な主体が協働・連携して地域課題の解決に一層取り組むとともに、今後の社会変容を踏まえ取組を進めることが課題になっています。

■　取組の方向性

- 町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など、多様な主体が協働・連携して地域課題を解決する「市民創発」型のまちづくりを進め、「ソーシャルデザインセンター[12]」の創出等に向けた取組を推進するとともに、町内会・自治会による地域活動の活性化や新たな担い手の発掘に取り組みます。
- 超高齢社会における地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体の参加と協働による取組の推進のため、市民意識の醸成や、共に支え合い、助け合う地域づくりの取組を進めます。
- 緑、スポーツ、文化・芸術、商業、教育など様々な行政分野において、地域の課題や社会的課題の解決に向けて、新たな担い手の参加を促進しながら、多様な主体との協働・連携を推進します。

[12] 地域で活動している人たちのつなぎの場であり、地域の課題解決等に向けて、多様な主体の連携により、市民創発によって地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤のこと。

所管	市民文化局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	1	課題名	これからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく取組の推進

現　状	・平成31（2019）年３月に策定された「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組として、公共施設の地域化の推進を含む「まちのひろば」プロジェクトの推進、「ソーシャルデザインセンター」の創出に向けた取組、かわさき市民活動センター・川崎市市民自治財団の機能の検討、町内会・自治会への依頼ガイドラインに基づく取組の推進、町内会・自治会活動応援補助金の創設及び適正な運用と新たな事業展開の推進、「区における行政への参加の考え方」の検討等を推進しています。
取組の方向性	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組について検証を行い、その結果を踏まえて、取組を推進します。 ・「まちのひろば」プロジェクトの推進、ソーシャルデザインセンターの創出、新しい参加の場として「地域デザイン会議」の試行実施などを通じて、地域活動の新たな担い手の発掘、真に必要な市民サービス及び情報の提供、ソーシャルデザインセンターへの運営支援のあり方検討等により、経営資源の確保に取り組みます。 ・今後の社会変容を見据え、つながりの機会の創出やコミュニティを継続していくことに重点を置き、取組を推進します。

活動指標①	現状値	目標値
川崎市コミュニティチャンネルなどのソーシャルメディアを活用したコミュニティ施策の周知回数	**７本** **（令和２（2020）年度）**	**24本** **（令和７（2025）年度）**

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく令和元（2019）年度から令和３（2021）年度までの取組の検証を行い、結果を踏まえた取組の推進
・社会変容を踏まえた「まちのひろば」の紹介、創出に向けた相談及び伴走支援、「まちのひろばフェス」の開催等による「まちのひろば」プロジェクトの推進
・「ソーシャルデザインセンター」のモデル実施の展開及び運営支援に向けた取組の推進
・公共施設の地域化（地域による利活用の促進）庁内向けガイドラインに基づく庁内連携及び取組の推進
・かわさき市民活動センター・川崎市市民自治財団の機能の検討
・区における行政への参加の考え方において、試行実施やその検証を経て、令和６（2027）年度から本格実施予定の「地域デザイン会議」を通じたつながりの機会の創出
・町内会・自治会活動応援補助金の適正な運用と新たな事業展開の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	○	情報	○	時間	―

成果指標①	現状値	目標値
地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合（市民アンケート）	**15.7%** **（令和２（2020）年度）**	**25%** **（令和７（2025）年度）**

到達目標	・令和10（2028）年、「希望のシナリオ」の実現に向けて、多くの市民参加が必要であることから、地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合（市民アンケート）が25%を超える。 ・また、各区には「ソーシャルデザインセンター」が創出されている（モデル実施含む）。

所管	市民文化局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	2	課題名	町内会・自治会による地域課題の解決や地域活性化に向けた取組の推進

現　状	・風水害などの危機事象が頻発している状況において、身近な地域のつながりによりお互いが支え合う、「互助」の重要性が一層高まっている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の自粛や加入率の低下による活動の停滞など、町内会活動の運営は複雑かつ困難な状況となっており、その活動の維持・拡大に対する支援の必要性が高まっている。
取組の方向性	・「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、町内会・自治会の活動が活性化するよう、補助金の交付や表彰等により市として側面支援する。 ・地域住民が町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進につながるよう、市民自治財団や全町内会連合会等と連携した取組を実施する。 ・様々な分野の行政施策の円滑な実施に、町内会・自治会の協力が欠かせないことから、負担軽減に向けた取組を進める。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・様々な広報媒体を活用した町内会・自治会への加入促進の強化
・負担軽減の取組に向けた「町内会・自治会への依頼ガイドライン」の活用
・補助制度等を活用した町内会・自治会の活性化への支援
・町内会・自治会活動の活性化を支援する市民自治財団の相談業務の強化など機能強化に向けた取組の実施
・町内会・自治会活動応援補助金の効果的な活用による、町内会・自治会活動における新たな事業展開の促進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	町内会・自治会加入率	現状値	59.0% （令和２（2020）年度）	目標値	64.0% （令和７（2025）年度）

到達目標	地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会の活動の活性化を図りながら、環境の変化に適切対応し、多様な主体との連携を進め、自主的に地域の課題に取り組んでいることで、暮らしやすい地域社会の構築に寄与している。

所管	市民文化局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	3	課題名	国際交流センターを活用したグローバル人材の育成支援

現　状	国際交流センターは、グローバル社会への対応を踏まえ地域の活性化を図るなど、社会状況の変化に的確に対応していくことが必要となっています。現在、コロナ禍により、市内の外国人市民の人口は増加していませんが、市民のボランティア活動に対する関心に応えるため、ボランティアの養成・育成に取り組み、様々なボランティア活動のコーディネートを行っていく必要があります。一方で、コロナ禍において事業等が実施できない影響などにより、ボランティアの活躍の場が縮小していくことも考えられ、新たな活躍の場の創出が課題となっています。また、国の外国人材受入れ・共生のための総合的対応策やデジタル化への対応に基づき、市民ニーズや社会環境の変化を踏まえたオンライン化に対応した取組を行うなど、多文化共生社会を推進する取組を推進していく必要があります。
取組の方向性	・外国人市民の増加に伴う通訳、日本語学習等のニーズに対応するため、引き続きボランティア研修、講座を開催し、ボランティアの登録、育成を図るとともに、国際交流センターでの日常的なボランティア活動を支援します。 ・外国人市民向けに、国際交流センターを活用してもらうために、各種オンライン化への対応を推進するとともに、ボランティア登録支援のための講座の開催や企画の充実・強化を図ります。

活動指標①	ボランティア講座実施	現状値	6回 （令和2（2020）年度）	目標値	6回 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・外国人市民の増加に伴う通訳、日本語学習等のニーズに対応するため、引き続きボランティア研修、講座を開催し、ボランティアの登録、育成を図るとともに、国際交流センターでの日常的なボランティア活動の支援を行います。
・外国人市民施策、グローバル化及びインバウンド対策等に対応するため、多文化共生の促進に向けた各種ボランティアの育成が必要です。
・オンライン化の普及に向けた環境整備を行います。
・すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことのできる「多文化共生社会」の実現に向け、川崎市国際交流センターの外国人相談窓口「多文化共生総合相談ワンストップセンター」運営を実施します。
・講座やイベント、外国人窓口相談によるオンライン化を推進します。

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ボランティア登録総数（川崎市国際交流協会事業報告）	現状値	1,314件 （令和2（2020）年度）	目標値	1,415件 （令和7（2025）年度）
成果指標②	ボランティア・市民団体のコーディネート件数	現状値	1,396件 （令和2（2020）年度）	目標値	1,250件 （令和7（2025）年度）

到達目標	ボランティア・市民団体のコーディネート件数を増やしていくことにより、登録者の活躍の機会や幅が広がり、その状況が個々の登録者の育成に繋がっている状況を目指します。

所管	市民文化局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	4	課題名	スポーツの担い手の確保に向けた取組の推進

現　状	・スポーツ推進委員については、令和３（2021）年３月現在、市全体で395人が委嘱され、定員450人に対して55人（12.2%）が不足の状態となっています。また、全体の49.6%が60歳以上と高齢化が進行しています。こうした状況を踏まえ、若年層を中心としたスポーツ推進委員の充実を図る必要があります。 ・スポーツ大会の担い手については、現在、市主催の大規模スポーツ大会である川崎国際多摩川マラソン等において、ボランティア（一般募集、企業、障害者）の協力を得て運営しています。こうした取組について、市民の誰もが参加しやすいイベントとするために、より多様な主体との連携を図り、担い手の拡充を図る必要があります。
取組の方向性	・スポーツ推進委員については、地域スポーツの重要な担い手となっている町内会・自治会からの推薦を主としながらも、より幅広い層からの担い手を発掘することで、現在の欠員状態を解消するとともに、活動をより多様化させるなど、地域スポーツの一層の推進を図ります。 ・ボランティアについては、誰もが参加しやすいイベントとするために、新たに大学や企業、障害者スポーツ関係団体等と連携し、担い手の拡充を図るとともに、ボランティアリーダーを育成し、多様な人材が主体となる取組を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・現在の町内会推薦に加え、若年層を含めた他のスポーツの担い手と連携するなど、新たなスポーツ推進委員の選出に向けた方策の検討及び実施
・一般ボランティアや通訳ボランティアに加え、手話通訳者など情報保障に対応できるボランティア等の新たな募集や、大学等の関係団体との連携の推進
・複数回参加しているボランティアを対象とした、事前研修の実施によるボランティアリーダーの育成

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	スポーツ推進委員の定員における充足率	現状値	87.8% （令和２（2020）年度）	目標値	95% （令和７（2025）年度）
成果指標②	川崎国際多摩川マラソンにおける情報保障など、障害者対応ができるボランティアの数	現状値	0人※コロナにより大会中止 （令和2（2020）年度）	目標値	10人 （令和７（2025）年度）
成果指標③	川崎国際多摩川マラソンにおける一般ボランティアの中で、ボランティアリーダーを担える人材の数	現状値	0人※コロナにより大会中止 （令和2（2020）年度）	目標値	11人 （令和７（2025）年度）

到達目標	・スポーツ推進委員の充足率が上昇し、各区における大会等が幅広い内容で開催され、多くの市民が参加している。 ・多種多様な参加者に対応できる特殊技能を持ったボランティアの参加や、主体となって活躍できるボランティアリーダーの育成により、ボランティアの質を向上させるとともに、参加者サービスを向上させ、誰もが参加しやすいイベントを開催する。

所管	市民文化局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	5	課題名	文化振興施策の推進に向けた効率的・効果的な連携

現　状	・文化振興施策を推進するためには、分野ごとに精通した中間支援機能を有する各種団体と連携し、市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援を行っていく必要があります。 ・そうした中で、公益財団法人川崎市文化財団（以下「文化財団」という。）については、平成29（2017）年度以降、パラアートに係る中間支援を行ってきました。 ・また、「音楽のまち・かわさき」推進協議会（以下「音まち協議会」という。）については、音楽分野の中間支援を担うとともに、「音楽のまち・かわさき」の情報発信の更なる強化を図っていくため、平成30（2018）年度に、事務局機能を文化財団に統合してきました。 ・今後、市民の主体的な文化芸術活動を活性化していくためには、パラアートや音楽分野のみならず、各分野の中間支援機能をより効率的・効果的に強化する手法を検討していく必要があります。 ・また、手法の検討に当たっては、現在、整理を進めている「アート・フォー・オール」の考え方を踏まえながら、進めていく必要があります。
取組の方向性	・市や文化財団、その他中間支援機能を有する各種団体等との役割分担や連携のあり方を再整理するとともに、既存事業の整理に向けた検討を行います。 ・また、文化財団やその他の団体等が担うべき中間支援機能の検討・調整を進め、市民の主体的な文化芸術活動の更なる支援を行います。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市や文化財団、その他中間支援機能を有する団体等との役割分担や連携のあり方の再整理に向けた取組推進
・上記の再整理結果を踏まえた既存事業の整理及び文化財団所管施設の管理運営に係る見直しに向けた検討
・文化財団やその他の団体が担うべき中間支援機能の検討・調整
・音まち協議会と文化財団との音楽分野における中間支援の強化に向けた連携や事業協力等の更なる促進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	ー	情報	○	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・市や文化財団、その他中間支援機能を有する団体等との役割分担や連携のあり方の再整理 ・より効率的・効果的な中間支援機能の強化による市民の主体的な文化芸術活動の支援の充実

所管	市民文化局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	6	課題名	「映像のまち・かわさき」に係る効率的・効果的な事業の推進の検討

現　状	・映像のまち・かわさき推進事業は、映像に関する豊富な地域資源を活用し、映像に親しむ機会の創出とまちの魅力を発信することで、映像文化の担い手育成や都市の魅力向上、地域の活性化を図ることを目的としており、これまで、教育現場等における映像制作活動の支援や、毎日映画コンクール表彰式の開催支援、ロケ誘致・ロケ地情報発信などの取組を実施してきました。 ・その中で、「映像のまち・かわさき」推進フォーラム（以下、「フォーラム」という。）は、映像関係団体から企業、行政まで様々な分野の団体が参加し、交流・連携の場として設立され、参加団体等とのネットワーク形成や、映像教育・人材育成の取組支援、映像関連イベントの実施、情報発信などの機能を担い、担い手の育成や都市の魅力向上に大きな役割を果たしてきました。 ・一方で、近年の映像を取り巻く社会状況は、映像配信技術の利便性向上やＳＮＳ等の情報発信ツールの浸透により、個人が映像に親しみ、それを自由に発信し共有できる世の中に変化してきており、それに伴い、行政やフォーラムに求められる役割や、そのための機能について検討していく必要があります。
取組の方向性	・今後、映像に携わる新たな担い手の発掘・育成や市民の映像活動に対する支援等の中間支援の取組が一層重要になることが見込まれることから、これまでフォーラムが果たしてきた役割や実施してきた事業の検証結果、また、現在整理を進めている「アート・フォー・オール」の考え方等を踏まえながら、市やフォーラムが果たすべき役割を再整理していきます。 ・また、再整理した市やフォーラムの役割に基づき、「映像のまち・かわさき」の推進に係る事業等について、必要に応じて見直し行うとともに、より効率的・効果的に実施していきます。 ・さらに、市内唯一の公営映画館であるアートセンター等、市内の映像関係機関とフォーラムとの連携強化についても検討を進めます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・映像のまち・かわさき推進事業における市やフォーラムの役割・方向性の再整理
・新たな方向性を踏まえたフォーラムの事業内容の再検証
・アートセンター等市内の映像関係機関とフォーラムとの連携強化

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・フォーラムの機能整理や、アートセンター等の映像関係機関との連携強化による市民の映像活動支援や担い手の育成機能の充実

所管	経済労働局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	7	課題名	活力ある商業地域の形成に向けた多様な主体との連携

現　状	・これまで、本市では川崎駅周辺地区において、多様な主体と連携を図りながら、多くの人が集う商業集積地の形成に向けた取組を行い、その魅力を市内外に広くＰＲすることで、集客とにぎわいの創出を図ってきました。 ・しかしながら川崎駅周辺地区以外においても、担い手の高齢化、商店街のイベント数の減少などが進み、また、大規模小売店等の増加、インターネット販売の拡大など、商店街を中心とした商業地域を取り巻く環境は厳しさを増しています。 ・近年では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などもあり、電子商取引、キャッシュレス決済の拡大、フードデリバリーサービスの拡大など、消費者のデジタル利用も急速に拡大しています。
取組の方向性	・川崎に愛着を持ちエリアを牽引する商業者等と連携し、魅力的な個店の創出に向けた取組を行います。 ・多様な主体と連携しながら、地元商業者の効果的なＰＲを展開し、知名度及び集客力の向上等を図ります。 ・魅力ある個店の集積による活力ある商業地域の形成を図ります。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・商業に親和性の高い事業者（不動産事業者・金融機関等）などの多様な主体と連携した意欲ある商業者の発掘・育成、市内開業の促進
・地域メディア等と連携した市民参加型の商業者ＰＲなど活力ある商業地域の形成に向けた取組の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・商業者の発掘・育成に向けた商業に親和性の高い事業者等との連携強化 ・商業に親和性の高い事業者等のサポートによる意欲ある商業者の市内開業の促進、活力ある商業地域の形成

所管	健康福祉局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	8	課題名	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進
現　状	・平成30（2018）年度から、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」のロードマップにおける第２段階として、意識の醸成や参加・活動の促進に向けた「意識づくり」、在宅医療の推進や医療・介護連携、地域リハビリテーション体制の構築等、在宅生活を支援する取組を進める「仕組みづくり」、地区カルテ等を活用した地域マネジメントの取組等による、地域における互助を支えるしくみづくりを進める「地域づくり」を進めています。 ・こうした中、団塊の世代が後期高齢者となる令和７（2025）年や、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据え、ケアが必要な市民の増加や地域のつながりの希薄化、担い手不足、地域課題の多様化等の課題に対応していく必要があります。		
取組の方向性	・超高齢社会における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市民に身近な地域における、多様な主体の参加と協働による取組推進のため、(1)新たな時代に向けた市民意識の醸成、(2)共に支え合い、助け合う地域づくりの取組を進めます。		

活動指標①	市民シンポジウムの参加者数	現状値	101人 （令和元（2019）年度）	目標値	150人 （令和７（2025）年度）
活動指標②	地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体数	現状値	105団体 （令和２（2020）年度）	目標値	120団体 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市民に期待する役割（セルフケアの取組、困ったときの相談先の認知、互助活動等）への理解・行動変容を促すため、効果的な広報手法を検討・実施
・地域包括ケアシステム連絡協議会等を起点として、地域における民間企業を含めた多様な主体の新たな連携手法を構築するとともに、それらの取組を踏まえながら、地区カルテ等を活用した地域マネジメントの推進等により、多様な主体による地域課題の共有・解決に向けた取組を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	地域包括ケアシステムの考え方の理解度	現状値	9.9% （令和元（2019）年度）	目標値	42.0% （令和７（2025）年度）
成果指標②	相談先の認知度（地域みまもり支援センター）	現状値	31.0% （令和元（2019）年度）	目標値	50.0% （令和７（2025）年度）

到達目標	セルフケアや互助等の意識の醸成が進み、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域、ボランティア団体、住民等の各主体が、それぞれの役割に応じた具体的な行動を行えるようになる。

所管	健康福祉局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	9	課題名	効率的・効果的な手法による一層の介護人材の確保・定着

現　状	・介護人材については、多くの市内介護サービス事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、人材確保や定着が困難な状況にあり、事業を運営する上での大きな課題となっています。
取組の方向性	・介護人材の確保と定着については、基本的には介護サービス事業所自らが対応することが必要となりますが、介護人材については、質の高い介護サービスを安定的に提供する上で、最大の基盤であることから、国や県との適切な役割分担のもと、本市では、「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」の４つの取組の柱に基づき、介護サービス事業所等と連携しながら、更なる人材確保や定着に向けた取組を推進します。 ・また、特に、訪問系の介護人材が不足していることから、費用対効果の少ない事業の見直しを行うなど、より効率的・効果的な事業展開を進めながら、一層の人材確保・定着を図ります。

活動指標①	イベント等において介護職に係る啓発を行った人数	現状値	350人 （令和２（2020）年度）	目標値	350人以上 （令和７（2025）年度）
活動指標②	関係機関と連携して就職相談を行った人数	現状値	81人 （令和２（2020）年度）	目標値	400人以上 （令和７（2025）年度）
活動指標③	メンタルヘルス相談窓口による就労支援件数	現状値	58人 （令和２（2020）年度）	目標値	60人以上 （令和７（2025）年度）
活動指標④	総合研修センターにおける研修実施回数	現状値	55回 （令和２（2020）年度）	目標値	80回以上 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・「人材の呼び込み」として、福祉・介護の仕事についてのイメージアップやＰＲ、高校や専門学校・大学等への情報提供等の取組を推進
・「就労支援」として、就職相談会の実施のほか、就労に必要となる研修の開催等やシニア層などの多様な人材確保の取組を推進
・「定着支援」として、福祉人材バンクによるメンタルヘルスの相談窓口の設置や外国人介護人材の受入れ支援、介護ロボット等の普及・啓発の取組を実施
・「キャリアアップ支援」として、福祉・介護従事者向けを中心とした各種研修・講座等を開催し、自らの将来像を描けるよう支援を実施
・上記の取組について、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の３つの視点からアプローチし、介護人材の中でも不足感の大きい訪問系に対する事業の推進を図るとともに、計画期間内において、福祉人材施策のうち、費用対効果の少ない事業の見直しなど効率的・効果的な取組を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	介護人材の不足感 （高齢者実態調査の結果）	現状値	75.8% （令和元（2019）年度）	目標値	70% （令和７（2025）年度）
成果指標②	介護人材マッチング・定着支援事業により就職した求職者の数	現状値	82人 （令和２（2020）年度）	目標値	100人 （令和７（2025）年度）
到達目標	・効率的・効果的な手法による介護人材の確保・定着に向けた取組を推進することで、従業者の不足感を低減化				

所管	健康福祉局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	10	課題名	看護人材の更なる確保

現　状	・医療の高度化、医療ニーズの多様化への的確な対応や、地域における「医療と介護の繋ぎ役」として地域包括ケアシステムに資する看護職の育成を目的に令和４（2022）年度に開学予定の川崎市立看護大学について、安定した大学運営と卒業生の市内就職・定着を促進する取組を進めるとともに、より高いレベルで看護実践できる看護職養成に向けた取組を検討する必要があります。 ・川崎市立看護短期大学については、令和５（2023）年度末の閉学に向けて、学生に対しきめ細やかな支援体制を続ける必要があります。
取組の方向性	・地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護職の育成に向けて、特色あるカリキュラム編成による看護教育を実施するとともに、市内就職・定着を促進するための新たな奨学金制度の運用を開始します。 ・地域包括ケアシステムにおいて、より高いレベルで看護実践できる人材の育成や新型コロナウイルスなどの感染症への対応のため、大学院設置に向けた検討を行います。 ・学生募集を停止した川崎市立看護短期大学について、着実に在校生が卒業できるよう、引き続き、学生に寄り添った教育環境を整えます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・令和４（2022）年４月に開校予定の川崎市立看護大学においては、地域包括ケアシステムに資する看護職の育成を目的に、地域に関心を持たせる科目や、ボランティアを学び実践する科目など、特色あるカリキュラムを編成するとともに、医療機関だけでなく、高齢者施設や障害者施設など地域に根差す施設における実習を実施
・地域包括ケアシステムを学んだ学生が市内医療機関等で活躍できるよう、市内就職・定着を目的とした新たな奨学金制度の運用を開始
・在宅看護、がん、感染症等高度な専門性を有する看護人材の養成に向けた大学院設置の検討を開始
・令和５（2023）年度末をもって閉学を予定する看護短期大学においては、学修面・生活面などきめ細やかな対応を行えるよう、学生へのフォロー体制を構築

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	市立看護短期大学及び市立看護大学新卒者の市内就職率	現状値	69.6% （令和２（2020）年度）	目標値	75% （令和７（2025）年度）

到達目標	・卒業生の市内就職率の向上（令和７（2025）年度：75%達成） ・看護短期大学の閉学

所管	建設緑政局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	11	課題名	緑のまちづくりに向けた多様な主体との協働・連携

現　状	・地域の課題が多様化・複雑化し、多様な主体との協働・連携の必要性が増す中、身近な公園等の地域による管理に向けて、管理運営協議会等の設立促進や活動支援を行っていますが、このうち管理運営協議会等が管理する公園は全体の約７割にとどまっています。 ・また、既に活動している団体においても、構成員等の高齢化により、活動の次世代への継承や新たな担い手の不足などが課題となっています。 ・こうした状況により、公園・緑地の十分な維持管理や利活用が図られていない課題も生じています。
取組の方向性	・公園緑地等の維持管理活動を行う市民ボランティア団体である管理運営協議会等の設立の促進や、活動の継承に向けた支援を行います。 ・緑のまちづくりに向けて新たな担い手を確保するため、緑に関わる人材の育成や発掘、活用に向けた取組を推進します。 ・地域の実情にあった公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を図るため、啓発イベントの開催や利用ルールづくりを推進します。

活動指標①	公園利用活性化イベントの開催回数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	10回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・町内会・自治会への働きかけや公園での周知等による管理運営協議会等の設立促進及び活動支援
・緑の保全や創出・人材育成、活用を学ぶプログラムの策定及びプログラムを活用した取組の推進
・地域の実情にあった公園緑地の利活用に向けたイベント等を開催するほか、公園の利用上の課題について地域が主体となって利用ルールづくりに取り組むための働きかけや話し合いの場の創出

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	緑のボランティア活動の累計箇所数	現状値	2,304箇所 （令和２（2020）年度）	目標値	2,450箇所 （令和７（2025）年度）

到達目標	・緑のボランティア活動の箇所が146か所増加するなど、多様な主体との協働・連携による公園・緑地管理の増加 ・プログラムを活用し育成・発掘された新たな人材の増加

所管	建設緑政局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	12	課題名	生田緑地ばら苑の魅力の向上と効率的・効果的な運営方法の検討

現　状	・施設の老朽化の進行などにより維持管理に係る行政負担は増大しておりますが、800種約3,300株のバラが多くの市民ボランティアによって育成管理されています。 ・限られた経営資源を有効活用するため公開は春と秋の２回に限られておりますが、ばら苑の魅力を最大限伝えるため、ソフト面を中心とした魅力の向上など引き続き取り組んでいく必要があります。
取組の方向性	・市広報媒体やホームページ、各種メティアの活用を進め、魅力の向上に取り組みます。 ・引き続き協働の担い手となるボランティアを育成することで、魅力向上やサービス水準の向上を図ります。 ・老朽化、維持管理費の捻出などの課題に対する検討を行います。

活動指標①	バラ育成スキル向上のための講習会数	現状値	28回 （令和２（2020）年度）	目標値	36回 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながら市広報媒体やホームページ、各種メディアにより、開苑時期、状況、魅力、アクセス等について効果的な情報発信
・新型コロナウイルス感染症拡大に配慮しながら、にぎわい創出のため開苑時期に併せてコラボイベントを誘致
・ボランティアを対象としたアンケートや意見交換を実施し、ソフト面での魅力向上のアイデアを募って実行することで、サービス向上と意欲の向上
・ドローンを用いて撮影したばらの状況をウェブで公開し、来苑が難しい方などにもオンライン上で臨場感のあるばら苑を楽しんでいただける取組の推進
・老朽化、維持管理費の捻出の課題に対し、仮に有料化する場合の課題の分析の実施
・来苑者からばら苑募金を募り、管理やサービスに還元

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	年間来苑者数	現状値	32,336人 （令和２（2020年度）	目標値	76,500人 （令和7（2025）年度）

到達目標	・効果的な情報発信やボランティアの拡充などにより、ばら苑の魅力やサービス水準の向上

所管	臨海部国際戦略本部		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	13	課題名	国際戦略拠点キングスカイフロントにおけるイノベーション・エコシステムの構築

現　状	・キングスカイフロントでは、世界的な成長が見込まれるライフサイエンス分野を中心とした多数の企業・研究機関等の集積が進んでおり、クラスター推進機能とエリアマネジメント機能を両輪として、クラスター運営を実施しています。 ・また、国プログラム等の活用により国内外の他のクラスターとの連携も進んでおり、研究開発から事業が継続的に創出され新産業が生まれる仕組み（エコシステム）の形成に向けた基盤が整いつつある一方で、取組の認知度は低い状況です。 ・今後は、エコシステムの構築に向けて、必要となる機能の強化・拡充が求められるとともに、広く認知度・理解度の向上に向けた取組を推進していく必要があります。
取組の方向性	・国プログラム等を獲得しながら民間資金を呼び込むとともに、大学や立地機関等との連携を図りながら、高度人材の呼び込みや支援リソースの拡充、交流やネットワークの強化、インキュベーション機能の強化及びシーズを持つ企業の誘致など、エコシステム構築に必要となる機能の導入を進めます。 ・また、エリアの中核施設であるナノ医療イノベーションセンター（ｉＣＯＮＭ）の研究活動を支える研究支援に取り組むことにより、市民の生活の質の向上につながる研究成果の早期実用化を推進します。 ・企業活動や企業と市民の接点が伝わり、理解できる仕組や学習機会の創出などを進め、臨海部の認知度・理解度向上、イメージ向上、シビックプライドの醸成に向けて広く理解の浸透を図ります。

活動指標①	キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数	現状値	71件 （令和２（2020）年度）	目標値	130件 （令和７（2025）年度）
活動指標②	キングスカイフロントに関連する研究者、技術者等の交流会、セミナーなどが開催された回数（本市が主催するものは除く。）	現状値	55回 （令和２（2020）年度）	目標値	80回 （令和７（2025）年度）
活動指標③	ｉＣＯＮＭにおける事業化支援の実施回数	現状値	18件 （令和２（2020）年度）	目標値	20件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・国等の競争的資金の獲得と、その活用による他地域との連携や産学・産産連携を促進するための事業実施、新たな研究開発プロジェクトの組成等の取組の実施
・キングスカイフロント及び周辺企業の施設を活用したエコシステム構築に必要となる機能の誘導
・川崎市産業振興財団と連携し、ｉＣＯＮＭの研究活動を活性化させ、実用化に向けた事業化支援に取り組むなど、研究支援事業の実施
・臨海部の認知度・理解度向上、イメージ向上、シビックプライドの醸成に向けた取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	キングスカイフロント及び周辺地域のインキュベーション施設への累計入居企業数	現状値	12社 （令和2（2020）年度）	目標値	36社以上 （令和7（2025）年度）
成果指標②	キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	現状値	10.5% （令和元（2019）年度）	目標値	18%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・国プログラム等の獲得等を通じて外部資金を呼び込み、大学や立地機関等と連携することで、高度人材の獲得や支援リソースの拡充、交流やネットワークの強化、インキュベーション事業など、エコシステム構築に必要となる機能の充実 ・キングスカイフロント域内外企業等のマッチングにより研究開発、投資、ビジネス等が進展 ・エリアの中核施設であるｉＣＯＮＭ内では、革新的な研究成果の早期実用化に向けた取組が進展

所管	川崎区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	14	課題名	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進

現　状	・区の所管部署において、それぞれの所管事業に基づき「地域課題対応事業」として、効果的な課題解決に向けてそのノウハウ等を有する地域の活動団体や企業等と連携し、協働で課題解決に取り組む中、地域包括ケアシステムの着実な推進やコミュニティ施策を踏まえ、地域におけるコミュニティ活動や高齢者支援、子育て支援などにおいて社会変容に即した取組の支援や、地域住民が主役となった地域での自助・互助の取組を促進するため、地域住民や地域の活動団体、ＮＰＯ法人、企業等などのつながりをコーディネートする役割がこれまで以上に求められています。
取組の方向性	・既にこれまで発掘してきた地域の人材に加えて、「地域デザイン会議」をはじめとしたさまざまな議論や意見交換の場等を活用し、幅広い世代、分野等の異なる地域の人材による意見やノウハウを取得し、ネットワークづくりや、その支援に取り組みます。

活動指標①	地域活動団体間における座談会の実施	現状値	１回 （令和２（2020）年度）	目標値	２回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・地域包括ケアシステムの推進やコミュニティ施策を踏まえ、「地域デザイン会議」をはじめとしたさまざまな議論、意見交換の場等を活用し、幅広い世代、分野等の異なる地域の人材による意見やノウハウを取得し、より効果的な地域課題の解決につなげるためのネットワークづくりや、その支援に必要な取組の推進
・「いきいきかわさき区提案事業」実施団体間やソーシャルデザインセンターのモデル創出に向けた事業実施団体との連携による地域課題解決に向けたネットワークづくりに必要な取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ＳＤＣ構築・運営に向けた座談会（連携交流会）への参加団体数	現状値	7団体 （令和２（2020）年度）	目標値	7団体以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	年度当初の事業実施時の課題提起、中間フォロー、事業終了直前時の振返りなど、活動支援につながる内容を盛り込んだ地域活動団体間における座談会（連携交流会）の実施により、多様な分野や地域性を踏まえたネットワークを構築しながら、区の特色を踏まえたソーシャルデザインセンター（ＳＤＣ）を創出し、団体等間の自立的な交流会の開催を通じて、重層的な連携関係（ネットワーク）が構築されている。

所管	川崎区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	15	課題名	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進

現　状	・川崎区は、ひとり暮らしの高齢者数、介護や支援が必要な人の数が市内で最も多く、今後も高齢化の進展で増加が見込まれています。 ・身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数いずれも市内で最も多く、増加傾向にあります。 ・新型コロナウイルスの影響で外出の自粛が続いており、閉じこもりによるフレイルや孤立化を防止する必要があります。 ・川崎区は、外国人住民人口が市内で最も多く、文化や習慣により子育てや生活スタイルは多様であり、その中で生じる困り事も様々です。また、地域とのつながりも希薄で、孤立して子育てをしている現状があります。
取組の方向性	・新型コロナウイルスの影響で外出や社会参加の機会が減少していることから、社会変容を踏まえて、地域参加のきっかけづくり、居場所づくり、既存活動再開の取組を進め、つながりを絶やさないための地域づくりを関係機関と連携・支援し、川崎区らしい地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。 ・外国人コミュニティと地域団体等との相互理解を進める取組を行います。

活動指標①	地域ケア圏域同士の連携・交流の取組件数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	10件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・地域包括ケアシステムの普及啓発や、見守り活動団体等への支援と、区民ニーズと地域活動との効果的なマッチングの推進
・誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動の推進
・地域団体等と連携し、外国人市民の孤立化を防ぎ、相互理解と地域とつながることを目的としたワークショップ等の開催

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	地域活動やボランティア活動の参加意向	現状値	11.5% （令和２（2020）年度）	目標値	14.0%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる社会の形成に向けて、行政などの公的機関は、地域包括ケアシステムにおける「公助」・「共助」の役割を担うと共に、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組を支援することにより、地域活動やボランティア活動への参加意向が増えている（14.0%以上）。

所管	幸区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	16	課題名	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進

現　状	・区内では町内会・自治会やＮＰＯ法人、ボランティアグループなど、多くの地域活動団体が活躍しています。また、高校生等と連携した事業を行った結果、若年層においても地域に対して真摯な課題認識と、それに対するアイデアを持っていることが分かりました。 ・令和３（2021）年１月には、幸区の地域活動を行う人や団体、企業・資源・活動をつなぎ、地域交流の促進や地域課題の解決を目指す中間支援拠点として、幸区ソーシャルデザインセンター「まちのおと」を開設しました。今後も、地域課題の解決に当たり、様々な主体と連携して、多様化する区民のニーズに応えて行く必要があります。
取組の方向性	行政施策を進めるうえで密接な関係を持つ町内会・自治会の活動を支援するとともに、ソーシャルデザインセンター（ＳＤＣ）との連携を強化し、その他の地域活動団体、大規模マンションの住民及び管理組合、学生等を含めた有機的な関係構築をしていくことにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

活動指標①	補助金制度個別相談会開催件数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	35件 （令和７（2025）年度）
活動指標②	区と多様な団体が連携して行う地域活動事業の実施件数	現状値	15件 （令和元（2019）年度）	目標値	20件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・町内会・自治会への補助等による住民の参加・交流や情報共有の推進
・ＳＤＣの活用等による多様な主体との連携の構築
・ＳＮＳ等のデジタル技術を活用した、地域活動の情報発信
・それらの事業を有効に実施するための人材育成の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	○	時間	ー

成果指標①	補助金２事業「参加と交流」「情報を共有」への申請件数	現状値	15件 （令和元（2019）年度）	目標値	70件 （令和７（2025）年度）
成果指標②	区民アンケート質問事項「ボランティア等の市民活動への興味」の参加意向割合の向上	現状値	24.7% （令和２（2020）年度）	目標値	30.0% （令和７（2025）年度）

到達目標	・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」等に基づき、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会組織が町内会・自治会応援補助金を有効活用し、市民の参加・交流や情報共有が促進され、継続的かつ安定的に地域活動を行っている。 ・ボランティア等の市民活動への参加意向割合が30.0％に上昇し、多様な主体が連携した暮らしやすい地域社会の構築に寄与する取組が継続的に行われている。

所管	幸区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	17	課題名	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進

現　状	・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の孤立化を防ぐため、町内会・自治会単位で見守り・支え合いの活動を行う「ご近所支え愛事業」に30の町内会・自治会が参加しています。これまでに、地域特性に合わせた区民主体の見守り・支え合う様々な活動が生まれており、他の地域へも活動内容の共有を進めています。また、「ご近所支え愛事業」に参加していない町内会・自治会においても、独自の見守り・支え合いの活動を進めています。 ・地域の子育て関係機関から構成される幸区こども総合支援ネットワーク会議における活動の一つとして、民間企業等がみんなで子育てフェアさいわいの企画へ参加するなど、多様な主体との協働した取組を進めています。 ・今後も、多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステム構築を推進していく必要があります。
取組の方向性	・区内の後期高齢者人口割合が増加していくことをふまえ、地域ごとの区民主体の高齢者の見守り・支え合いの取組を進め、地域包括支援センター等専門相談機関との連携を密接にしていきます。 ・区内の15歳未満人口割合がほぼ横ばいで推移することや、20代、30代の転出入が多い現状をふまえ、企業も含めた多様な主体との連携により子どもや子育て世帯が地域とのつながりを深めていく取組を進めていきます。 ・地域包括ケアシステム構築の推進に向けた新たな主体として、引き続き企業等との連携を継続していくほか、新たにＳＤＣや大学等と連携した地域づくりを進めていきます。

活動指標①	自助・互助の取組を推進するための活動支援をした地域の数	現状値	30地域（令和２（2020）年度）	目標値	40地域以上（令和７（2025）年度）
活動指標②	企業・団体等と連携した地域包括ケアシステム関連の事業実施数	現状値	１事業（令和２（2020）年度）	目標値	３事業（令和７（2025）年度）
活動指標③	中高生の地域ボランティア（はぴ☆ボラ）実施メニュー数	現状値	０メニュー（令和２（2020）年度）	目標値	25メニュー以上（令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・町内会・自治会で積み重ねてきた区民主体の見守り・支え合う活動の支援及びそれぞれの活動内容を他の地域で共有することによる地域単位での見守り・支え合う活動の拡大
・ＳＤＣ、企業、大学等の多様な主体と連携した地域包括ケアシステムを進める情報発信や区民の参加や活動創出につながる取組の推進
・中高生の地域ボランティアへの参加や実施メニューを拡大するなど、子どもや子育て世帯が地域とのつながりを深めていく取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	自助・互助の取組を推進するため地域課題を共有している地域の数	現状値	30地域（令和２（2020）年度）	目標値	40地域以上（令和７（2025）年度）
成果指標②	地域包括ケアシステム関連の事業で連携した企業・団体数	現状値	31企業・団体（令和２（2020）年度）	目標値	31企業・団体以上（令和７（2025）年度）
成果指標③	中高生の地域ボランティア（はぴ☆ボラ）参加者数	現状値	０人（令和２（2020）年度）	目標値	50人以上（令和７（2025）年度）

到達目標	・40地域以上で区民主体の自助・互助の活動が行われている。 ・地域包括ケアシステム構築に向けて連携可能な事業が広がり、連携した企業・団体数が31以上に増加している。 ・中高生の地域活動でのボランティア参加人数が年間50人以上に増え、多世代交流が盛んに行われている。

所管	幸区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	18	課題名	「御幸公園梅香事業」による市民や企業等、多様な主体との連携・協働の強化

現　状	「うめかおる寄附・募金」制度を活用し、令和２（2020）年度末までの３年間で約460万円の寄附金等を受け、114本の梅を植樹するなど、御幸公園の梅林復活を着実に推進しました。今後も、寄付・募金制度と梅林復活の仕組みを拡充し、梅林の復活や維持管理に向けて、多くの市民の参加や寄付を募る必要があります。
取組の方向性	魅力あるまちづくりを進めるため、植樹による梅林の復活、ボランティアを活用した保全活動や講演会等による歴史・文化の継承事業などを実施し、地域住民や学校、団体等との連携・協働の取組を進めます。

活動指標①	区民等と協働した事業件数	現状値	0件（令和２（2020）年度）	目標値	10件（令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・御幸公園梅香事業推進会議による事業の進行管理
・「うめかおる寄附・募金」制度等を活用した梅林の保全・活用等
・学校や地域住民等と連携した取組の推進
・区民との連携・協働による記念イベントの実施
・梅の維持管理に向けたボランティア制度（梅香サポーター）の確立

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	○	情報	―	時間	―

成果指標①	「うめかおる寄附・募金」の累計額	現状値	4,654千円（令和２（2020）年度）	目標値	7,000千円（令和７（2025）年度）
成果指標②	梅香サポーターへの参加人数	現状値	0人（令和２（2020）年度）	目標値	15人（令和７（2025）年度）

到達目標	・累計700万円に達した「うめかおる寄付・募金」の活用により復活した梅林を適切に維持管理し、地域の方が愛着を深め憩いの場となっている。 ・15人の「梅香サポーター」をはじめ、地域住民、周辺企業や学校などと連携した梅林の保全により、地域コミュニティの活性化とともに協働の担い手の育成が図られている。

所管	中原区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	19	課題名	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進

現　状	・コミュニティ支援や地域包括ケアシステムの着実な推進に向けて、町内会・自治会、商店街連合会、地域団体、ＮＰＯ法人等、地域住民が主役となった地域での自助・互助の取組を促進するため、地域住民や団体同士のつながりをコーディネートする役割がこれまで以上に求められています。 ・地域におけるコミュニティ活動や高齢者のみまもり、子育て支援などにおいて、社会変容を踏まえた取組の支援が必要になっています。 ・地域包括ケアシステムの取組を下支えするため、「新たなコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく「ソーシャルデザインセンター」の検討や「まちのひろば」支援などコミュニティ推進の取組が必要になっています。
取組の方向性	・地域住民による地域課題の解決に向け地域で活動する団体間の連携の強化を図ることにより地域の活性化を図ります。 ・区内各所の商店街を地域の情報交換や交流の場として活用し、地域交流の促進を図ります。 ・「新たなコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく、「ソーシャルデザインセンター」の検討及び創出や「まちのひろば」支援などコミュニティ推進の取組を行います。

活動指標①	商店街と連携した各種教室及び地域交流イベント開催数	現状値	0回 （令和２（2020）年度）	目標値	7回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・地域及び団体間の交流促進に繋げるため、区内商店街や加盟店舗との連携・活用を図り、各種教室や交流イベントを実施
・これからのコミュニティ施策の基本的考え方を踏まえ、「ソーシャルデザインセンター」の創出に向けた検討や「まちのひろば」への支援など今後の取組検討及び取組実施
・市民提案型事業（スタートアップコース、事業チャレンジコース）による、地域課題の解決や、コミュニティづくりへの支援を実施
・公共空間の利活用によるエリアの価値向上を目的に公民学連携の取組（エリアプラットフォーム等）を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	商店街と連携した各種教室及び地域交流イベントへの参加者数	現状値	0人 （令和２（2020）年度）	目標値	70人 （令和７（2025）年度）

到達目標	・商店街と連携した各種教室や交流イベントに70人が参加するなど、地域や団体間の交流が促進されている。 ・ソーシャルデザインセンター創出に向けたモデル実施及び「まちのひろば」の支援により交流が促進されている。 ・エリアプラットフォーム等の取組による公共空間の利活用が行われている。

所管	中原区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	20	課題名	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの取組の推進

現　状	・子ども、高齢者、障害者等すべての住民が安心して地域で暮らし続けられるような地域の実現を目指し、地域包括ケアシステム構築に向けた取組が求められています。 ・地域におけるコミュニティ活動や高齢者のみまもり、子育て支援など地域包括ケアシステムにおける自助・互助の取組の推進のため、地域の特性や実情に合わせた取組の支援が必要になっています。
取組の方向性	・地域包括ケアシステムを着実に推進するため、地区カルテを活用し、区における地域包括ケアシステムの地区割りとした５エリアごとに、それぞれのエリアの実情にあわせて、多様な主体との連携や主体同士の活動を通じた自助・互助の取組を促進するとともに、地域をコーディネートできるよう、引き続き地域課題を的確に把握し、顔の見える関係づくりを強化します。

活動指標①	地域住民等との対話の場の設定回数	現状値	10回 （令和２（2020）年度）	目標値	20回 （令和７（2025）年度）
活動指標②	庁内横断型地域マネジメント等に関するプロジェクト・会議・打合せの開催回数	現状値	５回 （令和２（2020）年度）	目標値	８回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・庁内連携を強化することによる地域マネジメント（地域における更なる対話の場の創出と自助・互助の取組の支援）の体制や仕組みの改善
・各地区におけるさまざまな自助・互助の推進に向けた取組を支援
・地域マネジメントの取組の実施状況やコミュニティ施策の新たな考え方の取組を踏まえ、今後の取組検討及び取組実施
・第６期区地域福祉計画の推進及び第７期区地域福祉計画の策定

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	地域住民等との対話により、情報共有し、合意形成した回数	現状値	５回 （令和２（2020）年度）	目標値	10回 （令和７（2025）年度）

到達目標	地域住民との対話や情報共有により年10回の合意形成を行い、地域資源を活用して地域社会の中に住民の活動場所（居場所）が持続的に生まれている。

所管	高津区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	21	課題名	多様な主体による地域コミュニティ活性化の推進

現　状	・町内会・自治会、自主防災組織、市民活動団体、商工農業者団体など、地域で活動を行う各種団体では、社会状況の変化等により、活動の担い手の固定化や不足などが見られ、地域コミュニティの希薄化が課題となっています。 ・地域の課題を住民自ら解決していくため、地域活動の担い手となる人材の発掘・支援が求められている中で、とりわけ町内会・自治会については、加入率が低下しているとともに、活動内容があまり知られていない状況にあります。 ・また、各種団体の活動を維持・活性化させるとともに、団体相互の連携・協力を促進するため、区役所には、地域人材の発掘・支援に向けた取組や各種団体同士のつながりをコーディネートする役割が求められています。 ・これまでの参加と協働による取組の他、ＳＮＳなどを活用した自由なつながりを基盤とした活動や、ビジネス手法を取り入れた社会的な活動、企業等を含めた多様な主体が連携した新しい活動等、まちづくり活動も進化、多様化しています。また、地域における誰もが気軽に集える出会いの場「まちのひろば」について、広報・普及啓発を進めています。
取組の方向性	・区民が身近な地域活動に参加し活躍する場を創出するため、町内会・自治会の活動について広く周知を行います。 ・町内会・自治会等の各種団体の連携・協力を促進するため、行政として必要なコーディネートを行い、地域コミュニティ活性化を推進します。 ・コミュニティの活性化に向け、「市民創発」の土壌づくりを目的とした、地域活動に関心のある区民が参加する「まちづくりカフェたかつ」及び、「市民創発」による課題解決の実践を目的とした、多様な企業や地域のキーパーソンが参加する「たかつワクワクデザインラボ」の開催などにより、地域資源をつなぐコーディネート機能・プロデュース機能を有する多様な主体によるリビングラボ型共創プラットフォーム（高津区ソーシャルデザインセンターのモデル）の構築に向けた取組を進めていきます。

活動指標①	「町内会・自治会加入相談会」の開催回数	現状値	1回 （令和２（2020）年度）	目標値	2回 （令和７（2025）年度）
活動指標②	「まちづくりカフェたかつ」の開催回数（直近３か年平均値）	現状値	3回 （令和２（2020）年度）	目標値	3回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・団体相互の連携・協力の促進に向けて、情報共有や意見交換を行うための講演会や研修会等の実施
・地域イベント等の支援・参加を通じた地域における交流の促進
・パネルやリーフレット等を活用した町内会・自治会の活動の周知
・デジタル化など、社会環境の変化に対応するための支援
・「まちづくりカフェたかつ」、「たかつワクワクデザインラボ」等の開催による、地域活動に関心のある人材の発掘や多様な主体間の交流の推進、「市民創発」の機運の醸成、多様な主体の連携の促進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	町内会や市民活動など、地域での活動に参加している区民の割合	現状値	17.3% （令和２（2020）年度）	目標値	22.0% （令和７（2025）年度）

到達目標	・地域活動に関心のある区民や、区民同士のつながりづくりを進める区民を増やしていくことで、町内会や市民活動に参加している区民の割合を22.0%に向上させる。 ・多様な主体の連携によるリビングラボ型共創プラットフォームの構築による課題解決の実践

所管	高津区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	22	課題名	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進

現　状	・区内の高齢化率は18.8%（令和３（2021）年６月末現在）と全市平均より低い状況ですが、今後は介護や医療サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。住み慣れた地域で、安心で健康的な暮らしができるよう地域住民、地域の活動団体、事業者、行政等が連携して地域の課題解決に取り組む必要があります。 ・町内会・自治会、自主防災組織、市民活動団体、商工農業者団体など、地域で活動を行う各種団体では、社会状況の変化等により、活動の担い手の固定化や不足が見られ、地域コミュニティの希薄化が課題となっています。 ・また、各種団体の活動を維持・活性化させるとともに、団体相互の連携・協力を促進するため、区役所には、地域人材の発掘・支援に向けた取組や各種団体同士のつながりをコーディネートする役割が求められています。
取組の方向性	・引き続き、地域の関係団体を主体とした取組の推進、担い手の発掘に取り組んでいくとともに、いわゆる「団塊Ｊｒ」世代の人口ボリュームゾーンが令和22（2040）年には65歳以上高齢者となるため、元気なうちから、健康づくり、情報収集など人生100年時代に向けた備えができるよう取組を進めていきます。 ・地域包括ケアシステムの推進及びコミュニティ施策の連携を意識しつつ、多様な主体が連携することで効果的・効率的かつ、持続的に地域課題の解決が図られるような仕組みづくりを目指し、必要な取組・支援を行います。 ・超高齢社会に対応する地域コミュニティ形成を下支えするため、誰もが気軽に集える地域の居場所「まちのひろば」の創出を支援していきます。

活動指標①	地域包括ケアシステム情報コーナーの設置	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	4箇所 （令和７（2025）年度）
活動指標②	地域包括ケアシステムに関する動画やホームページのコンテンツ数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	4本 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・区ホームページや市政だより区版、動画コンテンツ、子育て情報誌「ホッとこそだてたかつ」等の広報媒体や、新たに設置する情報コーナーを活用した、区の地域情報や地域福祉活動の継続的な情報発信及び「団塊Ｊｒ」世代に向けた広報の推進
・関心のない区民や関心はあるが忙しい区民へのアプローチとして、健康づくりに関する出前講座、ＳＮＳの活用などによる地域福祉への関心の向上及び地域活動への参加促進
・地域福祉懇談会の場での意見交換や地区カルテの活用など地域の特性に応じ、区社会福祉協議会等と連携した地域課題の丁寧な発掘・共有
・コミュニティ施策を踏まえた、多様な主体の連携による地域課題解決に向けた具体的な取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	○	時間	ー

成果指標①	健康づくりに関する地域活動やボランティア活動に参加したことがある区民の割合	現状値	5.1% （令和２（2020）年度）	目標値	6.0% （令和７（2025）年度）

到達目標	・地域包括ケアシステムを紹介した動画・ホームページの公開や情報コーナーの設置を通じて地域包括ケアシステムの認知度が向上し、健康づくりに関する地域活動やボランティア活動に参加する区民の割合が0.9ポイント増加するなど、多様な主体の連携による地域包括ケアシステムの推進が行われている。

所管	宮前区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	23	課題名	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進

現　状	・社会的な孤立等による孤独死の発生や、地域での自治力の低下が招く災害時の対応面での課題、人口減少がもたらす空き家の増加による都市のスポンジ化などを回避し、多様なつながりや居場所を創出しつつ、幸福度が高く誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティを実現するため、地域のつながりをつくり、多様な主体による地域づくりの「新たなしくみ」の構築に取り組んでいくことが求められています。
取組の方向性	・ソーシャルデザインセンターや区における行政への参加に関する取組等を通じて、地域との協働の取組・地域活動支援の取組に関する見える化や各取組に関わる地域の主体の連携を促進し、市民創発による地域課題の解決や地域の魅力づくりを推進します。 ・多様な主体の横断的、柔軟な連携による身近な課題の解決に向け、研修やワーキングを通じて、区役所職員としての専門性や課題解決力の向上に取り組みます。

活動指標①	地域の主体の連携促進に関するワークショップ等の回数	現状値	0回 （令和２（2020）年度）	目標値	1回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・多様な主体の連携によるソーシャルデザインセンターの取組推進
・地域との協働の取組・地域活動支援の取組に関する区民に対する分かりやすい情報発信等による見える化に関する取組
・区の施策や地域資源等について学び、区職員としての意識の向上を図る研修の開催
・地域の主体の連携促進に向けたワークショップ等の実施
・「宮前区地域デザイン会議」の試行実施、検証及び取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	まちのひろばWAプロジェクト参加数	現状値	0団体 （令和２（2020）年度）	目標値	4団体 （令和７（2025）年度）

到達目標	・ソーシャルデザインセンターの創出や「地域デザイン会議」の取組等を通して、多様な主体の連携により、市民創発による地域課題の解決や地域の魅力づくりが推進されている。 ・区役所職員として専門性や課題解決力の向上が図られている。

所管	宮前区役所								
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進						
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進						
課題No.	24	課題名	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進						
現　状	・少子高齢化の進行、核家族や単身世帯の増加、隣近所との関係の希薄化などを背景として、身近な地域では、子育て家庭や高齢世帯の孤立、心身の健康維持など、様々な生活上の課題を抱える状況が続いています。 ・地域福祉の向上をめざす取組には、これまでも様々な人や団体・機関等が関わってきましたが、社会環境の変化が大きい状況下で、地域包括ケアシステムを推進していくためには、区民・事業者・行政等それぞれが主体的に取り組むとともに、連携を強化し、一体となって取り組むことが求められています。								
取組の方向性	・各分野の地域福祉の向上を図り、活動への理解を広げるため、様々なつながりを活用して、関係者間で課題や情報を共有するとともに、顔の見える関係を作ってお互いの強みや役割を理解し、知恵を出し合うことを通じて、安心して暮らせる地域づくりにそれぞれが主体的に取り組みます。 ・必要に応じてオンラインでの参加を可能とするなど、個々の取組の内容や対象等に応じて、効率的・効果的に取り組みます。								
活動指標①	地区民生委員児童委員協議会等への会議出席回数	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	30回以上 （令和７（2025）年度）				
活動指標②	宮前区ご近所情報サイト掲載のコミュニティカフェ・公園体操・子育てサークル等の数	現状値	216団体 （令和２（2020）年度）	目標値	220団体以上 （令和７（2025）年度）				
具体的な取組内容									
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度									
・宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議を通じた区民・事業者・行政等の連携強化 ・地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会等の会議出席を通じた地域との顔の見える関係づくり ・宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」の掲載情報更新のためのヒアリングを通じた区内のコミュニティカフェ・公園体操・子育てサークル等の活動継続と情報発信の支援 ・地域の集いの場等への講師派遣（オンラインも可）によるご近助で支え合う地域づくりの推進 ・地域みまもり支援センター内の子育て情報を集約した「宮前区子育てお助けガイド」の作成と乳幼児健診・子育てサロン等での配布 ・多職種の地区別担当者会議等による庁内関係課の連携強化と地域包括ケアシステムに関する職員研修の実施								
確保を想定する経営資源									
ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	○	時間	ー
成果指標①	庁内外の多様な主体と連携して実施した取組への参加団体数	現状値	30団体 （令和２（2020）年度）	目標値	30団体以上 （令和７（2025）年度）				
到達目標	・民生委員児童委員や町会長などの地域住民と職員との間に顔の見える関係が築かれている、各地域の状況を担当地区の職員が把握し、地域情報交換会等を通じて関係者間で共有されている。 ・各年度、30以上の多様な主体と地域みまもり支援センターとが連携することにより、その時々に必要な取組が多様な場や機会を捉えて継続的に実施されている。								

所管	多摩区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	25	課題名	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進

現　状	・地域の活性化や課題解決に向けて、町内会・自治会等の地域住民組織や地域活動団体、区にゆかりのある３つの大学、多摩区ソーシャルデザインセンター（多摩ＳＤＣ）など、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めています。 ・区民会議のリニューアルに向けた新しい参加の場として、地域デザイン会議の試行開催を検討しています。 ・身近な地域活動の場としての利用が見込まれる諸室を備えた生田出張所新庁舎の供用が開始されています。
取組の方向性	・多様な主体の連携・協働による地域の課題解決を一層促進していくため、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における区域レベルの取組を効果的に進めます。 ・区民が主体となったまちづくりを一層推進するため、大学と地域の連携促進や、町内会・自治会を取り巻く課題に対応する支援に取り組みます。 ・地域デザイン会議が、地域課題の解決に向けた多様な意見を伺う場として機能するよう効果的に開催します。 ・身近な地域の拠点として、生田出張所新庁舎の利用促進に向けた取組を推進していきます。

活動指標①	市政だより多摩区版における多摩ＳＤＣの取組の広報件数	現状値	4回 （令和２（2020）年度）	目標値	4回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・多摩ＳＤＣが、主要な機能である中間支援の取組を効果的に推進していくことができるよう、協定に基づく支援を実施するとともに、協定期間中の取組について評価・検証を行い、その結果を踏まえながら区域レベルの取組を効果的に推進
・大学・地域連携事業や大学生の地域参加促進に向けた取組を推進
・町内会・自治会の課題に対応した講演会や転入者・未加入者の加入促進に向けた取組を推進
・地域デザイン会議の試行開催を通じて、多様な主体による地域課題の解決に向けた取組を推進
・生田出張所新庁舎をより多くの方に利用してもらえるよう、管理運営を的確に行うとともに、生田小学校下校庭敷地との一体的な利活用に向けて、地域の声を聞きながら利用方法などの検討を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	多摩ＳＤＣにおける人材（個人・団体）登録件数	現状値	54件 （令和２（2020）年度）	目標値	100件以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・多摩ＳＤＣが区民主体で効果的に運営され、100件以上の個人・団体が登録するとともに、地域での様々な活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤（プラットフォーム）として機能することで、地域の課題解決が図られている状態 ・区にゆかりのある大学の知的資源や人材を活用した地域課題の解決が図られるとともに、大学生の地域参加が進み、地域の活性化が図られている状態 ・町内会・自治会の課題等に対応した先進事例等を紹介する講演会の開催を通じて、活動の一層の活性化が図られている状態 ・地域デザイン会議の開催を契機として、多様な主体による地域課題の解決が図られている状態 ・生田出張所新庁舎について、的確な管理運営や利活用に関する地域との協議を通じて、身近な地域の拠点としてより多くの人に活用され、地域活動の活性化が図られている状態

所管	多摩区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	26	課題名	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進

現　状	・町内会・自治会などの地縁組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、ソーシャルデザインセンターをはじめとする地域・ボランティア団体、事業者などと連携して、福祉分野の課題解決に向けて取組を進めてきました。少子高齢化、核家族化が進み、ケアを必要とする人が増加することが見込まれる中、限られた資源の中で、個々人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、これまで以上に多様な主体による適切な役割分担や、新たな担い手の参画を進める必要があります。
取組の方向性	・年齢や背景の違う住民同士がお互いを理解し、主体的に地域福祉活動等に参加していくことで、つながり、支え合うことができる多摩区を目指します。多様な主体と連携・協働して、「区民一人ひとりが参加する地域づくり」「多世代交流でつながる地域づくり」「見守り・支え合いのネットワークづくり」の取組を進めます。

活動指標①	多様な主体による協働・連携に向けた協議会・交流会等の開催回数	現状値	２回 （令和２（2020）年度）	目標値	２回以上 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・地域包括ケアシステムへの理解促進（情報提供の充実）を目的に区ホームページや広報紙等を活用し、区の地域情報や地域福祉活動の情報発信を継続し、地域福祉への関心を高め、地域活動への参加促進に向けた取組を推進
・区内で行われている多世代交流や支え合い活動の事例紹介などを通じ、身近な地域での交流を促進
・地域の見守り・支え合い活動の推進として、地域で活動する多様な主体と懇談会やワークショップ等の開催を通じ、継続的に対話を重ね、地域課題の共有、解決に向けた取組を連携・協働して推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	多様な主体による協働・連携に向けた協議会・交流会等の参画団体数	現状値	47団体 （令和２（2020）年度）	目標値	55団体以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・55団体以上が協議会・交流会等に参画すること等により、地域包括ケアシステムに係る取組が広く地域に浸透し、自助・互助の意識が高まり、区民、地域活動団体、企業など多様な主体との協働・連携による地域包括ケアシステムの推進が行われている状態

所管	麻生区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	27	課題名	多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進

現　状	・コミュニティの希薄化や町内会・自治会や市民活動団体等の担い手の高齢化が進み、新たな担い手の発掘や企業、大学、市民活動団体等多様な主体との更なる連携が求められています。 ・市民ニーズの多様化等により、市民等と行政と協働での課題解決に向けた取組が更に必要になります。 ・「これからのコミュニティ施策の基本的な考え方」に基づく施策を推進していく必要があります。
取組の方向性	・「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現するために、ソーシャルデザインセンター（ＳＤＣ）の創出、町内会・自治会や「まちのひろば」の支援等を行い、地域コミュニティを推進していきます。

活動指標①	「あさお希望のシナリオプロジェクト」検討会の開催回数	現状値	6回 （令和２（2020）年度）	目標値	7回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・「あさお希望のシナリオプロジェクト」での検討や取組を通じ、「あさお市民活動サポートセンター」など多様な主体との連携による麻生区版ＳＤＣの創出に向けた取組の実施
・地域の活性化や地域のつながりづくりのため、町内会・自治会や「まちのひろば」の支援等及び地域コミュニティの推進に向けた取組の実施
・市民提案型協働事業などについて、これまでの成果や課題等を踏まえ、より「市民創発」を促すような機能強化の推進
・多様な主体との連携による課題解決に向けて、「地域デザイン会議」の試行実施の取組を通じた検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	市民提案事業の申請事業数	現状値	1事業 （令和２（2020）年度）	目標値	3事業 （令和７（2025）年度）

到達目標	・「あさお希望のシナリオプロジェクト」での検討や取組を通じて、多様な主体と連携して麻生区版ＳＤＣの創出に向けたモデル実施を行い、区の特色を踏まえたコミュニティづくりが推進されている。 ・コミュニティ施策の推進により、市民創発による地域課題解決に取り組む団体等（市民提案型協働事業の提案団体等）が３事業に増え、地域活動の活性化が図られている。 ・「地域デザイン会議」を契機として、多様な主体による地域課題の解決が図られている。

所管	麻生区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	28	課題名	多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進

現　状	・麻生区の人口は令和12（2030）年までは増加する見込みですが、その後減少に転ずることが予想されています。現在区内の高齢化率は23.4％（令和３（2021）年６月現在）と既に市内で最も高い状況です。今後更なる高齢化の進展による、ケアを必要とする高齢者の増加や地域活動の担い手不足などに対応するため、多様な主体と連携した地域における自助・互助の意識づくりや仕組みづくりの推進が求められています。
取組の方向性	・少子高齢化の進展に伴う地域活動の担い手不足に対応するため、地域活動の参加につながる取組を推進します。 ・情報やサービスを必要とする区民に適切に届け、また、自助・互助の意識の醸成、地域福祉への関心が高まるよう、保健福祉に関する情報発信を充実させます。 ・高齢化率の高い麻生区において、認知症への理解を深め、地域ぐるみの支え合いのネットワークづくりを支援し、認知症にやさしいまちづくりを推進します。 ・区民や関係機関、民間事業者等と連携し、地域における見守り事業の充実を図ります。

活動指標①	学生ボランティアに関する講座の実施回数	現状値	２回 （令和２（2020）年度）	目標値	２回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・住民主体の地域活動につなげる「ちいきのちからシート」の活用
・学生ボランティアに関し、講座の開催など活動の促進
・講演会・公開講座の開催や広報誌発行等による啓発・情報発信
・「認知症介護教室」や「あさおオレンジプロジェクト」の実施による、認知症とともに暮らしていくための地域づくりの推進
・町会・自治会、関係機関・団体と連携した地域づくり
・高齢者見守りネットワーク事業連携会議の開催など地域の事業者との連携による地域の見守り体制づくり
・専門分野の連携体制の強化

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	学生ボランティアの派遣人数	現状値	０名 （令和２（2020）年度）	目標値	70名 （令和７（2025）年度）
成果指標②	高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者数	現状値	19社 （令和２（2020）年度）	目標値	27社 （令和７（2025）年度）

到達目標	・70名の学生ボランティアが地域包括ケアシステムの取組に派遣されるなど、幅広く地域の人材が地域活動に参加している。 ・高齢者見守りネットワーク事業に27社が協力するなど、区民や民間事業者等多様な主体が連携・協働する地域の支え合いのネットワークが構築されている。

所管	教育委員会事務局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（1）	項目名	多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進
課題No.	29	課題名	地域の寺子屋事業を担う人材の確保

現　状	・シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」については、令和３（2021）年10月までに71か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。 ・地域の寺子屋事業をさらに拡げ継続していくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子ども達の学習や体験活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要です。
取組の方向性	・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、寺子屋コーディネーター・寺子屋先生養成講座などを通じて担い手づくりを進めます。

活動指標①	寺子屋の開設箇所数	現状値	65箇所 （令和２（2020）年度）	目標値	166箇所 （全小中学校） （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・地域や学校の実情に応じた寺子屋の拡充
・養成講座をはじめ市ＨＰ、市政だより、かわさきＦＭ等による周知・募集活動、大学やＮＰＯ法人、市民団体等との連携による、地域の寺子屋の運営に携わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保・育成
・地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発
・外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室における地域状況を踏まえた取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	地域の寺子屋の運営への参加人数	現状値	938人 （令和２（2020）年度）	目標値	2,500人 （令和７（2025）年度）

到達目標	・年間 2,500人を超える市民の運営への参加による地域の寺子屋事業の安定した実施

３－（２）区役所機能の強化

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、地域包括ケアシステムの推進に向けた体制整備や地区カルテを活用した組織間連携の強化に取り組むとともに、窓口混雑の緩和など区役所サービスの一層の向上等に取り組んできました。

今後も、市民のニーズを踏まえた区役所サービスの向上に向けて引き続き取り組むとともに、暮らしやすい地域社会の実現に向けて、更に市民自治を推進していくため、「区における行政への参加」として、区民会議に替わる「新しい参加の場」の取組を進める必要があります。

■ 取組の方向性

- 「区における行政への参加」として、参加と協働による区における地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって、市民と意見交換・議論する、新しい参加の場として「地域デザイン会議」の創出に向けた取組を進めます。
- 市民サービスの向上に向けて、市民のニーズに寄り添った丁寧な対応や、デジタル化の取組を踏まえた窓口サービスの提供、分かりやすく快適な庁舎環境の整備等、市民目線に立った工夫や改善に取り組みます。
- これらの取組と併せて、「３（１）多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進」や、「４（２）行財政運営上の課題解決に必要な人材育成」などに総合的に取り組むことにより、更なる区役所機能の強化を推進していきます。

所管	市民文化局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	1	課題名	「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所機能の強化

現　状	・本市は、平成16（2004）年度の区行政改革検討委員会からの報告を受け、区行政改革として様々な区役所機能の強化に取り組んできました。 ・その後、地方自治法の改正や、地域包括ケアシステムの構築、マイナンバー制度の導入などの動向を踏まえ、平成27（2015）年度に策定した「区役所改革の基本方針」に基づき、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所機能の更なる強化を図っています。 ・地方分権改革を取り巻く状況の変化の中、現在「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改定に向けて検討が進められており、「区役所のあり方」についても、その内容と整合した取組を進めていく必要があります。
取組の方向性	・「区役所改革の基本方針」に掲げる10年後を見据えた「めざすべき区役所像」としての「市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所」、「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」、「多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所」の実現に向け、令和７（2025）年度まで、引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機とした社会のデジタル化の急速な推進や非対面・非接触型のサービス提供など、今後の社会変容に応じながら、取組を推進します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・区役所と支所・出張所等の機能再編に基づく取組、区役所における行政のプロフェッショナルの育成をはじめ、「区役所改革の基本方針」に基づく10年間の取組の整理と、その後の検討
・令和３（2021）５月に策定した「区における行政への参加の考え方」に基づき、区民会議に替わる新しい参加の場として「地域デザイン会議」を試行実施し、令和５（2023）年度に検証を行い、令和６（2024）年度からの本格実施予定

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	区役所利用者のサービス満足度	現状値	99.0% （令和元（2019）年度）	目標値	98.0%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	今後の社会変容に応じながら取組を進め、「めざすべき区役所像」としての「市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所」、「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」、「多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所」の実現を図り区役所利用者満足度を高水準で維持するとともに、10年間の取組を整理・総括し、社会経済環境の状況を踏まえた「区役所のあり方」について検討します。

所管	市民文化局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	2	課題名	区役所と支所・出張所等の機能再編に向けた取組の推進

現　状	・平成30（2018）年３月に「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定し、共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービスの提供をめざして、支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討や生田出張所の建替整備にあわせた「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用の検討などを進めてきました。また、鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する検討を契機とした、向丘出張所の機能のあり方の検討を進めてきました。 ・令和２（2020）年３月に策定した「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」、令和３（2021）年５月に策定した「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づき、令和５（2023）年度中の機能再編等を目指した取組を進めています。 ・令和３（2021）年６月に供用開始した生田出張所新庁舎において、「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用などを進めています。 ・向丘出張所の機能のあり方の検討を進め、令和３（2021）年度中に「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」を策定します。 ・国の動向や本市のデジタル化の取組による、行政手続のオンライン化等を踏まえた区役所等の機能や、デジタルデバイドへの配慮等、窓口サービスのあり方を検討する必要があります。
取組の方向性	・「区役所」については、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていきます。また、デジタル化の取組やマイナンバーカードの普及状況を踏まえた区役所・支所・出張所等の機能のあり方を検討します。 ・「支所・地区健康福祉ステーション」については、支所を含めた川崎区全体として機能・体制を再編・強化し、さまざまな状況の変化や困難な課題に的確に対応した取組を推進します。 ・「出張所」については、共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点として、出張所に求められる各機能について、地域の実情に即した取組を推進します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・デジタル化等を踏まえた区役所・支所・出張所等の機能やサービスのあり方の検討
・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化（機能再編）
・「（仮称）大師支所・田島支所複合施設整備基本計画」の策定及びそれに基づく取組の推進
・多世代が集い、交流が生まれるような新支所複合施設の効率的・効果的な整備・管理運営に向けた、民間活用や複合化する各施設間の機能融合や一体的な管理運営等の検討
・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進
・支所・出張所の地域防災機能や「身近な活動の場」等としての活用策の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・デジタル化の取組等の進捗を踏まえた区役所等の機能の方向性を決定する。 ・川崎区全体の機能・体制を再編・強化し、保健福祉分野における専門的・機動的なサービス提供体制の構築や効率的な行政運営により市民サービスの向上が図られている。

所管	川崎区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	3	課題名	区役所サービスの向上に向けた取組の推進
現　状	・川崎区は、本市の約４割の外国人市民が居住し、とりわけ東南・南アジアからの転入が増加しています。また、高齢者、障害者数は市内で最も多く、特に児童虐待相談・通告件数や高齢者単身世帯、要介護認定者等は他区と比較して高く、増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、区役所職員の更なる接遇力の向上等により区民に寄り添った質の高いサービスの提供が求められています。		
取組の方向性	・質の高い区役所窓口でのサービス提供、様々な場面や現場における市民との対話コミュニケーション能力の向上、市民目線に立ったアイデアを生み出す職場環境の醸成、併せて、区役所・支所の再編を踏まえた取組を推進します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・「区役所サービス向上委員会」において、区役所全体の視点から、サービス向上に向けた取組の検討及び実施
・各課において、業務効率化の推進による窓口の待ち時間短縮、高齢者、障害者や外国人市民等区民の個性と多様性を尊重した窓口対応の様々な工夫など、一人ひとりの来庁者に対してできることからサービス向上に向けた取組の推進
・区役所・支所の機能再編に伴う区役所庁舎、支所庁舎の改修、建替えに併せて、ユニバーサルデザインを踏まえた案内表示の設置等、市民にとってより分かりやすい庁舎整備の取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	川崎区役所利用者のサービス満足度	現状値	97.8% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和７（2025）年度）
到達目標	窓口サービス等の向上による川崎区役所利用者のサービス満足度に関する目標値（98%以上）の達成・維持				

所管	幸区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	4	課題名	区役所サービスの向上に向けた取組の推進

現　状	・平成27（2015）年５月に新庁舎となり、窓口や待合スペースの狭あいは解消されていますが、新型コロナウイルス感染症対策や外国人市民への情報発信、マイナンバーカードの普及促進のための窓口増設など、新たな課題に対応するための庁舎環境の整備を行ってきました。 ・また、職員の市民応対や窓口接遇のスキルアップのほか、区役所組織の改編や各種制度の改正、デジタル化推進等に伴う手続方法の変更など、市民生活に直結するサービスの変化に柔軟に対応できるよう取り組んでおり、今後も更に多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる人材の育成等を推進していく必要があります。
取組の方向性	・市民ニーズを的確に把握し、市民目線に立った安全・安心で快適な庁舎環境を維持するとともに、若手職員等の意見を区役所サービスの改善等に反映させるなど、多面的な視点から検討を行います。 ・職員の区役所サービスに対する意識向上を図るとともに、市民応対等のスキルアップを図り、信頼される区役所を目指します。 ・地域の課題や情報についても職員間で共有し、区役所サービスに反映させることで、より質の高い区役所サービスの提供を推進します。

活動指標①	幸区役所サービス品質向上推進委員会の実施	現状値	2回 （令和２（2020）年度）	目標値	6回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・区役所内に設置している来庁者アンケートのほか、日常業務や地域の会議、イベント等様々な機会を捉え把握した市民の要望・意見等に基づく庁舎の環境整備や区役所サービスの改善等の推進
・市民応対等において多様化する市民ニーズ等に対応できる人材を育成するための研修の実施
・若手職員で構成される幸区役所サービス品質向上推進委員会の活動を拡大及び区役所サービスの向上に係る柔軟な視点や組織の垣根を超えた提案等を採用した取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	幸区役所利用者のサービス満足度	現状値	97.4% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和７（2025）年度）
到達目標	・窓口サービスの向上等による幸区役所利用者のサービス満足度98%以上の達成・維持				

所管	中原区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	5	課題名	中原区役所窓口混雑緩和・サービス環境改善の推進

現　状	中原区は都心へのアクセスが大変便利になったことから、武蔵小杉駅周辺の再開発が進み、「住みたい街」としても人気を集めています。中原区の人口は、平成27（2015）年に247,500人であったところ、令和22（2040）年頃のピーク時には284,600人になるとの推計が出ており、人口増に伴って転入、転居、転出等の住所異動届や出生、婚姻等の戸籍に関する届に係る受付業務の増加が今後も続く見込みです。 また、中原区内には、企業の単身世帯用住宅も多く存在しており、人事異動等により毎年度末多くの社員の方が転入届等の手続に来庁されるため、窓口混雑につながっている状況です。 さらに、マイナンバーカードの普及が進むことにより、住所異動に伴う券面記載変更手続きや、電子証明書更新等のマイナンバーカード関係手続の増加が見込まれます。
取組の方向性	・「区役所サービス向上指針」に基づき、窓口サービスにおける更なる改善に向けた取組として、①業務の定期的な見直しや工夫による改善、②混雑期における来庁者の分散化、③待合環境の快適化に向けた改善の３点について実施し、窓口における待ち時間を現状値以下とするとともに、待ち時間を有効に活用していただけるよう取組を進めます。 ・令和４（2022）年１月の新区役所事務サービスシステムの導入に併せて、オンラインによる事前申請を積極的に推進します。

活動指標①	社員寮や区内不動産業者等へのオンラインによる事前申請の案内	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	40件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・大型マンション事業者や入居者への混雑状況の説明やオンラインによる事前申請の案内
・寮や社宅を所有する企業・大学等への混雑状況の説明やオンラインによる事前申請の案内
・メール配信サービスの活用による待ち時間の快適化
・「中原区なう」による待ち人数の情報発信と待ち時間の可視化
・業務の分業化とフロア案内の強化
・係、課を超えた協力体制の構築
・オンラインによる事前申請の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	○

成果指標①	オンラインによる事前申請の割合	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	50% （令和７（2025）年度）
成果指標②	中原区役所利用者のサービス満足度	現状値	98% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・オンラインの事前申請の利用割合50%の達成 ・窓口サービスの向上等による中原区役所利用者のサービス満足度98%以上の達成・維持 ・窓口の混雑緩和と待ち時間の短縮

所管	高津区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	6	課題名	区役所サービスの向上に向けた取組の推進
現　状	・来庁者アンケート「たかつ一言ポスト」を実施し、寄せられた意見をもとに窓口サービスの改善等に取り組んでいます。 ・区民の視点に立った満足度の高いサービスを推進するため、区役所職員の窓口サービスや応接能力の向上等をめざした研修を実施しています。 ・来庁者の視点に立った庁舎環境の整備を行っています。 ・区の事業や各部・課の取組など、区役所職員として知っておくべき事項の職員間における情報共有を図るため、定期的にイントラネットシステムの局内掲示板で全職員に周知しています。		
取組の方向性	・市民に必要なサービスをより質の高いものとして確実に届けるために、職員が市民の視点に立ったサービス感覚を養っていきます。また、サービス提供者では気づきにくい点も多くあることから、来庁者アンケート「たかつ一言ポスト」に寄せられた市民からの意見、要望等を活用しながら、サービス推進部会を通じ、現状の課題分析や対応策等について検討し、優先度の高いものから改善に取り組みます。		

活動指標①	高津区役所サービス向上研修の実施	現状値	3回 （令和2（2020）年度）	目標値	4回 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・区民等からの意見を参考に区役所サービスの改善を行うための来庁者アンケート等、効果的な広聴の実施
・職員の接遇能力の向上及び効率的な業務の遂行等に関するスキル向上のための研修の実施
・区役所利用者の快適な利用に向けた庁内環境の見直し及び改善の実施
・区民サービスのために必要な区役所関連情報について、効率的なツールによる職員間での情報共有の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	高津区役所利用者のサービス満足度	現状値	98% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和7（2025）年度）

到達目標	・区役所利用者に満足していただけるよう、区役所サービスの更なる向上に向けた取組による、高津区役所利用者のサービス満足度に関する目標値98%以上の達成・維持

所管	宮前区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	7	課題名	市民目線に立った区役所サービスの推進

現　状	・市民満足度の高い区役所サービスの提供に向け、サービス向上の取組の基本的な方向性を示した「宮前区役所サービス向上アクションプラン」を取りまとめ、親切・丁寧な窓口応対や分かりやすい案内掲示等による快適な庁舎環境の整備などに取り組んでいます。 ・区役所で提供するサービスの質に対する区民の期待は一層高まっており、今まで以上に、市民の立場に立った行政サービスを提供する区役所づくりを推進することが求められています。
取組の方向性	・市民ニーズを的確に把握し、ニーズに寄り添った応対や市民目線に立った工夫や改善を行い、サービス向上を推進します。 ・効果的な人材の育成を図り、区役所組織の活性化を推進するとともに、便利で快適な区役所環境の構築に向けた取組を推進します。 ・更なる効果的な人材育成や、職員の働く環境の整備と意識改革を推進していきます。

活動指標①	接遇・対応力向上研修の参加人数	現状値	26人 （令和２（2020）年度）	目標値	26人以上 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・庁舎内施設の環境整備の推進
・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策
・市民意見を参考にしたサービス向上の検討
・接遇研修指導者等による接遇研修の実施によるサービス向上の推進
・より良いサービスの提供に向けたワーキングによる検証、見直しや改善を継続して実施
・社会状況の変化に対応する職員の意識改革、人材の育成のための研修の開催等

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	宮前区役所利用者のサービス満足度	現状値	98.3% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・市民ニーズを的確に把握し、ニーズに寄り添った応対や市民目線に立った工夫や改善を行うことにより、宮前区役所利用者のサービス満足度が98%以上で維持されている。 ・効果的な人材育成により、区役所組織が活性化され、職員の意識改革が図られている。

所管	多摩区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	8	課題名	区役所サービスの向上に向けた取組の推進
現　状	・従来から安全で快適な庁舎環境の整備や職員の窓口対応力の向上など、より利用しやすい区役所を目指し、利用者の意見をもとにさまざまな取組を行ってきました。さらに、市民ニーズはより多様化し、サービスの質についても高い水準が求められている中、市民サービスの向上に向け、より一層の取組を進めていく必要があります。		
取組の方向性	・地域の課題解決に向けた協働のパートナーである市民との信頼関係の構築に向けて、来庁者のニーズに寄り添った丁寧な対応や、窓口の混雑緩和等、市民目線に立った工夫や改善による職場起点の継続的なサービス向上の推進を図ります。 ・来庁された方の意見や施設利用者アンケート結果の分析などにより、庁舎環境に対する市民ニーズを的確に把握するとともに、区役所サービス向上委員会を中心として、より利用しやすい区役所に向けた取組を推進します。さらに、区役所職員の人材育成を行って改善視点を養い、現場での気付きから改善実施につなげていきます。		

活動指標①	サービス向上研修実施回数	現状値	2回 （令和２（2020）年度）	目標値	３回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市民から寄せられた意見や施設利用者アンケート等による市民ニーズの把握とそれを踏まえた改善の検討・実施
・研修を通じた職員能力や改善意識の向上による、区役所サービス向上の取組の検討及び改善の実施
・より利用しやすい庁舎環境の整備や効果的な情報発信の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	多摩区役所利用者のサービス満足度調査回答率	現状値	99％ （令和元（2019）年度）	目標値	99％以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・研修を通じた職員能力や改善意識の向上により、市民ニーズや社会情勢等の変化に対し、必要とされる窓口サービスの向上に向けて個々の職員が自律的に取り組むとともに、職員間での情報やスキルの共有を行うことにより、多摩区役所利用者のサービス満足度について、99％以上を維持

所管	麻生区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（2）	項目名	区役所機能の強化
課題No.	9	課題名	区役所サービスの向上に向けた取組の推進
現　状	・区役所サービスの理念である「基本的な使命」、「市民の視点」、「市民との共感」、「ニーズの把握」、「適切なサービスの提供」、「快適な環境」、「効率的な運営」、「組織間の連携」の実現に向けて、区役所全職員が取り組む必要があります。		
取組の方向性	・麻生区役所サービス向上方針に基づき、公平・公正かつ適切な行政サービスの提供と来庁者の快適化に向けた環境整備等に取り組みます。 ・ 市民目線による丁寧な対応と分かり易い案内表示や窓口設置など質の高い窓口サービスの提供に取り組みます。 ・ 麻生区役所人材育成計画に基づき、区民サービス向上に資する取組や各種業務研修等を実施します。		

活動指標①	麻生区役所サービス向上研修の実施回数	現状値	3回 （令和2（2020）年度）	目標値	3回以上 （令和7（2025）年度）
活動指標②	麻生区役所サービス向上委員会作業部会の参加職員数	現状値	14人 （令和2（2020）年度）	目標値	14人以上 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・毎年度継続して設置する「麻生区役所サービス向上委員会」による各部署のサービス向上目標の設定・管理
・事務処理の工夫改善、職員の接遇向上や専門能力育成、個人情報保護やプライバシーへの配慮、待合環境の整備、設備の改善など区役所全体のサービス向上に向けた取組の推進
・職員全体の能力向上に向け、サービス向上に資する各種職員研修の企画・実施及び若手職員を中心に構成する作業部会による自主的・自発的な活動の促進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	麻生区役所利用者のサービス満足度	現状値	99.3% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和7（2025）年度）
到達目標	・各部署のサービス向上目標の設定や「区役所サービス向上委員会」の活動の推進により、麻生区役所利用者のサービス満足度が98%以上に達成・維持されている。				

３－（３）地域防災力の向上に向けた連携

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、地域の避難所運営会議が主体となった訓練の支援などに取り組み、訓練の実施回数が増加するなどの効果が生まれました。

一方で、令和元年東日本台風の際には避難所運営における行政と市民の連携で課題が顕在化したほか、消防団員の充足率は低下しており、地域防災力の向上については今後の取組を一層強化していく必要があります。

■ 取組の方向性

- 市民一人ひとりにおいて、防災啓発や訓練などを通じ、防災意識の向上や災害時の適切な行動ができるよう、必要な取組を推進します。
- 自主防災組織や避難所運営会議等が実施する防災活動や各種訓練などの共助の取組を積極的に支援することで、地域防災力の更なる向上を目指します。
- 消防団員の確保に向けた取組を通じ、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図ります。

所管	総務企画局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携
課題No.	1	課題名	地域防災力の向上に向けた取組の推進

現　状	・地球温暖化の影響等により激甚化・頻発化する災害に適切に備え、対応するために、少子高齢化の進展や既存のコミュニティの変化等の社会環境の変化の中で、更なる市民、事業者・団体、行政等の協働とともに、効果的な役割分担による地域防災体制の充実が求められています。
取組の方向性	・全国的に頻発する自然災害に対応するため、自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。 ・市民一人ひとりの防災意識を高め、自らのリスクに応じた避難行動を行えるよう、必要な情報提供や啓発・支援に取り組みます。 ・行政と地域の平時のつながりを活かし、地域のそれぞれの主体が持つ強みを防災にも向けていくためのきっかけづくりを図ります。 ・避難所運営会議や自主防災組織の活動への支援を実施するとともに、連携を強化します。

活動指標①	自主防災組織リーダー等養成研修の開催回数	現状値	年７回 （令和２（2020）年度）	目標値	年７回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・地域に根差した防災協力事業所制度の推進
・地域が主体となった避難所運営体制の取組強化
・災害レベルや感染症の状況を踏まえた柔軟な避難所運営に向けた研修・訓練の実施
・備蓄物資（生活必需品）のローリングストックを踏まえた運用への移行
・自主防災組織等への支援(活動助成、防災資器材購入補助)
・独自性を活かした区総合防災訓練の実施に向けた支援
・紙媒体と電子媒体を効果的に組み合わせた広報の実施
・教育・福祉分野や事業者と連携した横断的な啓発の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	避難所運営会議を開催している避難所の割合	現状値	68.2% （令和２（2020）年度）	目標値	80%以上 （令和７（2025）年度）
成果指標②	家庭内備蓄を行っている人の割合	現状値	55.2% （令和２（2020）年度）	目標値	60%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・災害時において、地域の多様な主体による支え合いや自主的な避難所運営が可能となっている状態 ・地域住民が防災意識を高く持ち、防災訓練への参加等により災害発生時に自ら対応できる知識や能力を高めるとともに、各家庭で日頃から災害に対する備えを行っている状態

所管	川崎区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携
課題No.	2	課題名	地域防災力の向上に向けた取組の推進

現　状	・地域での防災活動を行う自主防災組織の高齢化が課題となっています。また、自主防災組織（町内会等）への加入率が低下している中で、地域の防災活動を担う人材の確保が課題となっています。 ・川崎区では多くの外国人市民が生活しており、災害時においては正しい情報の取得、災害への対応方法等が分からず、災害弱者となりやすくなっています。 ・同じ国のコミュニティーの中での情報に左右されることがあり、正しい情報の取得方法の啓発が必要です。
取組の方向性	・防災訓練や防災講座を通じて、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、女性や外国人市民の地域防災活動への参画を推進します。 ・外国人向け防災講座や訓練を通じて、災害時の対応や日頃からの備えについて知ってもらうことで災害対応力の向上を図ります。 　また、実施に当たり関係機関・団体等と連携し、効率的な訓練・講座を実施します。

活動指標①	川崎区総合防災訓練の実施回数	現状値	1回 （令和2（2020）年度）	目標値	2回 （令和7（2025）年度）
活動指標②	外国人向け防災講座の実施回数	現状値	2回 （令和2（2020）年度）	目標値	3回以上 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・防災訓練及び防災講座の実施に当たり、幅広い年齢の参加が得られるよう内容を工夫した訓練・講座の実施
・女性や外国人市民の参加者を増やすため、多言語のチラシを作成するなど、訓練等を通じた地域防災活動の参画の推進
・外国人が集まる機会や識字学級、外国人コミュニティーを活用した、地震体験・初期消火等の訓練の実施
・防災講座における災害事象ごとの避難方法等や正しい情報の取得方法の啓発の実施
・風水害時の避難について、多言語のマイタイムラインのチラシを活用した周知

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	川崎区総合防災訓練の参加者数	現状値	180名 （令和2（2020）年度）	目標値	400名 （令和7（2025）年度）
成果指標②	外国人向け防災講座の参加者数	現状値	26名 （令和2（2020）年度）	目標値	100名 （令和7（2025）年度）

到達目標	・地域住民が災害発生時に対応できる知識や能力の向上に向けて、年間400名の住民が区総合防災訓練に参加するとともに、各家庭で日頃からの備えを行っている。 ・幅広い市民の災害対応力の向上に向けて、年間100名の外国人が防災講座に参加している。

所管	幸区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携
課題No.	3	課題名	地域防災力の強化に向けた取組の推進

現　状	・平成26（2014）～平成28（2016）年度に、区内全避難所で避難所開設訓練又は避難所運営訓練を実施し、その3か年の訓練成果を生かし、平成28（2016）年度に、実践的な訓練方法を具体的に記した「幸区避難所〈開設〉〈運営〉訓練マニュアル」を作成しました。 ・令和元（2019）年度には幸区避難所一斉開設訓練を実施し、地域防災力の向上に努めました。 ・自主防災組織と被災者支援班及び避難所運営要員が主体となった避難所運営体制の構築が必要となります。
取組の方向性	区内全避難所において、災害発生時に、より迅速かつ円滑に避難所の開設、運営が行えるよう、避難所運営会議や自主防災組織など地域と連携しながら、「訓練マニュアル」を用いた避難所運営訓練の全避難所での実施に向けた取組を推進します。

活動指標①	「ぼうさい出前講座」等の開催	現状値	16回 （令和２（2020）年度）	目標値	50回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・区内全避難所23箇所での避難所運営会議の開催及び避難所運営訓練等の実施に向けた、避難所運営会議委員や自主防災組織等と連携した取組の推進
・各避難所の「風水害時の緊急避難場所運営マニュアル」の随時更新及び円滑な避難所運営に向けた取組の推進
・防災意識を醸成するための啓発活動や情報共有の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	避難所運営会議及び訓練の実施（全23箇所）	現状値	22箇所 （令和２（2020）年度）	目標値	23箇所 （令和７（2025）年度）
成果指標②	「自主防災組織リーダー等養成研修」受講修了団体	現状値	51組織 （令和２（2020）年度）	目標値	77組織 （令和７（2025）年度）

到達目標	・23か所における避難所運営会議の開催及び訓練の実施並びに避難所運営会議と自主防災組織が行政職員と連携した自主的な避難所運営の実施 ・地域防災力の向上に向け、「自主防災組織リーダー等養成研修」を77組織が受講修了

所管	中原区役所								
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進						
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携						
課題No.	4	課題名	総合的な地域防災力の向上						
現　状	・市民一人ひとりの防災意識の向上や、近くの人たちが助け合う関係づくり、地域の各種関係団体、関係機関、民間企業、学校などの連携協力体制づくり、これらを支える行政機関の活動の強化などにより、自助、共助（互助）、公助による地域の総合的な防災力向上を図る必要があります。								
取組の方向性	・避難所運営会議及び自主防災組織の活動支援 ・中原区防災連携協議会の開催による課題検討や情報共有								
活動指標①	中原区防災連携協議会５部会における各部会の活動回数	現状値	0回 （令和２（2020）年度）	目標値	2回以上 （令和７（2025）年度）				
活動指標②	「防災まちづくり」の取組支援	現状値	0件 （令和２（2020）年度）	目標値	1件以上 （令和７（2025）年度）				
具体的な取組内容									
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度									
・地域防災活動の担い手を育成するため、避難所運営会議や自主防災組織などの会議や訓練を支援 ・地域のさまざまな関係者の連携を強化するため、地域の各種関係団体、関係機関、民間企業等で構成する中原区防災連携協議会を開催し、各分野の課題検討や情報共有を推進 ・「防災まちづくり」の取組など地域主体の取組を支援									
確保を想定する経営資源									
ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―
成果指標①	中原区防災連携協議会構成員数	現状値	120名 （令和２（2020）年度）	目標値	130名 （令和７（2025）年度）				
到達目標	・各分野の課題検討や情報共有を実施するため、地域の各種関係団体、関係機関、民間企業等から130名が中原区防災連携協議会に参加								

所管	高津区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携
課題No.	5	課題名	地域防災力向上に向けた取組の推進

現　状	・近年多発している台風などの風水害被害や大規模地震など、多くの区民が災害への不安を感じる反面、家庭での食料等の備蓄率や防災訓練への参加率が依然として低いことなどが、アンケート調査等に現れており、引き続き自助・共助（互助）の強化に向けた取組が必要となっています。 ・また、台風など風水害による区役所職員の動員機会が増える中、感染症対策を踏まえた避難所開設や区災害対策本部各班の災害対応業務など、円滑に取り組めるよう区役所職員の更なるスキル向上が必要です。
取組の方向性	・家庭や、地域、区役所での災害対応力強化に向けた取組により、自助、共助（互助）、公助の各レベル三位一体による地域防災力向上を目指します。また、区民の関心が高い「防災」を契機とした地域活動への参加を促進するとともに、新たな人材の発掘や育成、地域における顔の見える関係づくりを推進します。 ・さらに、区本部訓練、風水害対応研修や、避難所運営会議・訓練への職員の参加等を実施し、職員の災害対応能力の向上を目指します。

活動指標①	―	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・避難所運営会議や自主防災組織による会議や訓練など、地域住民による自主的な運営に向けた支援
・学校などと連携した地域の防災活動への新規参加の促進及び地域防災活動の担い手の育成の推進
・風水害時のマイタイムライン作成やマイ減災マップワークショップの実施など、防災意識を醸成するための啓発活動の実施
・各種マニュアルの見直し及び訓練・研修の実施による区役所職員の災害対応力の向上
・新型コロナウイルス感染症を踏まえた各種訓練・研修のオンライン実施に向けた取組の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	避難所運営会議の開催箇所数	現状値	15箇所（令和元（2019）年度）	目標値	18箇所（令和７（2025）年度）
成果指標②	避難所運営会議の訓練箇所数	現状値	12箇所（令和元（2019）年度）	目標値	15箇所（令和７（2025）年度）

到達目標	・15か所で避難所運営会議による訓練が実施されるとともに、啓発活動により区民が台風などの風水害被害や大規模地震などの災害に対する防災意識が醸成され、家庭での食料等の備蓄率や防災訓練への参加率が高まり、地域防災力が向上している。 ・区役所職員が研修・訓練に参加することにより災害対応力が向上している。

所管	宮前区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携
課題No.	6	課題名	地域防災力の向上に向けた取組の推進

現　状	・首都直下地震等の地震災害、東日本台風等の異常気象に伴う豪雨災害、新型コロナウイルス感染症等に対し、区民、自主防災組織、行政等が連携し、効果的な災害対策を講じるためには自助・共助・公助の強化に向けた取組を行う必要があります。 ・そのためには区民の災害への理解や備えを促進し、地域での防災訓練の参加を増やしていく必要がありますが、自主防災組織は以前にもまして高齢化により担い手は不足し、地域の核になる人材も不足しているのが現状です。 ・一方、区役所では本部設置訓練や防災研修への参加をより高めることで災害対応力を高める必要があります。
取組の方向性	・様々な広報媒体を活用して普及啓発を行い、自主防災訓練や区総合防災訓練に多世代が参加できる環境整備を行います。また、自主防災組織を通じ地域と連携して地域防災力向上につなげる支援を継続します。 ・防災推進員の養成とスキルアップの研修を開催し、地域人材の発掘・育成にかかる継続的な支援を行います。 ・区役所では過去の災害や地域特性を踏まえ、より実災害に近い想定で区防災研修・本部設置訓練等を実施するとともに、避難所運営会議の会議や訓練に職員が参加するなど、職員の災害対応力を高めます。

活動指標①	防災推進員研修等の実施回数	現状値	1回 （令和２（2020）年度）	目標値	2回以上 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・多世代が訓練等に参加できる環境整備として、広報の充実とともに地域住民が参加しやすい内容で防災訓練や防災推進員研修を実施することにより、防災活動への新規参加の促進と地域防災活動の担い手の育成の推進
・区総合防災訓練において震災時想定で使用する避難所開設キットについて、避難所運営会議と連携して地域特性に合わせた活用ができるよう支援する取組
・新型コロナウイルス感染症流行下での震災害、風水害等、複合災害を想定した区本部設置訓練や区防災研修、避難所運営会議や訓練への職員の参加を通して人材育成の実施と訓練等検証結果の各種計画、マニュアルへの反映

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	防災推進員研修等の受講者数	現状値	75人 （令和２（2020）年度）	目標値	120人以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・地域では自主防災訓練、区総合防災訓練、年間120人以上が受講する防災推進員研修等を通じて、様々な団体と連携しつつ、地域特性の訓練や新たな訓練を取り入れ、多世代が参加している訓練となっている。 ・区本部設置訓練では区本部事務局員を中心に初動対応が把握できている。 ・避難所運営については被災者支援班が地域との顔の見える関係が構築できており、災害時でも地域を行政が支援する体制が確立している。

所管	多摩区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携
課題No.	7	課題名	地域防災力の向上に向けた取組の推進
現　状	・近年、「平成29年７月九州北部豪雨」、「平成30年７月豪雨」、「令和元年東日本台風」など、豪雨災害が激震化・頻発化しており、また、首都直下型地震はいつ起きてもおかしくない状況にあります。 ・また、高齢者人口や共働き世帯の増加により、コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足が進むことが予想されます。 ・このような状況下において、自助・共助（互助）による地域防災力向上が必要であり、新たな担い手の発掘がより一層求められております。		
取組の方向性	・避難所運営会議による訓練や防災キャンプの実施により、地域の新たな人材、組織等の地域防災活動への参加等を促進することで、自助・共助（互助）による地域防災力の向上を図ります。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・避難所運営会議が主体となった、より充実した訓練実施を支援
・参加しやすい内容での区総合防災訓練の実施（年２回）などにより、地域の新たな人材の地域防災活動への参加を促進
・地域特性に応じた訓練及び防災意識を醸成するための啓発活動の実施
・地域防災力の向上につながる新たな担い手の発掘を目的に、防災キャンプを実施（年１回）

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	避難所運営会議訓練回数	現状値	６回 （令和２（2020）年度）	目標値	21回 （令和７（2025）年度）
到達目標	・多数の関係団体等と連携し、コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足に対応する形で、区総合防災訓練を実施するとともに、避難所運営会議による年21回の訓練の実施を行うことにより、地域の防災力の向上が図られている状態				

所管	麻生区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携
課題No.	8	課題名	地域防災力の向上に向けた取組の推進
現　状	・地域防災力を向上させるためには、公助体制のみならず、地域における自助・共助体制を強化する必要があります。総合防災訓練の実施や避難所運営会議の開催、研修、防災啓発活動を通じ、地域の多様な主体の連携を促進し、互いの支え合いによる地域防災力の向上を図るとともに、地域の共助体制に資する避難所の円滑な運営体制を推進しています。		
取組の方向性	・自主防災組織のみによる災害対応や避難所運営は自主防災組織のみによってはできません。区民（各家庭）に対する災害への備えや適正避難行動等（自助）を促すとともに、地域の避難所運営会議や自主防災組織が主体性ある活動を行い、いざというときに地域でお互いに助け合える関係（共助（互助））ができるよう支援を行うなど、地域防災力の向上に向けた取組を進めます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・総合防災訓練の実施方法の見直し及びキャンプの技術や機材を活用して家庭での災害の備え・安全行動を啓発する「おうちキャンプ」の広報や「区民防災塾」の開催等による、区民一人一人の防災スキルと防災意識の向上
・地域における自主防災組織の活動の活性化及び避難所運営会議・自主防災組織による主体性ある運営に向けた支援

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	○	時間	ー

成果指標①	地域における自主防災組織の訓練への延べ参加者数	現状値	1,000人（令和２（2020）年度）	目標値	3,500人（令和７（2025）年度）
成果指標②	住民が主体となって開催する避難所運営会議の開催箇所数	現状値	0箇所（令和２（2020）年度）	目標値	10箇所（令和７（2025）年度）

到達目標	・災害時に誰一人取り残さない、災害に強い地域づくりに向けて、区民一人ひとりが災害に備え（自助）、いざというときには地域の助け合いや自主防災組織を中心とした地域の主体的な災害活動等（共助（互助））を行う体制の強化 ・自助・共助・公助（行政による災害対策活動）の連携強化

所管	消防局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（3）	項目名	地域防災力の向上に向けた連携
課題No.	9	課題名	消防団を中核とした地域防災力の充実・強化
現　状	・近年、災害が多様化、激甚化する中、大規模な災害への対応が急務となっています。一方で、地域防災の中核的役割を果たす消防団について、欠員状況が続いており、高齢化、職業形態の変化などの課題を抱える中で、市民の安心・安全の確保のために、消防団を中核とした地域防災力を強化することが肝要であり、消防団員の確保や消防団活動の充実強化を図る必要があります。		
取組の方向性	・消防団広報や各種制度（学生消防団員活動認証制度・応援事業所制度・協力事業所表示制度等）の充実及び周知のほか、消防団員の処遇改善や活動環境の整備等により、団員の士気向上や家族への理解につなげることで、退団者の減少を図るなど、消防団員の確保対策により、消防団を中核とした更なる地域防災力の充実・強化を図ります。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・消防団員の確保（広報活動を通じた、女性消防団員の入団促進、学生消防団員活動認証制度の周知による大学生等の入団促進など、若年層を中心とした幅広い層への積極的な加入促進の実施）
・各種イベント、消防フェア、区民祭、町内会・自治会の会合等での消防団活動の広報の実施
・消防団応援事業所登録事業所数を拡大（市内事業所に対して制度への理解を求める）
・消防団員の処遇改善に向けた取組の実施（資器材の計画的な配備、消防庁通知を踏まえた適正な報酬及びその支給方法の検討など）
・消防隊と連携した各種訓練や自主防災組織への訓練指導の実施
・機能別団員の確保（市内事業所・退職団者への制度の周知）
・各団の地域特性を考慮した資器材の配備についての検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	消防団員数の充足率	現状値	81.2% （令和２（2020）年度）	目標値	93.0% （令和７（2025）年度）

到達目標	・市民の安心・安全の確保のため、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化 ・消防団員数の充足率93%達成（令和７（2025）年度）

３－（４）積極的な情報共有の推進

■　これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、市民との積極的な情報共有の推進に向けて、ＳＮＳによる情報発信の拡充など広報媒体・手法の強化・充実や、職員の広報・広聴に対する意識の向上などに取り組んで来ました。

今後も、市政情報や市民に身近な区政の情報について、市民に伝わる広報を一層推進するとともに、市民ニーズの的確な把握と分析による市政への活用に向けて取組を進めていく必要があります。

■　取組の方向性

- 協働のパートナーである市民等との的確な情報共有を図るため、庁内全体の広報マインドの向上及び情報発信力の強化に取り組みながら、市政だよりや市ホームページのほか、ＳＮＳや動画コンテンツなど若者の利用が多いメディアも活用して、市政や区政に関する情報発信の強化に取り組みます。
- 市民意見の収集・分析による市政運営への反映・活用をより推進するため、各所管部署の職員のスキルアップに取り組み、広聴機能の強化を図ります。

所管	総務企画局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	1	課題名	効率的・効果的なシティプロモーション

現　状	・広報媒体の多様化、ＩＣＴ技術の普及に伴い、市民に必要な情報を届ける効率的・効果的な方法について検討する必要があります。 ・各種の新技術に対応しながらも、デジタル技術が不得手な情報弱者層に向けた広報のあり方を検討する必要があります。 ・「川崎市シティプロモーション戦略プラン」に基づき、ブランドメッセージを活用した「市民の川崎への愛着・誇りの醸成」や市の施策や取組等の発信による「対外的な認知度・イメージの向上」のための施策・事業を推進していますが、シビックプライド指標が目標値を達成できていません。 ・若年層（20～30代）のシビックプライド指標が特に低いため、ターゲットを絞ったシティプロモーションにより指標全体の底上げを図る必要があります。
取組の方向性	・市民の知る権利の確保や、開かれた市政の実現にあたって、適切な広報は不可欠であり、情報・通信の分野は、今後更なる技術革新が見込まれていることから、変化に適切に対応しながら、情報発信を確実に行っていきます。 ・市政だよりをはじめとした各種刊行物のインターネット上の情報の充実や、ＳＮＳを活用した情報発信の強化に取り組みます。 ・令和３（2021）年度中に策定する「シティプロモーション戦略プラン第３次推進実施計画」に基づいた取組を着実に進めていきます。 ・民間連携をさらに推進し、効果的・効率的なシティプロモーション及び情報発信を図ります。 ・情報の受け手（ターゲット）を意識した媒体選択や質の高い動画コンテンツの制作等を強化していきます。 ・専門的知見の活用等により、市全体の情報発信力の強化を推進していきます。 ・市とつながる機会に乏しくシビックプライド醸成に課題のある若年層（20～30代）に、よりフォーカスした取組を行います。

活動指標①	―	現状値	―	目標値	―

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・令和５（2023）年度のサーバ等の機器の更新に合わせ、市公式ホームページのリニューアルに向けた取組を推進
・川崎にゆかりのある民間インフルエンサーとの連携を進め、プロモーション効果の高い取組を推進
・オウンドメディア（市政だより、テレビ・ラジオ、ホームページ等）の効果的な連動やマスメディア（テレビ、新聞等）へのアプローチを強化し、情報発信の効果の最大化を推進
・ＳＮＳなど若者にリーチする媒体による情報発信を強化するとともに、質の高い動画コンテンツの制作等を推進
・ＰＲやシビックプライド等の専門的知見を有する識者を活用した職員向け研修を実施し、庁内全体の広報マインド醸成と情報発信力強化を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	シビックプライド指標（市民の川崎への「愛着」）	現状値	5.4点（令和２（2020）年度）	目標値	7.0点以上（令和７（2025）年度）
成果指標②	シビックプライド指標（市民の川崎への「誇り」）	現状値	4.7点（令和２（2020）年度）	目標値	6.0点以上（令和７（2025）年度）
成果指標③	必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合	現状値	―（令和２（2020）年度）	目標値	45%以上（令和７（2025）年度）
到達目標	・本市の魅力情報が行き届き、地域に関わる人が増え、シビックプライド指標が①愛着7.0点、②誇り6.0点まで高まること ・広報媒体の多様化、ＩＣＴ技術の普及に合わせた効率的・効果的な広報を実践することで、市民が必要とする市政情報を得ることができていると思う人の割合が45%まで高まること				

所管	総務企画局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	2	課題名	新技術等を活用した効率的・効果的な防災情報の発信手法の検討
現　状	・自営網である防災行政無線は維持管理や再整備に多大な費用を要していますが、新しい技術や民間企業の持つインフラを活用することで、配信手段と媒体の多様化を進め、防災に係る情報発信及び費用面の効率化を図っていく必要があります。		
取組の方向性	・現在計画されている、無線設備の新本庁舎移転や増設計画等を推進しながら、他都市の状況や各通信インフラの普及率及び情報発信手段の導入率等を調査し、防災行政無線で発信する情報と配備箇所を精査することで、情報発信全体の在り方を検証します。 ・各手段の比較検討を行い適切な情報発信が行えるよう、防災情報の発信の在り方に係る基本計画を策定します。		
活動指標①	ー	現状値	ー
目標値	ー		

具体的な取組内容
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度
・新本庁舎への既存無線設備の移設 ・防災行政無線のデジタル化及び増設の推進 ・情報発信に関する技術情報の収集 ・情報発信手段ごとのメリット・デメリット及び費用対効果の検証 ・上記検証の結果を踏まえた、防災情報の発信の在り方に係る基本計画の策定

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・既存の防災行政無線及び各システムについての、現整備計画の完了及び新本庁舎における適切な運用環境の整備 ・防災行政無線の在り方を含めた情報発信手段を精査した上での、防災情報の発信の在り方に係る基本計画の策定完了				

所管	総務企画局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	3	課題名	広聴機能の強化に向けた取組の推進
現　状	・広聴機能を効果的に発揮するために、メールや情報システムを活用した市民意見の収集・整理を行い、市政運営や事務改善の参考とする取組を推進しています。 ・収集した市民意見をさらに一歩踏み込んで市政への反映等に活かすためには、各事業所管部署で効果的に活用できる職員の育成が重要となることから、広聴業務に携わる職員のスキルアップや全庁的な人材育成に向けた研修の実施、サポート体制の整備等によってノウハウや好事例の共有を図っています。		
取組の方向性	・関連するＩＣＴ技術の進化に注視しながら広聴の仕組みによって意見を収集し、収集した意見を庁内へ的確に情報提供し、市民意見の市政への反映・活用を推進します。 ・市民意見の収集・分析による市政運営への反映・活用をより推進するために、全庁的な人材育成に向けたサポート体制の充実に取り組むことで、各事業所管部署の職員のスキルアップを促し、広聴機能の強化を図ります。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・市民意見の市政への反映・活用を行う事業所管部署職員の意識や能力の向上を図るため、研修を実施
・市民意見を施策等に活かすための取組として、市民意見の活用方法の整理や好事例の共有
・アンケート調査など戦略的に具体的な施策の参考とするための市民意見を収集する際に、調査設計や設問の検討の段階から活用を意識して調査内容を検討できるよう、手引き等の充実に向けた取組を推進
・ＩＣＴ技術の進化を踏まえ、情報システムの更新等を適宜、実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	研修達成度（市長への手紙制度研修、アンケート調査に係る研修参加者アンケート）	現状値	96.4% （令和２（2020）年度）	目標値	90%以上 （令和７（2025）年度）
到達目標	・ＩＣＴ技術を活用しながら「市長への手紙」や「かわさき市民アンケート」、「車座集会」を適切に実施・運用することで、市民の声を多面的・戦略的に収集・分析し、所管部署への積極的な情報提供を行うことで、所管部署において施策を検討する際の参考として活用できる状態 ・広聴業務に携わる職員に対して研修を実施し、研修達成度90％以上を維持することによる、職員の知識習得、スキルアップ及び施策等への活用に関する意識の向上 ・専門的な知識が必要とされるアンケート調査を担当する職員向けの研修を実施し、研修達成度90％以上を維持することによる、所管部署が獲得したい市民ニーズを的確に把握する方法の職員の習得				

所管	財政局		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	4	課題名	財政状況（予算・決算）の見える化
現　状	・これまで、「川崎市財政読本」や「川崎市予算案について」、「一般会計・特別会計決算見込の概要」等により、市民生活に身近な施策の予算・決算や、将来の負担などについて、市民に分かりやすい形での公表に努めてきました。 ・また、平成10（1998）年度決算からは、企業会計的手法による財務書類の公表を行ってきましたが、平成28（2016）年度決算から、全ての自治体において、地方公会計制度の統一的な基準による財務書類を作成することとなっており、市民により分かりやすい資料の公表や財務書類の活用が求められています。		
取組の方向性	・市民により分かりやすい資料を公表することで、これまで以上に市の財政に関心をもっていただけるよう、より財政状況を分かりやすく市民に説明できる資料の作成・公表に向けて、引き続き資料内容等の継続的な見直しを進めます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度
・国や他都市の公表資料を参考とし、市民目線でより分かりやすい資料の公表に向けた、公表手法や資料内容の見直しの実施

確保を想定する経営資源									
ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	市ウェブサイトや市政だより等における市民アンケートにおいて、「わかりやすかった」と答えた人の割合	現状値	ー 令和２（2020）年度）	目標値	80%以上 （令和７（2025）年度）
到達目標	・引き続き、わかりやすい資料作成を行うこと、また市ウェブサイトや市政だより等を用いて公表することを通じた、より多くの市民に「わかりやすい」と感じてもらうことによる市財政への理解の浸透				

所管	川崎区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	5	課題名	デジタル技術の活用等による広報の促進

現　状	・区ホームページや市政だより区版、チラシ等の活用により、区の施策・事業等の情報について広報、情報発信等を行っていますが、情報伝達や共有の手法、ツールが多様化するなかで、情報の受け手によって、よりアクセスしやすい手段・ツールについて多様化しています。 ・市政だよりの抜粋情報を６か国語とやさしい日本語に翻訳して、毎月、区ホームページから発信し、また、区役所内所管部署の事業・イベントのチラシや、状況の変化等に応じて外国人向けに迅速・的確に提供する必要がある情報、外国人住民が必要とする情報、外国人住民に伝えたい情報を機動的に翻訳し発信しています。 ・「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」を中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語及び英語の６言語版で作成し、区ホームページからの発信や、総合案内窓口や区役所窓口等から利用を案内しています。
取組の方向性	・区政に関する情報を、ＳＮＳなど、インターネットを活用し、より効果的に発信します。 ・区役所内所管部署の事業・イベントのチラシや外国人住民向けに迅速・的確に提供する必要がある情報等の機動的な翻訳を充実し、併せて、外国人住民に向けたより効果的な情報発信手法の調査とその結果を活かした多言語対応の広報手法を検討します。 ・「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」の６言語版の情報の更新を定期的に行い、区ホームページから発信するとともに、総合案内や区役所窓口等から周知します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・YouTube（川崎区YouTubeチャンネル）を活用した効果的な情報発信の検討
・外国人住民と地域の連携を意識しながら、外国人住民に向けた効果的な情報発信手法等の調査
・調査結果を活かした広報手法の検討を踏まえた情報発信の推進
・情報へのアクセス件数などの測定、発信する情報の内容、発信手法の見直し等を踏まえた効果的な広報手法の更なる検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・動画コンテンツ等を利用した効果的な情報発信による区民との区政情報の共有 ・外国人住民に対する適切な情報提供の実施

所管	幸区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	6	課題名	デジタル技術の活用等による広報の促進
現　状	・情報技術の革新により、さらに広報媒体の多様化が想定される中で、必要な行政情報を確実に届ける手段の確立が必要です。 ・外国人住民の増加等が見込まれる中で、住民とのトラブル防止等、必要な行政情報の多言語化への対応を準備していく必要があります。		
取組の方向性	・ＩＣＴ技術の進展による多様化した広報手段を積極的に活用し、必要な行政情報を確実に届ける広報手段を確立します。 ・増加する外国人市民に行政情報を確実に届ける方策を検討します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・YouTube、インスタグラム等のＩＣＴを積極的に活用した区政広報
・よりタイムリーで分かりやすいＨＰでの情報発信
・外国人市民に向けて、多言語で必要な情報を届ける方策の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・ＩＣＴ技術の進展による多様化した広報手段の積極的な活用により、紙媒体を中心とした従来の広報手段と併せて区民に適切に区政情報が伝わっている。 ・増加する外国人市民に対し、多様化した広報手段や、多言語での情報発信により、より一層必要な行政情報が届くようになっている。				

所管	中原区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	7	課題名	デジタル技術の活用等による広報の促進
現　状	・ＳＮＳをはじめとした広報媒体の多様化が進む中、更なる技術革新も想定され、伝えたい相手に合わせ、的確に情報ツールを選択して広報を行う必要があります。 ・高齢者、障害者、外国人などの情報弱者へ確実に情報を伝えるための対応が求められています。 ・外国人住民の増加等が見込まれる中で、住民とのトラブル防止等、必要な行政情報の多言語化への対応を準備していく必要があります。		
取組の方向性	外国人、障害者、高齢者など情報弱者への配慮をしながらも、対象に合わせ地域メディアなど複数の広報媒体とＳＮＳなどデジタル技術を活用したツールのメディアミックスにより、様々な切り口で配信することで、広報効果を最大化します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・ＳＮＳやYouTube等新たなメディアプラットフォームを活用した情報発信の検討・実施
・ＮＭＮ(なかはらメディアネットワーク)と連携した情報発信
・多様な主体を意識したＨＰ、チラシ等広報媒体での情報発信
・情報弱者への配慮をした広報の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・ＳＮＳや地域メディアを利用した効果的な情報発信による区民との区政情報の共有 ・情報弱者に対する適切な情報提供の実施

所管	高津区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	8	課題名	デジタル技術の活用等による広報の促進
現　状	・区の施策や各種事業・取組等について、区ＨＰ、市政だより区版、公共施設へのチラシ・ポスターの配架等を通じて区民に広報・情報発信していますが、情報伝達やコミュニケーションの手段・ツールが多様化する中で、情報の受け手によって、よりアクセスしやすい手段・ツールについても多様化してきています。		
取組の方向性	・区政に関する情報や区の魅力などを、動画コンテンツ共有サイトやＳＮＳなど、インターネットの活用を含めた多様な手法により、分かりやすく、かつ積極的・効果的に発信します。 ・発信する行政情報の内容について、より分かりやすく、かつ伝わりやすいよう工夫していくとともに、情報を届けたい対象の年代・性別その他区民の属性に応じて、より適切な手段を選択することにより、区民に「届く」広報を目指します。		

活動指標①	―	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・YouTube「川崎市たかつ区チャンネル」を活用した効果的な情報発信
・facebookなどＳＮＳを利用した情報発信の推進
・区の魅力を発信する動画コンテンツの制作

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・区民への適切な市政情報の提供に向けて、既存の広報手法に加えて、動画コンテンツの制作・配信やＳＮＳ等の活用により、行政情報に比較的関心の薄い傾向にある若い年代の区民も含めて、区民に対し効率的・効果的な情報提供が行われている。		

所管	宮前区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	9	課題名	デジタル技術の活用等による広報の促進
現　状	・区の施策や取組等について、区ＨＰや市政だより区版、公共施設への配架等を通じて区民に発信していますが、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、より分かりやすく、かつ伝わるように発信する必要があります。		
取組の方向性	・情報技術の革新により、さらなる広報媒体の多様化が想定されることから、区政に関する情報や区の魅力などを、動画コンテンツ共有サイトやＳＮＳなどを活用した多様な手法により、分かりやすく、かつ積極的・効果的に発信します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・宮前区YouTubeチャンネルを活用した効果的な情報発信
・他のＳＮＳを利用した戦略的な情報発信の推進

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・区ＨＰや市政だより区版、公共施設への配架等に加え、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、宮前区YouTubeチャンネルを含め、より分かりやすく、かつ伝わるように、多様な媒体により区民に市政情報が提供されている。				

所管	多摩区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	10	課題名	デジタル技術の活用等による広報の推進
現　状	・事業の実施をはじめとする行政情報については、その内容等に応じてチラシ・ポスターの配布・掲出、市政だより多摩区版、多摩区ホームページ、YouTube多摩区チャンネル及び川崎市twitter等を活用して広報しています。		
取組の方向性	・区役所の各部署で実施する事業等について、様々な世代や立場の区民に適切に情報が伝わるよう、職員が多様な情報発信の技術を身に付けながら、事業等の内容や対象を考慮した効果的な手法による広報を推進していきます。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・区民一般に対する広報は、多くの人が手軽に素早く情報を得られるよう、多摩区ホームページのほかYouTubeなどのＳＮＳを積極的に活用します。一方、デジタル技術の活用が困難な方には市政だより多摩区版で周知するなど、対象に応じて手法の使い分けや組合せを行いながら効果的な広報を実施
・動画コンテンツの活用など伝わりやすい広報を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・区役所職員が、ＳＮＳを含め多様な手法による情報発信の技術を身に着け、事業の対象に応じて手法の使い分けや組合せを行いながら効果的な広報が推進されている状態				

所管	麻生区役所		
取組No.	3	取組名	多様な主体との協働・連携の更なる推進
項目No.	（4）	項目名	積極的な情報共有の推進
課題No.	11	課題名	デジタル技術の活用等による広報の促進
現　状	・情報発信ツールの発展やICT技術の普及により、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、必要な行政情報を、より分かりやすく、かつ伝わるように区民に届ける必要があります。		
取組の方向性	・情報発信ツールの発展やＩＣＴの普及に伴い、必要な知識を職員が身に付け、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行うなど効率的・効果的な業務の推進に取り組みます。		

活動指標①	―	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・ホームページや広報紙、ＳＮＳ等を活用した広報技術の向上のための区役所職員向け広報研修の実施
・ツイッターによる情報発信の充実
・区の魅力を発信する動画コンテンツの充実

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・行政情報をＳＮＳや動画コンテンツなどあらゆる媒体を通じて効果的に発信し、必要なときに必要とする区民のもとへ届いている。				

４　庁内の人材育成と意識改革

今後も見込まれる厳しい財政環境の中においても、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくためには、採用・人事・評価・育成部門等の各関係部門が連携し、現在の取組の実態や課題を的確に把握・検証した上で、職場を中心としたより効果的な人材育成に取り組むとともに、コストや改善・改革、コンプライアンス等に対する意識の更なる醸成を図ることで、職員一人ひとりを育て、組織力を最大限に発揮していくことが必要です。

そのため、組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等や行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成、職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上、職員の能力が十分に発揮できる環境づくりに取り組み、組織や職員の更なる質の向上につなげていきます。

■　改革項目一覧

取組４　庁内の人材育成と意識改革	ページ
（１）組織力の向上に向けた計画的な人材育成等	236
（２）行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成	242
（３）職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上	259
（４）職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	265

４－（１）組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、効率的・効果的なＯＪＴの推進や研修の実施等による計画的な人材育成の推進により、「研修やＯＪＴに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っていると考える職員の割合」が平成 29（2017）年度の 56.9％から令和３（2021）年度の 66.6％に向上するなど、一定の効果があったものと考えます。

しかしながら、今後の人口減少等に伴い、厳しい採用環境が見込まれる中において、これまで以上に採用後の人材育成が重要となることから、より一層、採用・人事・評価・育成部門が連携し、組織力の更なる向上に向け、職員の人材育成をより効果的に推進していく必要があります。また、技術職員等の専門職種の継続的な育成や高齢層職員の持つ知識や経験の活用・承継等に向けた取組も推進していく必要があります。

■ 取組の方向性

- 基本方針に基づき、職員と組織の質の向上を図るため、採用・人事・評価・育成部門が連携しながら、職場における職務遂行を基本とした人材育成（ＯＪＴ）や、働きやすく働きがいのある職場環境づくりなど、人材育成の取組を総合的に進めることにより、組織力の向上につなげます。
- 職員の能力や専門的知識の向上に向けて、より効果的な人事配置や人事制度の検討等を進めるとともに、令和５（2023）年度から予定されている「定年の段階的な引き上げ」に対応し、高齢層職員の持つ知識や経験を更に活用するための人事配置や取組を推進します。
- 職員の能力や実績の適正な評価、人事異動や人材育成への活用に向けた見直しの検討、実施及び制度見直しに伴う取組を推進します。
- 多様で有為な人材の確保に向けて、社会動向等の環境変化を踏まえながら、採用に係る状況分析や採用試験の調査研究、受験者の確保に向けた効果的な広報の実施等に取り組みます。

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（1）	項目名	組織力の向上に向けた計画的な人材育成等
課題No.	1	課題名	組織力の向上に向けた計画的な人材の育成
現　状	・これまで「川崎市人材育成基本方針」に基づき、職場におけるチーム原則の確立及び職員による行動指針の徹底等を示し、ＯＪＴ（職場における職務遂行を通じた人材育成）、研修、人事評価、人事配置等による人材育成を推進してきました。各取組により職員の意識やスキルの向上を図る一方で、今後も厳しい財政環境が見込まれることから、市民ニーズの多様化・増大化、その他の市を取り巻く諸課題に的確に対応していくためには、人材育成の取組をより効果的に推進していく必要があります。		
取組の方向性	・職員と組織の質の向上のため、採用・人事・評価・育成部門が連携し、人材育成の取組を総合的に推進し、組織力の向上に繋げます。また、行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成を推進します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・採用・人事・評価・育成部門において、現状を踏まえ、人材育成の視点で課題を共有した総合的な人材育成の推進
・組織力の向上に不可欠な管理・監督者のマネジメント力向上のための実践的な研修の実施
・職場の実態を踏まえたＯＪＴ支援の見直し
・課題発見・問題解決能力や企画力の向上、コーディネート力向上のための取組など、行財政運営上の課題解決に必要な人材育成の取組の実施や支援
・効果的な研修の実施手法の検討、実施
・ＯＪＴにおける高齢層職員の位置づけの検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	研修やＯＪＴに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っていると考える職員の割合（働き方についてのアンケート調査）	現状値	66.6% （令和3（2021）年度）	目標値	80%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・「川崎市人材育成基本方針」に掲げる「人材ビジョン（市職員のあるべき姿）」の実現

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（1）	項目名	組織力の向上に向けた計画的な人材育成等
課題No.	2	課題名	技術職員等の専門職種の人材育成の推進
現　状	・これまで、「川崎市人材育成基本方針」に基づく各局区等の人材育成計画の取組を推進し、技術職員等の専門職種の専門性や技術力等の向上を図ってきました。引き続き、各局区等が抱える人材育成上の課題を踏まえ、解決に向けて取り組む必要があります。また、今後も厳しい財政環境が見込まれることから、限られた人材で市民ニーズの多様化・増大化、その他の市を取り巻く諸課題に的確に対応していくためには、高齢層職員の活用も視野に入れながら、引き続き、各局区等における専門職の役割や業務内容に合わせた専門性や技術力等を高めていくことが求められています。		
取組の方向性	・各局区等の取組に関する情報の共有や取組に対する支援等を通じ、各局区等の人材育成計画に基づく取組の充実につなげていきます。 ・局区横断的な取組を通じ、専門性や技術力等について、効果的な向上を図ります。 ・定年の段階的な引上げに伴い、高齢層職員が持つ知識・経験を活用し、専門性・技術力等の向上を図ります。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・人材育成推進管理者連絡会等を通じた情報の共有化、効果的な取組の検討
・各局区等の人材育成計画の策定及び計画に基づく取組の支援
・専門職を対象とした研修の合同開催、人材育成の情報の共有化など局間の連携強化
・民間企業への派遣研修の実施
・職場体験研修等を活用した他職場を経験する機会の創出
・専門職を対象とした外部団体が実施する研修への参加支援
・高齢層職員が持つ知識・経験のＯＪＴ等への活用

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・「川崎市人材育成基本方針」に掲げる「人材ビジョン（市職員のあるべき姿）」の実現				

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（1）	項目名	組織力の向上に向けた計画的な人材育成等
課題No.	3	課題名	適切な人事配置と人材育成、定年引き上げへの対応

現　状	・これまで、職員個々のキャリアプランや適性を踏まえた、専門的知識・能力の向上やその活用に向けた人事配置を実施するとともに、再任用職員の知識・経験を効果的に活用するための任用や人事配置を行ってきました。 ・多様化・増大化する市民ニーズに、常に迅速かつ柔軟に対応していくため、多様な経験と広い視野の獲得や、専門性の蓄積など、人材育成につながるよう職位等に応じたキャリア形成を見据えて人事配置を行い、市民サービスの担い手となる職員の知識や能力の向上を引き続き図っていく必要があります。 ・地方公務員法等の改正により、令和５（2023）年度退職者から地方公務員の定年が２年に一度１歳ずつ引き上げられ、最終的に65歳になることから、高齢層職員の更なる活用が求められています。
取組の方向性	・職員の能力や専門的知識の向上に向けて、より効果的な人事配置や人事制度の検討などを進めます。 ・特に若手職員については、人材育成の観点から、本庁・区役所（事業所）といった異なる組織への異動を積極的に行うことで、多様な経験と広い視野の獲得を図ります。 ・定年引上げに伴う役職定年制をはじめとした関連制度の導入に向けた検討や、高齢層職員の持つ知識・経験を更に活用するための人事配置や取組を推進します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・職位・年代や本人のキャリアプラン、能力、実績、適性等を踏まえるとともに、能力・知識の向上など人材育成の観点も踏まえた人事配置の検討・実施
・定年引上げに関する法案の成立を踏まえ、役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度などの導入と高齢層職員の持つ知識・経験をさらに活用するための人事配置の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・職位・年代や本人のキャリアプラン、能力、実績、適性等を踏まえた、個々の職員の知識・経験の活用や、人材育成に寄与する人事配置の実施 ・定年引き上げに伴う役職定年制度、定年前再任用短時間勤務制度の導入 ・法令に基づく役職定年制の例外の設定 ・高齢層職員の知識経験を活かすポストの設定と人事配置の実施

所管	総務企画局								
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革						
項目No.	（1）	項目名	組織力の向上に向けた計画的な人材育成等						
課題No.	4	課題名	人事評価制度の適正な運用と見直しに向けた検討						
現　状	・人事評価制度については、地方公務員法により全ての自治体で実施することが義務付けられています。本市の人事評価制度は、人材育成や職員のやる気、働きがいを引き出し、その能力を最大限に発揮させること等を目的とし、これまで、地方公務員法の改正への対応など、適宜見直しを行いながら、評価結果を任用、給与へ反映してきました。 ・人事評価制度を適切かつ効果的に運用を続けるためには、常に見直しの視点をもち、時代の変化やニーズに対応しつつ、適切かつ制度の成熟を目指していくことが重要かつ必要であるため、職員がやる気と働きがいを持って職務に取り組めるよう、適宜制度の見直しを行い、人事評価制度の公正かつ効果的な運用に努めていく必要があります。								
取組の方向性	・適正な制度運用が図られるよう、評価者スキルの向上に向けた取組を推進します。 ・公正かつ効果的な制度運用の方法等について検討し、必要な取組を推進します。 ・職員の能力や実績を適正に評価し、昇任や給与への反映、人事異動や人材育成への活用に向けて制度見直しを実施し、見直しに伴う取組を推進します。								
活動指標①	ー		現状値	ー		目標値	ー		
具体的な取組内容									
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度									
・公正、公平な人事評価制度の運用に向けて、評価者の理解やスキルの向上等を目的とする評価者研修を実施 ・人事評価制度の運用を通じて職務に対する意欲を向上させるため、被評価者の理解の向上を目的とする研修を実施し、各局人事担当課への説明会の開催や通知等を通じて、制度を周知 ・適正な評価、人事異動や人材育成への活用に向けた見直しを検討・実施し、制度見直しに伴う取組を推進									
確保を想定する経営資源									
ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー
成果指標①	ー		現状値	ー		目標値	ー		
到達目標	・人事評価制度の適正な運用と見直しを実施することにより、人事評価制度の理解度向上、適正な評価が実施され、職員のやる気や働きがいが引き出され、能力が最大限に発揮される状態								

所管	人事委員会事務局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（1）	項目名	組織力の向上に向けた計画的な人材育成等
課題No.	5	課題名	多様で有為な人材の確保

現　状	・22歳人口が減少傾向に転じ、かつ、ここ数年の景気拡大やオリンピック需要など、官民ともに旺盛な採用を行うなかで、採用試験の申込状況は厳しい状況が続いています。また、コロナ禍においても、民間企業の採用意欲は旺盛であり、22歳人口の減少を見越して、早期に人材を確保しておくべく、計画的に前倒しで採用を実施している状況です。 ・特に、技術系職種を中心とした専門職種については、採用が困難な状況が続いていることから、専門職に特化した「専門職シゴト紹介パンフレット」の配布や、ＷＥＢセミナーの実施及びＨＰへのアーカイブの掲載、職場見学会の開催等、受験者確保の取組みを進めてきました。 ・今後も、多様で有為な人材の確保に向けて、採用試験の実施状況や社会動向等の環境変化を踏まえながら、採用試験の調査研究や広報の検討等を継続的に行っていき、各採用区分において多くの受験者数を獲得する必要があります。
取組の方向性	・安定的に受験者を確保するため、引き続き、オンラインの活用など費用対効果を踏まえた広報の取組を進めるとともに、採用困難職種に特化した広報の実施など効果的な取組について検討を進めます。 ・また、採用試験をより公正かつ適正に実施するため、引き続き、採用試験についての調査研究を行い、多様で有為な人材を確保するために受験者数の獲得を図っていきます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・受験者及び新規採用職員を対象としたアンケートを元に、学生等が求める効果的な採用広報について分析
・学生等が時間や場所を選ばずに参加ができるオンライン型のイベントを実施するとともに、職場や現場を見学することで仕事のイメージが掴みやすい職種については対面型のイベントを実施する等、職種ごとのニーズに応じた広報を実施
・他都市の状況を踏まえながら、多様で有為な人材を確保するために有効な試験制度について調査研究を行うとともに、関連部署と連携を図りながら、有効な人材確保策について検討を実施
・人物重視の採用試験を公正かつ効果的に実施するため、面接官の面接技法向上を目的とし、ロールプレイングを中心とした実践的な研修を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	大卒程度等採用試験の採用予定人員に対する受験者数の比率	現状値	全区分のうち３区分で３倍未満（令和2（2020）年度）	目標値	全区分で３倍以上（令和7（2025）年度）

到達目標	・大卒程度等採用試験の全区分において、採用予定人員に対する受験者数の比率について、毎年度３倍以上を維持

４－（２）行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、多様な主体との協働・連携による地域課題の解決を図るため、多様な主体をつなぐコーディネート機能の強化や区役所サービスの質の向上に向け、職員の育成に取り組んできました。また、地域防災力の向上に向け、大規模災害の発生等を想定した訓練の実施・参加等を通じ、職員一人ひとりの防災意識や災害対応能力の向上に努めてきました。

しかしながら、今後も地域課題はますます複雑化し、市民ニーズも多様化・増大化する中においては、より一層、多様な主体との協働・連携が求められることから、これまで以上に、コーディネート機能が十分に発揮できるよう、職員の育成に取り組む必要があります。また、市民との信頼関係の構築や更なる地域防災力の向上に向け、区役所サービスの質の向上や防災意識・災害対応能力の一層の向上等に向けた取組も重要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、社会のデジタル化が進展する中、本市においても、迅速なデジタル化への対応やデジタルデバイト対策を講じることができるよう、必要な人材を育てていくことも喫緊の課題です。

■ 取組の方向性

- 行政のデジタル化への迅速な対応に向けて、全職員のデジタルリテラシー[13]の底上げが必要であることから、必要となる職員の知識、ノウハウ、スキル等を検討・整理するとともに、適切な育成手法を検討し、実施します。
- 市民の視点に立ち、多様な主体との協働・連携に必要なコーディネートを行うなど、地域の課題解決に取り組む職員や、積極的に市民サービスの向上に取り組む職員の育成に取り組みます。
- 地域防災力の更なる向上に向け、避難所運営会議や各種防災訓練に参加することにより、公助の担い手である職員の防災意識・災害対応能力の更なる向上を図ります。

[13] デジタルを使いこなす能力のことをいう。

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	1	課題名	行政のデジタル化に必要な人材育成の推進

現　状	・新型コロナウイルス感染症を契機として、デジタル技術等を活用し、オンライン手続やキャッシュレスなどの非対面・非接触型のサービス、テレワークやオンライン会議など場所の制約を受けない働き方、ＳＮＳやオンライン相談などインターネットを介したコミュニケーションなどが拡大しており、国においても社会のデジタル化の推進に取り組んでいます。 ・こうした変化を背景に、市民サービスや市役所内部の事務におけるデジタル化に迅速に対応していくためには、デジタル技術やデータ活用等に必要な知識・ノウハウ・スキル等を有する人材の育成が重要となります。これまでも、階層別研修やＯＪＴ等による全庁的な人材育成と、「川崎市情報システム全体最適化方針」の下、情報管理部門を中心とした専門人材の育成に取り組んできましたが、デジタル化の加速に向けて、デジタル技術等の広範な活用が必要となる中で、行政のデジタル化に向けた人材育成の一層の推進が求められています。 ・市民サービスの向上と業務の効率化を図るためには、デジタル化の推進に合わせて、業務プロセスの見直しを行うことが重要であることから、職員の改善意識・意欲の向上等の取組と連動して、デジタル化に向けた人材育成を行う必要があります。
取組の方向性	・行政のデジタル化への迅速な対応に向けて、デジタル技術を活用した業務プロセスの見直しによる業務の効率化を促進するため、情報管理部門だけではなく、全職員のデジタルリテラシーの底上げが必要であることから、必要となる職員の知識、ノウハウ、スキル等を検討・整理します。 ・令和３（2021）年度中に策定予定の「（仮称）川崎市デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進プラン」に基づき、それぞれの職員に必要とされる知識等を効果的に習得できるよう、適切な育成手法を検討し、実施します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・各階層別研修やOJT等を通じて全庁的な職員のデジタルリテラシーを向上させる取組
・外部の専門的知見の活用により、職員がデジタル技術を活用して実践する業務改革・改善活動を支援する取組
・職員のデジタルリテラシーの段階に応じた、スキルアップ機会の提供
・情報管理部門等の職員の専門性向上に向けた、キャリアパスの検討や研修・OJTの強化、外部との人事交流等
・既に実施しているCIO補佐業務における外部人材の活用（外部委託）のほか、データ活用等の新たな専門性が求められる分野への外部人材の登用の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	デジタル技術やデータ活用を意識して業務に取り組んでいると考える職員の割合	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	70% （令和７（2025）年度）

到達目標	・職員が、それぞれの役割に応じて、デジタル技術やデータを活用して、課題解決を図ることが可能となること

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	2	課題名	危機管理体制の強化

現　状	・これまで複数回の区総合防災訓練の実施や危機管理監の設置など、危機管理体制の強化を進めてきたところですが、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえ、職員の防災への意識の濃淡や災害対応経験の有無による対応力の差を解消するとともに、より機動的な対応を可能とするため、更なる体制の強化を図っていく必要があります。
取組の方向性	・災害時において、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、実際の災害対応や各種訓練、他都市の危機事象からの教訓などを踏まえ、職員一人ひとりの能力等を向上させることで、全体としての体制強化を図ります。 ・また、これまで整理・明確化を進めてきた庁内における役割分担のもと、危機管理対策の取組を進めるとともに、関係部署間の情報共有及び連携強化を図り、それぞれの取組をつなげることで、より機動的かつ一体的な災害対応を可能とする危機管理体制の強化を図ります。

活動指標①	全庁的な図上訓練や研修・講座の実施	現状値	年５回 （令和２（2020）年度）	目標値	年５回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・データ利活用による産官学と連携した防災対策の取組
・職員の防災意識・知識向上のための庁内向けの防災研修及び訓練等の実施
・これまでの災害対応等を踏まえた人材育成等の推進
・新総合防災情報システム等の活用や関係局区と連携した実践的な訓練の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	○	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・職員一人ひとりの災害対応能力の向上により、災害時にも的確に対応できる体制の構築

所管	市民文化局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	3	課題名	区役所における行政のプロフェッショナルの育成

現　状	・戸籍・住民基本台帳・国民健康保険・保健・医療・福祉・土木・公園等の各分野における制度や仕組み、市民ニーズなどが複雑化・増大化する中で、専門知識や技術・技能の継承に向けた計画的な人材育成の必要性が高まるとともに、少子高齢化の進行、人口減少社会への転換、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会変容により、地域課題や社会的課題がますます複雑化・多様化することが見込まれることから、市民サービスの向上に向けた人材育成など継続的に取り組む必要があります。
取組の方向性	・「高い意識と専門性を持つ職員の育成」、「地域をコーディネートする職員の育成」、「自ら課題を発見しチームで解決できる職員の育成」、「局区間調整に関する職員の意識改革」に向けて、高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少への転換、ポストコロナ時代を見据え、市民の視点に立ち、積極的に市民サービスの向上や、地域の課題解決を図ることができる人材の育成を図ります。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・政策分野ごとの専門性を高めるため業務所管局による当該分野の業務研修など「高い意識と専門性を持つ職員の育成」
・新しい生活様式を踏まえた「顔の見える関係づくり」や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組に向けた「地域をコーディネートする職員の育成」
・職場での改善運動を含む区役所サービス向上の取組を通じて「自ら課題を発見しチームで解決できる職員の育成」
・区役所各課と業務所管局との関係を明確化するとともに、区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能の適切な運用を通して、課題認識や役割認識など「局区間調整に関する職員の意識改革」

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	コミュニティデザイン手法（技法）の習得度（事後アンケート）	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	70% （令和７（2025）年度）

到達目標	・研修を通じて、区役所職員がワークショップなどで自らファシリテートすることができる能力等の向上 ・区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能を適切な運用等により、区役所内部や局区間の連携のあり方など職員の意識醸成を図り、市民の視点に立ち、積極的に市民サービスの向上や、地域の課題解決を図ることができる職員の増加

所管	川崎区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	4	課題名	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に向けた人材育成

現　状	・地域包括ケアシステムの更なる推進や地域づくり、また、機能再編後の支所における「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用等において、職員のコーディネート能力が求められています。 ・庁内（区役所、本庁）の人材育成や区役所サービスの向上に係る研修への参加や、地域包括ケアシステム・コミュニティ施策に関する検討会議等の議論を通じて、地域特性に応じた市民ニーズを把握し、対応するさまざまな地域人材、地域資源等の情報の共有化やより効果的な活用手法の習得に取り組みながら、実践として、ワークショップや団体等との意見交換などを介し、ネットワークづくりや地域づくりを進めています。
取組の方向性	・地域包括ケアシステムの更なる推進や地域づくり、機能再編後の支所における「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用等に求められる職員のコーディネート能力を研修等を通じてより伸長させるとともに、事業実施を通じて、実践的に地域の人材・場所的資源等をつなげることなどにより、効果的・効率的に地域課題の解決に取り組むため、事業を通じて得た課題等を研修にフィードバックしていきます。

活動指標①	区役所・関係局実施のコミュニティ施策、地域包括ケアシステムに関する研修への参加者数	現状値	10名 （令和２（2020）年度）	目標値	25名程度 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・地域人材や資源をつなぐ職員のコーディネート能力を伸長する研修等の継続的な実施
・事業の企画・実施に当たり、研修等の成果を活かした多様な地域人材、団体、企業等との更なる協働及び市民の主体的な活動の促進
・事業実施等を通じて把握、蓄積した地域人材、団体、企業、活動などの資源について、地区カルテの活用や情報共有の手法の検討などによる、組織横断的な情報共有及び更なる人材育成に向けた研修等へのフィードバック

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	区役所での取組事例等の研修実施における受講職員の理解度	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	100％ （令和７（2025）年度）

到達目標	地域包括ケアシステム推進ビジョンやこれからのコミュニティ施策の基本的考え方等を踏まえ、現在の少子高齢社会及び将来の人口減少社会を見据えた地域づくりに向け、地域課題の解決に向けて取り組んでいる事業に関する研修の受講及び理解度の向上等により、地域のことをよく知り、区民の視点に立って変化する地域課題に対応する人材が育成されている。

所管	川崎区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	5	課題名	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進

現　状	・区内には外国人市民や障害者、単身高齢者や、介護、支援が必要な高齢者等が多数生活されています。また、新型コロナウイルスの感染拡大により外国人市民は減少していますが、長期的には増加が見込まれること、今後の少子高齢化の進展などにより、高齢者の増加も見込まれます。区役所職員は、こうした社会の変化を的確にとらえ、地域の実情を把握し、求められるサービスを提供するための接遇力の向上や意識改革等が不可欠となっています。
取組の方向性	・地域包括ケアシステムを推進し区役所サービスの更なる向上を図るため、地域の課題を積極的に把握する意識の醸成や、課題解決に向けた関係機関との情報共有、地域の多様な主体との協働・連携を図ることのできる、また、多様化する区民のニーズに応えることのできる人材を育成する取組を推進します。

活動指標①	「区役所サービス向上研修」の実施	現状値	2回 （令和2（2020）年度）	目標値	4回 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・市民とともに暮らしやすい地域社会を築く協働のパートナーとして、市民との信頼関係を深めていくことのできる区役所職員の育成を目指した研修の実施
・高齢者、障害者などの来庁者に対し、より質の高い対応力の修得を目指した「認知症サポーター養成講座」や接遇研修の実施
・外国につながる方への適切な対応に向けた、やさしい日本語のより一層の活用や、総合案内多言語化事業と連携した研修の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	川崎区役所利用者のサービス満足度	現状値	97.8% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和7（2025）年度）

到達目標	各種研修の実施を通じ、社会環境の変化を的確に捉え、変化するニーズに対応した職員を育成することによる区役所利用者サービス満足度98%以上の達成・維持

所管	川崎区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	6	課題名	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成
現　状	・「令和元年東日本台風」を受け、風水害時の避難所開設・運営方法が整理され区職員だけではなく、地域住民の協力のもと行う事となり、区役所職員と地域との顔の見える関係が更に重要となりました。 ・川崎区においては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定がないことから、台風や大雨に伴い避難所を開設する回数が少なく、災害対応業務に従事する機会が他区よりも少ないため、訓練等を通じて、より効果的に区役所職員の災害対応業務に関する知識や意識を高めるとともに、災害対応力の向上を図る必要があります。		
取組の方向性	・区本部訓練や被災者支援班向けの研修を実施し、職員の災害対応能力の向上を目指します。 ・川崎区内に33箇所ある各避難所の避難所運営会議や開設訓練などへの区役所職員の参加を通じ、地域との連携に向けた顔の見える関係を構築し、地域防災力の向上とともに、区役所職員の災害対応力強化を図ります。 ・避難所開設訓練へ区役所職員が参加し、新型コロナウイルス等の対策を踏まえた受付方法のシミュレーション等を行い、避難所開設時のスキルの向上を図ります。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・各避難所に割り当てられた職員（区本部被災者支援班）による主体的な避難所運営会議及び避難所開設訓練の開催支援に向けた、研修による区職員の防災知識の向上及び訓練のスキルアップ
・避難所ごとの会議開催・訓練実施状況を把握することによる進捗管理の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	職員が災害時に迅速かつ的確な区本部運営及び避難所開設・運営を行うことができる能力の育成

所管	幸区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	7	課題名	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進

現　状	・幸区役所では、人材育成推進管理者及び人材育成推進主任を中心にさまざまな研修を行い、職員の質の向上に努めています。また、人材育成管理者と区部長級職員を中心に構成する「幸区役所人材育成推進委員会」を組織し、人材育成計画の進捗管理、人材育成に関する情報共有、状況に応じた新たな取組等の検討・実施を行っています。 ・社会状況の変化などにより、区役所が果たすべき役割が変化し、従来からのサービス提供に加え、地域の課題解決や自助・共助・互助の促進に向けた地域づくりなども求められてきていることから、これまでの人材育成の取組に加え、職員一人ひとりの更なる意識改革と高度な業務遂行能力の獲得を目指し、様々な状況に対応できる職員の育成に取り組んでいくことが必要となっています。
取組の方向性	市の人材育成基本方針をもとに策定した「幸区役所人材育成計画」により、引き続き各種研修を実施するとともに、多様な主体との協働・連携を進めるためのコーディネート力の向上や、更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進を行います。また、新たな研修受講の手法として、eラーニングやオンライン会議用端末等を活用し、受講の効率化及び受講率のアップを図ります。

活動指標①	人材育成研修実施回数	現状値	15回 （令和２（2020）年度）	目標値	17回 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・幸区役所人材育成推進委員会主催の研修を実施します。
・窓口サービスの向上に向けて、接遇研修や説明力向上の研修を実施します。
・事務処理能力の向上に向けて、会計事務研修や表計算ソフトの操作研修を実施します。
・市民との協働・連携意識向上やコーディネート能力向上のための研修を実施します。
・上記のほか、組織マネジメントや窓口サービスの向上、職員の意識改革や組織間の連携を促すため、様々な研修を実施します。また、新たな受講手法（eラーニングやオンライン会議用端末等）を積極的に活用していきます。

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	幸区役所利用者のサービス満足度	現状値	97.4% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	各種研修の実施を通じ、社会環境の変化を的確に捉え、変化するニーズに対応した職員を育成することによる区役所利用者サービス満足度98%以上の達成・維持

所管	幸区役所								
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革						
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成						
課題No.	8	課題名	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成						
現　状	・職員の災害対応能力の向上に向け、区本部訓練を実施しています。 ・各指定避難所における「避難所運営会議」への区本部被災者支援班員の参加を継続して行う必要があります。								
取組の方向性	・区本部訓練や被災者支援班向けの研修を実施し、職員の災害対応能力の向上を目指します。 ・区本部の被災者支援班が、自主防災組織等で構成される「避難所運営会議」に参加することで、地域や施設管理者（学校）との「顔の見える関係作り」を構築します。								
活動指標①	ー		現状値	ー		目標値	ー		
具体的な取組内容									
令和４（2022）年度～令和７（2025）年度									
・各種災害を想定した区本部訓練の実施及び被災者支援班を中心とした職員研修等の実施 ・被災者支援班や地域支援要員への会議・訓練参加を促進することで、地域と行政職員との「顔の見える関係作り」の構築 ・被災者支援班向けに「避難所開設訓練研修」を実施するとともに、自主的な「避難所運営会議」や「避難所開設・運営訓練」等の実施に向け、地域や施設管理者との連携の構築									
確保を想定する経営資源									
ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー
成果指標①	ー		現状値	ー		目標値	ー		
到達目標	・継続した区本部訓練の実施による職員の災害対応能力の向上 ・避難所運営会議や訓練に職員が参加することによる避難所運営会議と自主防災組織と行政職員の連携の構築								

所管	中原区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	9	課題名	更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進

現　状	中原区役所では、人材育成・意識改革の取組をより一層推進し、これまで以上に市民目線に立った柔軟な発想や、チャレンジ精神、徹底したコスト意識、スピード感を持って課題解決に取り組むことを目的として、「中原区役所人材育成計画」を策定し、人材育成を推進してきました。 今後も、多様化・増大化する市民ニーズや高齢化への対応として、デジタル化では対応できないコミュニケーション能力などの業務遂行能力が求められていくことから、様々な状況に対応できる人材育成等を行っていく必要があります。
取組の方向性	・関係部署との連携や、外部講師等を活用した様々な研修を企画、実施することにより、区役所職員全体のスキルアップを図ります。また、各職場におけるＯＪＴを推進します。 ・コミュニティ施策をはじめとした多様な主体との協働事業において職員が取組を経験することや、必要なスキルを人材育成研修として実施することで、職員の人材育成を図ります。

活動指標①	「話し方」に特化した接遇研修の受講者の割合	現状値	0％ （令和２（2020）年度）	目標値	100％ （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・各職場においてＯＪＴを推進するとともに、改善・改革意識や意欲、専門知識・能力を高める研修等を実施することで、職員の意欲と能力を最大限に引き出し区役所サービスの向上を図るとともに、区役所職員の人材育成に取り組み、多様な人材が活躍できる職場づくりの推進
・コミュニティ、防災、防犯、まちづくり、町内会・自治会支援、スポーツなど区における多様な主体と協働の事業を通じたＯＪＴの実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	中原区役所利用者のサービス満足度	現状値	98％ （令和元（2019）年度）	目標値	98％以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	各種研修やＯＪＴの実施を通じ、社会環境の変化を的確に捉え、変化するニーズに対応した職員を育成することによる区役所利用者サービス満足度98％以上の達成・維持

所管	中原区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	10	課題名	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成
現　状	・震災や風水害を想定した職員研修や令和元年東日本台風での実践を通じて、防災知識の習得や災害対策本部設置・運営のノウハウを共有することができました。 ・今後は、新型コロナウイルスなど感染症に伴う複合災害を前提に災害のケースに応じた災害対応を行うための実践力を向上させる必要があります。 ・令和元年東日本台風では職員主体による避難所運営において多くの課題が顕在化したことから、避難所の運営フローを電子媒体として「見える化」し、避難所運営の進捗管理を通じた対応の「迅速化」「標準化」を図るため、ＢＯＳＳ（災害対応工程管理システム）を導入したことから、このシステムの習得が職員に求められています。		
取組の方向性	・災害の発生に対して区民の生命や財産を守るため、速やかに応急対策活動に取りかかれるよう、区本部において様々な災害のケースを想定した研修や図上・実動訓練を実施し、平常時から災害対応力の向上を図ります。 ・避難所開設訓練へ区役所職員が参加し、避難所開設時のスキルの向上を図ります。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・地盤と河川水位の関係や計画上堤防が持ちこたえることができる水位の把握など、災害によって異なる地域リスクの把握など職員向けの防災研修や災害対応訓練の実施
・いざというときに地域の力を引き出せるよう、避難所開設運営訓練に区職員が参加し、地域と顔の見える関係づくりに向けた取組を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・職員が災害時に迅速かつ的確な区本部運営及び避難所開設・運営を行うことができる能力の育成

所管	高津区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	11	課題名	区役所サービスを支える人材の計画的な育成

現　状	・高津区役所では、「高津区役所人材育成計画」に基づき、職員の年齢や入庁年数等に応じた研修を実施し、職員の能力や意識の向上を図るとともに、窓口対応等に求められる能力向上に役立つ研修を実施することで、区役所サービス向上に取り組んでいます。 ・地域の課題が複雑化・多様化する中で、課題解決に向け多様な主体との協働・連携に必要なコーディネート力を有した職員を育成する必要があります。
取組の方向性	・「高津区役所人材育成計画」に基づき、社会状況の変化を見据えながら、幅広い知識と能力の向上が図られるよう区役所サービス向上の取組と連携した人材育成の取組を推進します。感染症予防等に配慮しながら研修を実施し、多様な主体との協働・連携に必要なコーディネート力を備えた職員を育成します。

活動指標①	―	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新任職員・初任職員研修の実施
・業務改善研修の実施
・コミュニケーション能力向上研修の実施
・各種業務研修の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	高津区役所利用者のサービス満足度	現状値	98% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・満足度の高い区役所サービスを提供するため、研修等を実施することで職員の能力や意識の向上を図ることによる区役所利用者サービス満足度98%以上の達成・維持 ・多様な主体との協働・連携に必要な職員のコーディネート力の向上

所管	宮前区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	12	課題名	区役所サービスを支える人材の計画的な育成

現　状	・宮前区役所では、「宮前区役所人材育成計画」に基づき、職員の年齢や入庁年数等に応じた研修を実施し、職員の能力や意識の向上を図るとともに、区役所のサービス向上につながる若手職員を主体としたワーキンググループを実施することで、区役所サービス向上に取り組んでいます。 ・地域の課題が複雑化・多様化する中で、より柔軟な発想で区役所サービスの向上に向けた取り組みを推進する必要があります。
取組の方向性	・「宮前区役所人材育成計画」に基づき、社会状況の変化を見据えながら、区役所サービス向上の取組と連携した人材育成の取組を推進します。 ・感染症予防に配慮しながら、研修手法の多様化も含めて実施していく必要があります。

活動指標①	研修取組数	現状値	34件 （令和２（2020）年度）	目標値	34件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新規採用職員・採用３年目職員研修の実施
・各種業務研修の実施
・区役所サービス向上ワーキングの実施
・人材育成部門が実施する研修や専門知識に関する研修との連携及び受講促進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	宮前区役所利用者のサービス満足度	現状値	98.3% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・専門知識・能力の向上を図る研修や新規採用研修、業務改善研修、宮前区の主要施策を学ぶ研修等を実施することによる区役所利用者サービス満足度が98%以上で維持されている。 ・研修等の取組の推進により、高い意識と専門性や、地域の中でコーディネート機能を有し、自ら課題を発見しチームで解決でき、局区間調整に積極的に取り組める職員が育成されている。

所管	多摩区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	13	課題名	多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進等区役所に求められる人材育成の推進

現　状	・これまで「多摩区役所人材育成計画」に基づき、職員の能力を最大限に発揮させ、市民に便利で快適な区役所サービスを提供できるよう人材育成に取り組んできましたが、社会状況の変化などにより、区役所が果たすべき役割が変化し、従来からの区役所サービスの提供に加え、地域の課題解決や自助・共助（互助）の促進に向けた地域づくりなども求められています。 ・特に地域包括ケアシステムの推進では、住民、民間事業者、医療・福祉の専門職等の参加と協働をどのように進めていくか、コーディネータ的な人材をどのように作っていくのかを考えていく必要があります。 ・こうしたことから、多様化する市民ニーズに対応し、より高度な業務遂行能力を身に付けるためには、職員一人ひとりの意識改革が必要であり、更なる職員の人材育成の取組が重要となります。
取組の方向性	・従来からの業務研修や接遇研修などを、効果の検証や内容の見直しを行いながら、引き続き実施していきます。 ・区役所全体で地域との協働意識を醸成して、多様な主体との協働・連携においてコーディネート力を備え、より広い視野を持った職員を育成します。また、専門職についても、関係局と連携しながら各種知識・能力の向上が図られるよう取り組みます。 ・これらによって、更なる区役所サービスの向上、地域の課題解決や自助・共助（互助）の促進に向けた地域づくりへの貢献を図っていきます。

活動指標①	研修実施回数	現状値	16件 （令和２（2020）年度）	目標値	20件 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・接遇研修や、サービス向上研修、区役所の所管業務研修、市の施策に関する研修等を実施
・協働の意識を持ち、コーディネート力のある人材の育成を目的とした研修を実施
・区役所職員としての意識向上や組織マネジメント力向上を目的とした研修を実施
・各種専門職に対する研修を実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	研修達成度	現状値	98% （令和２（2020）年度）	目標値	98%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・市民満足度を意識した研修や、地域づくりに関わる研修、専門知識・能力の向上を図る研修を実施することにより、区役所サービスの向上や職員の能力向上に加え、区役所全体で地域との協働意識を醸成し、コーディネート力を備え、より広い視野を持った人材が育成されている状態

所管	多摩区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	14	課題名	災害対応力の向上に向けた職員の人材育成の推進
現　状	・多摩区は、洪水・土砂災害等に対する脆弱性が高く、また、近隣自治体と隣接している地域であることから、広域的被害も想定されるため、防災意識の向上や地域防災力の強化に加えて、隣接自治体や関係機関と連携した対応が必要です。 ・平成28（2016）年４月に発生した熊本地震への職員派遣等により、発災後の災害対応業務と通常業務における課題が明らかになり、また、令和元（2019）年10月に発生した令和元年東日本台風の検証結果や感染症対策を踏まえ、区役所職員の災害対応力の更なる向上が必要となっています。		
取組の方向性	・災害時に円滑に連携して対応することができるよう、隣接自治体や関係機関との調整を図ります。 ・区役所職員がより主体的に災害対応業務を担うことができるよう、職員の災害対応力の向上を図ります。 ・避難所運営会議と区役所との連携を強化します。		

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・災害時の実例の検証等を踏まえた区役所職員の意識向上及び災害対応力向上のため、防災力向上研修や情報伝達訓練等を実施
・避難所開設運営訓練に区職員が参加し、地域と顔の見える関係づくりに取り組むとともに、避難所開設のスキルの向上に向けた取組を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	○	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・隣接自治体等とも連携しながら、職員が災害時に迅速かつ的確な区本部運営及び避難所開設・運営を行うことが可能となる状態

所管	麻生区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	15	課題名	ワーキンググループを活用した課題解決の取組と更なる区役所サービス向上等に向けた人材育成の推進
現　状	・区役所では、課題解決に向け、迅速かつ機動的な対応を図るため、既存の組織体制を超えたワーキンググループを設置しています。 ・行政のデジタル化を推進していく上で必要な人材育成が求められています。 ・市民ニーズの多様化等により、より柔軟な発想で区役所サービスの向上に向けた取組を推進する必要があります。		
取組の方向性	・区役所職員が連携して、区課題の共有化を図るとともに、その課題解決や区役所サービスの向上に向け取り組むことで人材育成につなげます。		

活動指標①	区計画ワーキンググループ開催回数	現状値	4回 （令和2（2020）年度）	目標値	4回 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・多様な職種の職員が参加するワーキンググループの設置による、区課題の情報共有や課題解決の取組、今後のコミュニティのあり方等の検討の実施
・ワークショップ等の手法の実施による多様な主体との連携に必要なコーディネート力やファシリテーション力の向上
・会計年度任用職員など多様な雇用形態の職員に対する研修など、人材育成の手法の検討

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	○	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	麻生区役所利用者のサービス満足度	現状値	99.3% （令和元（2019）年度）	目標値	98%以上 （令和7（2025）年度）

到達目標	・コミュニティ施策や区の事業課題を横断的に情報共有等することで、各部署がより一層連携した課題解決が図られている。 ・区役所全体で地域との協働意識を醸成し、職員の地域コーディネート力等の向上が図られている。

所管	麻生区役所		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（2）	項目名	行政運営上の課題解決に必要な人材の育成
課題No.	16	課題名	災害対応力強化のための職員の人材育成

現　状	・多様化・激甚化する災害に対応していくため、様々な状況を想定し、確実かつ円滑に災害対応ができる体制を構築していく必要があります。このため、区の地理的特性を踏まえた風水害時避難所開設訓練の実施や、震災を想定した区本部開設・運営訓練を実施しています。 ・新たな課題である感染症対策にも取り組んでいく必要があります。 ・こうした状況を踏まえ、引続き訓練を実施し、災害対応力を強化する必要があります。
取組の方向性	・区本部として災害対応力を高め、毎年度の人事異動を経てもスキルを維持するため、状況に即した訓練の実施と多様な研修等により、職員の防災意識の醸成・向上と防災スキルの向上に向けた取組を進めます。 ・避難所運営会議と区役所との連携を強化し、避難所開設・運営に関する職員の対応力向上を図ります。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・新たに作成した区本部開設アクションカードや避難所開設や運営に関する各種マニュアルを活用した研修や訓練を行い、職員の防災スキルの向上を図ります。
・新型コロナ対策をはじめ、近年多発する大雨よる風水害・土砂災害などの多様な災害にも対応できる区本部体制についての検討を進めます。
・多くの職員が参加するよう、eラーニング、実地訓練、図上訓練等、様々な手法を使って訓練を実施します。
・避難所運営会議や避難所開設運営訓練に区職員が参加し、地域と顔の見える関係づくりに取り組むとともに、避難所開設のスキルを向上させます。

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

到達目標	・各種マニュアルを活用した研修や訓練の実施による迅速かつ的確な区災害対策本部立ち上げに必要なスキルの向上 ・職員が災害時に迅速かつ的確な避難所開設・運営を行うために必要なスキルの向上

４－（３）職員の改善･改革意識及びコンプライアンス意識の向上

■　これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、職場起点の業務改善の推進に向けて職員の改革意識・意欲の向上を図るため、職員提案制度の実施や業務改善事例発表会の効果的な開催に取り組んだほか、「事業見直し・業務改善」の取組により、約 5,700 万円～8,100 万円の財政効果と約 3.1 万時間～5.6 万時間の効果を生み出すとともに、好事例の庁内への横展開に向けて取り組みました。また、令和２（2020）年度から内部統制に関する体制を整備し、内部統制の推進と評価を開始しました。

一方で、業務改善の効果を感じている職員の割合は 60.2％であり、改革意識の向上のためには、業務改善の実感を伴うことが重要であることから、改革効果を職場ごとに実感できるようにすることで、改革意識の更なる醸成を図る必要があります。また、相次ぐ事務ミスや不祥事等の発生を防止するため、職員のコンプライアンス意識の向上を図り、職員の法令遵守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組を一層、推進していく必要があります。

■　取組の方向性

- 全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践し、業務量やコストの縮減につながるよう、職場での改善活動や好事例の横展開を推進するとともに、職員一人ひとりが業務改善に主体的に取り組む組織風土の醸成に取り組みます。
- 全ての職場で網羅的なリスク管理に取り組み、職員自らが誤りを発見し、改善していくという内部統制の取組の浸透を図るとともに、事務の適正な執行のための研修等を積極的に実施します。

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（3）	項目名	職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上
課題No.	1	課題名	職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進

現　状	・これまで職員の改善意欲の向上や意識の波及を図る取組として、事業見直し・業務改善や職員提案制度を実施し、職場での改善活動を推進するとともに、取組の好事例について、業務改善事例発表会（チャレンジ☆かわさきカイゼン発表会）などの取組を実施し、改善意識の波及に取り組んできましたが、本市の事業を着実に推進し、新たな課題にも対応していくためには、引き続き限りある「時間」と「財源」の確保が求められることから、継続して取組を推進していくことが必要です。 ・今後についても市役所の全ての職場・職員がより効率的な仕事の進め方について意識し、改善・改革意識をもって業務改善に取り組むよう、意識向上の取組及び自発的な職場改善活動を一層推進していく必要があります。 ・また、平成30（2018）年度から働き方・仕事の進め方改革において、毎年度テーマを設定して職員からの意見募集を行い、意見の一部を「働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」に反映させるなど、職員による主体的な改革を促す取組を推進してきたところです。こうした職員意見を活用する機会を増やすことにより、職員による主体的な取組を一層推進していく必要があります。
取組の方向性	・全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践し、業務量の軽減やコストの縮減にもつながるよう、職場での改善活動の推進に取り組みます。 ・庁内の業務改善事例を全ての職場で共有し、他の職場の改善事例を積極的に取り入れることで市役所全体の業務改善効果を高めるため、改善事例の横展開の取組を強化するとともに、外部の専門的知見を活用した改善手法等のノウハウの習得に向けた実践的な研修の実施により、職員の自発的な改善活動を支援します。 ・働き方・仕事の進め方改革に関する職員意見募集等により、改革・改善を自分事として捉え、主体的に取り組む組織風土の醸成に取り組みます。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・各職場の主体的な改善活動の推進に向けた事業見直し・業務改善の取組や職員提案制度の効果的な活用
・業務改善事例発表会等の実施による、庁内の業務改善事例の横展開や、改善意識を高める取組の推進
・外部の専門的知見を活用し、職場の課題等の可視化手法を身に着けることによる、職員の自発的な改善活動を支援する取組の推進
・働き方・仕事の進め方改革に関する職員意見募集や、全庁から職員を募り「どのような働き方をしたいか」等について語り合う「働き方・仕事の進め方改革ミーティング」の実施による主体的に改革・改善に取り組む組織風土の醸成

確保を想定する経営資源

ヒト	―	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	積極的に業務改善に取り組んでいると考える職員の割合（働き方についてのアンケート調査）	現状値	70.0% （令和２（2020）年度）	目標値	80%以上 （令和７（2025）年度）
成果指標②	事業・業務にかかるコストを意識して仕事に取り組んでいると考える職員の割合（働き方についてのアンケート調査）	現状値	75.3% （令和２（2020）年度）	目標値	80%以上 （令和７（2025）年度）

到達目標	・職員一人ひとりの業務改善に対する意識・意欲の醸成を目的に、市役所の全ての職場・職員が効率的な仕事の進め方や業務改革・改善を推進することによる、自発的な改善活動が行える職場の実現

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（3）	項目名	職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上
課題No.	2	課題名	事務事故・事務ミス等の防止に向けた内部統制の取組推進

現　状	・地方自治法の改正に伴い、令和２（2020）年４月から内部統制制度が本格実施されました。 ・これまでの間、本市の内部統制の趣旨、目的、対象等を定めた内部統制基本方針を策定し、市長をトップとする内部統制委員会の設置や各局区への内部統制員等の配置など内部統制の推進体制を整備しました。 ・また、事務事故・事務ミス等の防止を図るため、財務事務等に潜むリスクを見える化・一覧化したリスクチェックリストを活用した取組をはじめとして、各局区の管理職会議や各種研修の場を活用して内部統制制度の周知や職員意識の啓発等の取組を進めているところですが、依然として、事務事故・事務ミス等が続いている状況です。
取組の方向性	・引き続き事務事故・事務ミス等の防止に向けた内部統制の取組を推進し、全ての職場で網羅的なリスク管理に取り組み、職員自らが誤りを発見し、改善していくという内部統制の取組の浸透を図ります。

活動指標①	リスクチェックリストによる事務ミス等防止対策の実施部署数	現状値	全部署（666部署） （令和２（2020）年度）	目標値	全部署 （令和７（2025）年度）
活動指標②	事務制度所管課及び各局区経理と連携した抜き打ち調査回数	現状値	４回以上 （令和２（2020）年度）	目標値	４回以上 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・リスクチェックリストを活用した取組の実施
・事務事故等の事例や原因・再発防止策の横展開に向けた取組の実施
・重大な事務事故の発生や事務ミスの傾向等を踏まえた研修や注意喚起などの実施
・事務制度所管課等と連携した効果的な内部統制の手法の検討・実施
・各局区の内部統制員等との連携や管理職会議等の活用
・再発防止策の実施状況の管理の徹底
・各職場内における所属長等による個別指導やリスク共有・チェック体制の強化

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	○

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・事務事故等の発生件数をゼロとするため、内部統制が有効に機能して、事務ミス等防止に向けた取組が効果的に実施されている状態であること				

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（3）	項目名	職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上
課題No.	3	課題名	不祥事防止の取組推進

現　状	・職員による不祥事を防止するため、服務に関する研修や依命通達の発出、不祥事防止委員会、自主考査などを継続的に実施し、職員に対して必要な意識啓発や注意喚起等を行うなど、職員の高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に努めているところですが、依然として不祥事がなくなるという状況には至っておりません。 ・引き続き、不祥事ゼロに向けて、高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に向けた取組を効果的に実施していく必要があります。
取組の方向性	・職員の汚職、非行及び事故を未然に防止するため、市長通達による注意喚起を行うとともに、個々の職員が服務上の問題点に気付く機会を得ることを目的とした自己点検を実施します。 ・階層別研修等における公務員倫理等をテーマにした研修や各職場単位での自主考査を行い、公務員倫理や服務規律などの職員の規範意識の向上を図ります。 ・自らの職場で想定される不祥事について問題意識を持ち、それらを防止するための対策を継続的に実施するため、定期的に不祥事に対する危機意識の共有を図るとともに、不祥事防止に向けた取組状況等を調査し、是正指導することで防止対策の推進を図ります。

活動指標①	階層別研修の実施件数	現状値	9件 （令和2（2020）年度）	目標値	13件 （令和7（2025）年度）
活動指標②	管理職を対象とした不祥事防止研修実施件数	現状値	21件 （令和2（2020）年度）	目標値	29件（全局区） （令和7（2025）年度）
活動指標③	非管理職を対象とした不祥事防止研修実施件数	現状値	1件 （令和2（2020）年度）	目標値	2件 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・市長通達による注意喚起
・不祥事の発生に応じた各種通知の発出による注意喚起
・不祥事防止委員会及び早朝管理職会議等による管理職を通じた不祥事防止の意識啓発の推進
・自主考査及び服務チェックシートによる自己点検の実施
・予防的監察による汚職並びに非行及び事故等の未然防止
・階層別研修及び不祥事防止研修等の実施による職員の規範意識の向上

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー
到達目標	・不祥事の発生件数をゼロとするため、高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に向けた取組が効果的に実施されている状態であること				

所管	会計室		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（3）	項目名	職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上
課題No.	4	課題名	適正な会計事務の執行に向けた人材育成
現　状	・毎年度、会計事務担当職員などに各種研修を行い、また、内部統制制度導入に伴うリスクチェック等の取組を実施しておりますが、職員の知識不足等の要因による事務ミスはなかなかなくならない状況となっており、研修の必要性が高まっていると認識しています。		
取組の方向性	・支払審査担当職員の能力向上を図り、会計事務についての指導、相談をより適切にできるようにします。また、庁内職員の会計事務の適正な執行のため、効果的な研修を積極的に実施していきます。		

活動指標①	システム操作研修（５月）参加者数	現状値	124人 （令和３（2021）年度）	目標値	148人 （令和７（2025）年度）
活動指標②	会計事務研修（７月）参加者数	現状値	266人 （令和２（2020）年度）	目標値	319人 （令和７（2025）年度）
活動指標③	審査出納員研修（８月）参加者数	現状値	23人 （令和３（2021）年度）	目標値	27人 （令和７（2025）年度）
活動指標④	コンプライアンス研修（11月）参加者数	現状値	91人 （令和２（2020）年度）	目標値	109人 （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・システム操作研修（会計事務初任者対象）
・会計事務研修（会計事務初任者対象）
・審査出納員研修（各局区支払審査担当職員対象）
・コンプライアンス研修（中堅職員対象）
・各研修後に復習の場としてテストを実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	会計事務習熟度テストの正答率	現状値	ー （令和２（2020）年度）	目標値	80% （令和７（2025）年度）
到達目標	・研修の充実・継続実施と職員の会計事務の習熟度向上				

所管	監査事務局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（3）	項目名	職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上
課題No.	5	課題名	財務事務執行等の改善に向けた取組の強化

現　状	・法律に基づき監査等を実施し、結果について、事例研修会や意見交換会の開催などを通じて財務事務に従事する職員へ説明することにより、事務処理の改善、内部統制の向上等に努めていますが、遡及起案や備品の管理など、従来からの指摘事例が繰り返し発生している状況にあります。 ・また、公営企業会計等の財務事務等においては、公認会計士の知見を活用するとともに、公認会計士との討議を通じて監査事務局職員の能力向上に努めています。 ・今後も、財務・経営に関する事務が適正かつ効率的に行われるよう、職員への支援を行っていく必要があります。
取組の方向性	・監査結果を踏まえ、「事例・解説集」の改訂を行うとともに、研修会や意見交換会を開催するなど、監査結果を活用した各局区等における業務改善の取組への支援を進めるとともに、監査事務局職員の出前講座の活用等について、改めて周知します。 ・また、監査事務局職員については、「事例・解説集」改訂の過程や、研修での講師経験、監査対象局の技術監理担当職員等との意見交換等を通じて知識の定着を図るとともに、監査等の実施に必要な能力や専門性の向上を主眼とした職員の育成に努めます。

活動指標①	事例研修会の実施回数	現状値	1回 （令和2（2020）年度）	目標値	2回以上 （令和7（2025）年度）
活動指標②	eラーニングを活用した研修の実施回数	現状値	ー （令和2（2020）年度）	目標値	3回以上 （令和7（2025）年度）
活動指標③	出前講座の実施回数	現状値	1回 （令和2（2020）年度）	目標値	5回以上 （令和7（2025）年度）

具体的な取組内容

令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

・監査結果を踏まえ、「事例・解説集」の改訂や、「事例・解説集」をテキストにした研修会（事例研修会）を実施するとともに、受講者の増加を図るため、eラーニングを活用し、時間や場所にとらわれない受講を可能とすることで、利便性を向上
・再発防止の観点から、監査等で判明した不適正事例について、これまでの監査事例を踏まえ、所管課の原因究明と再発防止策に係る支援を実施
・出前講座の実施により、各局区等の取組を支援し、事務処理の改善等に貢献
・工事監査の結果を市役所内部に周知し理解を深めるため、監査の実施により把握した課題等を庁内イントラネットへ掲載するとともに、意見交換会を開催し、工事に関する課題や情報を共有
・公認会計士との対話や、研修等の講師経験を通じて、監査事務局職員の能力・専門性の向上に向けた取組を推進

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	研修達成度 （受講者アンケート）	現状値	94% （令和2（2020）年度）	目標値	98%以上 （令和7（2025）年度）
到達目標	・事務処理ミス、法令違反等の未然防止や事務改善に向けた取組が効果的に実施されている状態				

４－（４）職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

■ これまでの主な取組と課題

第２期プログラムでは、職員の能力を十分に発揮できる環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、男性職員の子の出生・育児に係る休暇・休業の取得率が上昇しました。

しかしながら、職員の能力が十分発揮できる環境づくりに向け、引き続きメンタルヘルス不調による長期療養者の割合の低減を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりなど、一層の取組を進める必要があります。

■ 取組の方向性

- 多様な働き方の推進により、子育てや介護、障害などの事情のある職員を含め、すべての職員が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場環境の改善や職員意識の醸成、育児休業等の制度の周知徹底を図るとともに、メンタルヘルス不調の予防に向けて、働きやすい職場環境づくり、相談体制の充実、再発予防等の取組を推進します。

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（4）	項目名	職員の能力が十分に発揮できる環境づくり
課題No.	1	課題名	職員個々の状況に応じた働く環境の整備

現　状	・障害のあるなしに関わらず多様な人材が混ざり合い、活躍する社会の実現には、引き続き、障害者雇用の促進、障害者の職域の拡大に取り組み、職場風土を醸成していく必要があります。 ・令和２（2020）年に時差勤務制度を導入したところですが、職員個々の事情に応じた勤務時間の選択肢を更に広げることによって、より働きやすい職場環境とするために、引き続き柔軟な勤務時間制度の検討に取り組んでいく必要があります。 ・さまざまな事情を抱えた職員も含め全ての職員がやりがいを持ち、主体的に取り組み、活躍できる職場づくりに向けて、多様な働き方への理解の浸透を目的とした管理職向けセミナーを開催しています。引き続き多様な人材が活躍する職場づくりのより一層の推進に向けて取り組んでいく必要があります。 ・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等、様々なハラスメント対策に取り組み、職員が互いの人格を尊重し、相互の信頼の下にその能力を十分発揮できる職場環境づくりに取り組んでいく必要があります。
取組の方向性	・障害特性に配慮した人事配置や障害者である職員間の交流の場を設定する等、障害者雇用の拡大に向け、働きやすい職場環境づくりを推進します。 ・多様な働き方への理解を浸透させることで、さまざまな事情を抱えた職員が働きやすい職場の意識醸成に取り組みます。 ・職員個々の事情に応じた多様な働き方を推進する観点から、柔軟な勤務時間制度について検討を進めます。 ・ハラスメント対策について、啓発に取り組むとともに、様々な機会を捉え、相談方法や相談先の周知徹底を図ります。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・配慮事項情報シートを活用した合理的配慮や経験交流会等を通じた職場環境づくり
・障害者雇用の拡大に向けた「ワークステーション」の設置
・多様な働き方への理解の浸透を目的としたセミナー等の実施
・フレックスタイム制等の柔軟な勤務時間制度の導入についての検討
・ハラスメント防止に向けたパンフレット配布や研修実施及び相談窓口の開設継続

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	障害者実雇用率	現状値	2.53% （令和２（2020）年	目標値	3.0%以上 （令和７（2025）年
成果指標②	職員アンケート「働き方に関する満足感」	現状値	79.8% （令和２（2020）年	目標値	80.0%以上 （令和７（2025）年

到達目標	・「集中型就労（ワークステーション）」と「配置型就労（各局区）」の両輪で障害者雇用を拡大していき、障害のあるなしに関わらず多様な人材が混ざり合う職場環境づくりの実現 ・柔軟な勤務時間制度を導入し勤務時間の選択肢を広げることで、効率的な業務配分に基づく労働生産性の向上を図るとともに、職員がより働きやすい職場環境づくりの実現 ・ハラスメントについて、より一層、職員が相談しやすい風土の醸成

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（4）	項目名	職員の能力が十分に発揮できる環境づくり
課題No.	2	課題名	女性活躍推進・次世代育成支援の推進

現　状	・性別・年齢を問わず働きやすい職場の実現に向け、能力・意欲・実績を踏まえた適材適所の人事管理に加え、早い段階から多様な職務経験を付与し職域の拡大を図るとともに、メンター制度等を通じた女性職員のキャリア形成支援や長時間勤務の是正等を引き続き行っていく必要があります。 ・全ての職員が、仕事と子育てをはじめとする生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保するため、子育て支援を通じた多様な働き方の推進に取り組んできましたが、引き続き、男性職員の育児休業取得率や職員の年次休暇取得率の向上等に引き続き取り組んでいく必要があります。
取組の方向性	・女性職員が主体的に自らのキャリアを形成し、能力を最大限発揮し、活躍できる職場環境づくりを推進します。 ・研修等により、育児や介護に関する休暇制度の理解促進・職場風土の醸成を推進します。

活動指標①	ー	現状値	ー	目標値	ー

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・メンター制度等を通じた女性職員のキャリア形成支援の取組の実施
・ワーク・ライフ・バランスデーの実施、業務改善、定時退庁等の実施や午後８時以降の時間外勤務の原則禁止
・休暇取得予定表を用いた年次休暇の取得促進
・男性職員の育児休業取得率の促進に向けた面談等の実施
・制度周知と意識の醸成や管理職のマネジメント能力の向上に向けた研修等の実施

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	ー	カネ	ー	情報	ー	時間	ー

成果指標①	管理職（課長級）に占める女性比率	現状値	24.0% （令和３(2021)年４月１日）	目標値	30%以上 （令和８(2026)年４月１日）
成果指標②	男性職員の育児休業取得率	現状値	17.8% （令和２（2020）年度）	目標値	30%以上 （令和７（2025）年度）
成果指標③	職員の年次休暇取得日数	現状値	13.5日 （令和２（2020）年度）	目標値	16日以上 （令和７（2025）年度）
成果指標④	職員アンケート「働き方に関する満足感」	現状値	79.8% （令和２（2020）年度）	目標値	80%以上 （令和７（2025）年度）
成果指標⑤	年間480時間を超える時間外勤務職員数	現状値	484人 （令和２（2020）年度）	目標値	0人 （令和７（2025）年度）

到達目標	・多様な視点を市の政策・施策に生かすための、女性職員の積極的な登用による女性管理職比率の上昇の実現 ・様々な事情により時間や働き方に制約がある職員等、誰もが働きやすい職場環境の実現

所管	総務企画局		
取組No.	4	取組名	庁内の人材育成と意識改革
項目No.	（4）	項目名	職員の能力が十分に発揮できる環境づくり
課題No.	3	課題名	メンタルヘルス対策の充実

現　状	・平成31（2019）年度から５か年計画の「川崎市職員メンタルヘルス対策第２次推進計画」に基づき、心の健康増進から再発予防までの取組等を実施しています。 ・しかしながら、国家公務員長期療養者実態調査のメンタルヘルス不調による長期療養者の割合と同様に、令和２（2020）年度の「精神及び行動の障害」での長期療養者（298人）は、全長期療養者の約66％を占めており、また、その職員に占める割合は、ここ数年微増となっています。 ・また、ストレスチェックの受検率は、令和元（2019）年度は89.8％、令和２（2020）年度は93.7％と向上していますが、職員の一層の理解を深めるための普及啓発を図り、その結果を職員個人のセルフケアや職場環境改善に活かし、各職場単位での１次予防の取組を更に強化していく必要があります。
取組の方向性	・「川崎市職員メンタルヘルス対策第２次推進計画」に基づき、メンタルヘルス不調者を出さないための１次予防に重点を置きながら、「セルフケアの推進」、「ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進」、「早期発見・早期対応のための相談体制の充実」及び「復職支援システムの推進と再発予防の取組強化」の４つの目標に向けた取組を行います。

活動指標①	ストレスチェックの受検率の向上	現状値	93.7% （令和２（2020）年度）	目標値	95% （令和７（2025）年度）
活動指標②	新規採用職員面接の実施率の向上	現状値	98.4% （令和２（2020）年度）	目標値	100% （令和７（2025）年度）
活動指標③	復職者における個別支援計画の作成率の向上	現状値	79.7% （令和２（2020）年度）	目標値	100% （令和７（2025）年度）

具体的な取組内容

令和４（2022）年度～令和７（2025）年度

・ストレスチェックの実施により、ストレスへの気づきを促して、職員個人のセルフケアの意識を高めるとともに、集団分析結果を活用した職場単位での職場環境改善の取組を推進（１次予防）
・近年増加している20代の職員のメンタルヘルス不調に対し、要因分析を行うとともに、産業保健スタッフによる面談等により予兆を早期に把握し、管理監督者と連携した発症予防及び重症化予防の取組を強化（２次予防）
・再発予防に向け、アセスメントシート等を活用して本人の特性に合わせた個別支援計画を立てるとともに、本人及び管理監督者と情報を共有し、円滑な職場復帰に向けた取組を推進（３次予防）

確保を想定する経営資源

ヒト	○	モノ	―	カネ	―	情報	―	時間	―

成果指標①	メンタルヘルス不調による長期療養者割合の減少	現状値	1.79% （令和２（2020）年度）	目標値	1.61%以下 （令和７（2025）年度）
到達目標	・メンタルヘルス不調による長期療養者割合の減少を図ることでの行政サービスの安定的な提供の実現				

第４章　推進体制と取組評価

１　推進体制

第３期プログラムに位置付けた各改革課題に対する取組や事業見直し・業務改善の取組など、行財政改革の取組を推進するに当たっては、市長を本部長とする「川崎市行財政改革推進本部（以下「市本部」という。）」を設置し、全庁的な取組の方針・方向性を決定するとともに、各局区等間の課題の調整や好事例などを含めた情報の共有等を図りながら、取組を推進します。

また、「市本部」内に、「各局等行財政改革推進本部」及び「各区行財政改革推進本部」を設置し、各局区等や職場ごとの取組を推進します。

さらに、学識経験者で構成する附属機関「川崎市行財政改革推進委員会」を設置し、専門的な意見や助言を受けながら、市の行財政改革の取組を推進します（図表－35）。

図表－35　行財政改革の推進体制

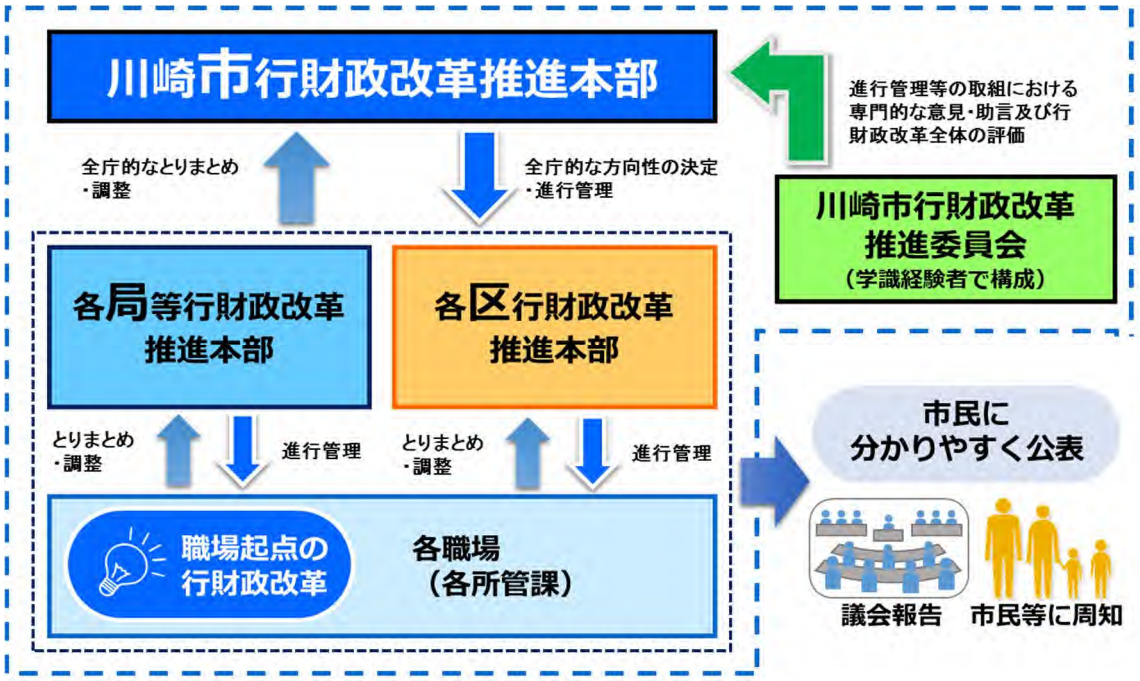

２　進行管理･取組評価

総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進による「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち　かわさき」の実現に向け、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供し、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことが求められます。

こうした中で、行財政改革プログラムにおいては、各改革課題に対する取組について、目標や成果を可視化しながら、取組の進行管理を行うとともに、経営資源の確保や市民満足度の向上、事務事業への貢献度等の観点から評価し、取組の課題や改善点を明確にすることとしています。

第３期プログラムの計画期間においても、こうした進行管理･評価の仕組みにより、引き続き、適切な進行管理・取組評価を実施します。

ただし、進行管理・取組評価を行う中で、天災の発生や感染症のまん延、その他の状況変化等による影響が大きく、必要やむを得ない場合については、取組の見直しや指標の追加等の対応を図ります（図表－36）。

図表－36　行財政改革プログラムにおける各取組の進行管理･評価の概略

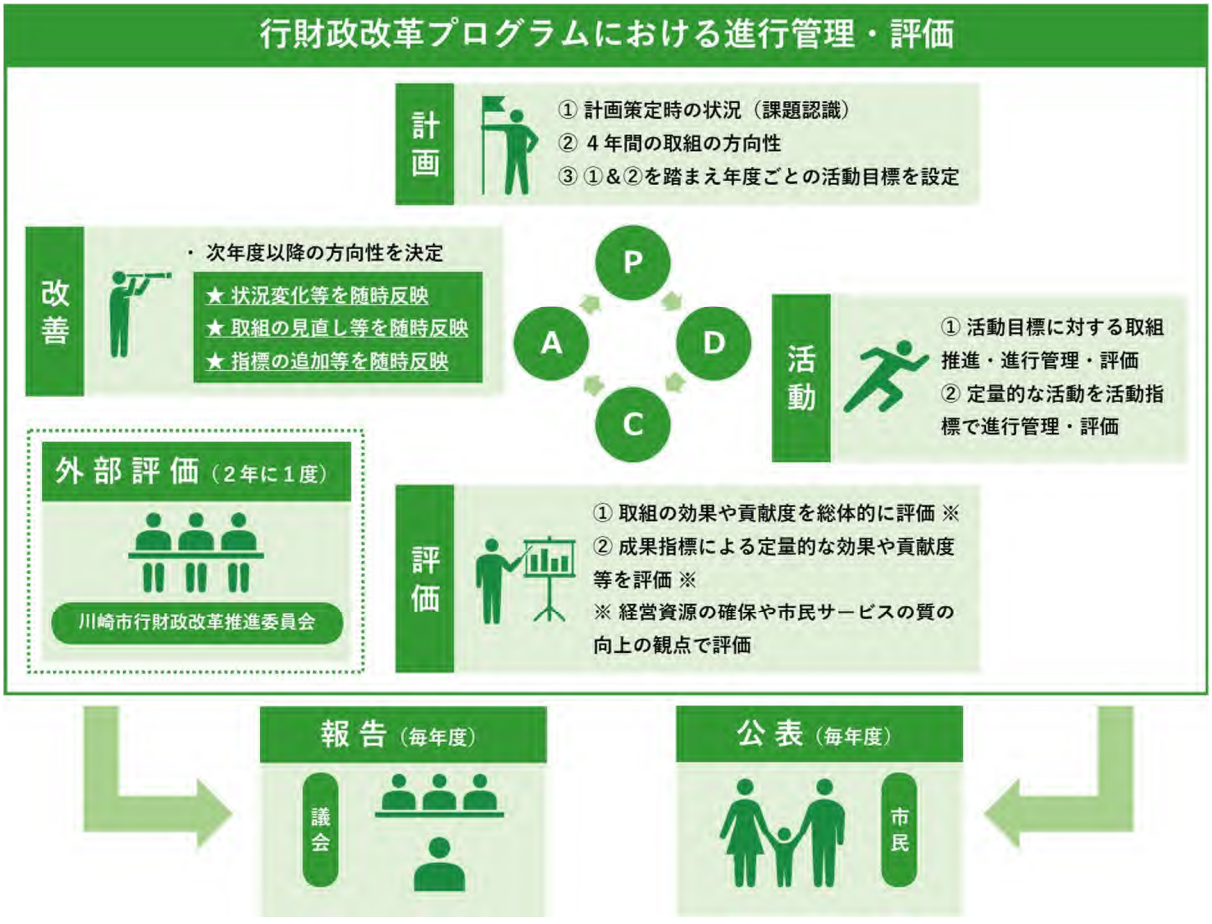

（１）進行管理･取組評価の手法

第３期プログラムに位置付けた改革課題に対する各取組について、① 課題ごとに、毎年度、活動目標を立て、当該目標に基づく取組を推進します。

また、② 活動目標に対する取組を進めるとともに、その達成度等を評価します。

さらに、③ 各取組の成果について、ヒト・モノ・カネ・情報・時間の各経営資源の確保や市民満足度の向上、事務事業への貢献度等の観点で評価します。

最終的に、④ ②及び③の結果を総合的に勘案し、取組の見直しや改善の内容について、翌年度（次期計画期間）の目標や取組に反映していきます。

なお、天災の発生や感染症のまん延、その他の状況変化等の影響により、必要やむを得ず、取組の見直し等を行う場合については、毎年度の評価の中で、その内容を示していきます。

また、評価結果については、毎年度、市民目線で分かりやすく公表します。

（２）成果指標の設定･活用

行財政改革プログラムにおいては、経営資源の確保や市民満足度の向上等に資する取組を実施できているか否かを客観的に評価することで、適切な進行管理を行うとともに、市民の視点に立った分かりやすい評価結果を公表することができるよう、改革課題ごとに、可能な限り、成果指標を設定・活用しています。

第３期プログラムの計画期間においても、引き続き、成果指標を設定・活用することで、改革課題ごとの各取組の円滑かつ確実な実施と的確な進行管理・取組評価を行います（図表－37）。

図表－37　行財政改革プログラムにおける成果指標

行財政改革プログラムにおける成果指標の設定の考え方
●改革課題ごとに取組（アウトプット）を進めた結果、ヒト・モノ・カネ・情報・時間の各経営資源の確保や市民サービスの向上等（アウトカム）の効果を定量的に表すことができる指標を設定
●各改革課題の内容や特性に応じ、取組の効果（アウトカム）をより客観的かつ的確に捉えた指標を設定
●「川崎市行財政改革推進委員会」からの専門的かつ客観的な意見や助言を踏まえ設定
●取組の効果をより的確に捉えていくため、計画期間内に、適宜、指標を追加

（３）内部評価の実施

改革課題ごとの各取組について、「（１）進行管理・取組手法」に基づき、経営資源の確保や市民満足度の向上等に寄与しているか否かについて、毎年度、「川崎市行財政改革推進本部」に諮り、客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

（４）外部評価等の実施

第３期プログラムの計画期間４年間のうち、２年間経過後の中間評価時点及び４年間経過後の総括評価時点において、「川崎市行財政改革推進委員会」により、経営資源の確保や市民満足度の向上、事務事業への貢献度等について、専門的視点による外部評価を加えることで、評価の客観性を確保します。

さらに、委員会から提出された意見等については、第３期プログラムの取組の改善や第３期プログラム以降の計画策定等にも活用していきます。

（５）評価スケジュール

第３期プログラムの取組に関する評価スケジュールは、次のとおりです（図表－38）。

図表－38　行財政改革第３期プログラムの取組評価スケジュール

第５章　今後の財政運営の基本的な考え方

１　本市の財政状況

本市歳出に占める義務的経費[14]の割合は、平成 29（2017）年度の県費負担教職員の市費移管に伴う職員数の増や会計年度任用職員制度の導入などによる人件費の増、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増による扶助費の増などにより増加傾向にあり、令和３（2021）年度予算では 54.1％となっています。地方公共団体全体では、義務的経費の歳出総額に占める割合は令和元（2019）年度決算で 49.7％（川崎市は 56.5％）となっており、本市は高い水準にあるといえます（図表－39）。

図表－39　義務的経費の性質別推移と歳出予算に占める割合

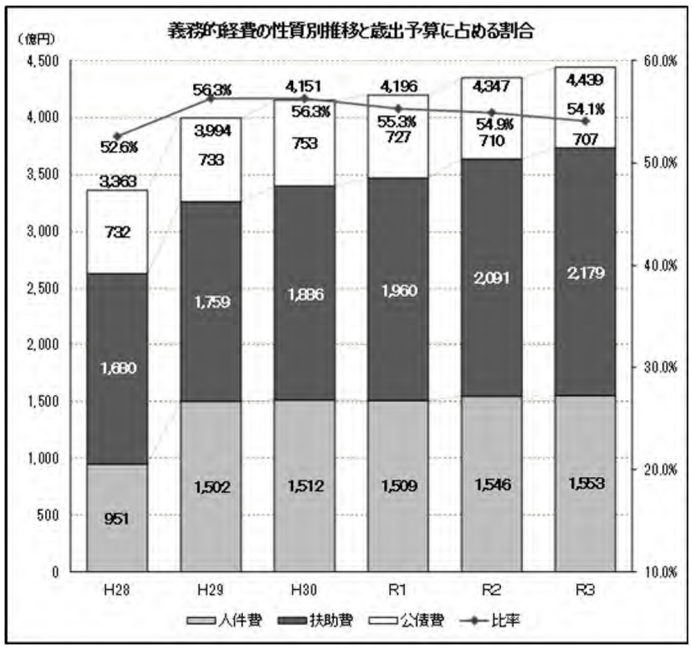

高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。

令和２（2020）年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳出が減少したことなどにより、収支不足は発生しなかったものの、減債基金からの借入残高は 527 億円に達しています。（図表－40）。

[14] 支出が義務的で任意では削減できない経費（人件費、公債費、扶助費）。割合が小さいほど財政の弾力性がある一方、大きいほど財政の硬直度は高まるとされており、義務的経費が一定水準以上になると、新しい行政需要に対応することが困難になるとされている。

また、令和３（2021）年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落込みによる影響を受けることが見込まれます。

さらに、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。

図表－40　減債基金からの借入残高の推移

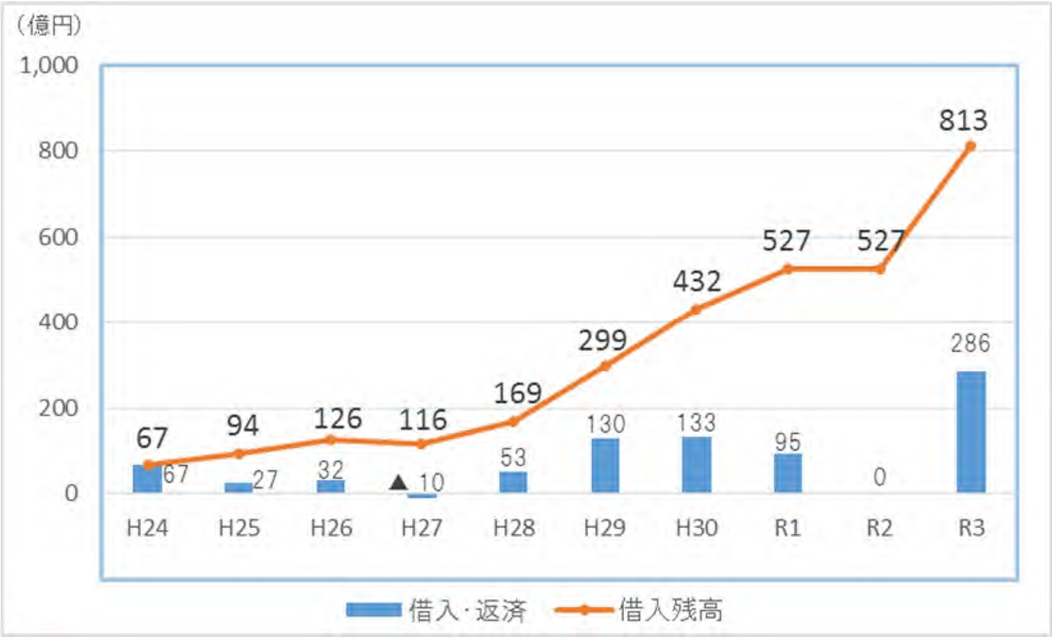

（注）H27 は 10 億円を返済（H24～R2 は決算、R3 は予算）

２　基本的な考え方

「最幸のまち　かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるためには、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要であることから、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

（１）効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度やＰＰＰ・ＰＦＩなど民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる資産保有の最適化、施設の長寿命化を図ります。

（２）税源涵養に向けた取組の推進

川崎の優れたポテンシャルを活かし、臨海部における国際戦略拠点の形成や大規模な土地利用の転換による、成長が見込まれる分野の産業の振興や、中小企業活性化条例に基づく施策の推進に取り組むとともに、拠点整備や交通結節機能強化など、民間活力を活かした安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進し、市内経済の活性化を通じて、税源の充実につながる取組を進めます。

（３）財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

（４）将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス[15]の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。

また、減債基金からの借入金についても、早期の返済に努めます。

[15] 基礎的財政収支のことで、過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支のことを言う。

（５）「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行います。

（６）財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

ア　取組目標

① 早期の収支均衡

必要な市民サービスの着実な推進と持続可能な行財政基盤の両立に向けて、早期の収支均衡を目指し、令和 10（2028）年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行います。

② プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、併せて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

③ 減債基金借入金の早期の返済

減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努めます。

イ　財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標を、これまでの推移等も踏まえ、次のとおり設定します。

なお、財政指標については、その結果の分析・評価を行うことや、その内容を施策判断等に活用することが重要であるとともに、適宜、指標自体の見直しや新たに設定を行うことも必要であることから、今後も、その検討等を継続して行っていきます。

①　収支状況

各会計の単年度の収支が、赤字とならないように設定するもの

■　**実質赤字比率**

【普通会計】赤字とならないこと

（令和２（2020）年度決算：赤字となっていない）

■　**連結実質赤字比率**

【全　会　計】赤字とならないこと

（令和２（2020）年度決算：赤字となっていない）

②　財政構造の弾力性

■　**経常収支比率**

【普通会計】97％以下　（令和２（2020）年度決算：97.5％）

市税等の経常的な一般財源が、経常的な歳出にどの程度使われているかを表すもので、臨時的な歳出に使える歳入の余力・財政の弾力的な対応力を示すもの

＊　現状の財政構造においては、社会保障関連経費などの対人サービスが増加し、大きな割合を占めていることが特徴となっています。このため、率が高い状況が続いていますが、本市では、自立支援や就労支援などに取り組み、社会保障関連経費の増加ペースの低減に努めています。

＊　減債基金からの借入を行っていなかった平成 23（2011）年度（96.9％）程度の数値を、当面の目標として設定します。

■　**市税収入に対する義務的経費の割合**

【普通会計】100％以下　（令和２（2020）年度決算：116.4％）

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を、どの程度市税で賄えるかを表すもの

③ 将来負担

■ **プライマリーバランス**

【一般会計】中長期的に安定的な黒字の確保

（平成 17（2005）年度決算以降：黒字）

過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支を表すもの

＊　プライマリーバランスが、一定の黒字幅を持って安定的に推移する場合には、市債残高の抑制や縮減につながります。

■ **市民一人あたり市債残高**

【普通会計】指定都市平均以下

（令和２（2020）年度決算：531,306 円、指定都市平均 652,288 円）

将来の人口減少局面も見据えた公債費負担の推移を表すもの

■ **実質公債費比率**

【普通会計】18％未満　（令和２（2020）年度決算：8.2％）

将来負担すべき公債費、あるいはこれに準ずる経費の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

■ **将来負担比率**

【普通会計】400％未満　（令和２（2020）年度決算：122.0％）

市債残高や職員の退職手当など、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの

■ **将来負担返済年数**

【普通会計】中長期的に低減　（令和２（2020）年度決算：15.8 年）

将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、将来負債の返済に充当可能な単年度収入の何年分に相当するかを表すもの

④ 企業会計等の経営健全化

■ 基準外繰出金

【普通会計】縮減・規律の確保　（令和２（2020）年度決算：前年から縮減）

各会計の健全な財政運営を促す観点から、法令等に基づかない繰出について、縮減等を図るために設定するもの

■ 資金不足比率

【企業会計】資金不足を生じないこと

（令和２（2020）年度決算：資金不足となっていない）

企業会計ごとの資金不足額の大きさを、事業規模を基準に表すもの

■ 負債比率

【全会計・出資法人】中長期的に低減　（令和２（2020）年度決算：43.0%）

連結バランスシートにおいて、資産形成のために生じた負債合計の大きさを、資産合計を基準に表すもの

（７）今後の予算計上（歳出）の考え方

今後の予算計上（歳出）にあたっては、次の考え方を基本的な姿勢として進めることとします。

ア 計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、今後の計画策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。

イ 計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

ウ　基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

エ　一部の社会保障関連経費（投資的経費を含む。）

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

オ　公債費（諸費を除く）

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、併せてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

カ　管理的経費

庁用経費、施設管理的経費などの管理的経費については、所要額を計上するとともに、併せて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。

キ　政策的経費（一部の社会保障関連経費を除く。）

直接、市民生活への影響がある事業等の政策的経費については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、併せて事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

（８）行財政改革の取組

総合計画に掲げる施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続的な行財政基盤の構築の両立に向け、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営に寄与するため、切れ目のない行財政改革の取組を推進します。

第３期プログラムの取組は、計画期間内の反映できるものについて「収支フレーム」に反映します。（各年度の改革の取組の効果を、翌年度予算に反映します。）

（９）収支フレーム（素案）【一般財源ベース】

「収支フレーム」は、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、今後５年間は、この「収支フレーム」に沿った財政運営を行っていきますが、市民ニーズや社会経済状況など、本市を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、実施計画の策定時などにおいて、必要な見直しを行うとともに、具体的な取組については、毎年度の予算において、適切に対応していきます。

この「収支フレーム（素案）」は、令和３（2021）年度当初予算をベースに、「川崎市将来人口推計」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し、「総合計画第３期実施計画（素案）」や「行財政改革第３期プログラム（素案）」の令和４（2022）年度以降の取組を反映して算定しています。

○ 川崎市将来人口推計【令和３（2021）年４月】

（単位　人）

10月1日現在	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)
総数	1,539,100	1,580,500	1,603,000	1,602,800
0～14歳	188,900	183,300	177,900	177,300
（うち0～4歳）	64,600	63,700	64,500	65,000
15～64歳	1,035,400	1,057,700	1,053,400	1,013,200
65歳以上	314,800	339,600	371,700	412,300
（うち75歳以上）	161,600	200,100	216,600	223,500

※各人口は、四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

○ 中長期の経済財政に関する試算【令和３（2021）年７月・内閣府】

（単位　%程度）

年度		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
ベースライン ケース	名目成長率	▲ 3.9	3.1	2.5	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1
	消費者物価	▲ 0.2	0.1	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
（参考）成長実現 ケース	名目成長率	▲ 3.9	3.1	2.5	3.6	3.7	3.7	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2
	消費者物価	▲ 0.2	0.1	0.7	1.3	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※　収支フレームの歳入は、上記のベースラインケースを基本に算定していますが、参考に成長実現ケースも掲載しています。

【収支フレーム算定の前提条件】

令和３（2021）年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しています。

①　歳入

市税等（市税・地方譲与税・県交付金）は、過去の推移や経済動向等を踏まえて算定しています。

②　歳出

原則として、令和３（2021）年度予算で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しましたが、今後、具体的に検討される予定の事業についても、一定の条件で計上しています。

■　投資的経費

「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業の熟度や進捗状況を踏まえて、所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として令和３（2021）年度予算と同額で計上しています。

■　一部の社会保障関連経費

これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

■　公債費

投資的経費の動向等を踏まえ、市債償還に係る所要額を計上しています。

■　職員給与費及び管理的経費

原則として令和３（2021）年度予算と同額で計上しています。

■　政策的経費

これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

③　収支

上記により計上した歳入と歳出の差引である収支とともに、減債基金からの借入残高の見込みを記載しています。

また、収支フレームは予算ベースを基本としていますが、歳出は予算の範囲内で執行されるものであることから、その制度上、決算においては、余剰が生じ、一定程度、収支が改善することが見込まれます。そのため、予算で計上した減債基金からの新規借入の額は、決算において縮減が見込まれることから、減債基金からの借入残高については、より実態に即した見込みを明らかにするため、決算見込ベースでの試算も記載しています。

収支フレーム（素案）（令和４（2022）年度～令和８（2026）年度）【一般財源ベース】

収支均衡に向けて、令和４（2022）年度～令和８（2026）年度の５年間を「収支フレーム」と位置付け、その後の令和９（2027）年度～令和 13（2031）年度の５年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

＊　歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。
＊　歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。

（単位 億円）

		収支フレーム					収支見通し				
	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R12（2030）	R13（2031）
市税	3,457	3,667	3,722	3,737	3,787	3,816	3,833	3,863	3,893	3,909	3,928
地方消費税交付金	329	322	326	318	333	346	337	339	341	332	343
地方譲与税・その他の県交付金	125	141	137	138	138	139	139	140	140	141	141
普通交付税・臨時財政対策債	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通交付税	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他一般財源	132	103	104	104	105	105	105	105	105	106	108
退職手当債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進債	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
歳入合計	4,155	4,303	4,359	4,367	4,433	4,476	4,484	4,517	4,549	4,558	4,590
減債基金借入金 返済	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20
投資的経費	238	334	297	259	240	236	253	224	223	218	247
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
大規模な投資的経費（新規分）	1	3	5	7	7	7	9	8	13	13	12
大規模な投資的経費（継続分）	69	151	106	60	38	39	56	31	34	38	29
基礎的な投資的経費	168	180	186	192	195	190	188	185	176	167	156
一部の社会保障関連経費	1,062	1,092	1,118	1,140	1,170	1,192	1,204	1,217	1,231	1,245	1,257
高齢者福祉	332	345	348	353	363	374	384	395	407	418	428
障害者福祉	237	245	254	256	260	261	263	265	267	270	272
生活保護	142	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
保育事業（待機児童対策）	311	319	333	348	364	374	374	374	374	374	374
小児医療費助成	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
公債費（諸費を除く）	680	692	698	695	686	667	659	660	640	654	647
管理的経費・政策的経費	2,461	2,458	2,457	2,421	2,412	2,400	2,405	2,410	2,417	2,407	2,414
職員給与費	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249
管理的経費	502	488	488	462	461	462	461	461	460	460	463
政策的経費（中学校給食(PFI分)含む）	710	721	720	710	702	689	695	700	708	698	702
歳出合計	4,441	4,576	4,570	4,515	4,508	4,495	4,521	4,511	4,531	4,544	4,585
収支	▲ 286	▲ 273	▲ 211	▲ 148	▲ 75	▲ 19	▲ 37	6	18	14	5
減債基金からの借入残高	813	1,086	1,297	1,445	1,520	1,539	1,576	1,576	1,556	1,536	1,516

決算見込ベース

減債基金からの新規借入（返済は△表記）	*241*	*228*	*166*	*103*	*30*	*△ 26*	*△ 8*	*△ 51*	*△ 83*	*△ 79*	*△ 70*
減債基金からの借入残高	*768*	*996*	*1,162*	*1,265*	*1,295*	*1,269*	*1,261*	*1,210*	*1,127*	*1,048*	*978*

※決算における収支改善を見込んでいます。（年45億円:H24(2012)-R2(2020)平均）

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

■ 参考資料

1 市民アンケート

（1）調査目的

市民満足度の高い行政運営に向けた行財政改革の推進に当たり、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」の現状を把握し、今後の取組の参考とするため、「川崎市総合計画に関する市民アンケート調査」の一部として、以下のとおり、市民アンケートを実施しました。

（2）調査の概要

ア　期　　間：令和 2（2020）年 2 月 14 日（金）～令和 2（2020）年 3 月 6 日（金）
イ　対　　象：住民基本台帳から無作為抽出した川崎市在住の満 18 歳以上の男女個人 3,000 人
ウ　調査方法：郵送によるアンケート調査
エ　回収状況：発送数 3,000 件、有効回収数 1,545 件、有効回収率 51.5％

（3）調査結果

【問】川崎市では、日々の生活に身近な行政サービスとして、さまざまなものを提供しています。あなたは、こうした日頃受けている行政サービスについて、どのように感じていますか。

※　市が提供する日々の生活に身近な行政サービスとは…
保育などの子育てサービス、小・中学校などでの教育、高齢者などへの福祉サービス、ごみの収集、区役所などの窓口サービス、市民館・図書館などの施設サービスなど

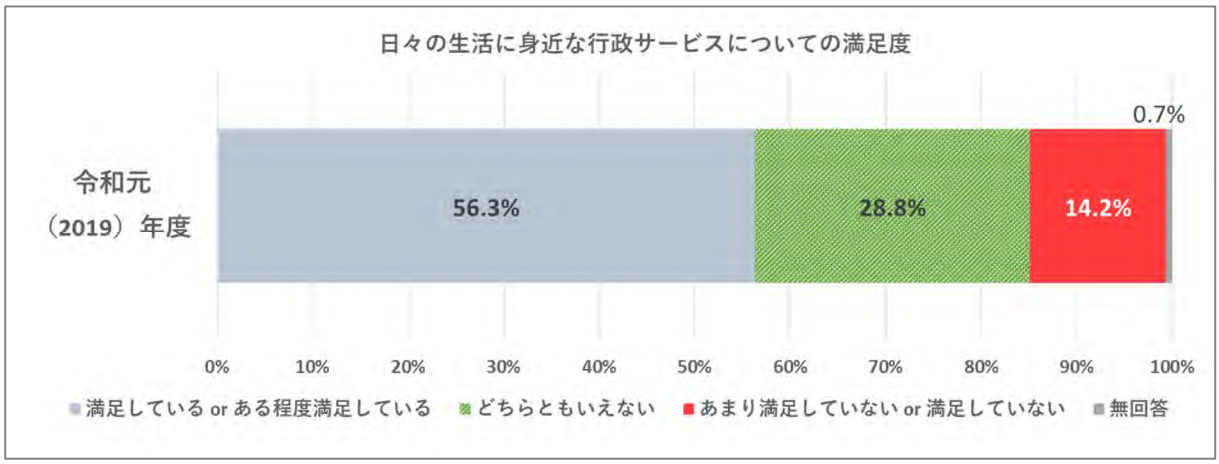

2 川崎市「働き方についてのアンケート調査」

（1）調査目的

庁内の人材育成や意識改革等に向けて、職員の働き方に対する意識や課題認識を把握するため、以下のとおり、職員アンケートを実施しました。

（2）調査の概要

ア　期　　間：令和３（2021）年７月 19 日（月）～令和３（2021）年８月 31 日（火）
イ　対　　象：令和３（2021）年６月１日時点で在席している全職員（一般職員、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員）からランダム関数により無作為抽出した 3,000 人
ウ　調査方法：一般事務職員についてはｅラーニング、その他職員については庁内便による配布・回収
エ　回収状況：発送数 3,000 件、有効回収数 2,320 件、有効回収率 77.3%

（3）調査結果（抜粋）

全調査項目のうち、「第１章　現状・課題認識」や、「第３章　改革の取組」の改革課題に関連する質問項目を抜粋して掲載します。

【問１】
あなたは川崎市職員として今の働き方に満足していますか。（回答は一つ）

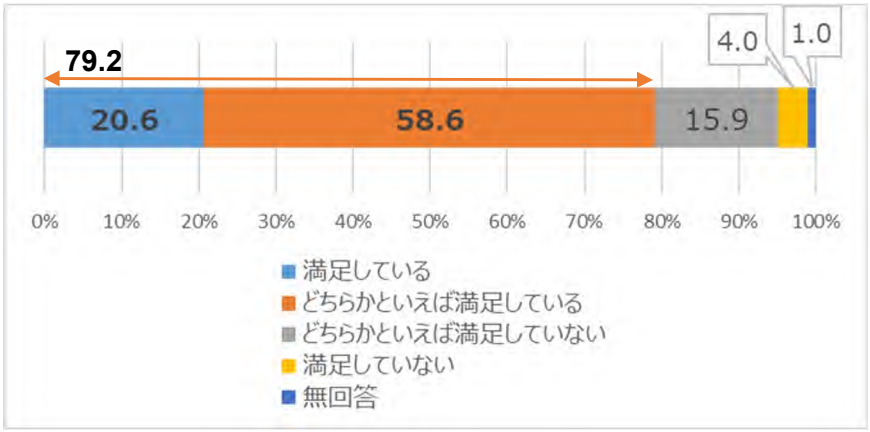

【問２】問１で「1　満足している」・「2　どちらかといえば満足している」を選択した方へ伺います。満足している理由をお聞かせください。（複数回答可）

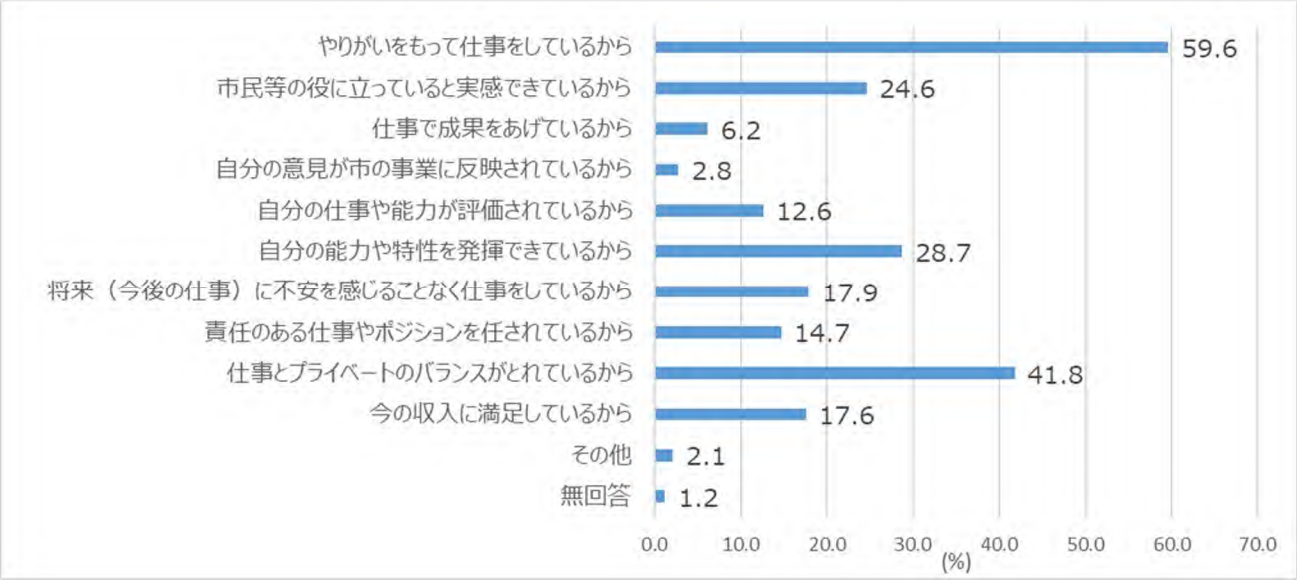

【問３】問１で「3　どちらかといえば満足していない」・「４　満足していない」を選択した方へ伺います。なぜ満足していないと思いますか。（複数回答可）

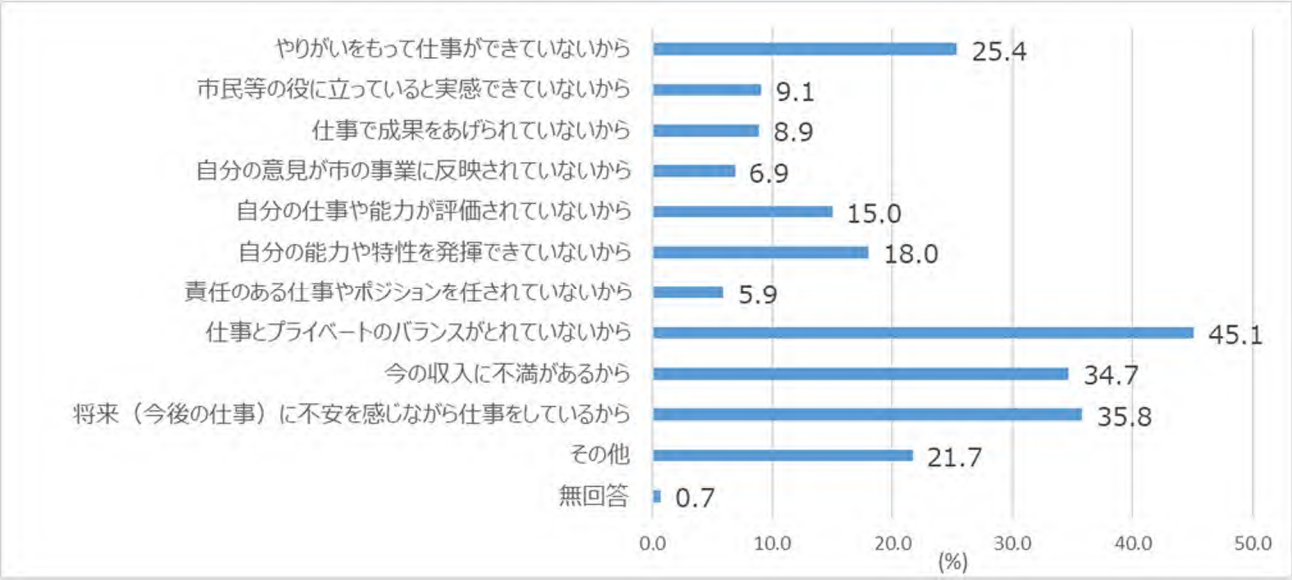

【問 29】あなたの職場環境等について伺います。以下の項目についてお答えください。（回答は項目ごとに一つ）

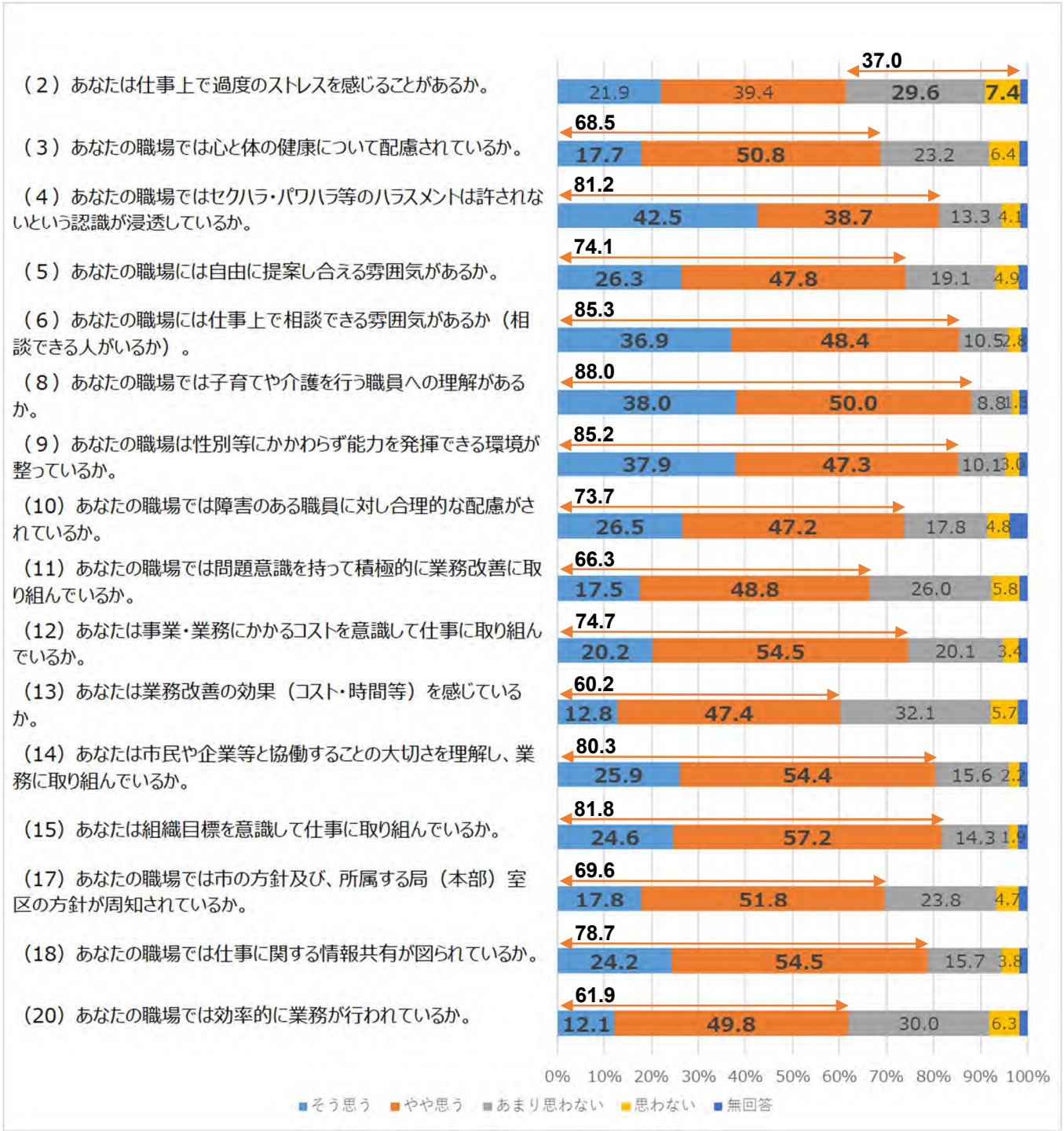

【問 30】『人材育成』について伺います。以下の項目についてお答えください。（回答は項目ごとに一つ）

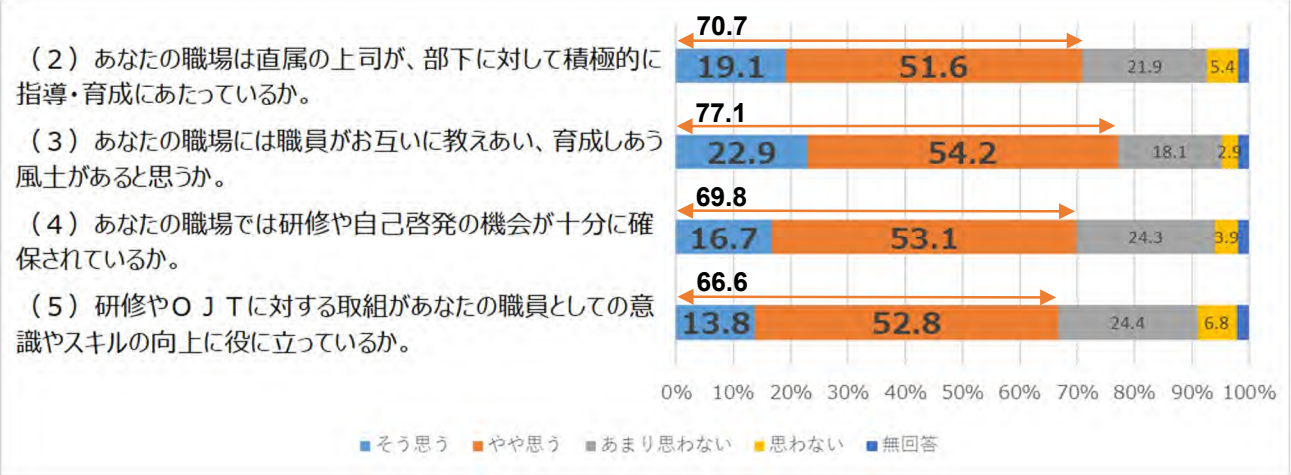

【問 31】あなたの職場の『管理職のマネジメントの実施状況』についてお答えください。（回答は項目ごとに一つ）

※　課長級・教頭以上の方は、自身のマネジメントの実施状況についてお答えください。

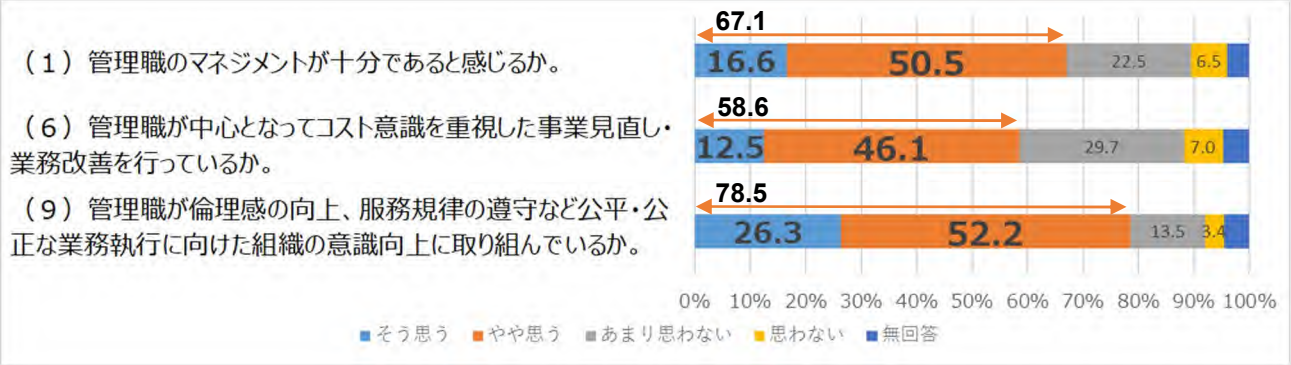

3 川崎市「働き方・仕事の進め方改革」と関連改革課題一覧

（1）「働き方・仕事の進め方改革」の目的、ビジョン及び方向性

本市では、行財政運営を取り巻く課題や社会の変化に対応していくため、これまで当たり前と思っていた「働き方」と「仕事の進め方」を変えていくことで、職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現と多様な働き方を可能とする職場づくりを進め、将来にわたりより良い市民サービスを安定的に提供していくことを目指し、平成 29（2017）年度から「働き方・仕事の進め方改革」の取組を進めてきました。

「職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現でき、多様な人材が活躍できる職場づくり」をビジョンとし、「制度・運用（ルール）」「ＩＣＴ・設備（ツール）」「業務・組織運営（マネジメント）」「意識・風土（マインド）」という総合的な観点から、「職員の働く環境の整備と意識改革」と「多様な働き方の推進」に取り組んでいます。

（２）「働き方・仕事の進め方改革」の関連改革課題一覧

行財政改革第３期プログラムの中で、「働き方・仕事の進め方改革」に関連する改革課題は、以下の表のとおりです。

＜取組の方向性（１）職員の働く環境の整備と意識改革＞

改革課題 No.			課題名
2	(1)	1	長時間勤務の是正に向けた取組
2	(1)	2	総務事務執行体制の見直し
2	(2)	1	業務プロセス改革の推進
2	(2)	2	デジタルの活用によるワークスタイル変革の推進
4	(1)	1	組織力の向上に向けた計画的な人材の育成
4	(1)	4	人事評価制度の適正な運用と見直しに向けた検討
4	(3)	3	職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進
4	(4)	3	メンタルヘルス対策の充実

＜取組の方向性（２）多様な働き方の推進＞

改革課題 No.			課題名
4	(1)	3	適切な人事配置と人材育成、定年引き上げへの対応
4	(4)	1	職員個々の状況に応じた働く環境の整備
4	(4)	2	女性活躍推進・次世代育成支援の推進

＜各局区の取組＞

改革課題 No.			課題名
2	(1)	3	川崎区役所機能再編に伴うワークスタイル変革や業務効率化の検討
2	(1)	4	宮前区役所の移転を契機としたワークスタイル変革や業務効率化の検討
2	(1)	5	学校教職員の働き方改革に向けた取組

4　当初設定する成果指標一覧

取組１－（１）将来を見据えた市民サービスの再構築

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
4	市民文化局	**マイナンバーカードの利用動向を踏まえた証明書発行体制のあり方の検討**	①マイナンバーカードの交付率 ②コンビニ交付の交付率	①住民基本台帳人口に占めるマイナンバーカードの交付枚数の割合 ②各種証明書交付枚数に占めるコンビニ交付の割合	①マイナンバーカード交付枚数／住民基本台帳人口 ②各種証明書発行件数／コンビニ交付件数	① 30.89% ② 5.32% （R02） 【2020】	① 85% ② 15% （R07） 【2025】	①国の方針及び市の施策を踏まえたうえで交付率85%を目指すもの ②マイナンバーカードの交付率の向上及び市の施策により交付率15%を目指すもの
5	経済労働局	**都市農業の課題を踏まえた農業支援のあり方の検討及び効率的・効果的な支援の推進**	市民農園管理等に係る関係職員の業務時間数	利用者が主体的に管理する地域交流農園に移行することで、利用マナーの向上や連帯感の醸成のほか、市職員の業務時間の縮減を図る。	従来型農園１農園を地域交流型に移行した場合に縮減する市職員の業務時間数（100時間／農園）	1,580時間 （R02） 【2020】	1,280時間 （R07） 【2025】	市民農園管理等に係る令和２（2020）年度の業務時間から、４年間で地域交流農園に移行する３か所の運営に係る業務時間300時間の削減を目標値として設定する。
15	こども未来局	**こども文化センターの役割の再整理を踏まえた効率的・効果的な運営及び施設の最適化に向けた検討**	こども文化センターの利用者数（延数）	子どもが健やかに成長できるしくみづくりに向けて、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るために市内58か所にこども文化センターを設置しており、その利用人数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	市内58か所のこども文化センターの年間利用者数（延数）	717,694人 （R02） 【2020】	1,830,000人以上 （R07） 【2025】	年少人口が減少する中にあっても、ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（平成30（2018）年度）の利用者数の水準と同水準を目標とする。
17	こども未来局	**効率的・効果的な待機児童対策の推進**	保育所等利用待機児童数（翌年度４月１日時点）	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、認可保育所の整備等の待機児童対策を推進しており、保育所等利用申請者のうち待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	厚生労働省の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度４月１日時点の待機児童数	0人 （R03.04） 【2021.04】	0人 （R08.04） 【2026.04】	本市では平成27（2015）年４月、平成29（2017）年４月及び令和３（2021）年４月に待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消を継続していくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
18	まちづくり局	**都市計画道路網の見直し**	都市計画変更により建築制限が撤廃される建築物の棟数	都市計画変更により、市民等に対する建築制限が、どの程度、撤廃されたのかを図るため、制限が撤廃された建築物の棟数を成果指標として設定するもの	都市計画変更により建築制限が撤廃される建築物の棟数	－ （R02） 【2020】	55棟 （R07） 【2025】	「都市計画道路網の見直し」に基づき、３路線のうち２路線の都市計画変更を行うことで、合計55棟の建築制限撤廃を目標とするもの

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
20	まちづくり局	**効率的・効果的な登戸区画整理事業の実施及び清算に向けた検討**	宅地使用開始面積率	土地区画整理事業の目的の１つである土地の整形化によって、宅地の利用増進が図られることによる事業推進効果を成果指標として設定するもの	総宅地面積に対する宅地使用開始面積（宅地整備後に権利者に引渡した宅地）の割合	74% （R02） 【2020】	100% (R07) 【2025】	集団移転を活用した土地区画整理事業を推進し、令和７（2025）年度の建築物等の移転及び基盤整備の完了を目標とするもの
21	建設緑政局	**放置自転車対策の実施手法の見直し**	①一括委託化等による放置自転車の台数 ②保管所再編による運営経費	①更なる放置自転車の削減に向けて、撤去、運搬、保管及び啓発業務の一括委託化により、一連の業務を行うことで、効率的な業務執行にあわせ、柔軟で効果的な放置自転車対策を実施することにより得られる効果 ②川崎市内９か所の自転車の保管所については、再編に向けた考え方に基づき、令和４（2022）年度より順次、再編整備を進めることで、運営経費が削減できることにより得られる財政効果	①当該年度における放置自転車台数 ②当該年度における保管所管理運営費	① 2,011台 ② 112,240 千円 （R02） 【2020】	① 1,600台 以下 ② 100,000 千円以下 (R07) 【2025】	①令和７（2025）年度の放置自転車を、市内全域一括委託化により、放置自転車を1,600台以下にする（411台の削減効果を得る）ことを目指すもの ②令和７（2025）年度の自転車保管所の運営経費を、再編整備により100,000千円以下にする（12,240千円の財政効果を得る）ことを目指すもの
22	建設緑政局	**市内駐輪場施設の見直し**	駐輪場の利用率（平均）	市内駐輪場の再編を進めることで、適切な配置により得られる駐輪場利用率	当該年度における市内全域の駐輪場の利用率	59% （R02） 【2020】	70%～90%の範囲 (R07) 【2025】	令和７（2025）年度の駐輪場の利用率を、再編整備により平均70～90%の範囲にする（11%の改善効果を得る）ことを目指すもの ※90%以上の利用率の場合、近隣に新たな駐輪施設が必要となるなど、適切な配置ではなくなるため、目標は70～90%と設定
24	消防局	**救急隊の現場到着時間の維持・短縮及び救急車の適正利用**	救急隊の現場到着時間	心肺停止から救急隊員による救命処置の開始時期については、10分以内に救命処置が開始されることが１か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、いち早く救急車が救急現場に到着し、傷病者を病院へ搬送できるよう指標を設定する。	年間の全救急事案のうち、119番通報の覚知から救急隊が現場到着するまでの平均時間	9.0分 （R02） 【2020】	8.0分 (R07) 【2025】	現場到着時間の短縮を目指した取組を着実に進め、8.0分を目標値とする。

取組１－（２）市民サービスのデジタル化の推進

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**市民生活の利便性向上に向けたＩＣＴの活用**	①提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数 ②市ＬＩＮＥ公式アカウントの友だち登録者数	①本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができる。 ②市民が広く利用しているＬＩＮＥを活用した情報発信を行っており、その効果測定を行うため、友だち登録者数を目標値として設定する。	①本市ホームページ上で提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数 ②市ＬＩＮＥ公式アカウントに友だち登録している件数	① 5,810件 ② 22,448件 （R02） 【2020】	① 7,000件 ② 70,000件 （R07） 【2025】	①市民ニーズの高いオープンデータを本市ホームページに掲載することで、オープンデータの月平均ダウンロード数7,000件を目指すもの ②市ＬＩＮＥ公式アカウントの魅力を高め友だち登録者数を増やすことで、登録数70,000件を目指すもの
2	総務企画局	**行政手続のオンライン化･窓口等のキャッシュレス化の推進**	①電子申請システムの利用件数 ②キャッシュレス決済比率	①電子申請システムの利用状況の効果を把握するため、利用件数を設定する。 ②キャッシュレス決済比率が向上することにより、現金取扱い事務が効率化するため、キャッシュレス決済の比率を設定する。	①本市ホームページ上の電子申請システムで申請された件数の合計 ②現金決済を含めた決済額全体に対するキャッシュレス決済の比率	① 392,768件 ② － （R02） 【2020】	① 600,000件 ② 40% （R07） 【2025】	①令和５（2023）年３月の電子申請システムリニューアルに伴い、オンラインにより申請できる手続が増えること等を踏まえ、現状の利用件数の約1.5倍に増加させることを目指すもの ②国のキャッシュレス化の目標に合わせて、40%を目指すもの
6	教育委員会事務局	**ＩＣＴ環境･先端技術の活用及び最適化に向けた取組の推進**	ＧＩＧＡ端末整備による小･中学校コンピュータ教室事業費	ＧＩＧＡ端末整備により小･中学校コンピュータ教室の整備を適正化することで、減額できる財政効果	見直し前の負担額－見直し後の負担額	719,486千円 （R02） 【2020】	538,000千円以下 （R07） 【2025】	令和７（2025）年度の小･中学校のＰＣ教室の負担額を令和２（2020）年度と比較し、181,486千円の削減を目指すもの

取組１－（３）市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組**	①テーマ型民間提案の案件形成数（延数） ②川崎市民間活用メールニュース登録ユーザー数 ③全指定管理施設の年度評価における総合評価の平均点	①行政側から対外的に課題を示すことにより、民間提案の案件形成に向けた取組を積極的に進めるため、テーマ設定目標に応じた案件形成数を設定するもの ②本市の取組等の情報発信やプラットフォームなどの場を通じて、本市から発信される情報に興味等をもち、その情報を受信したいと考えてもらった事業者数を設定するもの ③指定管理施設における効率的・効果的な運用や市民サービスの向上に向けた取組などについての総合評価を指標として設定するもの	①市側として設定した民間提案に関するテーマに対して、実際に民間提案が為され、成果として案件形成した件数 ②川崎市民間活用メールニュース登録ユーザー数 ③全指定管理施設において毎年度実施する年度評価の評価点の平均値	① ２件 ② 595 ユーザー ③ 66.8点 （R02） 【2020】	① 25件 ② 850 ユーザー ③ 70.0点 （R07） 【2025】	①テーマ設定数のうち半数程度は複数事業者（３者程度）と成立する案件を実施する（社会実験等）と想定し、令和２（2020）年度２件+令和３（2021）年度７件+令和４（2022）年度以降（８件テーマ設定）４件＋４件×３＝25件 ②本市の民間活用に関する情報に興味をもち、情報提供を受けたいと考えてもらう事業者を毎年50ユーザー程度増を目指すもの ③評価の結果、優れていると認められる70点を目標値として設定するもの
6	建設緑政局	**夢見ヶ崎動物公園の効率的・効果的な管理運営**	①サポーター制度に基づき受け入れる寄附の件数（４か年平均） ②サポーター登録者数（４か年平均）	①②動物の飼育環境を維持していくために、イベント開催などを進めることで、寄附の件数やサポーター登録数の増加により得られる効果	①４か年平均におけるサポーター制度に基づき受け入れる寄附の件数 ②４か年平均におけるサポーター登録者数	① 25件 ② 28人 （R02） 【2020】	① 27件以上 ② 30人以上 （R07） 【2025】	①令和７（2025）年度までの４か年でサポーター制度に基づき受け入れる寄附の件数を、イベント開催などによる魅力の向上やにぎわいの創出により27件以上にする（２件の増加を得る）ことを目指すもの ②令和７（2025）年度までの４か年でサポーター登録者数を、イベント開催などによる魅力の向上やにぎわいの創出により30人以上にする（２人の増加を得る）ことを目指すもの
8	建設緑政局	**等々力緑地の更なる効率的・効果的な管理運営等**	緑地内施設の管理運営に要する一般財源負担額	緑地全体を民間活用による一体的な管理運営に変更することで、管理運営経費が削減できることにより得られる財政効果	当該年度における緑地内施設の管理運営に要する一般財源負担額	710,000 千円 （R02） 【2020】	675,000 千円 （R07） 【2025】	令和７（2025）年度の等々力緑地の緑地内施設の管理運営に要する一般財源負担額を、民間活用による一体的な管理運営への変更により675,000千円にする（35,000千円の財政効果を得る）ことを目指すもの
9	建設緑政局	**多摩川の利活用による効率的・効果的な管理運営及び賑わいの創出と地域活性化に向けた検討**	民間活力の導入に伴う多摩川緑地における財政効果	多摩川緑地の民間活力導入を進めることで得られる財政効果	当該年度における、支出のある維持管理、警備委託費等の削減額及び民間事業者からの使用料等による収入額の和	０円 （R02） 【2020】	3,000 千円 （R07） 【2025】	令和７（2025）年度の多摩川緑地の民間活力の導入に伴う財源を、民間活力の導入により3,000千円にする（3,000千円の財政効果を得る）ことを目指すもの

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 （測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
10	建設緑政局	**公園における効果的な公民連携の推進**	民間活力導入に伴う公園使用料	公園緑地の民間活力導入を進めることで、公園使用料が増加することにより得られる財政効果	当該年度における公園緑地の民間活力導入に伴う公園使用料の年額収入の総額	－ （R02） 【2020】	2,000千円以上 (R07) 【2025】	令和７（2025）年度の公園緑地の公園使用料を、民間活力の導入により、年額総計で2,000千円以上に増加する（2,000千円以上の財政効果を得る）ことを目指すもの ※池上新町南緑道のP-PFIに伴う使用料については、1(3)13の課題の成果指標にて計上
11	港湾局	**川崎港の魅力向上と民間活力の導入**	①川崎港の新たな魅力創出事業参入事業者数 ②川崎港の市内認知度	①②民間活力を導入することで、質の高いサービスの提供と魅力を創出することで認知度の向上を図るため設定するもの	①川崎港の新たな魅力創出事業におけるサービス、イベント、活動に参画した事業者数 ②スクリーニング調査による川崎港の認知度調査の上、比較する。（令和２（2020）年度調査と同一）	① － ② 71.4% （R02） 【2020】	① ３件 ② 73% (R07) 【2025】	①民間参入を促す環境整備等を行うことにより、魅力創出の取組に参画する民間事業者・ＮＰＯの事業者を年１者程度とすることを目指すもの ②民間活力の導入等による魅力向上により令和７（2025）年度の市内居住者の認知度73%を目指すもの
12	港湾局	**川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し**	年間のコンテナ取扱貨物の増加量	川崎港コンテナターミナルの運営について、効率的・効果的なターミナル運営とポートセールス業務の成果を毎年度のコンテナ貨物取扱の増加量を示すことにより、各年度の成果を示すもの	年度ごとのコンテナ取扱貨物増加量を集計 TEU：20フィートで換算したコンテナ個数	8,194 TEU （R02） 【2020】	10,000 TEU (R07) 【2025】	過去５年間のコンテナ取扱貨物の増加量の実績や新型コロナウイルスの国内外の影響を踏まえ、年間目標を10,000TEUに設定するもの
13	臨海部国際戦略本部	**池上新町南緑道及び皐橋水江町線沿道における効果的な公民連携の推進**	民間活力（P-PFI）導入に伴う公園使用料による財源確保	取組により確保した、公園使用料収入を指標として採用	公園緑地における民間活力（P-PFI）導入に伴う公園施設設置許可の年額収入の総額	－ （R02） 【2020】	300千円 (R07) 【2025】	民間活力（P-PFI）の導入により、公園緑地内に設置する便益施設から得られる公園使用料を目標値とする。

取組２－（１）働き方･仕事の進め方改革の推進

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**長時間勤務の是正に向けた取組**	年間480時間を超える時間外勤務職員数	女性活躍推進特定事業主行動計画の目標に合わせる。	年間480時間を超える時間外勤務職員数（交通局の自動車運転手、病院局の医師･歯科医師、災害時等の業務に従事した職員を除く。）	484人（R02）【2020】	0人（R07）【2025】	第２期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画において設定する目標との整合を図り、年間480時間を超える時間外勤務職員数を０人とすることを目標とする。なお、（仮称）第３期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画の策定に合わせ設定する。
2	総務企画局	**総務事務執行体制の見直し**	業務集約による財政効果（累計）	業務集約により各所属で削減された時間数に正規職員から会計年度任用職員に移管した場合の人件費削減分を換算	削減時間数×削減人件費（正規ー会計年度任用職員）	115,000千円（R01-R02）【2019-2020】	200,000千円以上（R04-R07）【2022-2025】	集約業務の対象範囲を順次拡大し、業務に係る時間や人件費を削減していく。
3	川崎区役所	**川崎区役所機能再編に伴うワークスタイル変革や業務効率化の検討**	ペーパレス会議等による会議資料印刷枚数の減（令和２（2020）年度比較）	業務の効率化の推進、ペーパレス化（紙を使用しない、発生させない業務プロセスの構築）の促進などワークスタイルの変革による効率的な行政運営を図る。	区主体会議における会議資料印刷枚数	ー（R02）【2020】	１万枚（R07）【2025】	業務の効率化の推進、ペーパレス化（紙を使用しない、発生させない業務プロセスの構築）を促進するため設定するもの
4	宮前区役所	**宮前区役所の移転を契機としたワークスタイル変革や業務効率化の検討**	区主体の会議におけるＰＣ･モニター等を使用した会議の開催による会議準備時間の減（令和２（2020）年度比較）	ＩＣＴを利用することで業務の効率化を推進するため、設定するもの	区が主体で開催した会議におけるＰＣやモニターを使用した会議の開催による会議準備における削減時間数	ー（R02）【2020】	14時間（R07）【2025】	区が主体で開催した会議におけるＰＣやモニターを使用した会議の開催による会議準備における削減時間数を図るために設定するもの
5	教育委員会事務局	**学校教職員の働き方改革に向けた取組**	中学校の時間外在校等時間が１か月当たり80時間を超える教職員の割合	主に部活動指導員を配置することで得られる勤務時間縮減の効果	年度ごとの時間外在校等時間が１か月当たり80時間を超える教職員の割合	20.5%（R02）【2020】	16.5%（R07）【2025】	令和２（2020）年度と比較し82名増員（期末を除く10か月）することにより、１か月当たり80時間を超える教職員が820名分（延べ人数）削減されることを目指すもの

取組２－（２）市役所内部のデジタル化の推進

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**業務プロセス改革の推進**	業務所管部署を支援して業務プロセス改革を実施した手続における削減時間割合（延数）	業務プロセス改革を実施することにより、生み出された総削減時間の効果 ※改革前の所要時間については、全庁業務量調査の結果を用いる。	１－（改革後の全手続における所要時間の総時間数／改革前の全手続における所要時間の総時間数）×100 ※改革後の全手続とは、第３期期間中に業務プロセス改革を実施した手続の総数	－ （H30-R02） 【2018-2020】	20% （R04-R07） 【2022-2025】	令和３（2021）年度に実施した全庁業務量調査の結果から、正規職員における専門性不要かつ定型的な業務の割合が20%であったことを踏まえ、手続の処理にかかる所要時間を20%削減することを目指すもの
2	総務企画局	**デジタルの活用によるワークスタイル変革の推進**	①紙の使用量（学校等を除く。） ②テレワーク用パソコンの稼働率	①紙の使用量を削減することで、印刷コストの削減につながる。 ②テレワーク用端末の稼働率の向上がテレワークの推進につながる。	①システム管理課が契約する複合機の印刷枚数及び会計室が所管する共通物品の用紙の払い出し枚数を集計する（学校、企業会計は対象外）。 ②テレワーク用端末１か月間の稼働端末数の平日平均値／テレワーク用端末台数×100	① 106,324千枚 ② － （R02） 【2020】	① 53,000千枚 ② 40.0% （R07） 【2025】	①ペーパレスの取組を推進した局の取組において20%程度の削減が図られた実績があることから、今後のペーパレス化に向けた環境整備等により、現状値の半減を目指すもの ②１台の端末を複数人で活用するため在宅勤務を行う場合、端末の返却等の日数が必要になることから、最大端末稼働率を50%として、その８割稼働を目指すもの
4	財政局	**市税システム更改に伴う税務事務の効率化**	①システム運用経費（単年度） ②税務事務における総時間外勤務時間数	①システムの運用に必要となる機器、システム運用保守に係る年間経費を指標とするもの。令和７（2025）年度の目標値は、国の「デジタルガバメント実行計画」において令和８（2026）年度までに 平成 30 （2018）年度比で少なくとも３割の削減を目指すとされたことを踏まえ、令和２（2020）年度比３割削減となる数値を目標とする。システム更改に要した一時経費について、10年間の運用年数で除した額を加算することで、実質的には３割を超えた削減を目標とする。 ②税務事務に従事する職員の年間時間外勤務時間数の縮減率を指標とすることで、システム更改に伴う業務処理手順の見直し、繁忙職場への応援体制の推進等、税務全体の業務改善の取組の成果を測るもの	①運用保守及び機器使用に係る費用＋開発に要した費用／契約年数（10年間） ②当該年度の税務職員の年間総時間外勤務時間数	① 10.4億円 ② 53,820時間 （R02） 【2020】	① 7.3億円 ② 51,129時間 （R07） 【2025】	①令和７（2025）年度の新市税システムの運用単年度経費を、令和２（2020）年度比３割減である7.3億円に削減することを目指すもの ②システム更改に伴う業務処理手順の見直し、繁忙職場への応援体制の推進等、税務全体の業務改善の取組の成果として、税務事務に従事する職員の令和７（2025）年度の年間時間外勤務時間数を、令和２（2020）年度比５%減である51,129時間に縮減することを目指すもの

取組２－（３）組織の最適化

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
28	教育委員会事務局	**学校用務業務執行体制の見直し**	退職動向にあわせた再任用短時間勤務職員等の配置による財政効果（令和２（2020）年度との比較）	職員定数を再任用短時間勤務職員等とすることによる財政効果	職員定数減による人件費－再任用短時間勤務職員等の配置による人件費	－（R02）【2020】	134,000千円以上（R04-R07）【2022-2025】	職員定数を再任用短時間勤務職員等とすることにより、計画期間において、134,000千円以上の財政効果を得ることを目指すもの
29	教育委員会事務局	**学校給食調理業務の委託化**	職員定数削減効果額（令和２（2020）年度との比較）	委託化による職員定数削減の財政効果額	令和４（2022）年度から令和７（2025）年度までに新たに委託化する学校の給食調理業務委託料と学校給食運営に係る人件費との差額	－（R02）【2020】	14,000千円以上（R04-R07）【2022-2025】	学校給食調理員の退職動向等を踏まえて、学校給食調理業務の委託化を進めることにより、計画期間において14,000千円以上の財政効果を得ることを目指すもの

取組２－（４）財源確保策の強化

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	財政局	**市税収入率の更なる向上**	市税収入率	市税収入率の政令市第１位を維持しつつ、さらに歳入の根幹である市税収入を確保するため「市税滞納整理方針」で、目標とする収入率を定め、その達成に向けて、徴収事務を効率的・効果的かつ積極的に進め、更なる市税収入率の向上に取り組み、政令市過去最高の収入率の達成を目指すもの	年度ごとの市税調定済額に対する市税収入額の割合 ＊政令市過去最高の収入率（参考：平成29（2017）年度　名古屋市99.5%）	99.2% （R02） 【2020】	99.5% (R07) 【2025】	市税収入率の更なる向上に取り組み、令和７（2025）年度までに政令市過去最高の市税収入率を目指すもの
2	財政局	**市税以外の債権における収入未済額の縮減**	全ての市の債権（市税を除く。）の収入未済額（総額）	翌年度に繰り越す滞納債権の金額を示す収入未済額の縮減について、今後の下げ止まりが懸念されるところですが、取組の強化により、更なる縮減を目指すもの	収入未済額＝調定額－収入額－不納欠損額	約104億円 （R02） 【2020】	83億円 以下 (R07) 【2025】	①強化債権：各強化債権ごとの収入未済額目標の合計（約64.5億円） ②その他の債権：準強化債権の取組などを踏まえて第２期プログラムにおける縮減率（▲７%）を上回る率（▲10%）で算出した収入未済額の目標（約18.3億円）
3	財政局	**戦略的な資金調達と資金運用の推進**	新たな運用手法による運用益（累計）	新たな運用手法を実行することで得られる運用益	新たな運用手法で得られる運用益の令和３（2021）年度～７（2025）年度の累計額	－ （R02） 【2020】	６億円 (R07) 【2025】	年利0.4%の国債取得として試算。令和５（2023）年に累計500億円の国債を取得して以降は新たな国債取得を行わないため、令和６（2024）年度以降は年２億の利息収入として算出
4	財政局	**ふるさと納税制度の取組の推進**	ふるさと納税による寄附受付件数	ふるさと納税制度の趣旨は、応援したい自治体への寄附制度であり、寄附者から共感を得た取組や返礼品を通じた取組結果は、寄附件数により図ることができるため。	ふるさと納税による年度ごとの寄附件数	5,461件 （R02） 【2020】	29,000件 (R07) 【2025】	現状値に対し各年約1.4倍を目標値とし設定

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
6	健康福祉局	**一層の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の収入確保**	①-1国民健康保険料収入率（現年度分） ①-2国民健康保険料収入率（滞納繰越分） ①-3国民健康保険料収入率（現年度分+滞納繰越分） ①-4国民健康保険料収入未済額 ②-1後期高齢者医療保険料収入率（現年度分） ②-2後期高齢者医療保険料収入率（滞納繰越分） ②-3後期高齢者医療保険料収入率（現年度分+滞納繰越分） ②-4後期高齢者医療保険料収入未済額 ③-1介護保険料収入率（現年度分） ③-2介護保険料収入率（滞納繰越分） ③-3介護保険料収入率（現年度分+滞納繰越分） ③-4介護保険料収入未済額	川崎市債権対策基本方針に基づき、各年の収入率、収入未済額を設定するもの	川崎市債権対策本部会議強化債権対策部会に提出している令和２（2020）年度決算確定値に基づき算出した令和７（2025）年度までの目標数値とする。	①－１ 94.76% ①－２ 43.25% ①－３ 89.63% ①－４ 3,077,558千円 ②－１ 99.62% ②－２ 60.61% ②－３ 99.35% ②－４ 83,775千円 ③－１ 99.46% ③－２ 34.94% ③－３ 98.54% ③－４ 259,397千円 （R02） 【2020】	①－１ 95.20% ①－２ 43.29% ①－３ 91.14% ①－４ 2,491,034千円 ②－１ 99.66% ②－２ 60.65% ②－３ 99.48% ②－４ 81,478千円 ③－１ 99.50% ③－２ 35.45% ③－３ 98.91% ③－４ 252,132千円 （R07） 【2025】	川崎市債権対策本部会議強化債権部会において、定められている目標としている。
7	健康福祉局	**国民健康保険給付費返還金の収入確保**	①収入率（現年度分） ②収入率（滞納繰越分） ③収入率（現年度+滞納繰越分） ④収入未済額	川崎市債権対策基本方針に基づき、各年の収入率、収入未済額を設定するもの	川崎市債権対策本部会議強化債権対策部会に提出している令和２（2020）年度決算確定値に基づき算出した令和７（2025）年度までの目標数値とする。	① 74.61% ② 48.37% ③ 60.78% ④ 99,926千円 （R02） 【2020】	① 75.10% ② 48.41% ③ 66.97% ④ 61,227千円 （R07） 【2025】	川崎市債権対策本部会議強化債権部会において、定められている目標としている。
8	こども未来局	**一層の保育料収入確保に向けた取組強化**	①収入率（現年度分） ②収入率（滞納繰越分） ③収入率（現年度分＋滞納繰越分） ④収入未済額	①②③④保育サービスを安定的に維持していく観点から、必要な収入を確保していく必要があり、そのためには保護者からの保育料の収入率及び収入未済額の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	①②③収入率＝徴収額／調定額×100（%） ④収入未済額＝調定額－徴収額	①99.77% ②39.04% ③98.92% ④42,534千円 （R02） 【2020】	①99.82% ②45.50% ③99.64% ④22,439千円 （R07） 【2025】	①現年度は毎年0.01%増とし、②滞納繰越分は毎年1.50%増として目標設定をするもの。③④については①②で設定した目標値に伴い算出した数値とするもの

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 （測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
9	まちづくり局	**市営住宅使用料の収入確保**	①収入率（現年度分） ②収入率（滞納繰越分） ③収入率（現年度分＋滞納繰越分） ④収入未済額	市営住宅使用料のうち、未納使用料の縮減効果や得られる財政効果等を測るため、収入率（区分ごと）及び滞納繰越額を成果指標として設定するもの	①・②・③ 収入率＝収入額／調定額×１／100 （※現年度分、滞納繰越分とも） ④ 収入未済額＝調定額－収入額－不納欠損額	①99.46% ②8.87% ③91.78% ④393,867千円 (R02) 【2020】	①99.56% ②13.07% ③96.60% ④170,048千円 (R07) 【2025】	収入率（区分ごと）、収納未済額ともに、現状値よりも更なる改善を図ることを目標とするもの
10	教育委員会事務局	**学校給食の公会計化後の効率的・効果的な取組の推進**	学校給食費の収納率	収入率を向上させることで得られる財政効果	（令和７（2025）年度の収納率）－（令和３（2021）年度の収納率）	－ (R02) 【2020】	99.7% (R07) 【2025】	私会計時の学校給食費の収入率の実績及び公会計化している他の政令市の状況を踏まえて目標値を設定

取組２－（５）戦略的な資産マネジメント

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
5	財政局	**財産の有効活用**	有効活用決算額	財産有効活用の成果の一つとして、歳入確保が挙げられることから、その推移を見ることで、有効活用の取組の成果を図ることができる。	一般会計、特別会計、企業会計の貸付事業・広告事業により得られる歳入額	8.0億円 （R02） 【2020】	8.0億円 以上 （R07） 【2025】	有効活用決算額について、現状値以上の歳入額の達成を目指すもの
9	経済労働局	**労働会館及び教育文化会館の再編整備に伴う新たな管理運営体制の構築**	労働資料室利用者数	魅力ある図書コーナーの設置など市民ニーズを踏まえた再編整備により稼働率を向上し、利用者数の増加を図る。	令和２（2020）年度の目標値2,500人の1.5倍を令和7（2025）年度の目標値とする。なお、令和５（2023）年度、６（2024）年度は改修期間にあたる。	1,592人 （R02） 【2020】	3,750人 （R07） 【2025】	現在の教育文化会館利用者にも積極的に勤労資料室の利用を促し、目標達成を目指すもの
11	健康福祉局	**いこいの家・いきいきセンター等の効率的・効果的な利活用・管理運営・更新の検討**	①いこいの家夜間・休日等施設開放事業の利用率 ②いきいきセンターの利用者数	①キーボックスの設置等による利便性及び認知度の向上による効果 ②いきいきセンターの設備の充実に伴う新たなコンテンツ導入による効果	①年間の利用可能日数に対する利用日数 ②いきいきセンターの延利用者数	① 7.0% ② 111,242人 （R02） 【2020】	① 11.3% ② 292,000人 （R07） 【2025】	①キーボックスの設置等による利便性及び認知度の向上による効果 ②いきいきセンターの設備の充実に伴う新たなコンテンツ導入による効果
13	まちづくり局	**都市拠点における公共空間の総合的な有効活用**	拠点駅周辺等における公共空間を有効活用した広告事業による歳入額	拠点駅周辺等における公共空間の有効活用により得られる広告料等収入を成果指標として設定するもの	各広告料の合計値	22,600千円 （R02） 【2020】	22,600千円 以上 【2025】	拠点駅周辺等における公共空間の有効活用により得られる広告料の総額について、現状値以上を目標とするもの
14	建設緑政局	**道路予定区域等の有効活用**	入札型占用制度を活用した占用料	道路予定区域等の有効活用を進めることで、占用料の増加により得られる財政効果	令和４（2022）年度～令和７（2025）年度までにおける入札型占用制度を活用した占用料の総額（累計）	29,421 千円 （R02） 【2020】	60,000 千円 （R04-R07） 【2022-2025】	令和４（2022）年度～令和７（2025）年度の入札型占用制度を活用した占用料を、更なる公募により４年間の累計総額60,000千円を目標値とするもの ※事業者の入札により占用料が決まるため、社会・経済情勢及び有効活用対象地周辺の環境変化等を考慮し、目標値を設定している。

取組２－（６）特別会計の健全化

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	経済労働局	**競輪事業特別会計の健全化に向けた取組の推進**	一般会計繰出金	競輪事業の主目的である市財政の貢献については、一般会計への繰出金額が客観的な成果指標となる。	競輪事業の単年度収益額から基金積立金、次年度繰越金を引いた金額	140,000千円（R02）【2020】	140,000千円以上（R07）【2025】	令和４（2022）年度からの第２期の包括的な業務委託等における効率的な事業運営により、特別競輪を開催した令和２（2020）年度と同額の一般会計への繰り出しを目指し、目標として設定する。
2	経済労働局	**卸売市場事業特別会計の健全化等に向けた取組の推進**	①北部・南部市場の年間卸売取扱量（青果・水産） ②北部市場の市場使用料の決算額	①場内事業者と連携した本市の活動結果を表す指標であり、取扱量の確保を図るもの ②市場使用料の確保を進め、市場会計の健全化を図るもの	①青果部・水産物部の卸から報告された年間取扱量 ②北部市場の市場使用料（市場使用料・施設使用料の合計）の決算額	① 137,332ｔ ② 797,990千円（R02）【2020】	① 151,433ｔ以上 ② 803,000千円以上（R07）【2025】	①卸売市場経営プラン改訂版で目標設定している数値を設定する。 ②新型コロナウイルス感染症拡大等以前の市場使用料の確保に向けて、平成28（2016）年度～平成30（2018）年度実績（平均）以上の市場使用料収入を目標とする。

取組２－（７）公営企業の経営改善

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	上下水道局	**デジタル化の推進とＩＣＴの活用による上下水道サービスの向上と業務の効率化**	ＲＰＡの活用による業務削減時間の累計	ＲＰＡ化による業務効率化を進めることで、作業時間が削減できることにより得られる効果として、職員が新たな高付加価値業務に従事できる時間を設定する。	ＲＰＡの活用により削減できた作業時間数（累計） 現状値：ＲＰＡ導入当初（令和元（2019）年度から２年間）からの累計 目標値：現状値＋既存ロボットによる削減時間＋今後開発予定の新規ロボットによる削減時間の令和７（2025）年度までの累計	599時間 （R02） 【2020】	7,500時間 (R07) 【2025】	ＲＰＡ適用業務を想定し、開発体制、規模等を考慮した上で、年度毎の実装可能業務における作業削減時間の累積を目標値として設定
2	上下水道局	**上下水道事業における財務事務の効率化**	定量効果の一部である財務伝票作成の自動化による作業時間の削減	年間約1.3万件の伝票の起票及び決裁に要する時間の削減	財務伝票発行枚数（年）ｘ自動化による作業削減時間（15分）	－ （R02） 【2020】	3,250時間 (R07) 【2025】	・次期財務会計システムの稼働により、システム稼働前（現状値）と比較して削減が見込める時間数を目標値として設定 ・次期財務会計システムは令和５（2023）年１月に稼働するため、令和４（2022）年度の目標値は３か月分を設定
3	上下水道局	**上下水道事業における資産の有効活用**	資産の有効活用の収益額	資産の有効活用の成果の一つとして、収益確保が挙げられることから、その推移を見ることで、有効活用の取組の成果を測ることができる。	貸付料概算	8.6億円 （R02） 【2020】	9.1億円 以上 (R07) 【2025】	・継続案件については、令和３（2021）年度の予算額（8.6億円）を目標値として設定 ・新規案件については、生田浄水場におけるスポーツ広場等の供用開始による歳入等の想定額を目標値として設定
8	交通局	**市バス事業における労働生産性の向上**	職員１人・１か月当たりの平均時間外勤務時間数	業務改善や効率的な乗務計画により削減される時間	１か月時間外勤務時間数/職員数	26時間 （R02） 【2020】	24時間 (R07) 【2025】	業務改善などの実施により約１割の時間外勤務時間の削減を目指すもの
10	病院局	**次期「川崎市立病院中期経営計画」に基づく経営健全化の推進**	①川崎病院の入院患者満足度 ②井田病院の入院患者満足度 ③多摩病院の入院患者満足度 ④川崎病院の外来患者満足度 ⑤井田病院の外来患者満足度 ⑥多摩病院の外来患者満足度	①～⑥市民に信頼される安全・安心な医療の安定的かつ継続的な提供が出来ているかどうかの客観的な指標であるため。	①～⑥各病院で行われている患者満足度調査の結果（多摩病院は１年間の中で２回行われているため、その平均）	①88.4% ②89.6% ③90.0% ④69.3% ⑤85.2% ⑥85.6% （R02） 【2020】	①89.3% ②91.3% ③89.3% ④81.7% ⑤82.6% ⑥81.7% (R07) 【2025】	①～⑥平成27（2015）年度調査実績を踏まえ、全国の平均値（平成26（2014）年度日本病院会ＱＩＰの平均値（入院患者満足度89.3%、外来患者満足度81.7%））を超えることを目標として設定する。

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 （測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
11	病院局	**入院･外来自己負担金に関する債権対策の推進**	①収入率（現年度分） ②収入率（滞納繰越分） ③収入率（現年度分＋滞納繰越分） ④収入未済額	①～④質の高い公的医療サービスを安定的に提供していくため、新型コロナウイルス感染症が令和３（2021）年度中に収束することを想定した上で財源の核となる入院･外来自己負担金について設定するもの	①～④過去５か年の実績をもとに令和４（2022）年度以降は新型コロナウイルス感染症による影響が全くないものとして算出	①80.90% ②71.20% ③79.81% ④568,694千円 （R02） 【2020】	①92.06% ②72.00% ③90.19% ④302,867千円 （R07） 【2025】	①～④令和３（2021）年度中に新型コロナウイルス感染症が収束することと想定し、現年度分収入率について、新型コロナウイルス感染症における公費負担制度に伴う自己負担分の影響が全く無い平成30（2018）年度の実績を元に算出し、過年度分収入率については令和２（2020）年度の実績を元に、令和４（2022）年度については現年度分における上記の新型コロナウイルス感染症による未収分は過年度において90%程度回収されるものと想定した上で、いずれの分も年度ごとに0.2ポイント程度改善させるものとし、それに対応して収入未済額も縮減させるものとして目標設定する。

取組３－（１）多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	市民文化局	**これからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく取組の推進**	地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合（市民アンケート）	市民自治のまちづくりには、地域に関わりを持つさまざまな主体が協力して地域を支えるしくみが必要であるため、市民活動団体、町内会・自治会、企業、大学などが身近な場所で行っている社会貢献活動に関わったことがある市民の割合を指標とする。	市民アンケート（無作為抽出3,000人）で「地域貢献活動を知っており、活動にかかわったことがある」と答えた人の割合	15.7% （R02） 【2020】	25% (R07) 【2025】	平成27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップを目指し、目標値を設定する。
2	市民文化局	**町内会・自治会による地域課題の解決や地域活性化に向けた取組の推進**	町内会・自治会加入率	地域における支え合いの中心となる町内会・自治会の会員が増え、活性化することが地域コミュニティ力の向上につながることから設定するもの	加入世帯数／全市世帯数×100	59.0% （R02） 【2020】	64.0% (R07) 【2025】	地域コミュニティ力の向上のため、加入率の中長期的な漸減傾向を、わずかでも増加へと転換していくことを目指すもの
3	市民文化局	**国際交流センターを活用したグローバル人材の育成支援**	①ボランティア登録総数（川崎市国際交流協会事業報告） ②ボランティア・市民団体のコーディネート件数	多文化共生の促進に向けたボランティアに対する市民の関心について、現状のコロナ禍によってもボランティアのニーズや市民団体の活動支援があることから、国際交流協会において、登録種別ごとに管理・運営を行っているおり、登録数を維持しながら活躍の機会を増やしていくことによって、登録者の育成を図っていく必要があるため設定するもの	①毎年度（３月31日）時点での川崎市国際交流協会におけるボランティアの登録総数 ②毎年度（３月31日）時点での川崎市国際交流協会におけるボランティア・市民団体の派遣コーディネート件数	① 1,314件 ② 1,396件 （R02） 【2020】	① 1,415件 ② 1,250件 (R07) 【2025】	①外国人市民施策等に対応するためのボランティアの育成・支援が必要であることから、登録件数を着実に増加させることを目標とするもの（参考：H29～R2平均：1,249件） ②ボランティアのコーディネート件数を増やしていくことにより、登録者の活躍の機会や幅が広がり、その状況が個々の登録者の育成に繋がっていくことから、コーディネート件数を着実に増加させることを目標とするもの（参考：H29～R2平均：884件）
4	市民文化局	**スポーツの担い手の確保に向けた取組の推進**	①スポーツ推進委員の定員における充足率 ②川崎国際多摩川マラソンにおける情報保障など、障害者対応ができるボランティアの数 ③川崎国際多摩川マラソンにおける一般ボランティアの中で、ボランティアリーダーを担える人材の数	①地域でスポーツを楽しむ人を増やすことを目的として、大会や多様なイベントの開催数の増を目指し、担い手の拡充を図るために設定するもの ②誰もが参加しやすいイベントとするため、多様な主体との連携を図り、ボランティアの質の向上を図るために設定するもの ③複数回参加しているボランティアに事前研修を受けてもらい、ボランティアリーダーとして活動できる担い手の拡充を図るために設定するもの	①毎年決まった時点における委嘱者の数 ②年度ごとのマラソン大会における情報保障や障害者対応等ができるボランティアの数 ③本大会に複数回参加している一般ボランティアの中で、ボランティアリーダーを担える人材の数	① 87.8% ② 0人 ③ 0人 （R02） 【2020】	① 95% ② 10人 ③ 11人 (R07) 【2025】	①本来の定数を満たすには、55人（12.2%）不足しているが、当該目標期間中の改選は１回のみで、一度に全て確保するのは困難のため、約６割の95%を目指すこととして設定 ②ボランティアを依頼する関係協力団体と調整を行い、年度毎に人数を増やし、令和７（2025）年度までに目標値の10人にする想定 ③一般ボランティアリーダーを配置する箇所を年度毎に増やし、令和７（2025）年度までに目標値の11人にする想定

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 （測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
8	健康福祉局	**多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進**	①地域包括ケアシステムの考え方の理解度 ②相談先の認知度（地域みまもり支援センター）	①「地域包括ケアシステムのことや、そのために自分が何をすればよいか」の理解度により、多様な主体による地域での支え合いの仕組みづくりの成果を測ることができる。 ②市内の相談支援機関の認知度により、困ったときに適切に相談につながる環境づくりの成果を測ることができる。	①総合計画に関する市民アンケート ②地域福祉実態調査	① 9.9% ② 31.0% （R01） 【2019】	① 42.0% ② 50.0% （R07） 【2025】	①平成24（2012）年実施の市民アンケートにおける「保健福祉センター」の認知度（70%）を参考に、その半数以上の市民が理解している状態を目指すもの ②半数以上の市民が困ったときの相談先を知っている状態を目指すもの
9	健康福祉局	**効率的・効果的な手法による一層の介護人材の確保・定着**	①介護人材の不足感 ②介護人材マッチング・定着支援事業により就職した求職者の数	①介護人材需給状況の感覚値 ②求職者と事業所の双方の支援を一元的に実施する事業の成果	①川崎市高齢者実態調査 ②毎年度の事業実績報告	① 75.8% （R01） 【2019】 ② 82人 （R02） 【2020】	① 70% ② 100人 （R07） 【2025】	かわさきいきいき長寿プランに基づき、効果的な介護人材の確保と定着の支援を進め、従業者の不足感を低減化することを目標とするもの
10	健康福祉局	**看護人材の更なる確保**	市立看護短期大学及び市立看護大学新卒者の市内就職率	令和４（2022）年４月に開学予定の看護大学における新卒者で就職した者の市内医療機関等への就職率目標。短期大学卒業生の市内就職状況を参考に目標値については、75%以上とする。	市内医療機関等への就職者数 / 新卒者で就職した者	69.6% （R02） 【2020】	75% （R07） 【2025】	令和７（2025）年度の目標値については、看護大学における初めての卒業生につき、実績や傾向が想定できないことから、令和５（2023）年度の看護短期大学卒業生の市内就職状況を参考に目標値を設定する。
11	建設緑政局	**緑のまちづくりに向けた多様な主体との協働・連携**	緑のボランティア活動の累計箇所数	公園緑地等における協働・連携を進めることで、グリーンコミュニティの形成により得られるボランティア活動箇所の増加	当該年度における公園緑地等の維持管理活動を行う市民ボランティア団体数	2,304 箇所 （R02） 【2020】	2,450 箇所 （R07） 【2025】	令和７（2025）年度の公園緑地等の維持管理活動を行う市民ボランティア団体数を、設立促進及び活動支援などにより2,450箇所に増加する（146箇所の増加を得る）ことを目指すもの
12	建設緑政局	**生田緑地ばら苑の魅力の向上と効率的・効果的な運営方法の検討**	年間来苑者数	生田緑地ばら苑における市民ボランティア等の育成を進めることで、魅力向上やサービス水準向上により得られる年間来苑者数の増加	当該年度における年間来苑者数	32,336人 （R02） 【2020】	76,500人 （R07） 【2025】	令和７（2025）年度の生田緑地ばら苑の年間来苑者数を、魅力向上やサービス水準向上により76,500人にする（44,164人の増加を得る）ことを目指すもの

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
13	臨海部国際戦略本部	**国際戦略拠点キングスカイフロントにおけるイノベーション・エコシステムの構築**	①キングスカイフロント及び周辺地域のインキュベーション施設への累計入居企業数 ②キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	①キングスカイフロント及び周辺にベンチャー企業の成長拠点を設け、産業創出を促すもの ②キングスカイフロントにおける市の取組に対する評価	①キングスカイフロント及び周辺のインキュベーション施設への累計入居企業数（施設や入居企業とのやりとりの中で把握） ②市民アンケートで調査	①12社（R02）【2020】 ②10.5%（R01）【2019】	①36社以上 ②18%以上 （R07）【2025】	①域内外から高度人材を呼び込み研究成果を早期に社会実装させるため、インキュベーション施設への入居企業数の増加を目標とする。 ②キングスカイフロントにおける拠点形成を進めるにあたっては、キングスカイフロントでの取組が市民に認知され、そこで行われている研究等に理解を得られることが重要である。そのことから、「市の取組を知っていて、その取組を評価できる」人の割合を、毎年１%以上増加させることを目標とする。
14	川崎区役所	**多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進**	SDC構築・運営に向けた座談会（連携交流会）への参加団体数	地域参加のきっかけづくりや居場所づくりとして団体間の交流を進めることにより、地域課題を解決する協働の担い手を創出する効果がある。	参加団体数（SDC[実証プロジェクト]実施団体＋提案事業実施団体）	７団体（R02）【2020】	７団体以上（R07）【2025】	提案事業実施団体等との年２回の座談会の実施により、多様な分野や地域性を踏まえた団体による重層的な連携関係（ネットワーク）を構築しながら、区の特色を踏まえたソーシャルデザインセンターを創出するもの
15	川崎区役所	**多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進**	地域活動やボランティア活動の参加意向	地域参加のきっかけづくりや居場所づくりを進めることにより、地域課題を解決する協働の担い手を創出する効果がある。	直近調査値11.5%（令和元（2019）年度）－前回調査値9.0%（平成28（2016）年度）＝2.5% 直近調査値+2.5%＜目標値	11.5%（R02）【2020】	14.0%以上（R07）【2025】	地域活動やボランティア活動に参加する区民が増えることにより、地域課題を解決する協働の担い手が創出され、地域包括ケアシステムの取組が推進すると考え設定するもの
16	幸区役所	**多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進**	①補助金２事業「参加と交流」「情報を共有」への申請件数 ②区民アンケート質問事項「ボランティア等の市民活動への興味」の参加意向割合の向上	①「地域住民の参加と交流を促進する活動」「情報を共有するための活動」は、イベントなどを通じて多様な主体との連携や地域の情報発信力を高める取組であるため、これらの事業により多くの補助金が活用されるよう支援することで地域の活性化につなげる。 ②区民アンケートの調査結果は、区民の声をダイレクトに反映した指標であり、「ボランティア等の市民活動への興味」の向上は地域活動団体の活性化につながるため。	①町内会・自治会より提出された「活動実績報告書」により件数を算出 ②隔年で実施される区民アンケート質問事項により割合を算出	①15件（R01）【2019】 ②24.7%（R02）【2020】	①70件 ②30.0%（R07）【2025】	①毎年度の個別相談会を通じて、多様な主体との連携や情報発信力の向上への補助金活用を支援し、令和７（2025）年度において活動実績目標を70件とする。 ②補助金等により、参加と交流を図る活動を増やし、隔年に実施される区民アンケート「ボランティア等の市民活動へ興味」の割合を令和６（2024）年度までに３割を目標とする。

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
17	幸区役所	**多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進**	①自助・互助の取組を推進するため地域課題を共有している地域の数 ②地域包括ケアシステム関連の事業で連携した企業・団体数 ③中高生の地域ボランティア（はぴ☆ボラ）参加者数	①助け合いができる地域の範囲として町内会・自治会や集合住宅等の単位での自助・互助の取組を推進するため、住民と地域課題を共有している地域数を設定する。 ②多様な主体による参加による地ケアを推進するために連携した企業・団体数を設定する。 ③将来の地域活動の担い手として、中高生の地域でのボランティア参加実績数を設定する。	①活動指標に設定した活動に基づき、地域課題を共有している地域数を設定するもの ②令和２（2020）年度現状値は、子育てフェア実施時の実績値。今後、子育てフェアでの連携の形態も変更する可能性があることと、情報誌の発行などでの掲載など他事業でも企業・団体と連携した事業展開を見込み目標値を設定するもの ③中高生の人数は大幅に変更することがない中で、平成30（2018）年度が67名、令和元（2019）年度が31名のため平均した数値以上として設定するもの	①30地域 ②31企業・団体 ③０人 （R02） 【2020】	①40地域以上 ②31企業・団体以上 ③50人以上 (R07) 【2025】	①地域課題を区役所と共有している地域数を年間２～３か所ずつ増やし、令和７（2025）年度のまでに40地域以上を目標とするもの ②地ケア推進を図るために連携している企業・団体数を現状値以上で推移させ、令和７（2025）年度に31企業・団体と連携することを目標とするもの ③中高生のボランティア参加者数を年間10～15名ずつ程度拡大させていき、令和７（2025）年度までに50人以上の参加を目標とするもの
18	幸区役所	**「御幸公園梅香事業」による市民や企業等、多様な主体との連携・協働の強化**	①「うめかおる寄附・募金」の累計額 ②梅香サポーターへの参加人数	①「うめかおる寄付・募金」を推進することで、梅の維持管理経費に充当できることより得られる財政効果 ②多様な主体との協働事業を推進することで、行政との連携が深まり、現在課題となっている協働の担い手不足の解消に期待ができる。	①（前年度までの累計額）＋（当該年度の寄付・募金額） ②（前年度までの加入人数）＋（当該年度の加入人数）	① 4,654 千円 ② 0人 （R02） 【2020】	① 7,000 千円 ② 15人 (R07) 【2025】	①御幸公園の梅林の植樹・維持管理に関する寄付・募金を広く市民から募集し、令和７（2025）年度末までに累計7,000千円以上を目標とするもの ②公園や梅の維持管理に携わる市民ボランティアの人数を毎年増やしていき、令和７（2025）年度末までに活動の中心となるリーダーを含め15名の確保を目標とするもの
19	中原区役所	**多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進**	商店街と連携した各種教室及び地域交流イベントへの参加者数	商店街と連携した各種教室及び地域交流イベントを開催しており、その参加者数を設定するもの	商店街と連携した各種教室及び地域交流イベントに参加した方の人数により算出する。	0人 （R02） 【2020】	70人 (R07) 【2025】	コミュニティ施策の推進に寄与する各種教室及び地域交流イベントへの参加想定人数を成果とするもの
20	中原区役所	**多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの取組の推進**	地域住民等との対話により、情報共有し、合意形成した回数	地域において自助互助の取組を伴走支援することを主目的とした対話の場を積極的に設けるもの。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を前提とした社会変容に沿ったリモートによる対話など様々なチャンネルを併用する。	地域住民等との対話により、情報共有し、合意形成した回数 ※単に話し合うだけではなく、具体的に地域活動を行う上での問題に対して打開策を見出すことを目的として実施する。	５回 （R02） 【2020】	10回 (R07) 【2025】	対話の場を地域で重ねていく中で問題に対して打開策を見出すような話し合いに進み、納得、合意がはかれた場合を成果とする。

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
21	高津区役所	**多様な主体による地域コミュニティ活性化の推進**	町内会や市民活動など、地域での活動に参加している区民の割合	総合計画に関する市民アンケートで、町内会や市民活動など、地域での活動に参加していると答えた人の割合	２年に１回企画調整課が実施する総合計画に関する市民アンケートの調査結果を参照	17.3% （R02） 【2020】	22.0% （R07） 【2025】	②現状値＋約5.0%を令和７（2025）年度の目標とする。
22	高津区役所	**多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進**	健康づくりに関する地域活動やボランティア活動に参加したことがある区民の割合	第６期高津区地域福祉計画における重点項目の一つである「健康づくり・いきがいづくり」に関する地域活動やボランティア活動に参加したことがある区民の割合	川崎市地域福祉実態調査（高津区版）の「地域活動やボランティア活動について」設問の「健康づくりに関する活動」に参加したことがあると回答した区民の割合を参照する。	5.1% （R02） 【2020】	6.0% （R07） 【2025】	多様な主体の参加として、健康づくりに関する地域活動やボランティア活動に参加する区民の増加を目指すもの
23	宮前区役所	**多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進**	まちのひろばＷＡプロジェクト参加数	「まちのひろば」の概念と３つの「わ（和・話・輪）」に共感する人たちと協働し、「まちのひろば」を見つけ、広げる「まちのひろばＷＡプロジェクト」への参加が増えることで、市民創発による地域課題の解決や地域の魅力づくりを推進するため設定するもの	「まちのひろばＷＡプロジェクト」における参加数	０団体 （R02） 【2020】	４団体 （R07） 【2025】	実績がないものについて、毎年度１件ずつの増加を目指すもの
24	宮前区役所	**多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進**	庁内外の多様な主体と連携して実施した取組への参加団体数	多職種の職員が各地区の活動情報や課題を持ち寄って情報共有し、意見交換を行う地域情報交換会等での検討を通じて、地域みまもり支援センター内の様々な課が連携してイベントや広報・啓発物の作成等の取組を実施し、多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの取組を進めていく。	イベントや広報・啓発物の作成等、庁内外の多様な主体と連携して実施した取組に参加した団体数	30団体 （R02） 【2020】	30団体以上 （R07） 【2025】	イベントに参加・協力したり、広報、啓発物の作成等に関わったりした団体数を維持・増加させる。
25	多摩区役所	**多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進**	多摩区ソーシャルデザインセンター（多摩ＳＤＣ）における人材（個人・団体）登録件数	多摩ＳＤＣが多様な主体との連携や人材バンクの構築を目指し、様々な活動を通じて登録を受け付けた個人・団体の登録件数	多摩ＳＤＣに登録された個人・団体の件数	54件 （R02） 【2020】	100件 （R07） 【2025】	多摩ＳＤＣの取組に対する効果的な支援を行い、多摩ＳＤＣへの人材登録を行う個人・団体の件数を毎年度増やしていくことで、多様な主体と連携した地域課題解決に向けた取組を一層促進するもの
26	多摩区役所	**多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進**	多様な主体による協働・連携に向けた協議会・交流会等の参画団体数	多様な主体による協働・連携に向け開催する協議会・交流会等への参画団体数	多様な主体による協議会・交流会等の参画団体数	47団体 （R02） 【2020】	55団体以上 （R07） 【2025】	協議会・交流会等の開催を通じて、主体的に他団体と協働・連携した取組を行う団体の参画を促進させるもの

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 （測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
27	麻生区役所	**多様な主体の参加と協働によるコミュニティ施策の推進**	市民提案事業の申請事業数	コミュニティ施策の推進により、提案団体が増え、多様な主体と連携することで、地域活動が活性化する。	年度ごとの申請事業数	1事業 （R02） 【2020】	3事業 （R07） 【2025】	コミュニティ施策の推進により、新たな地域活動等を試みる提案団体が増えることを目標とし、その団体が多様な主体と連携することで、更に地域活動が活性化することを目指すもの
28	麻生区役所	**多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進**	①学生ボランティアの派遣人数 ②高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者数	①学生ボランティアの地域活動参加を促進することにより得られる地域の担い手 ②協力事業者を増やすことにより得られる協働・連携の担い手	①学生ボランティアの派遣人数 ②高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者数	①0名 ②19社 （R02） 【2020】	①70名 ②27社 （R07） 【2025】	①地域の担い手に繋がる学生ボランティアの派遣人数を70名にすることを目指すもの ②協働・連携の担い手に繋がる協力事業者数を27社にすることを目指すもの
29	教育委員会事務局	**地域の寺子屋事業を担う人材の確保**	地域の寺子屋の運営への参加人数	寺子屋の運営に携わる市民というヒトの効果	寺子屋先生や寺子屋コーディネーターとして地域の寺子屋の運営に参加した市民の数	938人 （R02） 【2020】	2,500人 （R07） 【2025】	寺子屋の運営に携わる多様な主体の人数

取組３－（２）区役所機能の強化

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	市民文化局	**「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所機能の強化**	区役所利用者のサービス満足度	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、区役所利用者による満足度アンケートを実施する。※毎年ではなく２年に１回での実施も想定	各区役所利用者等への聞き取り調査（年１回実施、１回に各区300人程度）の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか。」）に対して「はい」と答えた人の割合	99.0%（R01）【2019】	98.0%以上（R07）【2025】	第１期プログラム策定時より、低下していたが、これまでの継続した取組により、第２期プログラムでは、第１期の水準へ回復し、目標値（98.0%以上）を達成できたことから、第３期においては、その水準を維持することを目標とする。
3	川崎区役所	**区役所サービスの向上に向けた取組の推進**	川崎区役所利用者のサービス満足度	区役所職員の接遇状況等について、直接、利用者アンケートを実施することで、満足度を把握する。	川崎区役所利用者への聞き取り調査（年１回実施、支所各50人程度を含めて１回に400人程度）の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか。」）に対して「はい」と答えた人の割合	97.8%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	区役所サービスの受け手である利用者に快適にご利用いただくために設定するもの。なお、目標値は、現在の目標値を引き継ぐもの
4	幸区役所	**区役所サービスの向上に向けた取組の推進**	幸区役所利用者のサービス満足度	職員対応や庁舎環境等の区役所サービスに対する満足度が反映されることから、区役所サービス向上の取組の成果指標とするもの	幸区役所利用者への聞き取り調査の質問「本日は気持ちよく利用できましたか？」に対し、「はい」と回答した人数の割合	97.4%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	幸区役所での満足度調査において、「気持ちよく利用できた」と回答する来庁者の割合が98%以上になることを目指すもの
5	中原区役所	**中原区役所窓口混雑緩和・サービス環境改善の推進**	①オンラインによる事前申請の割合 ②中原区役所利用者のサービス満足度	①オンラインによる事前申請が可能な手続き（転入・転居・転出等の住所異動、印鑑登録、証明発行等）について、事前申請の割合を増やすことで、市民の利便性向上と窓口の混雑緩和、待ち時間短縮を図るもの ②区役所利用者への聞き取り調査の満足度	①オンラインによる事前申請が可能な手続きについて、全体の届出件数に対する事前申請の割合を算出する。 ②毎年度実施している区役所利用者への聞き取り調査の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか。」）に対して「はい」と答えた人の割合	①－（R02）【2020】 ②98%（R01）【2019】	①50% ②98%以上（R07）【2025】	①社員寮や区内不動産業者等を通じてオンラインによる事前申請を周知することで事前申請の割合を50%まで引き上げる。 ②利用者の満足度向上のため、課全体においてサービス向上を目指して日々の業務に取り組み改善を図ることで、高い満足度を維持する。
6	高津区役所	**区役所サービスの向上に向けた取組の推進**	高津区役所利用者のサービス満足度	職員の対応や区役所環境等の区役所サービスに対する満足度を調査することにより、より質の高い区役所サービスを提供し、これを継続して提供し続けることができるよう設定するもの	高津区役所利用者への窓口満足度聞き取り調査を年１回実施し、利用者300人以上に「気持ちよく利用できたか」を質問し、「はい」と答えた人の割合を算出する。	98%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	区役所の利用者の満足度98%以上とすることで、提供する区役所サービスの質を維持し、さらに向上させることを目的とするもの
7	宮前区役所	**市民目線に立った区役所サービスの推進**	宮前区役所利用者のサービス満足度	来庁した市民の満足度を把握するために調査を行うもの	宮前区役所利用者への聞き取り調査（年１回実施、１回に300人程度）の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか。」）に対して「はい」と答えた人の割合	98.3%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	宮前区役所での満足度調査において、「気持ちよく利用できた」と回答する来庁者の割合が98%以上になることを目指すもの

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 （測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
8	多摩区役所	**区役所サービスの向上に向けた取組の推進**	多摩区役所利用者のサービス満足度調査回答率	多摩区役所利用者への聞き取り調査の満足度	質問（「本日は気持ちよく利用できましたか。」）に対して「はい」と答えた人の割合 目標値は未実施の年度を除いた２期プログラム実績及び１期プログラム最終年度実績の平均値から算出	99% （R01） 【2019】	99% 以上 （R07） 【2025】	現状、99%という高い値を有しており、引き続き、高水準の成果指標を維持することを目標とし、当該数値の実現に寄与する内容のサービス向上研修の実施や、その結果によるサービス満足度を意識した窓口対応を行うことで、区役所サービスの向上を推進していくもの
9	麻生区役所	**区役所サービスの向上に向けた取組の推進**	麻生区役所利用者のサービス満足度	定期的に区役所の窓口利用者に対しサービス満足度に係る調査を行い状況を把握するもの	麻生区役所利用者への聞き取り調査（原則として年１回実施。サンプル数300人以上）の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか？」）に対して「はい」と答えた人の割合	99.3% （R01） 【2019】	98% 以上 （R07） 【2025】	定期的に区役所の窓口利用者への聞き取り調査を行い、サービス満足度について一定の水準が維持されることを目標とする。

取組３－（３）地域防災力の向上に向けた連携

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**地域防災力の向上に向けた取組の推進**	①避難所運営会議を開催している避難所の割合 ②家庭内備蓄を行っている人の割合	①大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。 ②災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民や、自宅避難が可能な世帯（家庭な備蓄を行っている市民）の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	①避難所運営会議開催箇所数／避難所数×100（%） ②市民アンケート（無作為抽出3,000人）の家庭内備蓄（食料・飲料水）を行っている人の割合	①68.2% ②55.2% （R02） 【2020】	①80%以上 ②60%以上 （R07） 【2025】	①東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。 引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の向上を目指すもの ②市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、割合の増加を目指すもの
2	川崎区役所	**地域防災力の向上に向けた取組の推進**	①川崎区総合防災訓練の参加者数 ②外国人向け防災講座の参加者数	訓練内容を指標とすることは難しいため、参加者数を指標とする。	①参加者数 ②参加者数	① 180名 ② 26名 （R02） 【2020】	① 400名 ② 100名 （R07） 【2025】	外国人を含む地域住民が災害発生時に対応できる知識や能力の向上に向けて、より多くの住民が訓練に参加することができる状態を目指して設定するもの
3	幸区役所	**地域防災力の強化に向けた取組の推進**	①避難所運営会議及び訓練の実施（全23箇所） ②「自主防災組織リーダー等養成研修」受講修了団体	①発災時に避難所の開設・運営が行えるよう、「訓練マニュアル」等を用いた避難所運営会議・訓練の実施 ②防災啓発活動による地域防災力の向上	①避難所運営会議及び訓練の実施回数 ②自主防災組織リーダー等養成研修の受講修了団体数	①22箇所 ②51組織 （R02） 【2020】	①23箇所 ②77組織 （R07） 【2025】	①区内全避難所での避難所運営会議及び訓練の実施 ②毎年様々なテーマで行う自主防災組織リーダー等養成研修への全自主防災組織の参加
4	中原区役所	**総合的な地域防災力の向上**	中原区防災連携協議会構成員数	新型コロナウイルス感染症対策を前提とした避難の見直しに伴う新たな課題について、組織横断的に検討し、有機的に連携し総合的な地域の防災力の向上を図るため、構成員を成果指標に設定するもの	現状値の増加を設定する。	120名 （R02） 【2020】	130名 （R07） 【2025】	地域の各種関係団体等、防災意識の高い団体を巻き込んでいくもの

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
5	高津区役所	**地域防災力向上に向けた取組の推進**	①避難所運営会議の開催箇所数 ②避難所運営会議の訓練箇所数	①災害時に地域住民が主体となって避難所の開設・運営ができるよう実施する避難所運営会議の開催箇所数 ②災害時に地域住民が主体となって避難所の開設・運営ができるように避難所運営会議で検討した内容を訓練する実施箇所数	①高津区内の避難所において避難所運営会議を開催した箇所数 ②高津区内の避難所において避難所運営会議が実施した訓練の箇所数	①15箇所 ②12箇所 （R01） 【2019】	①18箇所 ②15箇所 （R07） 【2025】	①全避難所22箇所のうち８割の開催を到達目標とし、現状値から段階的に増加を目指すもの。コロナの影響により、令和２（2020）年度は８箇所と減少したため、令和４（2022）年度は令和元（2019）年度の数値を目標値とする。 ②全避難所22箇所のうち６割強の実施を到達目標とし、現状値から段階的に増加を目指すもの。コロナの影響により、令和２（2020）年度は０箇所と減少（未実施）したため、令和４（2022）年度は令和元（2019）年度の数値を目標値とする。
6	宮前区役所	**地域防災力の向上に向けた取組の推進**	防災推進員研修等の受講者数	地域防災力向上につなげる支援として、一定数以上の受講者を対象に研修等を開催することで、地域人材の発掘・育成を継続するもの	防災推進員研修等の年間受講者数	75人 （R02） 【2020】	120人以上 （R07） 【2025】	受講者数を毎年一定水準で維持することにより、人材発掘・育成の継続実施を図るもの
7	多摩区役所	**地域防災力の向上に向けた取組の推進**	避難所運営会議訓練回数	多摩区内の避難所において、避難所運営会議が実施した訓練の箇所数	開催箇所数	６回 （R02） 【2020】	21回 （R07） 【2025】	多数の関係団体等と連携し、コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足に対応する形で、各避難所運営会議での訓練を実施することにより、地域の防災力の向上を図るもの
8	麻生区役所	**地域防災力の向上に向けた取組の推進**	①地域における自主防災組織の訓練への延べ参加者数 ②住民が主体となって開催する避難所運営会議の開催箇所数	①地域住民が自主防訓練に参加することにより地域防災の担い手が増える。 ②自主防が積極的に運営に携わる避難所が増えることで地域の防災力が向上する。	①地域における自主防災組織への延べ参加者数 ②住民が主体となって開催する避難所運営会議の開催箇所数	① 1,000人 ② ０箇所 （R02） 【2020】	① 3,500人 ② 10箇所 （R07） 【2025】	①地域防災の担い手となる人数を増やす。 ②地域が主体となった、共助に頼らない自助による避難所運営ができる避難所を増やす。

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方 （測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
9	消防局	**消防団を中核とした地域防災力の充実・強化**	消防団員数の充足率	地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数（1,345人）に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するもの。なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	現員数÷条例定員数×100%	81.2% （R02） 【2020】	93.0% （R07） 【2025】	第３期は第２期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に諮り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る93%以上（計画策定時点）を目標値とする。

取組３－（４）積極的な情報共有の推進

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**効率的・効果的なシティプロモーション**	①シビックプライド指標（ 市民の川崎への「愛着」） ②シビックプライド指標（ 市民の川崎への「誇り」） ③必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合	①②市民・事業者等がシビックプライドを持つことで、都市の一層の活性化と持続的な発展が見込まれる。 ③広報媒体の変化に適切に対応しながら、情報発信を確実に行うことを目指して取り組んでいるが、その成果は、総合計画の成果指標に関するアンケート（２年ごとに実施）に基づき、市民が必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合により測ることができる。	①都市イメージ調査において「愛着」に関して３つの質問項目を設け、その評価を１点～10点とし、各項目の平均値を得点として算出 ②都市イメージ調査において「誇り」に関して３つの質問項目を設け、その評価を１点～10点とし、各項目の平均値を得点として算出 ③市民アンケートの結果（無作為抽出3,000人）の必要な市政情報を得ることができていると思う人（そう思う+やや思う）の割合	① 5.4点 ② 4.7点 ③ － （R02） 【2020】	① 7.0点 以上 ② 6.0点 以上 ③ 45% 以上 （R07） 【2025】	①②分野別計画である「シティプロモーション戦略プラン」にて定めている目標値に合わせて設定 ③平成27（2015）年に実施したインターネットアンケート結果（37.5%）に基づき、全国の政令市平均（39.6%）を目指し、第１期計画期間までを1.5%増、第２期計画期間以降は各期３%増を目標値として設定
3	総務企画局	**広聴機能の強化に向けた取組の推進**	研修達成度（市長への手紙制度研修、アンケート調査に係る研修参加者アンケート）	広聴業務に携わる職員のスキルアップや全庁的な人材育成に向けたサポートを行うための研修を実施し、職員のスキルアップ等を図るもの	初めて広聴業務担当となった研修参加者へのアンケートにおいて「意識が深まった」又は「スキルアップに役立った」と答えた職員の割合	96.4% （R02） 【2020】	90% 以上 （R07） 【2025】	常に90%以上の受講者がスキルアップを実感できる研修を実施することで、各部署の業務の中で市民の声を取組に活かすことのできる職員の育成を図る。
4	財政局	**財政状況（予算・決算）の見える化**	市ウェブサイトや市政だより等における市民アンケートにおいて、「わかりやすかった」と答えた人の割合	具体的な数値目標の設定は困難ですが、市民にとってわかりやすいかどうかを市ウェブサイトや市政だよりのアンケート等を活用し、80%以上がわかりやすいと思ってもらえる公表資料を目指すもの	市ウェブサイトや市政だよりのアンケート等で、「わかりやすい」と回答していただいた市民割合	－ （R02） 【2020】	80% 以上 （R07） 【2025】	市ウェブサイトや市政だよりのアンケート等により、回答していただいた市民の80%以上がわかりやすいと思ってもらえる公表資料を目指すもの

取組４－（１）組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**組織力の向上に向けた計画的な人材の育成**	研修やＯＪＴに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っていると考える職員の割合（働き方についてのアンケート調査）	川崎市人材育成基本方針において、市職員のあるべき姿として、人材ビジョンを掲げ、これまで以上に市民の視点に立ち、改善・改革意識、コスト意識、スピード感をもって、積極的に地域の課題解決を図ることができる人材育成を進めていくこととしているため、「研修やＯＪＴに対する取組について、職員としての意識やスキルの向上に役立っていると回答した職員の割合を指標とするもの	職員に対する「働き方についてのアンケート調査」（無作為抽出3,000人）で、「研修やＯＪＴに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っているか。」という設問に対し、「そう思う」又は「やや思う」と回答した職員の割合	66.6%（R03）【2021】	80%以上（R07）【2025】	第２期において、平成29（2017）年度のアンケート結果を職位毎に見た場合、「管理職」では79.8%であることから、全体においても同水準程度の割合を目標（80%）として設定しているが、引き続き、第３期においても、同目標の達成に向けて取組を推進するもの
5	人事委員会事務局	**多様で有為な人材の確保**	大卒程度等採用試験の採用予定人員に対する受験者数の比率	一定の倍率が確保された中で選考を行うことで、多様で有為な人材の確保が可能となるもの。特に採用試験区分や採用予定人員が最も多い大卒程度等の採用試験において一定の倍率を維持することは重要と考えるもの	職種ごとの受験人数÷採用予定人員	全区分のうち３区分で３倍未満（R02）【2020】	全区分で３倍以上（R07）【2025】	多様で有為な人材の安定的な確保のため、全区分で３倍以上を目指すもの

取組４－（２）行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**行政のデジタル化に必要な人材育成の推進**	デジタル技術やデータ活用を意識して業務に取り組んでいると考える職員の割合	行政のデジタル化に向けた職員の意識の向上を目的とした取組の効果を図るため、職員の意識アンケートの結果を成果指標に設定	職員を対象としたアンケート調査の数値を成果指標に設定	－ （R02） 【2020】	70% （R07） 【2025】	デジタル化と密接に関係する「ペーパレスを意識して業務に取り組んでいる職員の割合（働き方についてのアンケート調査）」の現状値が50.2%であることを踏まえ、新たな成果指標である本指標においても、現状値を50%と想定し、毎年度５%程度以上の上昇を目指し、70%と設定するもの
3	市民文化局	**区役所における行政のプロフェッショナルの育成**	コミュニティデザイン手法（技法）の習得度（事後アンケート）	「めざすべき区役所像」の実現に向けた取組の成果指標として、新たに「コミュニティデザイン手法の習得度」の項目についてアンケートを実施する。	研修後アンケートの質問（「コミュニティデザイン手法（技法）を習得できたか。」）に対して「充分できた」「できた」と答えた人の割合	－ （R02） 【2020】	70% （R07） 【2025】	・第３期からは、「行革プログラム基本的な考え方」を踏まえ、区役所職員に本庁職員を加えて実施する予定であることから、第２期までの活動指標である「研修参加率」から、アンケート結果による「成果指標」に変更する。 ・新たに本庁職員（他任命も含む。）も対象とするため、過去の区役所職員へのアンケート結果を参考に、目標値を70%とし、それに向けて、改善を図りながら取組を進める。
4	川崎区役所	**多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に向けた人材育成**	区役所での取組事例等の研修実施における受講職員の理解度	研修参加者だけではなく、研修に参加できなかった区役所職員に対しても「多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進に向けた人材」を育成する必要があることから、研修に参加した者などを中心として、研修で習得した知識を踏まえ、自所属で地域課題解決に向けて取組んでいる事業についての研修を実施する。研修を実施することにより、組織横断的に情報・地域課題を共有し、効果的な地域づくり等の手法を習得することができる。	区役所において取り組んでいる地域課題解決に向けた事業等の研修アンケートにおいて、研修内容を「より理解できた」「理解できた」と答えた職員の割合	－ （R02） 【2020】	100% （R07） 【2025】	地域包括ケアシステム推進ビジョンやこれからのコミュニティ施策の基本的考え方等を踏まえ、現在の少子高齢社会及び将来の人口減少社会を見据えた地域づくりにむけ、地域のことをよく知り、区民の視点に立って変化する地域課題に対応できる職員の育成が図られる状態を目指し設定するもの
5	川崎区役所	**更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進**	川崎区役所利用者のサービス満足度	区役所職員の接遇状況等について、直接、利用者アンケートを実施することで、満足度を把握するもの	川崎区役所利用者への聞き取り調査（年１回実施、支所各50人程度を含めて１回に400人程度）の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか。」）に対して「はい」と答えた人の割合	97.8% （R01） 【2019】	98% 以上 （R07） 【2025】	区役所サービスの受け手である利用者に快適にご利用いただくために設定するもの。なお、目標値は、現在の目標値を引き継ぐもの

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
7	幸区役所	**更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進**	幸区役所利用者のサービス満足度	窓口サービス向上のための職員の質の改善	住民の中から2,000件程度を無作為抽出	97.4%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	人材育成に関する良好なＰＤＣＡサイクルを循環させることにより、区役所職員の「めざす職員像」の浸透を図っていく。
9	中原区役所	**更なる区役所サービス向上に向けた人材育成の推進**	中原区役所利用者のサービス満足度	研修等による成果を区役所利用者の満足度で確認するもの	毎年度実施している区役所利用者への聞き取り調査の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか。」）に対して「はい」と答えた人の割合	98%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	利用者の満足度向上のため、課全体においてサービス向上を目指して日々の業務に取り組み改善を図ることで、高い満足度を維持するもの
11	高津区役所	**区役所サービスを支える人材の計画的な育成**	高津区役所利用者のサービス満足度	職員の対応や区役所環境等の区役所サービスに対する満足度を調査することにより、より質の高い区役所サービスを提供し、これを継続して提供し続けることができるよう設定するもの	高津区役所利用者への窓口満足度聞き取り調査を年１回実施し、利用者300人以上に「気持ちよく利用できたか」を質問し、「はい」と答えた人の割合を算出する。	98%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	区役所の利用者の満足度98%以上とすることで、提供する区役所サービスの質を維持し、さらに向上させることを目的としたもの
12	宮前区役所	**区役所サービスを支える人材の計画的な育成**	宮前区役所利用者のサービス満足度	来庁した市民の満足度を把握するために調査を行うもの	宮前区役所利用者への聞き取り調査（年１回実施、１回に300人程度）の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか。」）に対して「はい」と答えた人の割合	98.3%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	宮前区役所での満足度調査において、「気持ちよく利用できた」と回答する来庁者の割合が98%以上になることを目指すもの
13	多摩区役所	**多様な主体の参加と協働によるまちづくりの推進等区役所に求められる人材育成の推進**	研修達成度	研修後のアンケートによる貢献度	研修受講者へのアンケートで「研修を今後の業務に役立てていける」と回答した職員の割合	98%（R02）【2020】	98%以上（R07）【2025】	市民満足度を意識した研修や、地域づくりに関わる研修、専門知識・能力の向上を図る研修等、各種研修において高水準の貢献度を達成することにより、区役所サービスの向上や職員の能力向上につなげることに加え、区役所全体で地域との協働意識を醸成し、コーディネート力を備え、より広い視野を持った人材育成を推進するもの
15	麻生区役所	**ワーキンググループを活用した課題解決の取組と更なる区役所サービス向上等に向けた人材育成の推進**	麻生区役所利用者のサービス満足度	コミュニティ施策や区の事業課題を横断的に情報共有等をすることで、各部署がより連携して課題解決に取り組むことで区民サービスの向上につながる。	ワーキンググループ参加者へのアンケート	99.3%（R01）【2019】	98%以上（R07）【2025】	人事異動等により毎年職員体制も変わることから定期的にコミュニティ施策や区の事業課題等を横断的に情報共有することで、職員の理解度を向上させ人材育成を図ることを目標とする。

取組４－（３）職員の改善･改革意識及びコンプライアンス意識の向上

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**職員の改善意識･意欲の向上と職場改善運動の推進**	①積極的に業務改善に取り組んでいると考える職員の割合（働き方についてのアンケート調査） ②事業･業務にかかるコストを意識して仕事に取り組んでいると考える職員の割合（働き方についてのアンケート調査）	①職員の改善意欲の向上を目的とした取組の効果を図るため、職員の意識アンケートの結果を成果指標に設定 ②職員のコスト意識の向上を目的とした取組の効果を図るため、職員の意識アンケートの結果を成果指標に設定	①職員を対象としたアンケート調査の数値を成果指標に設定 ②職員を対象としたアンケート調査の数値を成果指標に設定	①70.0% ②75.3% （R02） 【2020】	①80%以上 ②80%以上 （R07） 【2025】	①②毎年度、前年度以上の割合とすることを目指し、令和７（2025）年度には80%以上とすることを目標とするもの
4	会計室	**適正な会計事務の執行に向けた人材育成**	会計事務習熟度テストの正答率	会計事務初任者を対象としたシステム操作研修及び会計事務研修、分任審査を担当する職員を対象とした審査出納員研修、会計事務職員の賠償責任などを主体としたコンプライアンス研修を行い、職員が適正な会計事務の知識を習熟することで、事務ミスの未然防止に繋がる。このため、研修内容を適宜精査、改訂を行い、継続的かつ効果的な研修を実施するとともに、研修後に習熟テストを行うことで、より適正な事務執行体制の醸成を図る。	正答率　80%	－ （R02） 【2020】	80% （R07） 【2025】	研修受講者は毎年度異なることが想定されるため、各年度正答率80%以上を目指すもの
5	監査事務局	**財務事務執行等の改善に向けた取組の強化**	研修達成度 （受講者アンケート）	事務処理ミス、法令違反等の未然防止や事務改善に向け、実際に取り組む「きっかけ」を得ることが重要であることから、研修実施による研修達成度を指標とする。	事例研修会、ｅラーニング等の受講後のアンケートにおいて「事務処理ミス、法令違反等の未然防止や事務改善に向けて取り組む「きっかけ」となった」と回答した受講者の割合	94% （R02） 【2020】	98% 以上 （R07） 【2025】	現状値を踏まえ、毎年度１%以上向上させていくことを目指し、98%以上を目標とする。

取組４－（４）職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

課題No.	所管	課題名	成果指標名	成果指標の考え方（測定効果のポイント）	算出方法	現状値	目標値	目標値の考え方
1	総務企画局	**職員個々の状況に応じた働く環境の整備**	①障害者実雇用率 ②職員アンケート「働き方に関する満足感」	①障害者雇用の拡大の状況を図ることができる。 ②「働きやすさ」と「働きがい」のある職場環境づくりを推進する。	①神奈川労働局への任免通報に係る調査結果 ②職員アンケート回答から抽出	① 2.53% ② 79.8% （R02） 【2020】	① 3.0%以上 ② 80.0%以上 （R07） 【2025】	誰もが働きやすく、満足度の高い職場環境を目標とするため。
2	総務企画局	**女性活躍推進・次世代育成支援の推進**	①管理職（課長級）に占める女性比率 ②男性職員の育児休業取得率 ③職員の年次休暇取得日数 ④職員アンケート「働き方に関する満足感」 ⑤年間480時間を超える時間外勤務職員数	①多様な視点を市の政策に活かすため、意欲・能力のある女性職員が政策や方針の決定過程に参画することができるよう、管理職への積極的な登用を行う。 ②育児・介護等時間に制約のある職員を含めて、全ての職員が働きやすい環境で能力を発揮できる職場環境づくりを推進する。 ③全ての職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。 ④「働きやすさ」と「働きがい」のある職場環境づくりを推進する。 ⑤仕事と生活の両立を阻害する要因である長時間勤務を是正するため。	①管理職（課長級）に占める女性比率（全任命） ②「当該年度に新たに育児休業を取得した職員（子の出生時期は問わない）」÷「当該年度に出産した（配偶者が出産した）職員数」×100 ③「年次休暇総取得日数」÷「正規職員数」×100 ④職員アンケート回答から抽出 ⑤時間外勤務状況から抽出	① 24.0% （R03.4.1） 【2021.4.1】 ② 17.8% ③ 13.5日 ④ 79.8% ⑤ 484人 （R02） 【2020】	① 30%以上 （R08.4.1） 【2026.4.1】 ② 30%以上 ③ 16日以上 ④ 80%以上 ⑤ 0人 （R07） 【2025】	性別・年齢を問わず、また子育て中の職員についても、全ての職員が仕事を私生活を充実させることができる職場環境を目標とするため。
3	総務企画局	**メンタルヘルス対策の充実**	メンタルヘルス不調による長期療養者割合の減少	長期療養者割合を前年度数値以下に抑えることにより、安定した市民サービスの提供につなげるために設定するもの	当該年度における「精神及び行動の障害」による長期療養者数（市長事務部局）/当該年度の４月１日時点での正規職員数（市長事務部局）	1.79% （R02） 【2020】	1.61%以下 （R07） 【2025】	令和７（2025）年度のメンタルヘルス不調による長期療養者割合を1.61%以下に減少させることを目指すもの

パブリックコメント　意見書

題　名	川崎市行財政改革第３期プログラム 素案		
氏　名 **（団体の場合は、名称及び代表者名）**			
電話番号		**FAX番号**	
住所（又は所在地）＊区名まで			
意見の提出日	令和３年　　月　　日	**枚数**	枚（本紙を含む）

意　見

●お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
●記載していただいた個人情報は、提出された御意見の内容を確認する場合等に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。
●御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開しません。

提　出　先			
部署名	**総務企画局行政改革マネジメント推進室**		
電話番号	044-200-1824	**FAX番号**	044-200-0622
住所	〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地		

ホームページ（「意見を募集している政策等」のページ）から
意見の提出が可能です。アドレスは次のとおりです。　こちらからアクセスできます→
https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000134456.html

市民説明会の開催について

「川崎市総合計画 第３期実施計画 素案」及び「川崎市行財政改革第３期プログラム素案」について、内容の説明や質疑応答を行うため、市民説明会を開催します。市長が直接皆様に説明し、質問にお答えします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、**説明会会場への参加は事前申込制**とさせていただきます。事前申込のない方は参加いただけませんので、ご了承ください。また、**オンラインによるライブ配信**を行います。**オンラインによるライブ配信は申込は不要**です。

日にち	**令和３（2021）年 12 月 18 日（土）**
時間	14:00～16:30（開場 13:30）
場所	中原区役所 ５階会議室
アクセス	JR 南武線・横須賀線、 東急東横線・目黒線 「武蔵小杉駅」下車徒歩５分

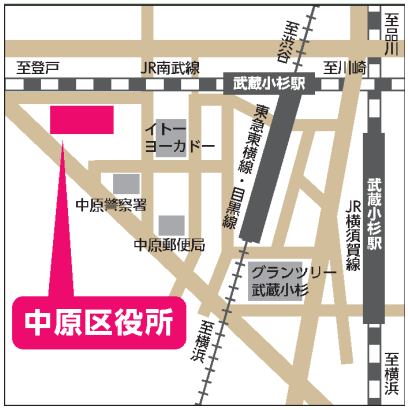

中原区役所 案内図

■ **オンラインによるライブ配信**（**事前申込は不要**です）

↓こちらからアクセスできます。

説明会当日、次の **YouTube「川崎市市民説明会チャンネル」でライブ配信**を行います。「川崎市市民説明会チャンネル」で検索してください。

https://www.youtube.com/channel/UCHxGmHkgy48K4y8UT4u4g4Q

■ **参加と当日の質問**

◇会場参加（**事前申込が必要**、**令和３年 12 月８日(水)必着**）

●定員：100 名（**申込多数の場合は抽選**とさせていただきます）

◇オンライン参加

●オンラインで参加し、質問をしない方は、申込は不要です。YouTube チャンネルをご覧ください。

●オンラインでの質問を希望される方は、申込フォームで質問をお送りください。

◇当日の質問

当日は、会場またはオンラインでの質疑応答を予定しています。質問のある方は、事前に質問を提出してください。**質疑は、事前に質問を提出いただいた方の中から指名し、会場またはオンラインでご質問いただく予定**です。

なお、オンラインでの質疑は、Zoom を活用して行いますので、**オンライン質疑を御希望の場合は Zoom アカウントをご用意いただきます**。

◇申込・質問方法

↓こちらからアクセスできます。

●申込フォーム

・次のアドレスの申込フォームに必要事項を記載して送信してください。

https://logoform.jp/form/FUQz/47938

・**当日質問をしたい方は、フォームの質問欄に記載**してください。

●郵送または FAX

・「説明会会場参加申込書・質問カード」に必要事項を記入して送付

してください。
・**当日質問をしたい方は、質問の内容を記載**してください。
・郵送先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地　川崎市役所企画調整課
・FAX 番号：044-200-0401

◇申込締切：**令和３年 12 月８日(水)必着**

◇抽選結果：申込フォームで申込された方には E メールでお送りします。
郵送または FAX で申込された方にはいただいた方法で返信します。

■　保育・手話通訳・要約筆記のご希望

保育（２歳から：先着順）・手話通訳・要約筆記のご希望がある方は、ご希望の旨、お名前（よみがな）、連絡先、お子様のお名前（よみがな）・年齢（保育の場合のみ）を下記連絡先まで御連絡ください。

※詳細については申込後に調整させていただきます。

【連絡先】
・川崎市役所行政改革マネジメント推進室
電話：044-200-1824
FAX 番号：044-200-0622
E-mail：17manage@city.kawasaki.jp
・申込締切：**令和３年 12 月８日(水)必着**

<問合せ先>
川崎市総務企画局都市政策部企画調整課
電話：　044-200-0372　　FAX：　044-200-0401
E-mail：　17kityo@city.kawasaki.jp

説明会会場参加申込書・質問カード
✂切:12/8必着

ふりがな	
お名前	
住所	
年代(例:40代)	
電話番号	
FAX番号	

●記載いただいた個人情報は、説明会に関するご連絡のみに利用します。
また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。
●希望者多数の場合、抽選とさせていただきます。結果は申込いただいた手法（例：郵送で申し込みされた方には郵送で）で返信します。
●FAXで申込される方は、必ず返信先のFAX番号を記載してください。
●質問などの概要を公表する際は、個人情報は公開しません。

当日、会場で聞いてみたい質問

※当日質問をしたい方は、こちらに記載してください。
特に質問のない方は、記載は不要です。

提 出 先

住所(郵送)	〒210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地 川崎市役所　企画調整課あて
FAX番号	044-200-0401

川崎市行財政改革第３期プログラム素案

令和３（2021）年 11 月

【お問い合わせ先】
川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室
電話　　044－200－2050
ＦＡＸ　044－200－0622
E-mail　17manage@city.kawasaki.jp

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。

川崎市